

目 次  
第1号（12月13日）

|                      |    |
|----------------------|----|
| 告 示 .....            | 1  |
| 応招議員 .....           | 1  |
| 議事日程 .....           | 2  |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 3  |
| 出席議員 .....           | 4  |
| 欠席議員 .....           | 5  |
| 事務局職員出席者 .....       | 5  |
| 説明のため出席した者の職氏名 ..... | 5  |
| 開 会 .....            | 5  |
| 会議録署名議員の指名 .....     | 7  |
| 会期の決定 .....          | 8  |
| 諸般の報告 .....          | 8  |
| 町長提出第147号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第148号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第149号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第150号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第151号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第152号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第153号議案 .....    | 10 |
| 町長提出第154号議案 .....    | 11 |
| 町長提出第155号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第156号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第157号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第158号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第159号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第160号議案 .....    | 19 |
| 町長提出第161号議案 .....    | 19 |
| 散 会 .....            | 32 |
| 署 名 .....            | 33 |

第2号（12月16日）

|                   |    |
|-------------------|----|
| 議事日程 .....        | 35 |
| 本日の会議に付した事件 ..... | 35 |
| 出席議員 .....        | 35 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 欠席議員           | 35  |
| 事務局職員出席者       | 35  |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 36  |
| 開 議            | 37  |
| 会議録署名議員の指名     | 37  |
| 一般質問           | 37  |
| 10番 後山 幸次君     | 37  |
| 8番 三浦 英治君      | 50  |
| 1番 草田 吉丸君      | 65  |
| 3番 川田 剛君       | 83  |
| 7番 御手洗 剛君      | 95  |
| 2番 米澤 宥文君      | 113 |
| 散 会            | 126 |
| 署 名            | 127 |

### 第3号（12月17日）

|                |     |
|----------------|-----|
| 議事日程           | 129 |
| 本日の会議に付した事件    | 129 |
| 出席議員           | 129 |
| 欠席議員           | 129 |
| 事務局職員出席者       | 129 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 130 |
| 開 議            | 130 |
| 会議録署名議員の指名     | 130 |
| 一般質問           | 130 |
| 4番 道信 俊昭君      | 130 |
| 5番 板垣 敬司君      | 148 |
| 9番 寺戸 昌子君      | 165 |
| 11番 岡田 克也君     | 183 |
| 6番 丁 泰仁君       | 200 |
| 散 会            | 220 |
| 署 名            | 221 |

### 第4号（12月18日）

|             |     |
|-------------|-----|
| 議事日程        | 223 |
| 本日の会議に付した事件 | 224 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 出席議員                   | 2 2 6 |
| 欠席議員                   | 2 2 6 |
| 事務局職員出席者               | 2 2 6 |
| 説明のため出席した者の職氏名         | 2 2 6 |
| 開 議                    | 2 2 7 |
| 会議録署名議員の指名             | 2 2 7 |
| 町長提出第 1 4 7 号議案        | 2 2 7 |
| 町長提出第 1 4 8 号議案        | 2 2 9 |
| 町長提出第 1 4 9 号議案        | 2 3 1 |
| 町長提出第 1 5 0 号議案        | 2 3 2 |
| 町長提出第 1 5 1 号議案        | 2 3 3 |
| 町長提出第 1 5 2 号議案        | 2 3 4 |
| 町長提出第 1 5 3 号議案        | 2 3 4 |
| 町長提出第 1 5 4 号議案        | 2 3 5 |
| 町長提出第 1 5 5 号議案        | 2 3 6 |
| 町長提出第 1 5 6 号議案        | 2 5 8 |
| 町長提出第 1 5 7 号議案        | 2 5 8 |
| 町長提出第 1 5 8 号議案        | 2 5 9 |
| 町長提出第 1 5 9 号議案        | 2 6 0 |
| 町長提出第 1 6 0 号議案        | 2 6 1 |
| 町長提出第 1 6 1 号議案        | 2 6 1 |
| 請願第 3 号                | 2 6 2 |
| 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について | 2 6 4 |
| 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について | 2 7 1 |
| 議員派遣の件                 | 2 7 7 |
| 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について | 2 7 8 |
| 発議第 2 号                | 2 7 9 |
| 閉 会                    | 2 8 0 |
| 署 名                    | 2 8 1 |

津和野町告示第 81 号

令和元年第 8 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年 12 月 3 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和元年 12 月 13 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 草田 吉丸君 | 米澤 宥文君 |
| 川田 剛君  | 道信 俊昭君 |
| 板垣 敬司君 | 丁 泰仁君  |
| 御手洗 剛君 | 三浦 英治君 |
| 寺戸 昌子君 | 後山 幸次君 |
| 岡田 克也君 | 沖田 守君  |

---

○12月16日に応招した議員

---

○12月17日に応招した議員

---

○12月18日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第8回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和元年12月13日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第147号議案 津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第148号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定について

日程第 6 町長提出第 149 号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定  
について

日程第 7 町長提出第 150 号議案 津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関  
する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 151 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部  
改正について

日程第 9 町長提出第 152 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正  
について

日程第 10 町長提出第 153 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に  
ついて

日程第 11 町長提出第 154 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

日程第 12 町長提出第 155 号議案 平成 3 1 年度津和野町一般会計補正予算（第 6  
号）

日程第 13 町長提出第 156 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補  
正予算（第 3 号）

日程第 14 町長提出第 157 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予  
算（第 3 号）

日程第 15 町長提出第 158 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 159 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正  
予算（第 3 号）

日程第 17 町長提出第 160 号議案 平成 3 1 年度津和野町病院事業会計補正予算（第  
2 号）

日程第 18 町長提出第 161 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算（第  
3 号）

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 147 号議案 津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償  
に関する条例の制定について

日程第 5 町長提出第 148 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

日程第6 町長提出第149号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定  
について

日程第7 町長提出第150号議案 津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関  
する条例の一部改正について

日程第8 町長提出第151号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部  
改正について

日程第9 町長提出第152号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正  
について

日程第10 町長提出第153号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に  
ついて

日程第11 町長提出第154号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

日程第12 町長提出第155号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算（第6  
号）

日程第13 町長提出第156号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補  
正予算（第3号）

日程第14 町長提出第157号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予  
算（第3号）

日程第15 町長提出第158号議案 平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）

日程第16 町長提出第159号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）

日程第17 町長提出第160号議案 平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第  
2号）

日程第18 町長提出第161号議案 平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第  
3号）

---

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番 川田 剛君

4番 道信 俊昭君

5番 板垣 敬司君

6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 寺戸 昌子君

10番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |        |        |       |        |
|------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長         | …………… | 下森 博之君 | 副町長    | …………… | 島田 賢司君 |
| 教育長        | …………… | 世良 清美君 | 総務財政課長 | …………… | 岩本 要二君 |
| 税務住民課長     | …………… | 山本 慎吾君 |        |       |        |
| つわの暮らし推進課長 | …………… |        |        |       | 内藤 雅義君 |
| 健康福祉課長     | …………… | 土井 泰一君 | 医療対策課長 | …………… | 下森 定君  |
| 農林課長       | …………… | 久保 睦夫君 | 商工観光課長 | …………… | 藤山 宏君  |
| 環境生活課長     | …………… | 清水 浩志君 | 建設課長   | …………… | 益井 仁志君 |
| 教育次長       | …………… | 齋藤 道夫君 | 会計管理者  | …………… | 青木早知枝君 |

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。本日令和元年第8回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位にはおそろいで御出席をいただき、まことにありがとうございました。

会議に先立って、後山議員には、先ほど全国町村議長会会長の代理で表賞授与式を行いました。30年という長きにわたって、町村議会議員として、鋭意御尽力されてこられた、その功績が高く評価をされての表彰であります。まことにおめでとうございます。

開会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思いますが、ことしは、ああして5月1日に新天皇の即位が行われて、元号も平成から令和と改められた。そして、去る10月22日には、宮中にて即位礼正殿の儀式が厳かにとり行われました。そして、広く国内外に宣明をされたと、そういう1年でもあったわけであります。

島根県も既に4月に県知事選挙が行われて、新しい丸山知事の誕生と相なって、こういう状況でもありました。

一方、毎年のように日本列島各地で台風や集中豪雨等によって、大きな被害が発生いたしました。多くの方々が亡くなられ、また、貴重な公共財産を初め個人財産等が失われるという、まことに痛ましい、そういう災害でもあったわけですが、亡くなら

れた方に深く哀悼の意を表するとともに、1日も早い被災地の復旧復興を心から願うものでもあります。

一方、我が津和野の状況を鑑みましても、人口減少は一向に歯どめがかからない。集落の維持、本当に高齢化してまいって、若者が少なくなったということは、こんなに寂しい限りになるのかなというのをつくづく昨今、強く感じるわけではありますが、商店街は本当に疲弊そのもの。農地、林地を含めて、なかなか維持でさえまならないという、こういう状況下にあるわけでありました。

国では、そういった実態を受けて、去る臨時国会が終了いたしました。その国会で、地域人口減少に対処するための「特定地域づくり事業の推進に関する法律」と。長い法律名ではありますが、特措法が制定をされました。そして、いよいよ12月4日に公布されて、年明けの令和2年6月4日から施行される、こういう状況であります。この法律の趣旨にのっとり、我々の地域を初め、衰退する地方が少しでも歯どめがかかって、若者が定住してくれるような、そのような社会になってほしいと、強く願うものであります。

最後になりましたが、一言、苦言になって恐縮であります。城山の事業実施において、極めて大きなミスが発生をしたと、こういう報告を受けて、まことに残念でならないわけではありますが、庁議のあり方、職員教育のあり方等々、万全な体制を整えられて、これらに、また、対処していただきたいと強くそのことを求めておきたいと思っております。

我々も、この12月定例会あるいは年明けの3月の新年度予算審議の定例会等々で、先ほどから申し上げるような地域の実態等も含め、執行部と議会が一体となって、十分な審議、論議が行われることを強く求めて挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を始めたいと思っております。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。



議会運営委員会を令和元年12月9日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日12月13日金曜から18日水曜までの6日間としたいと思います。

初日の13日金曜は、議長より諸般の報告を受け、その後、町長提出議案の説明を受けて、散会したいと思います。

14日土曜、15日日曜は休会といたします。

16日月曜、17日火曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は11人の35件であります。

18日水曜は、町長提出議案についての質疑、討論、表決及び請願の所定の処理を行い、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。令和元年12月13日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月18日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月18日までの6日間と決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会招集日以降における議会行事及び報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

### **【9月定例会以降】**

- |          |   |
|----------|---|
| 9月 9日（月） | 平成30年度決算審査特別委員会（初日）                         |
| 11日（水）   | 広報広聴常任委員会                                   |
| 12日（木）   | 総務経済常任委員会所管事務調査<br>鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら） |
| 13日（金）   | 平成30年度決算審査特別委員会（2日目）                        |
| 17日（火）   | 平成30年度決算審査特別委員会（3日目）                        |

- 18日(水) 平成30年度決算審査特別委員会(4日目)
- 19日(木) 平成30年度決算審査特別委員会(5日目)
- 25日(水) 全員協議会、広報広聴常任委員会
- 27日(金) 広報広聴常任委員会
- 10月 3日(木) 広報広聴常任委員会
- 6日(日) 長石剣道大会(津和野体育館) 議長
- 7日(月) 大分県中津市議会視察受入(町民センター) 議長
- 8日(火) 広報広聴常任委員会 正副委員長
- 10日(木) 鹿足郡事務組合議会定例会(クリーンパルにちはら)  
鹿足郡不燃物処理組合議会定例会(吉賀町)  
鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会(吉賀町)
- 16日(水) 文教民生常任委員会調査視察(吉賀町役場)
- 17日(木) 日原遺族会総会・追悼法要(丸立寺) 議長  
総務経済常任委員会調査視察(津和野高校)
- 20日(日) スポーツ少年団柔道大会(津和野高校柔剣道場) 議長
- 21日(月) 鹿足郡町村議会議員研修会(吉賀町) 議員11名
- 23日(水) 第7回臨時会、全員協議会、議会運営委員会
- 28日(月) 島根県町村議会議員研修会(松江市) 全議員
- 31日(木) 日原地域老人クラブ福祉大会(池河体育館) 議長  
岐阜県飛騨市議会視察受入(津和野庁舎)
- 11月 3日(日) 津和野町功労者表彰式典(日原小学校体育館) 議長
- 5日(火) 益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会(益田市)
- 6日(水) 愛知県安城市議会視察受入(藩校養老館) 議長
- 12日(火) 全国町村議会議長会創立70周年記念式典・全国町村議会  
～14日(木) 議長会全国大会(東京都) 議長
- 15日(金) 全員協議会、議会運営委員会
- 19日(火) 災害に強い道路と物流を考えるシンポジウム(萩市)  
議員11名
- 23日(土) 大嘗祭並びに農作物品評会表彰式典(稲成神社) 議長
- 25日(月) 正副議長・正副委員会研修会(松江市) 議員10名
- 12月 1日(日) 鹿足地区更生保護女性会研修大会(日原小学校体育館)  
議長
- 6日(金) 一般質問通告締め切り 正午
- 9日(月) 議会運営委員会
- 11日(水) 文教民生常任委員会所管事務調査  
県立津和野高等学校後援会第2回理事会(津和野庁舎)

議長

【表彰】

11月13日（水） 全国町村議会議長会創立70周年記念表彰  
永年功勞（在職議員30年以上） 後山幸次

【視察】

10月 7日（月） 大分県中津市議会（9名）観光客と滞在型観光まちづくり  
31日（木） 岐阜県飛騨市議会（3名）観光振興の取り組み等

11月 6日（水） 愛知県安城市議会（6名）日本遺産認定による地域活性化  
益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡  
養護老人ホーム組合議会の報告に関する事項に、書類につきましては、お手元に配付の  
とおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんをいただきたい  
と思います。

---

日程第4．議案第147号

日程第5．議案第148号

日程第6．議案第149号

日程第7．議案第150号

日程第8．議案第151号

日程第9．議案第152号

日程第10．議案第153号

日程第11．議案第154号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第147号津和野町会計年度任用職員の給与  
及び費用弁償に関する条例の制定についてより、日程第11、議案第154号津和野町  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改  
正についてまで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題  
とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、お  
そろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、条例案件8件、一般会計を初め各会計補正予算  
案件7件の合計15案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審  
議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第147号でございますが、津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第148号でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第149号でございますが、津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第150号津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第151号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第152号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第153号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第154号でございますが、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第147号を御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設されました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定める条例でございます。

第1条をごらんください。

地方公務員法並びに地方自治法の規定に基づいて、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、定めるものです。

第2条につきましては、会計年度任用職員に、フルタイム及びパートタイムの職員を置くことを定義としております。

第3条として、会計年度職員の給与とは、フルタイム会計年度任用職員では、給料、住居手当から期末手当をいい、パートタイム会計年度職員にあつては、報酬及び期末手当とすることをここに定めております。

第4条といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の給料については、給料表を定めております。

これにつきましては、5枚目の最終ページに別表として給料表をつけておりますので、また見ていただけたらというふうに思います。

1枚めくっていただきまして、第8条から第12条までは、フルタイム会計年度任用職員の住居手当等について定めております。いずれも町職員の給与に関する条例に準じるもので、字句の読みかえについて定めております。

次ページの第14条については、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、6月以上の任期の考え方について定めております。

1枚めくっていただきまして、第17条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の月額報酬、日額報酬及び時間額報酬について定めており、次ページの第18条から第20条までは、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の報酬額について定めております。

続いて、次ページの第22条でございますが、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員の考え方について定めております。

1枚めくっていただきまして、第26条、第27条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、旅行に係る費用弁償について、うたっております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行されるものでございます。

また、この条例は、単純な労務に雇用される会計年度職員の給与の種類及び基準について、準用するものでございます。

以上でございます。

それでは、次に、議案第148号を御説明いたします。

この条例は、今、御説明をいたしました議案第147号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに関係する現行のそれぞれの条例の整備に関して定めるものでございます。

4枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第1条関係でございますが、関係条例として、津和野町職員定数条例の一部改正でございます。

臨時の職員について、「臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る」を加えております。

次ページの第4条関係につきましては、津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、心身の故障のため、長期の休職を要する場合の期間を定めて

おります。会計年度職員につきましては、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることが定められております。

1枚めくっていただきまして、第6条関係につきましては、津和野町のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。

サービスの宣誓について、新たに職員になった者のうち、短期採用任用職員及び臨時的任用職員を除く旨が規定が定められておりましたが、その条文を削るというものでございます。

それから、新旧対照表にはございませんが、ページを戻っていただきまして、第7条でございます。第7条につきましては、津和野町非常勤職員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。法改正による任用根拠の厳格化に伴い、特別職、非常勤職員について、そこに掲げております別表のように整理を行っております。

申しわけございませんが、また、新旧対照表をごらんいただけたらと思います。

第8条関係でございます。第8条関係につきましては、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、条例第28条において非常勤職員の給与について定めておりますが、法改正に合わせ、会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める旨をうたっております。

1枚めくっていただきまして、第9条関係につきましては、津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

次ページの第11条関係につきましては、日原体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。館長の任期を削る旨の改正でございます。

1枚めくっていただきまして、第13条関係につきましては、津和野町郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

1枚めくっていただきまして、第17条関係でございますけども、津和野町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

病院事業職員の給与の種類及び基準については、津和野町職員の給与に関する条例の次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を加える旨の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行されるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第149号について、御説明をいたします。

この条例は、県から交付を受ける過疎地域「小さな拠点づくり」推進総合交付金を活用し、住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりを推進するため、津和野町小さな拠点づくり推進基金を設置するものでございます。

第2条に積み立て、第3条に基金の管理ということで、第4条が運用益金の処理ということになっております。

過疎地域「小さな拠点づくり」推進総合交付金は、地域課題の解決に取り組む市町村に対して、過疎債ソフトを財源として実施する事業の元金償還費用の一部を県から交付することにより、市町村における小さな拠点づくりを推進するため、平成31年4月24日に島根県が制定をしたもので、交付金を基金として積み立て、まちづくり事業の推進に必要な財源に充てるものでございます。

県からの交付金は、交付対象経費に10分の3を乗じて得た額の2分の1を翌年度に一括交付することとされておりまして、本町の場合、平成30年度に実施いたしました地域提案型助成事業補助金の小川地域と池河地域の2地域分、326万8,000円に対し、県交付金49万円が平成31年度に交付されることとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第150号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この中で、地方公務員法の一部改正が行われました。

主な内容は、成年被後見人等の欠格条項の削除となっており、これに伴い、津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を一部改正するものです。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正内容となります。

改正内容といたしましては、地方公務員法第16条第1号成年被後見人等の欠格条項の削除に伴い、同法「第16条第2号」が「第16条第1号」に繰り上がる関係で改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第151号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い改正をするものでございますが、改正内容のボリュームが多いため、先ほどの議案第148号の関係条例の整備に関する条例には含まず、単独で一部改正を行わせていただくものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条の3号では、育児休業をすることができない職員として、イの（1）任命権者を同じくする職員に1年以上在職した非常勤職員。

(2) といたしまして、子が1歳6カ月までの間に任用期間が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員。

ロでは、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、育児休業をしようとする職員が当該子の1歳到達日後の期間について、育児休業することが継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合として、任命権者が定める場合。等々、非常勤職員は、そこに書いてある、それら以外の非常勤職員につきましては、育児休業を取得することができない職員というものが、ここに定められております。

また、第2条の3及び第2条の4につきましては、育児休業の期間が定まっております。

新旧対照表の8ページをごらんいただきたいと思います。

第12条以降につきましては、育児休業の部分休業について、その部分休業をすることができない職員、また、部分休業の承認等を定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

引き続きまして、御説明をさせていただきます。

それでは、議案第152号を御説明いたします。

なお、お手元に、今回の給与関連条例に係る参考資料を用意しておりますので、ごらんをいただけたらというふうに思います。

津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正につきましては、1ページ目を見ていただきたいと思います。

今回の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うもので、年間で、0.05月引き上げるものでございます。

アの平成31年度でございますが、現行の3.35月が3.40月となるものでございます。

なお、今年度は、6月分が支給済みですので、12月分で調整するものでございます。

また、イの令和2年度以降でございますが、6月支給月1.65月を1.70月へ、12月支給月1.75月を1.70月へ改正するものでございます。

令和2年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第153号を御説明いたします。

今、見ていただいております参考資料の2ページをごらんいただけたらと思います。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員等に対して支給いたします給料及び諸手当につきましては、所要の改正を行うものです。

給料表の改正につきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して、改正するものでございます。

なお、若年層を重点に平均して0.09%の引き上げとなっております。

施行期日は平成31年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。



次に、期末手当についてでございますが、支給割合の割り振りが行っております。勤勉手当については、支給割合が改正されております。年間で、0.05月分引き上げるものでございます。

アの平成31年度でございますが、期末手当とあわせまして、現行の4.45月が4.50月となるものでございます。

次に、イの令和2年度でございますが、勤勉手当につきましては、6月支給月0.925月を0.95月へ、12月支給月0.975月を0.95月へ改正するものです。

令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、議案等で提出しております資料のほうになりますが、第12条におきましては、先ほど説明しておりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この中で、地方公務員法の一部が改正されました。主な内容は、成年被後見人等の欠格条項の削除となっており、これに伴い、この給与条例第21条第1項及び第4項について、文言の削除を行っております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第154号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、本年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されることとなり、あわせて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について改正が行われ、これに沿った形で定めている本町の基準の改正が必要になったことによるものであります。

今回の改正の主要な点の一つ目は、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更であります。3歳以上児に適用されます幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等における食費の支払い方法が改正されました。従来は、主食費、お米代であります。これにつきましては、保護者から直接保育所に支払われ、副食費、おかず代であります。につきましては、保育料の一部として、町を経由して保育所へ支払われることとなっていたものが、改正後は、主食費、副食費を合わせて、保護者が直接支払うこととなるための規定の追加及び徴収免除対象者の設定を改正条例の第13条第4項で行っております。

改正の主要な点の二つ目は、第2条で行っている支給認定を教育給付認定に改めるなどの用語の整理を後段の各条文で行うものであります。

なお、今回の改正条例では、国の基準にのっとり、主食費、副食費について、徴収することとなっておりますが、現実的には、本町においては、主食費については、これまでも、町内各保育園にお米の現物支給を行っておりますし、副食費については、徴収免除対象者以外についても免除する。つまり、全ての園児から副食費は徴収しないための要項をこの条例改正にあわせて、施行することとしております。

また、このための予算については、9月定例会において予算計上がされているところ  
であります。

附則として、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和元年1  
0月1日から適用するということであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第12. 議案第155号

日程第13. 議案第156号

日程第14. 議案第157号

日程第15. 議案第158号

日程第16. 議案第159号

日程第17. 議案第160号

日程第18. 議案第161号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第155号平成31年度津和野町一般会計  
補正予算（第6号）より、日程第18、議案第161号平成31年度津和野町水道事業  
会計補正予算（第3号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定に  
より一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第155号平成31年度津和野町一般会計補  
正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,4  
60万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億2,199万6,000円と  
するものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第156号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ324万1,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を11億2,560万8,000円とするものでございます。詳細に  
つきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第157号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万7,000円を追加し、歳入  
歳出予算の総額を13億8,835万7,000円とするものでございます。詳細につ  
きましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第158号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に  
ついてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ570万9,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を2億9,669万9,000円とするものでございます。詳細につ  
きましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第159号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,710万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第160号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入支出の総額にそれぞれ16万3,000円を追加し、収益的収入総額7億1,262万円、収益的支出総額7億1,340万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第161号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。収益的収入を1,296万1,000円追加し、収益的収入予算総額3億5,992万3,000円、収益的支出を1,309万3,000円追加し、収益的支出予算総額3億3,235万円に資本的支出を6,000円追加し、資本的支出予算総額を3億3,676万1,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第155号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正の変更でございます。

左鑑・青原地域つわの暮らし推進住宅整備事業の限度額を3万4,000円増額し、223万2,000円に、木部地域つわの暮らし推進住宅整備事業の限度額を3万6,000円増額し、202万4,000円としております。

続いて、6ページをお開きください。

第3表、地方債補正の変更でございます。

総額で、2,650万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、26ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせて御参照いただけたらと思います。

全体を通して、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や年度中に変更が生じた諸手当によるものなどを計上しております。

総務費では、財産管理費の委託料として、元日原診療所混合廃棄物処理に伴い、産業廃棄物処理業務委託料157万2,000円を新たに計上しております。

企画費の工事請負費として、笹ヶ峠地区通信用鉄塔整備工事に伴い、携帯電話基地局建設事業225万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、情報処理費の委託料として、入札減に伴い、システム開発委託料462万円を減額しております。

住民協働推進事業費の空き家等改修事業費の工事請負費として、左鑑お試し暮らし住宅事業の未実施等に伴い、967万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、定住対策費の負担金補助及び交付金として、空き家バンク登録物件の改修件数増に伴い、定住支援体制強化補助金100万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費のシルクウェイにちはら管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、あしたば空調機修繕工事等153万3,000円を増額しております。

地方創生推進事業費の農林課分として、シルクウェイにちはら販売所施設改修費の252万1,000円を備品購入費から工事請負費へ組み替え計上しております。

津和野城山整備事業費の委託料といたしまして、ライトアップ整備工事実施設計業務等の実績によりまして、測量等業務委託料1,704万6,000円を減額計上しております。

42ページをお開きください。

民生費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金として、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に伴い、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金758万円、つわの清流会の運転資金として、社会福祉法人つわの清流会運営費補助金1,000万円を新たに計上しております。操出金では、国保、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への操出金555万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、障がい者福祉費の扶助費では、障害者自立支援給付事業の利用実績の増に伴い、居宅介護分等511万7,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金として、幼稚園及び広域入所に係る支出見込み額の増に伴い、施設型給付費等負担金1,249万2,000円増額。木部、直地及びうしのしっぽの各園に係る支出見込み額の増に伴い、地域型保育給付費負担金1,239万6,000円を増額計上しております。

続いて、54ページをお開きください。

衛生費の保健衛生総務費の環境生活課分の操出金として、配水管移設工事等により水道事業会計への操出金1,018万5,000円を増額しております。

健康福祉課分の委託料として、健康管理システム文書相談管理オプション等の導入に伴う健康情報管理システム等委託料255万2,000円を増額しております。

続いて、58ページをお開きください。

塵芥処理費の負担金補助及び交付金として、益田広域事務組合衛生費負担金244万2,000円を減額計上しております。

62ページをお開きください。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金として、山葵ハウス設置事業の県補助金の不採択に伴い、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業費補助金124万9,000円の減額、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円を増額をしております。

農地費の負担金補助及び交付金として、中山地区の事業費の減に伴い、県営農業競争力基盤整備事業負担金131万3,000円を増額をしております。

農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、半農半X支援事業の事業実施に伴い、新規就農総合支援事業費補助金108万円を増額をしております。

66ページをお開きください。

林業費では、林業振興費の負担金補助及び交付金として、簡易作業路の開設延長の増に伴い、簡易作業路開設事業補助金242万9,000円を増額をしております。

林道新設改良費の工事請負費として、林道大久保線の事業量の増に伴い、道路改良事業費540万4,000円を増額計上しております。

続いて、74ページをお開きください。

商工費の歴史的風致維持向上事業費の工事請負費といたしまして、稲成丁河川広場整備に伴い、地域生活基盤施設整備事業費2,310万円を新たに計上しております。

日本遺産センター費の委託料として、日本遺産PR企画業務委託料113万3,000円を増額計上しております。

78ページをお開きください。

土木費の土木総務費の負担金補助及び交付金の県営事業負担金として、後田山根丁地区県単急傾斜地崩壊対策事業費等455万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の修繕料といたしまして、津和野高校グラウンド沿いの街路灯修繕に伴い、町道稲成丁線街路灯等修繕工事392万円を増額。

工事請負費といたしまして、町道稲成丁線水路修繕工事等3,915万5,000円を増額をしております。

道路新設改良費の工事請負費の町道笹ヶ谷線道路改良工事費100万円を町道木毛線水道管移転補償費へ組み替えを計上しております。

88ページをお開きください。

消防費の非常備消防費の報償費として、消防団員7名分の退職報償金275万4,000円を増額計上しております。

続いて、100ページをごらんください。

教育費の社会教育総務費の修繕料として、日原公民館女子トイレ設置工事費129万7,000円を増額をしております。

104ページをお開きください。

文化財保護費の委託料として、城山整備事業作業道復旧に係る測量設計業務委託料607万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の需用費として、開館20周年の図録作成に伴い、印刷製本費286万円を増額しております。

110ページをお開きください。

堀家文書資料調査事業費の需用費として、入札減による印刷製本費262万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金として、修理・修景事業費の実績見込みによる伝統的建造物群保存事業費補助金517万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、体育施設費の津和野地区体育施設費の需用費として、喜時雨テニスコートフェンス修繕料170万4,000円を増額。日原地区体育施設費の需用費として、日原体育館水銀灯修繕料等328万円を増額計上しております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国・県支出金還付金では、平成30年度の生活保護費等国庫負担金返還金等、1,010万円を計上しております。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

地方特例交付金では、幼児教育・保育の無償化に係る臨時交付金として、子ども・子育て支援臨時交付金2,579万4,000円を新たに計上しております。

地方交付税では、普通交付税を1億2,700万円計上しております。

使用料及び手数料の教育使用料では、入館者数の減に伴い、森鷗外記念館入館料240万円減額、安野光雅美術館入館料330万円減額、及び養老館入館料110万円を減額計上しております。

国庫支出金の民生費国庫負担金として、障害者自立支援給付事業の利用実績の増に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金207万5,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、幼花園及び広域入所、木部、直地及びうしのしっぽの各園に係る子供のための教育・保育給付費負担金185万7,000円を減額しております。

民生費国庫補助金として、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に伴い、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金758万円を増額しております。

商工費国庫補助金として、稲成丁河川広場整備に係る地域生活基盤施設整備事業に伴い、都市再生整備事業費補助金2,310万円を増額しております。

教育費国庫補助金として、伝統的建造物群保存事業の修理・修景事業費の実績見込みにより、伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金379万5,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金の民生費県負担金として、障害者自立支援給付事業の利用実績の増に伴い、障害者自立支援給付費負担金103万7,000円増額。

幼花園及び広域入所、木部、直地及びうしのしっぽの各園に係る子供のための教育・保育給付費負担金161万3,000円を増額をしております。

県補助金の総務費県補助金として、番号制度データ標準レイアウト等、改版対応に係る社会保障・税番号制度システム整備補助金129万6,000円を減額。

左證お試し暮らし住宅事業の未実施等に伴い、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金350万円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の財産売り払い収入として、実績見込みによります安野光雅美術館ミュージアムグッズ売り払い収入680万円を減額計上しております。

寄附金として、城山整備等の実績により総務費寄附金1,694万7,000円を減額計上しております。

諸収入の雑入では、総務財政課分として、消防団員7名分の退職報償金275万4,000円の増額。

1枚めくっていただきまして、農林課分として、多面的機能支払い交付金返還金等109万4,000円を増額。

安野光雅美術館分では、館外展貸出料等283万7,000円を増額計上しております。

町債の総務債では、辺地対策事業債として、笹ヶ峠地区通信用鉄塔整備工事に伴い、電気通信施設整備事業220万円を増額。

過疎対策事業債として、左證お試し暮らし住宅事業の未実施に伴い、定住促進団地整備事業480万円を減額をしております。

農林業債の辺地対策事業債として、林道大久保線の事業量の増に伴い、道路橋梁整備事業540万円を増額しております。

土木債の一般単独事業債では、町道稲成丁線水路修繕工事に伴い、合併特例1,960万円を増額。

後田山根丁地区県単急傾斜地崩壊対策事業費に伴い、防災対策事業450万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第156号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費のうち、給料1万6,000円増、職員手当等3万5,000円増、共済費8万9,000円増は、職員の給与条例の改正等によるもの。

委託料158万4,000円減は、今年度、県が予定しておりました国保情報集約システム連携の島根県連合会個別使用の電算システム改修を取りやめたことによるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

県支出金の保険給付費等交付金のうち、保険者努力支援分14万1,000円増は確定によるもの。

県繰入金158万4,000円減は、歳出で説明しました電算システム改修の取りやめによるものであります。

その下、一般会計繰入金のうち、職員人件費14万円増は、歳出で説明したものの。

財政安定化支援事業繰入金231万1,000円増。

地方単独医療カット分42万9,000円減は、確定によるものであります。

その下、諸収入の第三者納付金79万3,000円増は、平成29年事故分の確定によるもの。

雑入186万9,000円増は、平成30年度の普通交付金の確定によるものであります。

続きまして、議案第157号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

歳出より説明しますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費のうち、給料1万4,000円増、職員手当等33万8,000円増、共済費3万6,000円増は、職員の給与条例の改正等によるもの。

賃金18万6,000円増、寄附費28万2,000円増は、第8期介護計画策定のための臨時職員の雇用や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査郵送料によるものであります。

12ページをごらんください。

認定調査費の益田地区広域市町村圏事務組合負担金19万3,000円減は、変更によるものであります。

14ページをごらんください。

保険給付費の介護予防住宅改修費160万円増は実績見込みによるものであります。

16ページをごらんください。

特定入所者介護予防サービス費14万円増は実績見込みによるものであります。

18ページをごらんください。

地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費のうち、給料2万円増、職員手当等4万8,000円増、共済費4万3,000円増は、職員の給与条例の改正等によるもの。

普通旅費12万3,000円増は、職員の研修によるもの。

委託料306万6,000円増は、要支援者の増加に伴うケアプラン委託料によるものであります。



続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

国庫支出金の介護給付費負担金34万8,000円増、国庫補助金の調整交付金17万円増、支払い基金交付金の介護給付費交付金47万円増、県支出金の介護給付費負担金21万8,000円増、一般会計繰入金の介護給付費繰入金21万8,000円増は、歳出で説明しました保険給付費の増に伴うものであります。

サービス収入の介護予防サービス計画収入79万5,000円増は、要支援者の増加に伴うものであります。

一般会計繰入金のうち、包括的支援事業・任意事業繰入金2万5,000円増、職員給与費等繰入金38万8,000円増、事務費繰入金27万5,000円増は、歳出で説明しました支出に係るものであります。

以上であります。

続きまして、議案第158号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金78万3,000円増は確定によるもの。

療養給付費負担金492万6,000円増は変更によるものであります。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金78万3,000円増は確定によるもの。

療養給付費繰入金186万4,000円増は変更によるものであります。

その下、諸収入の雑入306万2,000円増は、平成30年度療養給付費負担金の精算還付金によるものであります。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(清水 浩志君) それでは、議案第159号を御説明いたします。平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

10ページの歳出をごらんください。

営業費の業務費でございます。人件費でございますが、給与改定等に伴うもので、給料、期末勤勉手当、共済費等につきまして、合計17万円を増額。また、職員手当等につきまして、職員の扶養手当等6万円を増額しております。

需用費につきましては、印刷製本費として、下水道使用料納付書印刷代9万9,000円を増額しております。

続きまして、環境費でございます。需用費につきましては、光熱水費として、中継ポンプ電気料13万3,000円を減額。修繕料として、マンホールポンプ修繕費23万4,000円を増額しております。

委託料につきましては、施設管理業務委託費及び管路台帳システム管理委託費の入札差金10万1,000円を減額しております。

続きまして、12ページ、施設整備費でございます。

旅費につきましては、職員の普通旅費1万円を増額しております。

役務費につきましては、通信運搬費1万円を減額しております。

委託料につきましては、現場技術業務委託料480万円を減額しております。

工事負担金につきましては、津和野処理区管渠工事費480万円を増額しております。

続きまして、14ページの公債費の利子でございます。

企業債の償還金利子として、11万5,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

一般会計繰入金として、44万4,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第160号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

収益的予算の3ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用の給与費16万3,000円は、給与条例改正等による増額分であります。

上段の収益的収入は、医業外収益の負担金、交付金16万3,000円は、給与費にかかわる増額分であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第161号を御説明いたします。

平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

12ページの収益的収入及び支出をごらんください。

下段の収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費でございます。

人件費でございますが、給料、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額につきましては、給与改定等に伴うもので、合計11万5,000円を増額しております。

通信運搬費につきましては、通信回線として使用いたしますケーブルテレビの回線使用料として、3万4,000円を増額しております。

手数料につきましては、水道水質検査料12万5,000円を増額しております。

修繕費につきましては、白井牧ヶ野浄水場水計修繕費97万9,000円を増額しております。

薬品費につきましては、薬剤購入費6万6,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、給料、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額につきましては、給与改定等に伴うもので、合計15万9,000円を増額しております。

修繕費につきましては、枕瀬配水池水計修繕費70万4,000円を増額しております。

工事負担金につきましては、枕瀬地区配水管支障移転工事、添谷線道路改良工事に伴う水道管移転工事、町道木毛線道路改良の工事に伴う水道管移設工事等、合計1,065万円を増額しております。

続きまして、総がかり費でございます。人件費でございますが、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額、退職手当組合負担金につきましては、給与改定等に伴うもので、合計19万2,000円を増額しております。

続きまして、14ページをごらんください。

印刷製本費につきましては、ゆうちょ銀行振込払込取扱票印刷代7万6,000円を増額しております。

公課費につきましては、公用車の廃止に伴い、車検時自動車重量税7,000円を減額しております。

戻りまして、12ページの上段収入をごらんください。

収益的収入でございます。営業収益のその他営業収益につきましては、新規加入が増加したことに伴い、上水道への加入分担金77万6,000円を増額しております。

営業外収益の一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い、1,018万5,000円を増額しております。

その他雑収益につきましては、先ほど支出で御説明いたしました道路改良工事に伴う水道管移設工事費補償費等として、合計200万円を増額しております。

続きまして、16ページの資本的収入及び支出をごらんください。

資本的支出でございます。建設改良費の水道施設整備費でございます。委託料につきましては、測量設計業務の変更に伴い、523万2,000円を増額しております。

工事請負費につきましては、水道管布設工事費523万2,000円を減額しております。

補償費につきましては、水道施設用地購入に係る立木補償費1,000円を計上しております。

続きまして、固定資産購入費でございます。土地購入費につきましては、水道施設用地購入費5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付したとおりであります。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦勞でありました。

午前 10 時 09 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和元年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年 12 月 16 日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

令和元年 12 月 16 日 午前 9 時 00 分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 草田 吉丸君  | 2番 米澤 宥文君  |
| 3番 川田 剛君   | 4番 道信 俊昭君  |
| 5番 板垣 敬司君  | 6番 丁 泰仁君   |
| 7番 御手洗 剛君  | 8番 三浦 英治君  |
| 9番 寺戸 昌子君  | 10番 後山 幸次君 |
| 11番 岡田 克也君 | 12番 沖田 守君  |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長         | 下森 博之君 | 副町長    | 島田 賢司君 |
| 教育長        | 世良 清美君 | 総務財政課長 | 岩本 要二君 |
| 税務住民課長     | 山本 慎吾君 |        |        |
| つわの暮らし推進課長 |        |        | 内藤 雅義君 |
| 健康福祉課長     | 土井 泰一君 | 医療対策課長 | 下森 定君  |
| 農林課長       | 久保 睦夫君 | 商工観光課長 | 藤山 宏君  |
| 環境生活課長     | 清水 浩志君 | 建設課長   | 益井 仁志君 |
| 教育次長       | 齋藤 道夫君 | 会計管理者  | 青木早知枝君 |

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。12月定例会2日目を迎えました。引き続きのお出かけまことにありがとうございます。

ただいまから、2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、9番、寺戸昌子君を指名します。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、後山でございます。通告をしておりますので、一般質問をさせていただきます。明解なる御答弁のほど、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、森林（もり）づくり意向調査についてお尋ねをいたします。

津和野町の総面積が3万700ヘクタールばかりあるわけでございますが、森林面積がこの中で2万7,000ばかりあるわけでございますが、この国有林を除く森林を民有林というふうにされておりますが、これが2万4,000ヘクタールばかりあるわけですが、この中に、個人森林が1万8,000ヘクタールですか、町有林が1,189ヘクタール、まあ4%、その他の森林が14%ぐらいを合わせたのが民有林というふうにされておるわけでございますが、昔は森林山というものは、財閥や豪農の方が山林の所有者でありまして、山番をつけて管理をされておったわけでありまして、昭和の時代で少しずつ形態が変わってきまして、一般の方の森林オーナー制度というものも始まりまして、一般の方が山林を習得され、戦後の住宅建設でも需要も多くなってきたというふうになってきております。

また、こうした中で、外国産の木材の輸入により、国内産の木材が需要も下降、減少続いたという時代もあったわけでございますが、現在は高齢化と後継者不足により、山の管理も大変な状況にあります。地籍調査も進展しないと、境界の問題もわからんわけでありまして、今回、津和野町も美しい森林（もり）づくりの条例を制定され、津和野森林憲章も推薦組織委員会も設立をされまして、枕瀬山をモデル森林として、その一角に文京区との交流のあかしとして友好の森も設置をされたわけでありまして、今回の一般町民に出されておりますこの設問でありまして、美しい森林（もり）づくりの条例を何%の人が理解しておられるのか。

また、これは全戸に配付されておるようでありますが、何%の人が森林の所有者であって、何%の人がこの回答を、このような何を、配布されております、これ各個人宛てに配付されております。これの調査結果、前回と今回の調査の回答率がどのぐらいであったのか、調査結果についてお尋ねをいたします。

また、滋賀県の大津市の株式会社自然産業さんが産業研究、ちょっと町とどのような関係にあるのか、今度の調査を、前の調査もされておる会社であります、どのような関係にあるのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。森林（もり）づくり意向調査についてでございます。

庁内で、森林を所有されている戸数を税務住民課において調査をいたしました、共有山や会社等の名義となっているものがあるため、正確な数字の把握は困難でありました。高津川森林組合の組合員数による比較では、組合員数が1,910世帯となっており、津和野町の平成30年度末世帯数3,515世帯の54%となります。

次に、前回の意向調査回答率は18.2%で、今回の回答率は37.2%でありました。回答率が約2倍になったことにつきましては、森林整備に期待する方がふえたこと、回答しやすいレイアウト、デザインに変更したことが主な要因ではないかと考えております。なお、今回の調査結果は、近日中にホームページ等での公表を検討しております。

調査成果としましては、森林の管理状況、協会の把握の有無といった森林に関する情報や、ヤモリーズ・山の宝でもう一杯プロジェクトなど、町の施策の認知度・利用について、また津和野町の森林に関する課題をどう捉えているかなどを把握することができました。

今回の調査結果を生かしながら今後の森林施策に取り組んでまいりますが、具体例としましては、森林の境界について約6割の方が把握をしているとの回答でしたので、航空レーザー計測による地形データを活用しながら、森林の境界確認作業を最優先に進めてまいりたいと考えております。

株式会社自然産業研究所との関係ですが、平成27年度から平成28年度にかけて美しい森林（もり）づくり条例を制定する際に、他の自治体での森づくり条例に携わられた経験から、株式会社自然産業研究所に条例の策定支援業務を委託したことから始まります。条例制定後は、引き続き美しい森林（もり）づくり構想の作成とその実現に向け、講演会講師や先進地施策先の紹介、他の市町村の取り組み事例の紹介などの支援をいただいております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今回の調査でも回答率が37%ばかりであったということですが、まだまだ町民が森林に対する意識が薄いのか、それとも該当される町民の方がそういった山に関心がないのか、こういったことも問題視されていることと思うわけですが。

今回、総務省が森林整備や保全に充てる資金、森林環境税を100億円ですか、配分したわけですが、自治体ごとの配分額が森林面積だけでなく人口も考慮して決め

られるというふうな仕組みになっておりますが、大都市では手厚く、森林が多くても人口が少ない自治体は少額になる傾向となっておりますが、都会地では山林がないために使途を探して苦慮しているというふうなことが報道されております。

また、地方では都会と協働活用に期待されているというふうなことでありますが、島根県の配分額が3,460万円でありました。このほとんど半分が、益田市がトップの1,460万円の42.2%でありましたか。最少額が知夫村の16万円、このような状態にあります。津和野の配分額はどのくらいあったのか、またこれの使途についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） おはようございます。

津和野町の森林環境譲与税でございますが、数字がすぐちょっと出てきませんで、申しわけございませんが、使途としましては、今の境界確認の作業委託につきまして森林組合に出すこと、それから、作業道の開設、それから今地域おこし協力隊が行っております作業に必要な機械のリース料等々を充てておりまして、現在はその使途に基づいて活用しております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） せっかくいただく税でありますので有効利用に使っていただきたい、このように強く要望しておきます。

2番目に山陰道の道しるべであります。これについてお尋ねをいたします。

郷土館の門のうちに仮設してあります石碑についてお尋ねをいたします。

これは、大きさが21センチ角ぐらいで地上の高さが1.7メートルぐらいあります。この中に7文字が刻んであります。「従は北津和野領」という字が刻んである石碑のことです。

この石碑は、町内の宅地造成の現場から発見したものであります。その当時、二つに折れたものをどうしようかというふうに見つけた我々も大変苦慮したんですが、当時の山根教育長さん、それから沢川先生にお願いして、物を、現物見せて相談したところ、これは貴重なものであるから修復していただきたいと。そして仮に郷土館内に設定しておいていただいて、実態調査の上で復古したい、このようなことであります。それからもう30年以上過ぎたわけでございますが、この刻まれている文字につきましても、「従」という字は「たて」と読み、南北のことというふうに記載されております。「是」という字は「これ」と読み、ここと訳すとあります。「従」、「たて」は南北であり、「是」はここと訳すと、「南北はここより北、津和野領」と訳されるようになりますが、この石碑は山口県と県境の野坂峠にあるのが本来の姿であるというふうに思っておりますが、30年前のことでもありますが、当時この石碑が斜めに二つに折れたものを教育長さんや沢川先生のお考えで中へ鉄筋を入れて修復していただけないかということでいろいろ苦労しまして、ショーボンドで接着したりしまして、また同じような石を砕いてそれに



セメントで塗りまして、同じ材料で修復した石碑であります。今山陰道の復活の兆しがある中で、この観光のまちの一助にもなるんじゃないかというふうに思っておりますが、一日も早く調査をされて復古していただくようお願いをしたいと思います、教育長の御所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。

それでは、山陰道の道しるべについての御回答をさせていただきたいと思えます。

現在、津和野町郷土館の前庭にあります石碑は、津和野藩と長州藩の国境に当たる山陰道の野坂峠に建てられていたものです。栗本格齋が描いた津和野百景図第六十図「野坂」の中には、津和野藩と長州藩の国境に2基の石碑が描かれていますが、このうち手前側が津和野藩側の石碑と考えられます。

山陰道は、江戸時代の主要街道であり、津和野百景図に描かれた風景が野坂峠に見られたと考えられますが、明治18年から19年にかけての国道整備に伴って峠道は掘り下げられて、その際に国境の石碑も撤去されたと考えられます。その後、国境の石碑は、津和野の橋南地区内に移設転用されており、平成初めごろに津和野町郷土館へ移設され、現在屋外展示されています。

山陰道は国指定史跡であり、本年秋には歴史の道百選にも選ばれました。本町においては平成23年に史跡保存管理計画を策定していますが、来年度には整備基本計画策定に着手したいと考えており、現在文化庁に事業採択の予算要望をしているところです。郷土館前の石碑については、本来あった場所である野坂峠に復元することが史跡整備においては望ましいことから、この整備基本計画の中で移設について可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁の中でも平成の初めごろに津和野郷土館へ移設されておるといふふうに申されておりますので、教育長も知っておられるんだろうと思えますが、せっかく我々も一生懸命この石碑を、元教育長さんと一生懸命修復したものでありますので、一日でも早く日の目に会うように、野坂峠が一番理にかなった場所であろうといふふうに思えます。「これから北、津和野領」というんでありますから、野坂峠しかないと思うんですね。そうしたことも調査の上、この石碑が生きるようにひとつ御配慮をいただきたい、このように強く要望しておきます。

次に、3番目にお尋ねをいたしますが、危険家屋の対策についてお尋ねをいたします。

津和野町では全所帯3,496戸であります。調査の結果では空き家家屋は500戸ぐらいあるようではありますが、これは14%ぐらいになるんですか。島根県の空き家調査でも14.7%とほぼ同じような状況にあるわけですが、津和野町の空き家等の対策計画で判断基準が示されておりますが、1番目に建造物が著しく保安上危険となるおそれがある、これ1、建物不良度及び周辺への影響の判定、判定1、建物の道路または

隣家への影響、判定2として建物の不良度及び倒壊するおそれあるもの、2番目に、屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある、対する判定であります、これが判定3です、屋根、外壁、看板等が脱落、飛散等するおそれ、これらに該当するというふうなことがあるわけですが、これらが特定家屋候補の特定家屋等になるというふうになっておりますが、この基準に基づきますと、津和野町で今特定家屋というのが二、三件あるわけですが、まず乙女峠線の蕪坂との分岐点に山口線の踏切近くにある民間があるんですが、この道路の両脇に危険家屋があるんですね、現在。

また、片側のほうの家屋はもう瓦もずり落ちている状況でありまして、町から頭上注意というふうな表示板を設置されております。反対側の家屋もトタンが飛んだりして、相当傷んだ家があるわけですが、もしか町がこの頭上注意というふうな表示板を出されている以上は、事故があったときに町の責任になるんじゃないかというふうな気がするんですが、たしか本人が建てられたんじゃないと思うんですがね、頭上注意という看板が出されております。こういったことも、もしかこれが町が出したのであれば、事故が起きたときには、町はこの危険家屋を知ったということになって、補償の問題が出てきたときにいろいろ問題がまた起こるんじゃないかというふうに思っておりますが、このこともひとつ考えていただきたい。それでどういうふうにしていくんか。

それともう一点、畦田地区にも丸山畦田線と畦田東線の三叉路のところにも危険家屋があります。瓦も、これもずり落ちておって、本当に危険な家屋であります。相当傾いております。もう家の中へ入られるような状況じゃありません。ただ、家主さんが家財道具をそのまま置いとかれたんで、その家財道具も雨で腐ってしまったような状態になっております。今はそれを復元して入るような家じゃとてもございません。それが道路に向いて傾いておりますんで、本当に危険家屋であります。家主さんが家屋の解体するには相当な財政負担も生じるわけで、大変とは思いますが、しかし、これから降雪時期に入り危険度も増してきます。家屋と町に基づいて、特定家屋に該当する場合は解体除去について勧告、命令を行う、必要に応じては行政代執行を行うことができるというふうになっておるんですが、こういった家屋が二件、三件ありますので、ひとつ家主さんともっとお話をされて、できれば早い時期に撤去して、解体していただかないと、観光のまちでもあります。また、乙女峠は永明寺、亀井家墓地にも通じるような道であります。大変観光客も多いようでありますので、早急に家主さんと検討され対応していかれたいと思っておりますが、どのようなお考えかをお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、危険家屋の対策についてお答えをさせていただきます。

本町におきましては、平成30年度に津和野町空き家等対策計画——以下、対策計画と呼びさせていただきます——を策定し、適切な管理が行われていない管理不全な空き家等

に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法——以下、空家特措法と言わせていただきます——及び対策計画にそって対応しているところでございます。

乙女峠線と蕪坂線の分岐点付近の、永明寺に向かって右手にあります空き家につきましては、令和元年10月10日付で西二自治会から、屋根瓦の落下及び屋根基礎部分の崩壊落下などにより地域住民や観光客に危険が及び可能性があり速やかな対応を求め要望書の提出を受けたところであり、現地確認を行った後、注意喚起の看板を設置いたしました。

現在、所有者と連絡をとり、危険な状況であることを理解していただき、危険な箇所を撤去するべく12月中に来町いただき、対応を協議することとしております。

次に、永明寺に向かって左手にあります空き家につきましては、西二自治会から、住民の方が対応している旨の情報をいただいているところでございます。

丸山畦田線と畦田東線の三叉路にある家屋につきましては、所有者の方が活用され管理もされている状況にあり、空家特措法における空き家等の対象外であることから、町としましては、所有者に対し、他者への危害が生じないよう適切な管理をしていただくようお願いをしているところでございます。

空き家等につきましては、空家特措法にも規定されているとおり、適切な管理については第一義的な責任を負うのは所有者であり、また、個人の資産であることから、慎重な対応をとる必要がございます。

今後も危険家屋の対策につきましては、所有者等に対し、空家特措法及び対策計画に沿って対応してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） これからだんだん空き家が多くなりますが、一概に家主さんに空き家を解体せい、解体せいちゅうていう勧告されても大変とは思いますが、私もある人が観光地に、駅通りのほうに、観光地にある場所に空き家があるから、いろいろの地区からも言われて、中に入って子供さんともいろいろ話はしました。家主は、病気でもう身体障がい者でそういうふうな状況であるので、子供がそれを引き継いで解体をせにやありません。何百万という金がかかる中で、子供さんは中学生と高校生の子供を抱えておられる。そんな中でも解体をせにやならんような状況が出まして、本当にその子供さんも苦慮されまして家は解体しましたが、こういうことについて、幾らか町からの助成ができるものか、できないのか、そういうこともひとつ考えていく時期じゃないかというふうに思っておりますんで、また今後こういう問題が出ると思いますんで、よろしく検討のほどお願いしておきたいと思えます。

次に、4番目に津和野町の堆積土砂の除去について、津和野川の堆積土砂の件であります。これについてお尋ねをしたいと思います。

現在、世界の気候変動によりまして、地球は温暖化して海水温度も異常に上昇して、台風等の起因になっておるわけでありまして、海外でも異常気象により大雨・洪水で壊

滅的な被害が出たところもあります。このようないろいろな被害が出たことが新聞等でも報道されておりますが、現在COP25でも、スペインのマドリードで開催されておりますが、この中でも気候温暖化が広げる格差問題が議論をされておりますが、なかなかこれも大変な問題であります。

日本国内でも台風により、15、19号で神奈川県箱根町では1日当たりの降雨量が922ミリというような国内最多雨量が観測されたというふうに報道されております。そして、東日本の広い範囲でも甚大な被害が出たわけでありましたが、決壊した堤防の数が7県で52の河川で73カ所あったと、決壊したと。また、土砂災害につきましては19の都県で171件、また住宅の浸水被害が1万棟もあったというふうに言われております。堤防の決壊、堤防よりの越水、霞堤による降水量が多くて、機能が十分でなかったのでは、今後はこの河川敷の施設の問題等も検討するというふうなことが言われております。こういった霞堤等の降水量が、機能が本当に不十分であったというふうなことでありますので、また、河床の堆積土砂の除去等が復旧の課題として今後取り組んでいくと、国土省の北陸地方整備局の発表もこのようなことを申されております。

また、国の管理河川であります山陰両県の6水系の堤防整備率が高津川の堤防、これが整備区間がもう30.9キロメートルですか、じゃない、堤防の必要区間が30.9キロあるわけでございますが、これの整備済み区間が28キロ、整備率が91.6%で、この6河川では断トツであります。江の川が48%、斐伊川の整備率が46%、また山陰両県の6水系の整備率が58.9%と、また中国地方の13水系では、整備率は57%になっております。全国を見ましたときに、全国の100水系の整備率が68.2%だそうであります。高津川の堤防の整備率は91.6%と突出しているわけでありましたが、他の推計では整備率が低いので、少しでも被害を減らそうと堤防幅を拡大し、川幅を深くして、水が流れるように水量をふやすといったような対策を実施していきたいというふうなことを中国整備局河川課長、河川課がこのように新聞でも報道されております。

我々が住んでおりますこの津和野でも、治山治水や河川道路、交通安全施設、災害復旧等は鹿足郡の両町長、両議長、また県議会議員の先生、町の建設課長さんで構成されております鹿足土木協会で、毎年重点箇所を県関係機関に要望活動はされておることは十分承知しておりますが、特に観光立町であります津和野の、津和野川の河床掘削について、別枠でひとつ要望していただきたい。その理由について、今から説明をいたします。

まず1点目、新橋の下流の鯉留の区間、土砂除去についてであります。これは完成したときに本当にすばらしい鯉留ができたというんで、鯉も50匹も放流していただいた経緯があるんですが、今は鯉どころか土砂で埋まったままであります。津和野の河川内で鯉溜がつくってある場所はこの新橋の下流しかありません。こういったところの土砂を1日でも早く除去されて、景観の確保をしていただきたい。

2番目に、杉片河水門より下流の土砂除去についてであります。

洪水のたびに水路内に土砂が入りまして、町、また有志の方で機械除去とか人力除去によりまして、この水路の土砂を除去されておりますが、本当大変であります。増水するたびにこの作業するわけでありまして、今回も揚水ポンプを設置されて大変な作業をされておったわけでございますが、水路外の土砂除去は県土木事業所の管轄であるわけでございますが、現在左岸では水路の壁をより相当堆積土砂が高くなっております。水路の土砂を除去したものがそこへ堆積しておるわけでございますが、このような状況になりますと、増水するとすぐ土砂が水路に入ってしまう。この場所でも右岸のほうは計画箇所より相当深くなって水が流れておりますので、これを均平していただいて堆積土砂を撤去していただかないと、いつまでも増水のたびに土砂が水路に入ります。

この水路から橋北全地区の水路に水が流れて入るわけでございますが、この水を利用したのが殿町通りの掘割であります。この掘割も観光の一助として昭和9年にヨシナガスギゾウ氏が鯉を放流されたのがきっかけで、現在までそれが続いておりますが、まだ津和野町ではこの水路を利用して8カ所で鯉を飼っておられるところがあります。この水路の水はこの津和野町には不可欠であります。そういったことにおいて、杉片河の水門付近の堆積土砂の状況は、これは当然土木事業所、漁業組合と協議されんとできないことでもありますので、こうしたこともひとつ土木事務所と協議していただいて、なるだけ早く除去していただくようお願いをしたいと思います。

また、3番目に大橋付近の土砂についてであります。数年前は大橋付近の整備について、土木事業所の職員、また建設業協会、それと町職員、それと一般の有志等で大橋の付近を一斉清掃したことがありました。この河川の藻刈りをいたしまして、鯉溜の鯉が見えるようにということで、一時的に大規模な環境整備をしたときもありましたが、その後も鹿足土木協会が県に要望をされまして大橋下の土砂が除去されたこともあります。それが25災害で土砂がまた堆積しております。大橋の下のこの土砂除去は、観光の本当の一助でありますので、ここで鯉を見られる皆さんが、観光客が鯉に餌をやる、そういった光景が津和野の観光の一助でありますので、ここもひとつぜひもう一回鹿足土木協会でも、町長陳情されておるとは思うんですが、別枠でひとつお願いをしていただきたい。そして、1日も早く鯉をこの大橋の下に戻していただくような対策をお願いしておきたいと思っております。

4番目に、高崩天神橋付近の土砂についても、これも右岸の堆積土砂が25災で堆積したものが相当あります。相当な数量でありますので、これも大雨のときには通水断面相当影響があるわけでありまして、早急にここの場所も除去していただくことをお願いをしたいと思います。

また、5番目に、鉄砲丁付近であります。ここには農業用揚水ポンプが設置してあります。この付近も左岸に水が流れまして、右岸の揚水ポンプがある付近はなかなか水がいかない、毎年この農業用ポンプのことで耕作者が本当悩んでおられますので、ここ

の土砂除去にもひとつ、ほかの4カ所と同様堆積土砂の除去を県土木にひとつ強力に要望していただきたい、このような質問であります。

それについて、どのようにお考えか御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町堆積土砂の除去についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、本年日本各地で台風等により甚大な被害が発生しております。本町においては、大きな被害は発生しておりませんが、河川の増水や町道等に倒木、土砂崩れ等が発生しており、今後も防災対策としてのハード整備は喫緊の課題として認めているところであります。

津和野川についてであります。御指摘の各箇所において土砂が河床に堆積していることは承知をしているところであります。このことについて、河川管理者であります県津和野土木事業所に対して、現地調査、治水上の安全性についての検討など適切な対応をしていただくよう要望をしまいたいと考えております。

特に、本年8月末の豪雨の際は、新橋下流部から幸橋の左岸側の堤外水路へ河床に堆積した土砂が入り込み、通水ができず、殿町通りの堀や橋北の水路に供給することが困難な状況に陥ったこともありましたので、この点からも河床掘削の必要性を求めていきたいと考えております。

現在、国においては、全国で相次ぐ災害を受け、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、例年にない大きな予算が確保されております。島根県においても、河床掘削等の予算がこれまで以上に確保されていると伺っており、各地でこれまで要望してまいりました箇所等、事業が今後一層進められることを期待しておりますが、等対策事業は3カ年の期間であることを踏まえ、2021年度以降においても予算措置が継続されていくよう、国に対しての働きかけを県町村会等を通して引き続き強力に行ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 平成26年の9月の一般質問で私もおしておるわけですが、杉片河の、先ほど言いました堆積土砂の除去と、緊急用揚水場の設置をお願いしておったわけですが、高校の下流側の河川公園の下流側にと、このように質問をしておるわけですが、そのとき、現在関係各課と担当者で構成しております歴史的風致維持向上計画推進検討委員会において、具体的な方法と設置場所について検討すると、このような答弁をいただいております。それから5年3カ月ももう過ぎておりますが、いまだ何ら私は回答をいただいております。今年度も増水時に発電機、ポンプの設置をされて揚水されております。毎年この状態が続いておりますので、高校下のグラウンドの河川敷のあそこが一番いい場所があるんですから、いつも災害のとき揚水ポンプつけておられる場所があるんですから、そこに永久的なもう施設をつく

ったらどうかという質問をしておるんですが、何ら回答をいただいておりますが、これについてもう一回、歴史的風致維持向上計画推進検討委員会というのがあるんであります。ここでもっと鯉のことも考えて、鯉だけじゃありません。非常用の、災害用の水にもなるんですから、そういったことも考えていただきたい、このように思っております。

鯉は、観光立町の立役者であるというふうに私は前から思っております。皆さんが大雨のとき見られてわかりますが、水が少なくても、水が濁っても、一生懸命鯉は殿町で泳いでおります。もっとぬくもりのある行政執行を私は期待しますが、今後ともこの揚水ポンプ場の設置について、どのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんからの御指摘のポンプの件につきましては、歴史的風致維持向上計画の調査を本川、津和野川及び支川の水量等も調査して行った中で、そういう提言は確かにあったというところがございます。ただ、やはりランニングコスト等を考えますと、なかなか大きなものにもなってくるかなあというところございまして、財源等も踏まえてなかなかそこまで至っていないところが正直なところでございます。

ただ、今回議員さんの御質問の中でも大変指摘をいただいて、我々も意を強くしておるといえるか、大変感謝申し上げたいというところだと思っておりますが、ぜひとも、まず本当河床掘削を最優先で取り組んで、県の御協力等でいただける上で、状況を見た上でまた考えていきたいというふうに思っております。まずこの河床掘削が進めば、我々も確かに水路が詰まっている場合は夜間含めて出て対応したりというようなことも多々ございます。そういった部分でもまず河床掘削に期待をしたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんも増水のたびに本当非常時出でおられるんで大変であろうとは思いますが。じゃがまだ町で鯉を飼っておられる方も、本当一生懸命そのことを心配しておられるんですから、もっと県にも土砂除去については特に杉片河のところは協力をお願いしてとっていただかないと、毎年毎年同じパターンでやっておられるわけでございますので、ひとつそこんところを強力をお願いしていただきたい。

それと、今言いましたように、歴史的風致維持向上計画の推進協議会でも前に検討するというふうに言われとるんで、私はそのことについて、ポンプの揚水場については検討されたような心配ないと思っておりますんで、これも強力にその場所、どのようなものであるのか、その水路の将来のことでもありますので、一生懸命これについても検討していただきたい、このように強く要望して質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで10時まで休憩といたします。

午前9時49分休憩

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序2、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 8番、三浦英治です。通告に従って質問したいと思います。

まず初めに、補助金の公平性についてです。

1、青少年育成連絡協議会補助金は、合併して13年経過した今でも、津和野地域公民館4館にある各地域青少年育成連絡協議会に補助金として配付され、活動されています。当初予算10万円の行方は。

2点目に、津和野幼稚園運営費補助金、当初予算54万円が計上されています。他の保育園に対する運営費補助金は考えていないのか。

それぞれの町民の不公平感についてどう考えているのか、また今後の方向性をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。補助金の公平性についてでございます。

まず、青少年育成協議会は、旧津和野町では児童福祉部局により昭和58年ごろに組織化され、四つの地区協議会ごとに登校時の挨拶運動や講演会、通学合宿等の事業を行っており、補助金の10万円は、町青少年育成連絡協議会を通じて、津和野地域内の4地区協議会に各2万5,000円を交付されています。県の組織としては、青少年育成県民会議があり、健康福祉部青少年家庭課が所管しております。

青少年の育成関係組織は、変遷がある中で昭和57から58年ごろには県内各市町村で設立の動きがあったようですので、旧日原町でも同様の組織が設置されたものと思いますが、いつどのような経過でなくなったのかは現在のところ正確な情報を得ておりません。そのため、日原地域は、現在青少年育成協議会が設置されていないため、交付の対象になる団体がありません。

議員御質問のとおり、町民の不公平感の解消のためには、日原地域にも青少年育成協議会が設立されるか、津和野地域の協議会を解散するかということになるかと思いますが、現在津和野地域で主体的に活動されている会の解散は現実的ではありません。本年度初めの公民館長主事会議で、日原地域の公民館に対し、地区協議会の設置について呼びかけをさせていただいたところでもありますが、現在のところ設立の動きはないのが現状であります。

次に、津和野幼稚園は、昭和4年9月1日に託児所として開設され、その後、昭和23年8月1日に保育所の認可を受け、現在に至っているとお聞きしております。



補助金の交付は昭和48年度から始められた事業であります。合併前の旧津和野町の時代に町の中心部で多くの児童を受け入れ、保育園を運営していただいている幼花園に対して、本来町が担うべき保育行政の充実振興を担っていただいている貢献への対価として交付されていると認識をしております。

公平性という観点からいけば、他の民間保育園にも同様に補助金を交付することを検討すべきということにもなりますが、それぞれ設立の経緯や組織の形態も異なっており、例えば、このたびの補正予算にも障がい者福祉を担っていただいているつわの清流会に補助金を計上させていただいているように、複雑な現実を抱えていると考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは1点目の青少年育成連絡協議会の補助金の件についてですけど、この点につきましては幾度となく質問してきております。

ことし6月に吉賀町青少年健全育成協議会の総会、7月に吉賀町学校警察連絡協議会に参加する機会を得ました。吉賀町民の会合にただ一人津和野町民が出席しているという違和感を感じながらも、青少年にかかわる現状を改めて感じたところです。

青少年育成島根県民会議には、各市町の、例えば津和野町は青少年育成連絡協議会として登録されております。以前の一般質問で、教育委員会は、青少年育成島根県民会議の年1回の総会に、市町村会議の委員は御案内を受けておりますと答えております。では、4地域の青少協の全体としての津和野町青少年健全育成協議会、そこから総会とかには参加しているのかどうかということがちょっと気になるんですけども、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 津和野町の連絡協議会については、代表、木部の協議会の会長されておられます大内先生のほうにお願いをしておりますけれども、県の会議へ直接行かれるということは現在のところ多分ないというふうに理解をしております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 教育委員会の報告、事務報告とかを見ると、確かにそれぞれの地区でそれぞれ活動されております。これを、お金を活用してされております。ただ、なぜそれが全体に行き渡らないのかというのが不思議でならないんですね。今回、本年度初めに館長主事会議等で働きかけをしたようなんですが、その様子をちょっと知りたいんですけども、例えば教育委員会に津和野町青少協としてのイメージの像があって、こうだから青少年にかかわる部分で協議会を設立できませんかという問いかけなのか、そういったものがあるのかないのか。ただ協議会をつくりませんかと言われてもできるわけではないですね。ちょっとその点について。それと館長主事会議での各、日原エリアの館長、主事の反応といいますか、それをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど町長の御回答のほうにもありますけれども、この青少年育成協議会の成り立ちの経緯が、もともと児童福祉の観点から成り立ちスタートしております。旧津和野町時代に、青少年育成協議会、それぞれの公民館単位に設置をされておまして、公民館のほうでほとんどの場合、事務局を兼ねた形をとってきておるといふ、そういった歴史があります。

合併時に、日原地域はその当時もう既に青少年育成協議会というのが存在していなかったというふうに思いますので、どういう形でつくられなかったのか、それとも途中でなくなったのか、そこの辺の経緯がちょっとわかりませんが、とりあえずその合併協議の中で事務局を持っておる公民館という部署の教育委員会のところに補助金をつけようということで補助金が教育委員会のほうについているというような経緯の中で慎重に移行されたというような経緯があります。

合併後、御承知のように公民館問題でかなり数年間は公民館の事務局体制も含めて議論された経緯があります。その中で、当初は公民館でそういった協議会とか団体の事務局を外せという、そういった流れの中で、一応旧津和野地域の各公民館の議論をしていただいた経緯もありまして、そうは言いながら公にかかわるような分についてはそのまま公民館の事務局でもえかろうという流れの中で今現在に至っているという、そういった経緯がございます。

日原地域の公民館も主事体制と、昨年度で一応一段落する形で全体の体制が整いましたので、同じように以前から三浦議員さんのほうから青少年育成協議会を今後広げていただきたいという思いの御質問をいただいておりますので、その辺の経緯も含めて、全体の体制が整った中で町も「0歳児からのひとづくり」事業ということを町全体で取り上げていこうという思いがありますので、そういった足並みがそろえられれば、全体に青少年に対する育成団体をつくっていくという方向性はそこの辺に合致するというふうな理解をしておりますので、公民館長主事に合わせて、こういう体制になったのでぜひ日原地域の公民館のエリアでも考えてほしいというふうなお願いを館長、主事さんのほうに私のほうからさせていただきました。そのときの反応というのは、聞きおくといい、そんな雰囲気ではなかったかなというふうな受けとめはあります。

基本的な公民館じゃなくて青少年育成協議会のスタンスということでもありますけれども、もともと福祉部局での子供たちをいかに育てるか、守るかという、そういったところでのスタートでありますので、今のいわゆる子育てで「0歳児からのひとづくり」等に絡む部分とは若干ずれが生じている部分はあろうかなあというふうに思います。

長年のそれぞれの団体の活動の中でも、先ほど町長からの回答にもありましたように、講演会が主体のような組織もありますし、実際通学合宿のような活動的な内容のものもあります。それから、もう大人だけの挨拶運動みたいな子供に対しての挨拶運動、あるいは子供との触れ合いの、球技をやるとかそういった活動、そういったもので、それぞ

れの団体が若干中身が今活動している団体でも違ってきております。そういった中で、全体の一本の筋を通すということは、現在のところはまだ、どこを中心にやって青少年育成協議会を町として本当につくらにゃいけないのかとか、そこまでの詰めた協議をしておりませんので、今後どうしてもそれが必要であるという認識へ固まることになれば、そういったことも計画をしていかざるを得ないのかなあというような、そこからスタートだろうなというふうな思いを持っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 旧日原町のとき、当時青少年推進員という形で私も関与しておりましたけれども、確かに児童福祉から始まって、市町によったら事務局が教育委員会であったり健康福祉部門であったりという混乱がある中で、日原も途中で変わって、そうした中で当時の内谷教育長と協議していたのが、合併が来るから今整備して形につくるとまた時間がかかるのではないかと、むしろ合併した時点で、津和野のいいところ、日原のいいところを盛り込んで、青少年育成協議会が立ち上がればいいんじゃないかなというのを話した記憶があります。そうしてまた当時の県民会議の会長が、合併することによってこの青少協がばらばらになるんじゃないかというのをすごく当時危惧しておりました。とにかく立て直し、また合併して一つになるといろんな問題出るから、そのときにはいつでも声をかけてくれというのも言っていたのも記憶しております。

これもそれはすぐにどうこうできる問題ではないかもしれませんが、今青少年にかかわる問題、この青少協に限らずですけども、すごく複雑になっております。少年犯罪の問題から、あとSNSの問題、それと最後にはどこに行っても必ず出るのがそういう子供たちの居場所づくりというのが常に協議されております。そうした観点からも、ぜひ町全体の青少協を私はずつとつくるべきだと思いますし、今日原の公民館単位で、やはり挨拶運動とかそれぞれ活動見ますと似たようなことやっているんですね。ただ、公民館それぞれの地域、特色ある中で、同じのをやれっっちゃうんじゃないかと、ただ一本筋が通ったものを、子供たちにどうかかわっていくか、また情報交換の場も必要だろうし、その中から新たなものがまたその地域に生まれるかもしれません。そうした部分を考えると青少協というのは絶対必要だと思いますので、今後も引き続き、館長主事会議等いろんな資料を使って働きかけをしていただきたいと思います。

それでは、2点目の幼花園のほうに移りたいと思います。

社会福祉法人津和野幼花園への運営費補助金に関する再質問をいたします。

保育行政の充実振興を図ることを目的に、津和野幼花園補助金交付条例が平成17年9月25日に施行されております。第3条の申請及び交付で、町長に対し、毎年1月末日までに次年度の収支予定計画書を添えて補助金の申請をしなければならないとされております。第4条では、町長に対し、毎年5月末日までに事業または会計の報告書を提出しなければならないとされております。この収支予定計画書の内容というものは、

ちょっと事務報告やら決算審査資料とか調べたりしたんですけどもちょっと私見当たらなかったんですが、今年度どのようになっているのかお聞きしたいですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） ちょっと条例にはこのように、第3条のほうに毎年1月末日までに次年度のというような書き方がしてありますが、現実的には他の補助金と同様に、年度当初に1年の計画をつけて申請をいただいておりますというのが現実になっております。内容的にはほとんど幼花園の場合は、自園の研修内容についての経費を申請されておるといのが通常例年のおりとなっております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） また、平成30年度しまねすくすく子育て支援事業の地域交流事業と障がい児等対策事業を、幼花園は申請して活用しております。これは他の園からの申請はないのか。県のあれですわいね。

それと、その事業説明はほかの園にしているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） しまねすくすく事業ですが、いわゆる「しますく」という事業は県単の事業でありまして、それぞれメニューがたくさんありまして、その中からどういう事業とりますかというところで障がい児の保育であったりそういうものを申請をされておるといことことです。

今現在、今年度につきましては、他園でいいますと、うしのしっぽさんそれから公立の保育園も障がい児がとれたりしますんで、とっております。これについての説明は、年度当初、年度当初4月になるかどうかはちょっと覚えていないですが、県のほうから事業概要の説明があったのちに、園長会議におきまして各園にことしのメニュー——大体毎年一緒なんですけれども、ことしのメニューはこういうものがありますが、申請されるころはしてくださいといことですやっているといこところであります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 補助金の交付条例に沿って考えますと、交付申請があつて、計画があつて報告があるという形になるわけですわいね。ただ、例えば木部さとやま保育園、直地保育園、山のこども園うしのしっぽに対しても運営費の補助をすることによって、保育士の人材確保とか労働条件の改善とともに特色ある運営が図られるのではないかと思います。よつて、その選択肢、こういう補助金いち園でなくても、手を挙げてそういう交付申請をして、そういうパイを広げる必要があるのではないかなとい気がします。

過去、旧津和野においては、民間ですごく大人数の、公立がしなければならいところを民間が担ってきたといものには敬意を表すところであります。ただ、時代が変わつてきております。日原保育園もまた民営化しようとしております。状態がどんどん変

わっていく中で、保育士不足、そこでの保育士の取り合いといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、町外に流出を防ぐためにも、地元で働いてもらうためにも、そういうパイを大きくする必要があるのではないかなと思っております。

また、発達障害など支援が必要とされる子供がふえています。その中で、ゼロ歳児3人に対し保育士1人、1歳児、2歳児それぞれ6人に対し保育士1人とされております。が、現場を見ますともう複数の保育士でカバーすることがこれからの時代求められているような気がします。財政的なこともありますけども。ただ義務教育、小学校、中学校を考えますと、支援学級という形が出て、支援学級そのものじゃなくてグレーゾーンの子が今ふえているんですよね。どっちかわからない。でもそのカバーすることによってグレーゾーンの子も助けることができるという。青原小学校で発達障害の関係の子供をずっと見る機会が過去ありました。そのとき補助員を旧日原町が導入して、今の県のここにこサポート事業の前進ですけども、それを導入することによってグレーゾーンの子がすごい助かったんですよね。ほいで今保育園の現場を見ると、保育士本当大変です。そういう法に振り回されて。それを考えると運営費補助か何か、そういう補助金、パイを広げて負担も減すとか、そういったことが津和野町の子供たち、児童を育てる上でもすごく必要になってくると思いますので、検討していただきたいと思います。日原保育園の運営を来年の4月につわの清流会に移管することが予定されておりますけども、そのタイミングでこの補助金のあり方を見直すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられるとおり、現在発達障害のお子さん、グレーゾーンのお子さんというのは確かに今おられます。そういう中で、国の定めております配置基準どおりの保育士の数では現実的には足りないというところで、本町が運営しております公立の保育園におきましても、そういうお子さんがおるクラスにおきましては、別途また加配のような形で一人常勤のパートさんのような職員、職員といえますか臨時職員をつけておったりするのが現実になっております。それに合わせて保育士でも不足ということもあります。先ほど町長もお答えしたとおり、それぞれ今回の幼花園の運営費の補助金は運営費の補助金として、この設立の経緯なんかがありますので、これはこれで別として、また各園に対してそういう保育士不足に対するもの、そういう発達障害のお子さんに対する加配のような補助金をまた新たに検討するほうがいいかなということ考えておりますので、また今後検討させていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 町長、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 課長がもう申したとおりでありまして、私からそれ以上追加してお話しすることはないと思っております。検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

バイオマスガス化発電の取り組みの状況についてです。

中国電力との接続協議を経て、膠着状態となっているように思えますが、現状と今後の予定と課題は。

また、建設予定地にストックヤードを確保したいとしておりますけども、今後の計画はどのように考えているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バイオマスガス化発電の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

本町では、平成25年に高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会を立ち上げて、町面積の9割を占める森林の利活用について調査検討を開始しました。

平成28年に経済産業省のFit認証を受け、平成29年度に中国電力との接続協議を初め、4年半後の2022年3月に接続が可能となる契約を締結しています。

津和野町議会におかれましても、平成28年3月より木質バイオマスガス化発電調査特別委員会を設置いただき、平成29年9月14日までに14回にわたる特別委員会を開催していただき、今日を迎えております。

これまでの経緯としましては、導入機種をフィンランド製のVolter 40に絞り込み、秋田県で稼働しているプラントの動作確認やチップ乾燥装置の稼働確認をしてきたところです。昨年Volter Japan株式会社は、フォレストエナジー株式会社と合同会社となり、代表が変わることになりましたが、前社長と現社長がともにVolter 40の国内販売に力を入れておられます。しかし、Volter 40単体で販売しても成功事例にはなり得ないと感じておられ、協議会で検討してきた12基規模のプラント建設が必要で、津和野町では具体的な準備が進んでいることから、会社として直接津和野町内においてプラント建設を進める方針を決定されました。

これまでも議会へお話ししてまいりましたが、木質バイオマスガス化発電事業は民間主体によって進められるべきと考えており、その判断を見守っておりましたが、このたび、フォレストエナジー社が名乗りを挙げられましたことを受け、附帯施設である原木及びチップのストックヤード等を町が設備して、指定管理者に運営を委ねる方向で今後準備を進めてまいりたいと考えております。この施設は、令和2年度に国庫補助事業を活用して整備し、翌年発電プラントの建設を予定しております。

なお、当事業については、12月議会最終日の全員協議会において詳細を御説明させていただきます。予定ともしております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） どうも、私が質問すると1項目が必ず全員協議会の最終日に、最終日に全員協議会開かれるということで、ちょっとやりにくいところがある

んですけども、山林の境界に対する地籍調査をさらに加速させなければ、木材の伐採、搬出に困難が予想されております。江津のバイオマス火力発電に対する木材の搬入計画があつてこちらから持っていかなきゃならない。じゃあこちらがバイオマスガス化発電を開設したときに、それだけの木材が余裕があるのかなかというのが特別委員会のときにも結構議論になりましたけども、その点で考えますと、中国電力との接続については、送電線の上位系統工事が令和4年4月以降になるということは、それに対応するための準備期間だと思うんですよね、この2年が。山の宝でもう一杯プロジェクト事業、30年度の出荷量は391トンでした。登録者も156名となっております。当初プロジェクトが始まって出荷量が低減しているように見えるんですけども、これは作業道が予定より延長されていないからなのか、この出荷量が低減しているというのは当然とやすうところからとっていって、なかなかとりにくいというようなことが当然出てくると思うんですよね。じゃあ今後その2年の間にそういう作業道とか木材の搬出を少しでもできるようなことをしなければならぬと思うんですかね。その点ちょっとどうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今回の発電施設480キロワットなんですけど、年間に必要な木の量というのは約6,000トン。この6,000トンというのは、今津和野の2万7,000ヘクタールの毎年の成長量が10万立米と言われております。約10万トンが成長していると言われておりまして、その1割にも満たない量で発電所は動くということになります。

先ほどから作業道の延長はということですが、これは毎年ふえております。ただ、これは針葉樹に対する作業道でありまして、広葉樹に対しては作業道は入れていない状況があります。

今回の発電施設につきましては、6割を占める広葉樹も活用しようというのが狙いでありまして、それを素材生産事業者の方に主に切っていただく。この広葉樹も既に切っていないと萌芽再生が起こらない山、年をとった山になりつつある山がございます。これを更新させるためにもこの木を活用していこうということでもあります。

それから、山の宝でもう一杯プロジェクトの出荷量が減っておるとするのは、どうしても買い取り価格が安いということがあります。現在3,500円程度——トン当たりです——買い取りしかないものを、この発電所ができることによってそこでチップ化したものをその場で販売ができます。発電所の買い取り価格は、ほかの発電所での買い取り価格と一緒にありますから、輸送賃をかけないで高値で買っていただける。ということは元の原木を高く買えるという状況が生まれてきます。そうなりますと、自伐林家のほうもどんどんそこに出せば高い単価で買っていただけると。プラス地域通貨券も発行していこうという考えでありますから、今後発電所が稼働し始めますとどんどんそういう流れができてくるのではないかとこのように思っています。

それと同時に山の量は、成長量、先ほど申しましたように山がなくなるということはないと思っておりますので、その規模でのスタートということでのこの発電プラントの計画となっております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 詳しくは全員協議会で詳細に説明はあるかとは思いますが。前段の同僚議員からちょっと山に関する森林（もり）づくりの意向調査についての質問がありましたけども、ちょっとそこで重複するかもしれませんが、津和野町の総面積307平方キロメートルのうち、90%を占める山林をどうこれから生かしていくかというのがすごく重要になってくると思います。

平成28年6月に津和野町美しい森林（もり）づくり条例が施行され、枕瀬地区の枕瀬山町有林において、文京区と津和野町で友好の森が設置されております。その後どうなっているのかなという気もしますが、ちょうどストックヤードの位置から川を挟んで枕瀬山に当たりますよね。ちょうど津和野川と高津川が合流する地域になります。そういう合流地点というのは、以前に日原が栄えた、営林署があつて木材搬出する、高津川を利用して搬出するということかという一つのにぎわいがあつたと思うんですよね。今、枕瀬山公園もそうなんですけども、それから今度施設予定地にかかる一帯というのを、私は本当全体図を見た開発するべきだと思うんです。この友好の森ができた後、その下のほうですよ、川に行ったほう、ちょっと地権者が多いのでなかなか難しいという話も聞いておりますけども、大体合流点とか下流とかそういったところって人間結構栄えるはずなんです。それが、今その合流点から上に関して、見た目はわかりませんが、国道側の川とか結構汚いんです。そういった分、全体を含めた整備計画が必要なのではないかと思うんです。そんなに今進めておられることで十分対応できると私は思うんです。そんなに財政的どうじゃこうじゃって。金をいっぱいかけりゃ済む問題でもないんです。

それと後は、住民の理解とかそういうことも必要になってきますけども、ちょっと今合流地点の河床にしてももう草木が生え、ちょっと手が入れないもんなのかといつもどおりながら思うんです。それを含めた形での今後山に対する施策を打ってほしいなと思います。

あと詳しいことは全員協議会で話してもらえると。ちょうどこの質問をしたのも、ちょっと合間で一体どうなっているのかなというので気になって今回質問してみました。

何かありますか。言うことは、ないようでしたら次行きたいと思いますが。町長いいですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうしたバイオマスガス化発電の取り組みというのは林業振興ということを目的としているわけでありまして、やはりその林業振興のさらに



その上の背景には、美しい森林（もり）づくり条例をつくりました。この美しい森林（もり）づくり条例といいますのも、一つにはやはり平成25年豪雨災害を受けた中で、やはり災害に強い森づくり、そういうものをしていく必要があるということを強く感じたといったところであります。日ごろから県や国交省にいわゆる治山事業、砂防事業、そういうものをお願いをするわけでありましてけれども、やはり全国のそれぞれの各地域でそういう要望が出ているという中で、やはり予算的に一つ一つの事業も膨大なものになるために、現実として一気に治山、砂防事業が進むというような状況ではございません。そうした観点からも、常日ごろから数多くの町民の方々に山林に入っただいて、そして自然と共生をしていくという生活文化の中から災害に強い山林づくりというものが進めていかれるということ、これが条例に基づいた我々の今後の取り組み指針でもあるかというふうにも思っているところであります。

そうした中で、先ほど議員の御指摘いただいたようなさまざまな木材の活用、そういうものにおいて、このバイオマスが生かしていけるということも大事なことだというふうに思っておりますので、きょうの御意見も貴重な御意見としながら、また今後を生かしていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、3点目の質問にまいらせていただきます。津和野町表彰条例について。

昨年11月3日の文化の日に表彰式がとり行われております。この条例は、政治、経済、文化、その他全般にわたって町勢振興に寄与し、その功績または善行が顕著なものを表彰することを目的としています。対象者は、

- 1、町の行う事業に尽力し、または公務に協力し、成績顕著な者。
- 2、産業、経済、教育、文化その他各般の振興発展に特に功労のあった者。
- 3、善行特にすぐれ、町民の模範となる者。
- 4、その他特に顕著な功労のあった者。

功績に対して、推薦され津和野町表彰審議会に諮り、町長が選考、決定することとなっております。

この選考が余りにも大まかすぎて、推薦者は戸惑うのではないか。具体的な推薦内容が必要と思いますが、推薦の基準の見直しはしないのか。

また、表彰式の会場は、来賓の表彰審議会委員と津和野町課長職以上、津和野町議会議員、推薦者でとり行われています。

以前は、表彰式後に祝賀会が開催されていたと聞きますが、津和野町のために尽力した人に祝賀会を開くべきだと思うが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町表彰条例についてお答えをさせていただきます。

町功勞表彰につきましては、津和野町表彰条例の規定により、政治、経済、文化、その他各般にわたって町勢振興に寄与し、その功績または善行が顕著な方について、毎年11月3日に表彰を行うこととなっております。

この推薦は、現在町内113地区の自治会長と津和野町社会福祉協議会、津和野町商工会等の各種団体及び庁議へ推薦の依頼をしており、表彰候補者については提出のあった功績推薦調書をもとに津和野町表彰審議会へ諮り、その審議を経て町長が選考、決定しております。

推薦基準が大まかすぎて、推薦者が戸惑うとの御指摘がありますが、住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりを推進する当町におきましては、個人や地域の団体が行う地域に根づいたさまざまな活動も今後の津和野町の発展を支える原動力になっていくものと実感しておるところであり、地道な活動に対しても光を当てていくことはとても重要なことと思っております。

よって、広くさまざまな分野において、本町のために御貢献をされておられる方々を表彰候補者として御推薦いただけるよう、功勞表彰の基準が幅広いものとなっております。いずれにいたしましても、表彰候補者につきましては、功績推薦調書の提出があった後、さらに推薦者の方に聞き取りを行い、その内容を具体化したものを表彰審査会へ諮問させていただいておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

次に、祝賀会の開催についてですが、議員御指摘のとおり、合併前の旧町時代は祝賀会を開催していた経緯もあります。この祝賀会開催にあつては、被表彰者のみならず多くの関係者の皆様に御出席いただくこととなり、かなりの費用がかかることが想定されます。財政状況が厳しい本町におきましては祝賀会の開催を自粛しているところであり、この点におきましても御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 財政難の中、下森町長が経費削減する強い気持ちは理解できますけども、人間社会励みとなることが経費削減以上の効果を期待できる部分もあるのではないかなと思います。例年出席させていただいておりますが、晴れの舞台にしては余りにもあっけなく終わるような気がしております。

これまでに、津和野町表彰を受けた方たちを招待して、その年の津和野町表彰者や推薦者を含めて、津和野町執行部、津和野町議会で祝賀会を催したほうがいいのではないかと思います。きょうび、経費といっても会費制で行われたり、そんな経費はかからないんじゃないかって思ってしまうんですけども、ただ、祝賀会で飲んでどうこうじゃないです。そういうことを開くことによって、お互い受賞者並びに推薦者なり、参加した人との情報交換なり、今後の津和野町、何か話が出てくると思うんですいね。ただ、確かに光栄なことではあります、表彰もらって。でも中には、帰って推薦者と受賞者で細々とやるという話も聞いておりますし、そのまま終わってしまったというのがほとんどのような状況です。

経費のかけ方というのは、ちょっといろんなやり方があろうかと思います。いま一度ちょっとこの、津和野町のために尽力された人たちが集まってくるわけです。そうした中で、祝賀会を開く効果は私はあると思うんですが、今までどおり受賞者が少なかったらあらっちゅう間に終わってしまうような状況なんですよ、現実には。もうちょっと受賞者に本当よかったと、そう思えるような表彰式並びに祝賀会にされたらどうかなと思いますので、もう一度御一考いただきたいと思います。

何かありますか。

○議長（沖田 守君） 財政課長。町長じゃろ。町長。はい、どうぞ。

○町長（下森 博之君） 御指摘のように祝賀会というものも会費制でやるということになれば、町の財政負担は伴わないという方法も当然あろうというふうにも思っております。もうかなり数年前にはなりますけれども、やはり町の表彰式が少し簡素すぎるのではないかという、同様の御指摘を受けた経緯も私自身覚えております。そういうことも踏まえながら、また今回こうした御指摘も受けたということも踏まえて、さまざまにまた御意見をこれから伺って、そしてまた庁議等でも検討して、今後の町の表彰式のあり方についていま一度検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ぜひ津和野町のために尽力された人たちです。しっかり検討していただきたいと思います。

それでは、私の質問は終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時48分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序3、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願ひをいたします。

まず最初に1点目といたしまして、津和野城跡整備事業についてお伺いをいたします。

津和野城跡整備事業につきましては、平成23年3月、歴史文化基本構想保存活用計画を策定し、平成24年3月、史跡津和野城跡保存管理計画書を策定をされております。これにより、石垣の修復工事等が進められております。

そういった中で、平成29年、津和野町出身の方より津和野町城跡整備のために寄附の申し出があり、この貴重な財源で現在整備が進められているわけでありましたが、先般

11月15日、議会全員協議会において、国の許可なく作業道がつけられた、こういう説明を受けてまいりました。また、このことについては、各新聞社においても報道をされてきたところであります。国史跡である津和野城跡整備において、無許可で作業道が造成された件について、そのいきさつと今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。津和野城跡整備についてでございます。

国指定史跡で県立自然公園の指定を受けている津和野城跡における無許可での作業道造成においては、城山整備プロジェクト事業における立木伐採業務の中で発生いたしました。

経緯を申し上げますと、平成30年12月10日付で島根県教育委員会へ立木伐採の現状変更許可申請を行い、同12日付で島根県教育委員会より現状変更許可された後、平成31年2月以降4月にかけて、計3回の森林整備業務委託契約をしております。

その後、業務の進捗に伴って伐採木の処理方法等について変更が生じたため、令和元年6月11日に町教育委員会担当者、町商工観光課担当者、町農林課担当者及び施工業者で立木搬出について現地協議を行いました。

この際、教育委員会担当者は、集材のために新たな道をつくることは困難なため、喜時雨地区に至る既存の道を利用して集材し、そのために必要な既存の道の入り口付近の路面の不陸整正——これは路面を整えるというような意味合いでございますが——を行い、あわせて現在使用不能となっている仮設トイレを搬出撤去することを確認したと認識していたことに対し、農林課担当者は新たな道をつけると認識しており、食い違いが生じました。

その後、この協議内容に基づき、教育委員会担当者が事務処理を行い、6月13日付で仮設トイレ撤去に係る現状変更許可申請を島根県教育委員会へ提出し、同18日付で島根県教育委員会よりこの現状変更について許可されました。

7月半ばごろ、現状変更について、町農林課より町教育委員会へ口頭で問い合わせがあった際に、教育委員会担当者は仮設トイレ撤去処分及び搬出路不陸整正についての認識の上で、許可が出たことを口頭で回答しましたが、一方の農林課担当者は新たな作業道の開設が許可されたと誤認しました。

この間、現地協議した内容が口頭のみであり、その後も新たな作業道の設計図面や計画路線図等を用いての協議がないまま、双方の認識にずれが生じていたことに気づきませんでした。

また、県立自然公園の許可申請については、担当課である商工観光課は6月11日の現地協議で既存の道を利用して適時補正しながら作業路として利用するという認識があったものの、城山整備プロジェクト事業については、これまでも第一義的に文化庁の許可があった後に県立自然公園関連の申請を行っており、前述の許可連絡については商

工観光課への情報共有がなかったため、農林課に対しても町への申請手続を求めないままでありました。

その後、施工業者が9月24日より作業道の開設を始め、10月10日に町教育委員会職員が無断現状変更であることを発見し、作業中止の指示後、翌11日よりの作業道開設作業を中止しました。そして同日に県教育庁文化財課へ報告後、同16日の県教育庁文化財課の現地確認時に伐採業務の中止指示があったため、翌17日から伐採業務も中止しております。

この経緯の報告のため、10月29日に県教育庁へ、10月31日に文化庁へそれぞれ訪問協議した後、11月14日付で文化庁へ顛末書を提出しています。その後、文化庁へ毀損届を提出しているところでございます。

また、県立自然公園の手続として、11月12日に県自然環境課を訪問し、状況の報告を行い、島根県立自然公園条例第11条4項の違反行為に当たるとして手続に入る旨、指示を受け、翌13日には県自然環境課の担当者が来町され、現地の状況確認を行い、違反行為に係る経緯書等の提出などの指示を受けたところであります。

この原因としては、さまざまな要因が重なっておりますが、まず一つとしては史跡指定地や県立自然公園指定地内で実施する作業であるにも関わらずその認識が甘く、現状変更許可等の手続が必要なことや、手続には相応の書類が必要となることへの認識が不十分であったことが挙げられます。

次に、プロジェクトで行っている事業であったため、本来の担当課で行うべき申請手続を、担当課からの資料を受け教育委員会担当者が代行して申請するなど、担当課での具体的な思いと、教育委員会担当者が受け取った認識に差が生じ、申請段階の情報共有ができていなかったことが考えられます。

また、県立自然公園においては、間伐等の申請を要しない行為であることを拡大解釈し、間伐した伐採木を搬出する作業路についても間伐の一環として捉え、商工観光課との情報共有ができなかったことが挙げられます。

今後の対応につきましては、損壊した範囲については、できる限り早期に現状復帰することを基本とし、具体的な復旧方法については、文化庁、島根県文化財課、県自然環境課、津和野城跡整備検討委員会等の指導を受けた上で、復旧工事の設計をしたいと考えております。

具体的には、議会12月定例会でその予算をお認めいただいた上で、できるだけ早く設計業者を決定して設計に取りかかり、設計後は文化庁及び県自然環境課へ復旧届等を提出して、できる限り早期に復旧工事を実施したいと考えております。

また今後は、申請や許可の手続を本来の行政システムに戻して行うことを基本とすることで、申請内容等については書面で確認するなど事務手続の基本を徹底いたします。

また、庁内で研修を実施するなど、文化財保護法等に関する手続の再確認を行い、文化財保護法等の遵守の徹底を図り、再発防止に努めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ただいま町長のほうから詳しくいきさつ等を説明をいただきました。そこで少し、この件に関して再質問をさせていただきます。

最初に、この寄附金を活用して今事業が行っているわけでありませうけれども、この事業内容を平成29年から平成32年までの期間で計画をされておりますね。これの、今大体どういった事業が主に進められているのか、その辺をまず最初に説明をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 誰に質問するの。草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この事業の一番担当、こういった計画を立てられたのが、私もどこの課というか恐らく教育委員会が中心になって建てられておるんじゃないかというふうに思って質問しております。五つの柱で今計画をされておると思いますが、その内容の確認であります。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 今回の寄附における城山整備におきましては、元文化財の担当者が観光課におりましたので、観光課を中心に計画をしたものでございます。

内容としましてはもう既に御報告させていただきましたが、町道城山線の整備、立木伐採と景観整備、それと大手道の整備、それと照明、それで休憩所、トイレ等の設置でございます。

現在は、町道城山線につきましては、一応完了検査も終わって終わったということでございます。それと、今遊歩道整備について入札も済みまして、今実施をしているところでございます。それと間伐等の景観整備につきましては、今こういう状況になっていきますので今とまっているという状況で、これからトイレ整備、トイレとか東屋の整備、それと照明整備、それと大手道、これをやっていくということでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今副町長のほうから説明いただきましたが、五つの柱を中心にもう進められているというふうに思います。

その中で、今回のことが発生したのは、沿線部の樹木等の適正な維持管理、そういったところで発生したことだというふうに思っておりますが、まずこの事業を進めるための町内の体制でございますが、副町長を中心とした城山プロジェクトチーム、これを立ち上げられて進められているというふうに思いますが、これの、今私が聞いたら商工観光課が事務局であるということで、何か商工観光課が中心でなるとするような気がするんですよね。私が認識していたのは、この文化財の中のいろんな整備をするということは教育委員会がそういった分を担当しておりますのでそこが中心で行われているというふうに私は認識していたんですが、今ちょっとそういったことを違いがわかりましたけれども、どういうことで商工観光課が中心になったのか、そしてこのメンバーはどういう

ふうなメンバーでやっておられるのか、そして今までどのようなことを検討されてきたのか、その辺について。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 商工観光課が事務局をやっているんですけど、先ほども申しましたけど、文化財の関係の職員が商工観光課に兼務で出ていましたので、その職員を中心に観光課で事務局を扱っていただいております。基本的には城山文化財でございますので、本来なら教育委員会が一括して事業を進めるのが本当ですが、教育委員会にも人数的な制約もありますし、ほかの課も、教育委員会もそうですけど、通常の業務はあります。この業務は寄附金でいただいたということで町一丸となってやろうということで、それぞれに業務を振り分けて五つの事業、それを各課に振り分けて、各課の代表出していただいて、その中で今まで協議をしてきてやってきたという経緯がございます。そういうことで、教育委員会だけに全て任せるのではなく、津和野町一丸となってこの寄附をいただいた事業をやっていこうということに至ったと、そういう経過でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 津和野町一丸となって取り組んでいけたということがあります。

町長からは詳しいいきさつ等を聞きましたけども、私が思うのはこの文化財に関することの担当といいますか部署は、やはり教育委員会が中心というふうに考えておりましたが、教育長の今回のこの件に対して、教育長としてはどのように思っておられるか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 私の立場といたしましては、町全体でのこういった事業でございますので、こういった今までかつてないような事態を生じたということで非常に残念でもありますし、我々がそこへチェックもしきれなかった部分もございまして、それからあわせて同じような体で情報共有ができなかったという、我々の落ち度の部分というのも十分考えられますので、本当に町全体で反省をせざるを得ない事態だろうなというふうに思っております。本当に町民の皆さんには申しわけなく思っているところでございます。

今後は、先ほど町長からの回答にもありましたように、文化財の意義、そういったものをもう少し、住民の方ももちろんですけども、まずは職員がしっかり認識をして当たっていくということを今後心がけていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういったところの徹底なり、それから事務手続を教育委員会が代行するような形でやってきたことがこういった部分に、大きな原因にもなった一つでもありますので、本来の行政手続に立ち返って今後は手続を進めていきたいというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろいろないきさつについては詳しく説明がありましたけども、やっぱり現地を立会した、最初に各課が現地を立会をされました。そのことがどうも大変な認識違いが生じた。そこが一番出だしの大きな間違いであったんじゃないかなというふうに私も思っておりますけども、やっぱり申請をしたのが教育委員会であるというふうに思いますが、やはり申請をするときにもう一度その申請内容を立ち会いをしたみんなで確認をして出す。そして許可が来た部分についてはそれぞれの関係者が確認をする、こういったところがやはりなされていなかった、そういったことが一番の、私も原因ではないかというふうに思っております。いろんな文書の回覧、起案から決済、そして回覧とか報告いろんな、そういったところが非常におろそかになっていた、そういうことが大きな原因だというふうに思うわけであります。それで、これも教育長の答弁もありましたけども、町全体のこととして、やっぱりきちんとこれは整理をしていかないといけないというふうにも私も思います。

今後のことについてであります、今回の議会に補正予算として作業道修復の測量設計業務委託料が計上をされています。これが計上されたということは、文化庁からの指示があったのかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 指示という形は、町長とともに文化庁を訪れたときに、まずは再発の防止を、当然のこと言われました。それから、文化財の修復というのは基本でありますので、そこについてどういうふうな考え方を持っておられるかということを目指をされたわけではありますが、それに基づいて町として文化財を修復をしていくという方向性の中で、町の職員だけではなかなかそういった修復の、今回の事業については修復の工法等簡単に示すことができないということで、こうしてコンサルに委託をして計画をしていこうということで予算化をさせていただいたところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今からいろんなことがまた多分出てくるというふうに思いますが、この事業は本当に寄附者の方の厚意で寄せられた、そういった貴重な財源を使ってやっている事業であります。ひとつそういったことの整理もきちんとしていただいて、この整備は後退をするということとはとにかく避けていただきたい、そういうふうには思っているところであります。

寄附者の方についても、このようなことが起こったことに対しては大変な残念な思いを持たれているというふうに思います。町としてもきちんとした謝罪と言いますか、そういったことも必要というふうに思います。

また、この事業を担当した請負業者の方も、町の指示でやったことが違反であったということで、なれば大変なこれは驚きでもあったというふうに思っております。行政の不信感というようなことも恐らく感じておられるんじゃないかというふうに思います。



これらの信頼回復のためにも、ぜひ努めていかなければならないのではないかというふうに思っております。

この整備についていろいろ聞いてみましたけども、やっぱり文化財というものに対する町の意識をしっかりと改めて持っていくということが非常に大事であるというふうに思っております。教育委員会ということで私は中心に考えておりましたんで、教育委員会のほうに質問をいたしましたけども、やはり各関係の課が、やっぱり連絡体制がどうであったのか、そういったこともきちんと検証していただきたいというふうに思います。商工観光課、農林課、それぞれ担当しておられます。やっぱり教育委員会から申請書の関係、口頭での許可、口頭での連絡があったということですが、そのときにできれば商工観光課あるいは農林課のほうも、内情はどうであったのかと問い合わせをしてみるとか、そういった資料提供を求める、そういったこともやっておれば、こういったことも防げたのではないかなというふうにも思うわけであります。同じ事務所の中で商工観光課も教育委員会も同じ事務所の中におられます。そして農林課も隣ではありますけど、そういった近くにおられるわけですから、ちょっと行って協議をするそういったこともできたのではないかなあというふうに思いますので、その辺の連携のあり方について、少しまた十分検証をしていただきたい、そういうふうに思っております。

「過ちて改めざる是を過ちという」こういった言葉もあります。過ちというのは絶対起きないということではありませんけども、起こったことをきちんと検証して改善すること、これが何よりも大切であるというふうに思っております。

今一番、私は責任を感じてつらい思いを持っているのは、最前線で働いてきた各担当職員であるというふうにも思います。決して個人を責めるということではなくて、今回のことは行政全体の問題であると捉えていただいて、改善に向けて最大の努力をお願いするものであります。

最後でありますけども、下森町長も回答の中にもいろいろありましたけども、行政のトップとして大変大きな責任を感じておられるというふうに思いますけども、これについてひとつ一言ありましたらお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうして大きな事態になっております。この原因は、繰り返すにはなりますが、先ほど副町長も申しましたようにこの事業をプロジェクトで全体でやろうということで、チームをつくってやろうとしたわけでありましたが、それが庁内連携が十分にできずにこうした裏目の結果になってしまったというところであります。その中で、とはあったとしましても、津和野庁内職員全員がやはりこの文化財保護法の適用を受ける史跡の指定地内での事業なんだということの意識が十分にあれば、やはり一つ一つが慎重にもっとやることができたと思っていますし、ましてやお互い部署の情報等口頭でやるという、これも大きな原因になっておりますけれども、そういうことには至らなかったんであろうというふうにも思っているところであります。

そういう意味で、議員御指摘の誤りを正すという面においては、やはり庁内の職員研修、この文化財保護法の重みというもの、そしてその地内で事業していくということの重要性というものを職員全員がやはりきちっと厳しく受けとめる、そういう研修を当然していかなきゃならないというふうにも思っているところであります。

今後は、先ほども今度は教育長が申しましたように、教育委員会のほうを主体としながらこの文化財の中での事業を進めていくという形にはなります。ただ当然、農林課や商工観光課の協力ももらわなければこの事業進めていけないというふうに思っておりますので、そういう体制のところと指示系統はきちっと改めていきたいというふうにも思っておりますし、そしてまた来年度に向けては、教育委員会のほうの体制という面からも、これ文化財担当そのものということにはちょっと時間的にもなりません、1名の増員を図ってそちらのほうの強化も考えていきたいというふうにも思っているところであります。

そして今日の前の課題は、議員御指摘にもなられましたように、この事業が頓挫することがあってはいけないというふうにも思っておりますので、この事業を継続させていただくために全力を尽くしていかなきゃならないというのが私の思いであります。そういう面から、文化庁のほうにもまずはお詫びということも含めて、私自身ももう2回行っております。それから、県のほうにも、環境生活部長のほうに私がお邪魔をさせていただいて、直接お詫びも申し上げてきたといったところであります。

それから、この城跡整備検討委員会というものがございます。こちらの了解をいただければこの事業も進めていくことができないわけでありまして、これは関西地域やあるいは名古屋地域から有識者の方々に加わっていただいているということでありまして、あさって12月定例議会が終わりましたら、その翌日から私と教育長で、まずは関西方面の方々の委員の皆様方に直接出向いてお詫びをしていこうと、その上で事業の継続について御了解をいただけるように最大限の努力をしていきたいというふうにも思っているところであります。

そういう面で、いろいろまだまだ課題は大きいわけではありますが、とりあえずはコンサルの方をお願いをして、やはり文化財の中での復旧作業ということになりますので専門的な知識が必要になってまいります。どういう復旧の仕方があるのかというのを大まかなところを導き出した上で、文化庁とどこまでの復旧をしていくのかというのを協議をしていかなきゃなりません。そこがスタートしなければこの復旧に向けての取り組みも始まらないという状況の中で、今回コンサルさんへの予算を計上させていただいているといったところでもあります。

もう一つ現実には現実として受けとめながら、この事業を解決して、そしてまた前へ進めていくようにこれからも努力をしていきたいというふうにも思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 町長におかれましても、島根県の町村会長というような大役、これも持っておられる、大変出張等も多く多忙とは思いますが、やっぱり一番大事なのが庁舎内がやっぱりまとまっているということ、これが非常に大事であります。これからの事業は、縦割り行政でなくていろんな課が協力し合ってこうやっていく、そういったことが随分ふえてくる、そういうことだというふうに思っております。ぜひ各課の連携が後退をするようなことがあってはならないというふうに思っておりますので、しっかりとしたそういった庁舎内も見ていただきたい。

ことしの流行語大賞はワンチームでありました。行政運営をぜひこのワンチーム体制をしっかりとつくっていただいて、運営されることを私も期待して、この質問については終わりたいと思います。

次の質問であります、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるためにということであります。

最近私もひとり暮らしの高齢者の方が津和野町を離れて子供のところに行く、そんなことを耳にすることがあります。本人にとっても家族にとってもひとりであることが不安であるために、やむを得ず津和野町を去る方がおられます。津和野町に高齢者が住める住宅があれば残りたい、そういった声もあります。

人口ビジョンの目標の達成のためにも、人口の町外流出を阻止する対策が必要だと考えます。特老の待機者、独居世帯あるいは高齢者世帯の受け皿として、医療近接型滞在施設や安価で安心して住める高齢者住宅等の建設が必要と考えますが、所見を尋ねます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるためにとの御質問にお答えをさせていただきます。

高齢化率48%の津和野町において、高齢者の住まい方をどのように考えるかは今後の大きな課題です。キーパーソンの住んでおられる町外・県外への転出、あるいは要介護状態となって施設入所される方の転出が人口減少の要因であると考えております。今後、高齢化、過疎化がさらに進行することは容易に予測され、住まいの整備が重要な課題となります。

津和野町の医療・介護情勢と町民のニーズを兼ね合わせると、より生活を重視した医療サービスや介護保険サービスにとらわれない自由な発想での住まいの検討が必要です。また、中長期的な利用も可能及びみとりも視野に入れると、医療施設に近く安心感が持てる医療近接型の住まいが適応していると考えております。

また、公営住宅につきましては、現在のところ津和野町住宅マスタープランの見直しをしております。高齢者や障がい者の皆様に住みなれた地域で自立した生活ができる住まいづくりを検討している状況であります。今後の公営住宅建設や改修において、快適な暮らしができるようにバリアフリー化等につきましても検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の津和野町には重要であります、喫緊の課題であります。財政状況を勘案しながらとはなりますが、このたび、財政負担を軽減できるPFI方式による公営住宅の建設を実現した実績も踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 現在、町内の世帯数の関係でありますけども、少し最近の数字でいいますと世帯数が3,496世帯であります。そしてそのうち高齢者のみの世帯が1,685世帯、うち独居世帯が1,002世帯というふうに私調べてみたんですけども、であります。これは、世帯数の約半数、これが高齢者のみの世帯である。そして世帯数の3分の1が独居世帯、こういう状況であります。いかに高齢者の方の世帯が多いかということではありますが、特に最近の転入転出の関係でありますね。今人口ビジョンの中でそういったものを、できるだけ転入者をふやしていこうということで取り組んでおられるというふうに思いますが、最近の転入転出者の状況について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今直近で転入転出の差というところ、今調べているところでございますが、2015年から1年ずつ転入転出の差を申し上げたいと思います。一番最近でこれが好転があったのが2015年ということで、このときに転入と転出の差は9人ということであります。2016年が転入転出の差がマイナスの29人。あ、先ほども9はマイナスの9ということで、プラスの9ではありません。マイナスの9。2016年がマイナスの29、2017年がマイナスの70、2018年がマイナスの56ということでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） やっぱり転出者が相当多いわけですね。この中で、やっぱり年齢的なことはその中でわかります。高齢者の方がどれぐらいいるとかという部分は。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それで、今分析しているのが2015年から3年間、年齢階級別の人口移動状況どうなっているかということではありますが、65歳以上の高齢者の方、2015年がマイナスの13ということになります。2016年がマイナスの5。2017年がマイナスの40ということで、最近少し高齢者の方の転出というのがだんだんふえてきているということでもあります。

ちなみに、前回お示しをした人口ビジョンにも、この人口動態と人の流れというのを数値的に示しております。これ少し古いデータになりますが、2005年から2010年の年齢階級別の人口移動数ということで、一番多いところが学生さんのところでございますが20から24歳。ここのところが大体男女合わせて250名おられます。この

山が15歳から19歳のところのマイナス部分が93ということで、若年層のところでも一旦転出の差がふえるという傾向ということなのですが、先ほど議員が御指摘になられておられるような、例えば75歳から90歳、この辺のところは全体的にはこの当時79名転出超過になっているということで、若年層の部分は幅は大きいんですが、それから年齢が上がるにつれてこの75歳から急激に転出超過の傾向が見られているのが今現状としてあるということでありまして。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 高齢者の方の転出がふえている状況であるということでありましてけれども、これもいろんな理由があって残りたいけど出ざるを得ないとかいう方もおられるんじゃないかというふうに思うんです。そういったことを考えますと、今津和野町もいろんな地域包括ケアということですね、そこが一番目指すのが高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる、これを一つの目標として、今地域包括ケアということに取り組んでいるわけですが、これもいろいろ介護の度合いとかによってもいろいろ入所ができる施設もあるんですけども、どうしても軽い介護、要支援から介護の1、2、そういった人たちは在宅でおられるというふうに思うんですけども、しかしそういった人が何かあって、もう自分一人では家でなかなか暮らせないというような状態はいろいろあると思うんですね。そういった人が今入る施設とかが、そういったものが津和野町には余りないんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった自分の家にかわる、もうちょっと安心して住めるようなそういった施設、そういったものが今非常に必要ではないかなというふうに思うわけでありまして。今の益田市辺りでは、サービスつきの高齢者住宅、これも幾らかあります。しかし、これ見てみますと、入所の、大体月に支出が15万程度、そういったところに入ればあるような実態もあるわけでありましてけれども、サービスつきですから、当然そこには介護福祉士の人あるいはホームヘルパーさん等がついておられる、そういう施設ですね。そういう施設に入ろうと思えばそういったお金もかかるというような状況であります。誰もがそういったところで、いろんな資金的なこともあって難しいというふうに思うんです。ですから津和野町の中でももう少し安価な、そういった入りやすい施設、これは非常に重要であるというふうに思います。在宅でいろんな介護をしてもらうのがホームヘルパーさんであろうというふうに思います。今ホームヘルパーさんが非常に少ないような状況ということもいろいろ聞きますが、津和野町のホームヘルパーの今状況というのはどのような状況か、これについてひとつお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町でのホームヘルプ事業につきましては、社会福祉協議会のほうが一手に担っているという状況になっておりますが、先般も社協との協議をしております中で、確かにホームヘルパーさん、今非常に足りない状況になってお

るということであります。なかなか全員が正職ということにはなっておりませんが、正職は本当一部の職員さんでありまして、残りはいわゆる非常勤のパートさんのような格好で、中にはもう70歳を超えておりながら来ていただいておりますという方もおられるということになっておるみたいであります。

それで、なかなか資格を持っておられる方が高齢者になりまして、ホームヘルパーができないと。じゃあ、逆に新しく若い方になっていただくようにしなければいけないんですが、これにつきましては介護の初任者研修という結構何時間ですかね、結構な時間数の研修。それから、机上の研修、勉強もありますし、現場実習もあるというようなものも受けて、いわゆる昔でいうヘルパー2級という資格になるんですが、これをまず取ってもらわないといけないということになっております。この辺の研修を社協のほうで何年かに1回やっております、最近ではおとし、平成29年度に行っておりますということを聞いております。それから、この辺を、このときに受けた方が一桁の方であったと。受講された方が、合格された方。ただ、その一桁の受講資格を取っちゃった方の中に町内で今働いている方がいないということでありました。その辺も含めて、社協としては自分のところのお金を使いながら、町内で働いてもらえる人を養成するためにやっております、その辺ができていないということをどう考えるかというところにいる協議をしておるということを聞いております。ただし、本当人手が足りないんで、まずは、来年度はその介護の初任者研修をまた社協として実施をしたいということを聞いております。

実施するに当たりまして、前回もそうでしたが、そこで取られちゃった方で数万円受講料が必要になるわけなんです、そこで資格を取っちゃった方が町内に就職をした場合には町から補助金でその受講料を補填をするということを前回もやっておりましたが、結局前回は町内に就職された方がいませんでしたので、その補助金は出ていないということになっております。来年度もそれを社協が行うということでありましたら、また町としても地元採用された方については、研修、報酬料の補填の補助金を用意しようかなと今、考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ホームヘルパーさんがやっぱりだんだんと少ないような状況というのが出てきているというふうに私も聞いておりますけども、これにはいろんな理由があって、やっぱり介護保険の改正等によって、時間が短縮されたということで、ホームヘルパーさん自体のいろんな収入が減ってきているような状況もあるというふうに言われておりますけども。いろんな原因でそういうふうになっているのかなというふうに思いますけども。やはりこういったホームヘルパーさんが少なくなってくるといことは、やっぱり自宅で安心して生活できる、そういった条件がだんだん少なくなっていくということであろうというふうに思います。回答の中でも、医療、近接型の住まい、これも適応していると考えているというような回答もありましたし、公営住宅に

ついてもバリアフリー化、そういったものを検討したいということでもあります。ぜひ、こういったことを進めていただきたい。そういうふうに思います。

ただ、これを進めるに当たって、そういった住宅にどれだけの人が希望されているのかといったことも数値的にはある程度掴んでおかないと難しいかなというふうに思います。以前、私もこの質問をしたときに、町長がどれだけのニーズがあるか、その辺がわからないとなかなか難しいというような回答もありました。ぜひ、そういったニーズ調査等も実施をして、ぜひともこの高齢者住宅対策をやっていただきたいと思います。

介護老人保険福祉介護事業計画が平成32年までこれありますけど、32年で一応またあたらしい計画になると思いますが、この計画の中にあまり住まいのことが書いていないような気がするんですよ。この見直しのときに、こういったところにきちんとそういったことを示していただいて。

それから、1番はニーズがどれくらいあるかということで、高齢者の方のやっぱり考え方、思いをきちんと把握する必要もあるというふうに思うんですね。できれば、アンケート調査にしても、文章というよりか、できれば聞き取りを調査をして、本当の声を私は聞いて、それをこういったところに反映する。そういった努力をしていただきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり地域包括ケア、医療、介護のみならず、そこには生活支援、そして住まいという状況で、議員おっしゃったように現実、要介護状態がない人を2014年から5年間ずっと追跡をしてみました。やはり約65人の方が全体で134、5人が転出をされておりますが、やはり要介護状態がない方が65人、要支援が11人という状況になっておまして、そのような状況を踏まえると、やはり80歳以上の施設に入所をする方と65歳からそれで判断をするという方がおります。そのようなことを踏まえて、今後この医療近接型住宅等、内部で検討していく中で、やはり見守りが1番重要なポイントになるのではないかと。そして、先ほど言いました介護保険が適用できる部分は今、介護保険の中でヘルパーも登録ヘルパーもおりますし、その辺においては、私たちも安心をしております。そのような状況を踏まえて、今後は元気うちに自分の人生というか、最後をどういうふうに捉えようかという状況を踏まえたときに、やはり今の要介護がない人、そして要支援、いわゆる介護保険申請をやった方に、そのような状況を、的を絞って、先ほど言われましたように、やはり現実、訪問等をして、その辺を把握して、今後の住まいにおいて、内部で早急にまた検討したいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 高齢者の状況を、もう津和野町はピークは過ぎたかもしれませんが、今のような状態がこれから続くという状況であろうというふうに思い

ますので、こういった対策はできるだけ早く、対応していただきたい。そういうことをお願いをして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、防犯についてであります。

全国各地でいろんな犯罪が多発をしております。特に、弱者である子供たちが犯罪に巻き込まれている、そういった報道を耳にすると、大変胸を痛む思いであります。

防犯カメラが犯罪の抑止力やあるいは重要な情報収集として今、全国的に普及をしてくております。津和野町においては、まちづくり委員会で設置をされている地域もありますが、全町的にこれに取り組む必要があるのではないのでしょうか。住民合意を得ながら、各地域で点検を行い、警察の協力も得ながら、設置に向けて検討されてははいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防犯についてお答えをさせていただきます。

本町では、津和野町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、まちづくり委員会等により、令和元年7月現在で町内21カ所に防犯カメラが設置されています。

議員御指摘のとおり、防犯カメラは犯罪被害の未然防止や犯罪の予防等の有用性が認められていることから、全国的にもその設置が進められているところであり、本町においても犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに重要な役割を担うものと考えております。

その一方で、公共の場所等に設置された防犯カメラにより住民等の了解がないまま撮影され、その画像の取り扱いによっては、撮影された住民等のプライバシーが侵害される恐れがあります。

防犯カメラの設置につきましては、住民等のプライバシーの保護に配慮し、警察等関係機関と協議の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この防犯カメラにつきましては、当初、私もこういったものを設置することが何か監視をされておる、そういったことにつながるような気がして、あまり設置するべきものでもないかなというような思いもした時期もありましたけども、今の時代をいろいろと見てみますと、これがひとつの非常に大きな犯罪の抑止力と、こういったことになってきております。

できれば津和野町も地域でやろうということは当然大事なんですけれども、町として、いろいろ町全体のそういったものを設置をしていくというようなことも私は考えていくときではないかなというふうな気がしております。

まちづくり委員会というひとつの財源がありますので、それでやっていくということでもありますけども、もう少し町全体でも取り組みというものをぜひ検討してみる必要があるんじゃないかというふうに思います。



防犯会議等でこういった防犯カメラのことに、何かそういった議題は出ていないかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 防犯カメラの設置につきましては、議員御指摘のとおり、非常に犯罪の抑止力があると。犯罪の予防等に非常に有用性が認められるということで、近年設置数も全国的にふえているという状況だろうというふうに思っております。そういった中で、やはり設置に関しましては、いろいろなプライバシー等のこともありますので、そういった部分に注意を払いながら、警察関係機関と設置に向けた協議はしてまいりたいというふうに考えております。

今、議員の御質問にありましたその防犯会議等で防犯カメラのことが議題で提案されたことがあるかということでございますけれども、そういった防犯カメラについてということのその協議対象で会議の中で話があったということは、ちょっと把握をしておりません。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 一つ、このことについても検討をいただきたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問が終わり、午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序4番、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

特別職の非常勤職員の労働者性と会計年度任用職員制度への移行について、質問をさせていただきます。

去る6月定例会において、特別職の非常勤職員の年次有給休暇、特別休暇、守秘義務などについて質問をさせていただきました。その際、労働者性について、来年度以降、会計年度任用職員の取り扱いを定める中で検討していくとのことでありました。

制度移行前である現在までのところで、現行制度で改善された点があればお示しいただきたいと思っております。

そして、津和野町における会計年度任用職員制度の概要及び特徴について、お尋ねをいたします。新規採用については、来たる令和2年1月、2月で採用試験ということか

ら、それまでに現在就業されている方々に対して、副町長及び担当課長において面接を行う旨の答弁をいただいておりますが、当町には該当者、地域おこし協力隊員、集落支援員、約50名の対象者がおりますが、新しい制度の反応はいかがですか。お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特別職の非常勤職員の労働者性と会計年度任用職員制度への移行についてであります。

現行の非常勤特別職について、新制度では専門的な知識、経験または識見を有する者が就く職であって、当該知識、経験または識見に基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものとされ、厳格化されました。そのことにより、今まで非常勤特別職であったものは、会計年度任用職員や私人、委託等へ移行することになります。

当町では、現行の非常勤特別職のうち、労働者性のあるものはパートタイム会計年度任用職員に移行するものとしており、移行されれば、労働基準法の定めから新制度においては、年次有給休暇等の付与がされるようになります。また、その他にも、国の非常勤職員の休暇等を踏まえつつ、最終的に休暇等の制度を策定していきたいと考えます。

マニュアルにおいては、会計年度任用職員の採用に当たっては、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で、任期ごとに客観的な能力実証を行う必要があるが、選考においては公募を行うことが法律上必須であるものではないとされております。また、再度の任用についても、各地方公共団体において、平等取り扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、任期ごとに客観的な能力実証を行うよう、適切に対応することとされております。

当町においては、現在職員が所属している部署については、公募を行わず、選考、もしくは面接等の形で任用を行い、新規部署については今後できる限り広く公募を行い、募集をしていきたいと考えます。

12月中に対象者の方に新制度の内容について情報提供をしたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） では、再質問をさせていただきますが、まず、現行制度で改善された点、対応された点がありましたらお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 現行制度におきまして、地域おこし協力隊、集落支援の方に対して、改善した点はございません。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君）では、現行の制度においての年次有給休暇の付与についてでありますけれども、この労働者性の判断という部分で、前回6月にも質問させてもらっているわけですが、労働基準法の第9条の中でのこの労働者というのは、職業の種類を問わず、事業または事業所に使用されるもので、賃金を支払われるものというので規定されていると思います。この地域おこし協力隊や集落支援員の労働者性について、特別職の非常勤職員に当たっている場合でも、この労働者性が該当すれば、有給休暇は義務づけられるものだと思うんですが、その点について、6月議会の中では明確な答弁をいただいておりますので、改めまして現行の特別職に当たられている方々、労働者性が認められるものについてはこの有給休暇の取得は義務づけられるものではないのかという点について、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 労働者性が認められれば、特別職から一般職ということになろうかと思えます。そういった点で言いますと、労働基準監督署の指導等におきまして、労働者性が認められれば、年次有給休暇の付与はできるものというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 私も同じ認識でして、いわゆる労働基準監督署の認定というよりは、これは総務省からの地域おこし協力隊の受け入れに関する手引き、これも6月にお示しさせてもらいました、この中にも書いてありましたように、一般にこの特別職の非常勤職員ではなくて、一般職に該当させるんじゃないかとか、そういった部分について指摘されておまして。ほかの市町におかれては、この一般職という扱い、もしくは特別職の扱いであっても有給休暇の取得を認めている町もあるということで、国がとか労働基準監督署がというよりは、自治体の判断によるものなんだと思うんですが、その点については、認識はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、議員が御指摘になられたように、これ自治体の判断ということで私どもも認識をしております。平成24年度からこの地域おこし協力隊制度を取り入れてきたということで、その当時、週4日勤務、ひと月16日ということで、その当時から特別職の非常勤職員としてこの配置をさせていただいたということで。報酬ということで、今でも報酬でお支払いをしているということで、賃金ではないということであります。今回の地方公務員法の改正というのは、労働者性という取り扱いという部分が、議員御指摘のように地方公共団体で異なる、そういった部分の問題をはらんでいるということで、来年度以降、この会計年度任用職員になった際にこの部分については、地域おこし協力隊、それから集落支援ともに、一般職の非常勤職員、パートタイム労働者として位置づけるということで、また町長の答弁にありました

ように、労働基準法に準拠した年次有給休暇等が付与されるということで、私どもとしては今、認識をしているということであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 4月まであとわずかということで、これから変えるということにはいかないと思うんですけども、その当時6月に一般質問をさせていただいて、これまでの間で変更いただけなかった、改善いただけなかったという点についてはちょっと残念かなと思うんですけども。その点を含めて、次の質問なんですけれども。

今、答弁の中でありまして、休暇等の制度を策定していくということなんですけれども、これは今度の募集が任用に当たって、基本的に今配置されている方っていうのは公募せずにこのままいていただくというような話になると思うんですが。ただ一方で、ルールは変わってくるわけですし、その説明についても前回6月のときには9月までのところである程度制度を明確にして対応していくということで、なおかつ1月、2月の時点では新規採用の試験が始まってくるので、それまでのところで面接をするということでした。そういった意味において、この休暇等の制度を今後策定していくという話でありながらも、一方で、これからは12月中には対象の方に話をすると。ルールといいますか、制度ができあがっていない中で、勤務条件の明示っていうのは必ず必要になってくると思うんですが、その点についてこれから策定していくっていう、その意味っていうのをわからないので、お願いしたいんですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員、来年度から新制度に創設されるということで、現在の臨時職員さん、あるいは今、地域おこし協力隊さんにつきましては、そういった会計年度任用職員という位置づけになります。そうした中で、今いろいろ休暇等の条件についてということでありまして、今、休暇制度につきましては、いろんなパターンがありますので、そういった部分の整理をしております。そういった部分につきましては、12月中にそういった対象者の方に文書をもって通知をしたいというふうに考えています。

また、現行の臨時職員さんにつきましては、先般12月の9日、10日に津和野地域、11日に日原地域でそういった対象者の方をお集まりいただきまして、新制度の説明会をしたという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 1点、確認なんですけど、この休暇の制度というのはあくまでパートタイムの会計年度任用職員に関してはこれから設計していくもので、現行の臨時職員さんに対しては、これはもう設計ができあがっているという認識でよかったですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 現行の臨時職員さん等につきましては、既にそういった有給休暇等も付与されておりますので、そういったものが引き継いでいかれると思います。それで、今のパートタイムにつきましては、今後、規則の中でそういったものを定めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 今度、その恐らく会計年度任用職員っていう制度自体は、いろいろ新聞報道等でもされていますので、ルールは変わっていくだろうと。若干、手当なんかもつくのかなというふうなイメージなんです。一方で、採用するに当たって、例えばこれまで一定の金額で採用されていたような方々にも今度はこの号給というのが定まっていくと思います。このたび、提案されておられます会計年度任用職員の給与及び費用弁償にかかる条例の第4条において、この別表が定められておまして、恐らくこの中で客観的な能力の判断がされていくんだろうと思うんですが、どのような形で判定されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員制度の給料表につきましては、現行の嘱託職員さん規定に定まっている給料表をそのまま移行させていただいております。そういった関係で、今、お勤めになっておられる方はそのままの号給のまま移行させていただくという形になります。来年度4月に新規に採用される方につきましては、その1の20というふうな初任給基準というものが定まっておりますので、そういった部分で整理をしていきたいというふうに考えています。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、これもちょっと確認なんですけども、フルタイムとパートタイムに分かれていまして、パートタイムの会計年度任用職員については、兼業は可能であると思うんですが、これは今までどおり地域おこし協力隊なんかが来られた場合、月16日以外の部分で何か自分の糧になるようなものができるのかという部分を一度確認させてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、会計年度任用職員ということで一般職のパートタイムということになる。特別職でないということは労働基準法適用ということとあと、地方公務員法の適用ということになります。地方公務員法の適用でいいますと、守秘義務があるとか、あるいは兼業の禁止とかそういった部分もございます。ここの部分については、いろいろな通知のほうから、結論でいいますと、兼業は可能であるということで私どもも認識をしております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、このたびの会計年度任用職員制度に当たりまして、期末手当の支給が明記されておられます。その中で津和野町において、どれぐら

いの金額の増減があるのか、負担がかかってくるのかという部分とそれが支給額の増と減の部分、それと総額どれぐらいに当たるのかというのがわかりましたら、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 期末手当につきましては、今、2.6月の支給月数を定めております。これもその働き方によって、いろんな計算方法がありまして、基本は2.6月ということで定めております。それと、今回の期末手当2.6月に来年度からなるわけですが、その部分で財源的には2,800万円程度の増額を見込んでおります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 津和野町ではないと思うんですけど、これも確認させていただきたいんですけども、懸念される部分として、期末手当の増額部分を賄うために、いわゆる基本給の部分を下げて、下がった部分を期末手当に持っていくというような懸念がされておられますけれども、津和野町においては、それはないということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほど答弁をしておりますけれども、現行の給料表をそのまま移行するというので、それに基づいた給与を定めてまいりますので、今、議員が御心配されているようなことはございません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、今度はこのスケジュールについてであります。

現在、全国でこの会計年度任用職員制度のほうが定められていくと思うんですけども、9割近くの団体がこの9月までに議会提案へ実施しているようでありまして、10月、12月議会提案というのが全国で大体1割程度ということです。やはり4月に向けて速やかに制度をつくっていかねば間に合わないのではないかという懸念もあります。この12月に新制度の内容について、情報提供をして、1月、2月に新規の採用などもあって、4月ということなんですが。これはスケジュール的に間に合うとは思いますが、間に合うかどうかの確認もお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員制度につきましては、当初9月議会に上程をさせていただきたいということで、その都度説明をしております。9月議会、他の自治体が9割程度9月に出しているということでございますけれども、会計年度任用職員制度、給与及び費用弁償にかかる条例については、9月に出されているというふうに思っておりますけれども、それらにかかる関係条例ですね。今回私ども関係条例提出していただいておりますけれども、その部分については12月議会で上程され

る自治体が多いのではないかというふうな情報も聞いておるところでございます。私もといたしましては、その辺も合わせて議会のほうに上程して、説明をしていきたいという考えの中で12月議会に上程をさせていただきました。

スケジュール感につきましては、1月、2月ということでの新規募集等もありますけれども、間に合うようにしていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、そういうスケジュール感でいきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ぜひきちんと間に合うことを当然期待するわけなんですけど、この財源において、町長、お尋ねしたいんですけれども。この財源、全国で一般財源の部分が占める割合がふえてくるんじゃないかと。一方で、国においては何か施策を講じてくれるのではないかという期待もあるわけなんですけども、町長が掴んでいる情報の中で、国の動きなどがわかりましたらお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 会計年度任用職員制度は津和野町のみならず、全国の自治体が導入していかなければならない制度であります。そのことに伴って、特に私が知る限りでは県内の町村の情報ということであります。そういう意味で、奥出雲町さんにおいては年間約1億円ぐらいの財政的な影響があるというようなお話も伺っております。お隣の吉賀町さんも約4,000万円ぐらいというようなお話も伺っております。

津和野町におきましても、期末手当と退職手当を踏まえましたら、約4,800万円程度の増額の影響があるということでありまして、非常に大きな問題になりつつあるということで、県町村会といたしましても総務省等にここの財源手だてというのをこれまで強くお願いをしてきたというようなところであります。

総務省からは、残念ながら今のところ色よい返事というのは私の感覚ではいただけないというような状況でありまして。考え方としては、通常の職員においても町が、国が交付税措置等をしていただいておりますけれども、ある意味そういうような基準に乗った形でどこまでこの会計年度任用職員制度の財源措置ができるのかどうかを検討している最中だというのが現時点での御答弁であります。

ただ、総務省におきましても、基本的に財源の手だてというのは財務省との今度は協議になってくるということでありまして、そういう中で年末までのところで会計年度任用職員制度の国の財政措置というのを決定していきたいという今流れで動かれているというのが状況でありますから。これ以上、私自身が今、申し上げられるようなことはないというようなところです。ただ、今後も少しでも多く国から財源措置がなされるように、引き続き声は挙げていく必要性を感じているといったところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この制度については、町というよりは国の判断というものもあると思っておりますし、一方で民間による働き方改革であるとか同一労働、同一賃金制

度といったそういった働き方について改革が行われているその中の一つだと思っております。この制度がもちろん津和野町にとっても、なかなか難しい問題ではあると思いますが、職員の皆さんにしわ寄せがいかないように、努めていただきたいと思いますので、この質問を終わらせていただきます。

次の質問であります。防災への取り組みと自主防災組織の結成についてであります。

本年10月まちづくり委員会の制度を活用し、総務財政課、建設課の御協力をいただきながら、平成30年豪雨災害で被災しました岡山県総社市を訪問させていただきました。当地の視察で改めて感じましたのは、自主防災組織の必要性であります。

緊急を要し、逼迫した状況の中、自分たちで何ができるかという行政主導ではなく、地域、地域の組織主導での運営が求められているのだと強く感じたところであります。

総社市の被災経験で備蓄しておくべきだったと感じられたものに、食料よりも土のう、おむつ、段ボールベッドを挙げられております。

自主防災組織の結成に向けて、組織の具体的な活動がどのようなものであるのか。運用についての紹介等があればさらに結成の促進につながると思いますが、いかがでしょうか。

また、総社市においては、行政が定める避難所とは別に、届出避難所という自主的避難所を制度化しております。これは古くから地域において伝わる大雨のときは神社に集まる避難所ですとか、集会所等が遠隔地にある場合など〇〇さんのお宅に集まる避難所などを行政が把握しておいて、万が一のときに備えるもので、総社市においては10件の登録があると聞いております。

津和野町においても、この自主的避難所の届出制度を活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災への取り組みと自主防災組織の結成について、お答えをさせていただきます。

自主防災組織の具体的な活動の紹介等につきましては、自主防災組織の結成の促進や活動の活性化につながるものと考えますので、他市町村の取り組み事例等を参考に、町ホームページ等により情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、総社市が運用する届出避難所登録制度は指定避難所が遠く、高齢者等の避難が困難な場合や指定避難所への避難時に危険を伴う場合などに、公的施設を除き、集会所を初め、所有者等の同意が得られた民間施設や寺社などを登録避難所として市に届け出を行い、自主防災組織や自治会等が自主的に開設、運営するとされております。

本町では、一時避難所として集会所など地域にある一定の人数が収容できる施設を登録しており、一時避難所を自主的な避難所として活用している地域もあります。自主的な避難所につきましては、住民の皆さまに平時から御検討いただき、いざというときに備えていただくもので、一時避難所をはじめ、場合によっては民間施設や個人のお宅な



どさまざまな場所が想定されますが、自主防災組織や自治会、または個人の判断にゆだねているところであります。

災害時の安否確認等において、地域の自主的な避難所を行政が事前に把握しておくことは、スムーズな対応につながると考えますが、限られた人員の中で個人ごとに把握し、対応することは困難と考えますので、自主防災組織や自治会等の単位で自主的な避難所を御検討いただくことが有効と考えます。

自主的な避難所の届出制度につきましては、今後、自主防災組織の結成促進の取り組みとあわせ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この自主防災組織なんですが、まずこの津和野町における現在の結成の状況といいますか、ちなみに結成の組織のあり方といいますか、自治会単位であるのかとか、組単位ですとかいろいろなやり方があると思いますが、どういった状況か把握されておられればお答えいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 自主防災組織の組織がどういった内容といいますか、形で組織化されているかということでございます。今、組織率で世帯数をもとにした組織率でいいますと20.5%という組織率です。組織の数といたしましては、一応10組織ということで。例えば、青原地区自主防災会、あと畑迫地区自治会連絡協議会等、その中に多数の自治会が集まって、そういった自主防災会を組織化されているというふうな状況も見受けられますし、単独自治会としてそういった自主防災組織として活動をされているというところもございます。

なかなか我々も、そういった自主防災組織の結成ということで、いろいろと取り組みをしてきておりますけれども、なかなかそういった組織化まではいたっていないという現状もございます。ただ、そういった中で、既にもうそういった自主防災組織としての機能を持たれている自治会、あるいはそういった活動をされている自治会も中にはおられるというふうなこともお聞きしております。そういったところも今後情報把握していきながら、自主防災組織の結成率と向上につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 先進自治会もあるようでございますが、一つのネックになってくるのはこの組織っていったときに、規約ですとか会長さんを誰にするかですとか、そういった連絡網だとか、そういった組織をつくるっていうのが1番苦労されているというふうにも聞いております。これつわの暮らし推進課の事業の中であったと思うんですけれども、各自治会等のヒアリングの中で会長さんを兼ねている方、役職今幾つ持っていますかっていったときに、多い方だと何十個も役を兼ねておられて、会長職

もいっぱいあったりとかして、そういった方々にまた組織をつくるのかといったようなそういった懸念もあるようでございます。

ただ、今、総務課長の紹介もあったように、機能として。例えば、その自治会に機能さえあれば、別に新たな会長を必要とするわけでもないですし、新たな組織をつくる必要もないと。そういったやり方もあるんだろうなと思います。ですので、私が津和野町の自主防災組織ということで組織の結成率っていうのを上げるのも大事かと思うんですけども、それよりもまずその組織があるということよりも、防災に際して何をすべきかって、その機能の部分をやはり充実させていくほうがいいのだろうと思いますので、そういった事例を挙げていただくと、皆さんやっぱり気軽に構えずに、組織をつくるのではなくて、機能を備えればいいのかと。だったら、あの町と連携したほうがいいんじゃないかとかいろいろできると思います。そういった部分で、総務課の担当になるのか、それともつわの暮らし推進課の担当になるかわかりませんが。

例えば、この総社市さんで勉強させていただいたところでは、まちづくり委員会のような制度がやはりあるようでございまして、その中でも自主防災組織を作られている地域には1人当たり400円の交付金の上乘せをして、その自主防災組織の機能の強化に充てていくというような事例もあります。その補助金を充てるがいいか悪いかは別にしましても、それによって特定の自主防災組織に向けたものとして使えるということで、機能が強化されていくんだろうというふうに思いますので。ぜひとも、自主防災組織の紹介、簡単に、簡単にと言ったらあれですが、気軽に勉強できて、簡単にできるようなものが紹介していただけたら機能の強化につながっていくのではないかと思いますので、その辺りをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員さんのほうから言われましたように、結成率を上げるだけじゃなくて、今既存にある自治会等の組織の中でそういった自主防災としての取り組みと申しますか、活動等につながるものをやっている自治会というのは、ほかにもあるというふうに私どもも思っております、そういった部分をまた情報のほうを把握していきたいというふうに思っております。

そういった一つ一つの自主防災組織としての活動について、いろんな形があろうかと思えますけれど、先ほど町長答弁をしておりますけれども、ホームページ等を活用した中でそういった結成に向けた取り組みがしやすいような情報提供をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 最後に答弁にありました、自主的な避難所のことなんですけれども、限られた人員の中で個人が勝手に避難所ここにしますっていうことではなくて、あくまでこの自治会ですとか組織が提案すると。地域においてはこういうふうな

活動をしますよっていった上での自主的避難所でありますので、その点を踏まえて検討をしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問の質問が終わって、1時40分まで休憩といたします。

午後1時30分休憩

午後1時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 7番、御手洗剛でございます。通告をいたしてあります質問をさせていただきます。

まず、1点であります。国の再検証要請対象医療機関リスト公表についてであります。

厚生労働省は、9月末に再検証要請対象医療機関リストとして、地方自治体が運営する公立病院や日赤、済生会、JA厚生連など公的病院に限ってそのリストを公表しました。

診療実績が乏しいと判断した病院をリスト化し、競合地域にある病院との再編・統合を促す必要があるとして、全国で472の病院が山陰両県で8病院、その中に津和野共存病院の名もありました。

町民の中に、地域医療を切り捨てるためのリストと認識され、マスコミが大きく取り上げたこともあり、利用者を含め大きな波紋を生じております。

以上の動きを踏まえ、次の事項について質問いたします。

まず、1点、国の再検証要請対象医療機関リスト公表の狙いは。

2番目に、地域医療構想に沿って、これまで行ってきた津和野共存病院の機能分担並びに病床再編の取り組み状況について。

3番目に、近年の津和野共存病院の診療実績並びに医師、看護師の確保状況について。

4番目に、本年5月16日益田圏域の中核病院である益田赤十字病院との医療機能連携支援協定が結ばれたが、今後の方向性については。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えさせていただきます。

国の再検証要請対象医療機関リスト公表についてであります。

まず、国は、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に必要かつ効率的な医療提供体制を整備するため、公立・公的医療機関の病床機能の再編やダウンサイジング、

病院の統廃合といった対応を検討するよう、各地の地域医療構想調整会議に求めています。このたび、厚生労働省においては、診療実績が乏しいと判断した全国424の公立・公的医療機関に対し、医療機関再編の議論を促すことを目的として、対象となる医療機関の名称を公表いたしました。

二つ目の御質問であります。今日まで津和野町は、地域医療の維持・継続のために平成20年3月に医療・介護施設の町立化と公設民営化の導入を行い、平成21年3月に99床のうち49床あった医療療養病床を休止しました。平成25年には一般病床27床と新たに地域包括ケア病床23床を導入、そして平成30年11月には、施設の集中と効率化を目的とした病院・老健施設を一体化することで、休床しておりました医療療養病床49床を廃止し、現在では一般病床13床と地域包括ケア病床36床で運営をしており、機能分担や病床再編が進められております。

三つ目の御質問であります。平成30年11月に施設の集中と効率化を図り、医療療養病床の老健転換を行うなど、既に島根県地域医療構想に沿って益田圏域における医療機能分担を実施し、回復期病棟にシフトしております。

したがって、当院の診療実績としては在宅療養支援病院として、在宅復帰支援、在宅療養支援の実施となっております。

医師確保については、引き続き医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集、並びに各種紹介、派遣会社等への依頼などあらゆる手段を講じて最大限の努力をしております。

これまで津和野共存病院は常勤医師4名体制により運営しておりましたが、昨年常勤医師の病気療養等により、運営が厳しい状況となりました。しかしながら、益田赤十字病院や島根県及び島根大学医学部附属病院からのさらなる支援やその他のつながりのある病院等からの御支援により、運営を継続することができました。

そのような経過を踏まえ、この4月からは島根大学医学部附属病院及び島根県から1名ずつ常勤医師の派遣をいただき、現在では常勤医師4名及び療養後の医師2名体制となっております。また、今年度末で常勤医師1名の派遣期間が終了しますが、来年度は町の奨学金貸与を受けた医師2名が常勤医師として勤務する予定となっております。

また、看護師不足も深刻な課題であり、近隣県の看護学校等の直接訪問や奨学金の貸与事業、医療従事者住宅の整備などの取り組みを実施しておりますが、圏域における看護師・介護福祉士養成校の廃止が決定しており、今後の確保に関して危機感をさらにもっております。

四つ目の御質問であります。本年5月16日に益田赤十字病院と津和野町で、医療機能連携支援協定を締結いたしました。これは、益田医療圏域において質の高い医療環境を整備し、地域住民に適切な医療を提供するなど、地域包括ケアシステムの構築を図るため、緊密かつ円滑な医療連携を図ることを目的としたものです。

また、同日において益田赤十字病院院長の木谷光博先生に津和野町医療・介護統括管理者に就任していただき、津和野共存病院の医師確保や経営の支援を含め、全面的に御指導いただいております。津和野共存病院を初めとする医療・介護施設の運営に関しましては、益田赤十字病院の事務部長等と月1回の協議を実施しております。

今後は、継続的な支援の実績を積み重ねながら、在宅療養の推進に必要なことを検討し、具体化していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町民の方々においては、大変な不安を持って、新聞報道を見られた方が多かったのではなかろうかなというふうなことでございます。そうした中で、我々議員は担当課長より、この公表リストについては、町独自にいろんな施策、今説明がありましたように、平成30年3月から11月にかけて、また古くは平成21年3月からこれまでにいろいろと取り組みをし、この再検証要請対象医療機関リスト、これにはそれ相応の対応をしてきたということで、県の担当課等にお話をされたというふうなことで聞いております。

そういった県への問い合わせに対して、県当局なり、国のほうから、国のほうからはないかもしれませんが、県の段階でどのような判断になり、見解をされておるのか。これについて、お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今回、医療機関のこのリストであります。県の医療政策課からは先ほど町長の答弁にもありましたように、2025年、いわゆる地域医療構想に沿って津和野共存病院はこの益田圏域の中で地域医療調整会議を踏まえ、このような方向で再編をするということがありまして。津和野共存病院においては、今言いました平成29年度に休床であった療養病床49床を既に先ほどありましたように、30年の11月に転換しておりますので、県としては国のほうにこのような状況で、既に地域医療構想に沿って津和野共存病院は再編はもう進んでいるということで、20年の来年のそういう状況で進んでいるところは9月までに報告となっておりますので、そのように報告をするということで県の医療政策課長からそのようにお答えをいただいております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今のお答えで安心はいたしておるところであります。ただ、まだ国がそれを報告をした後に、どのような判断をするかというのは別問題でもあろうかというふうに多少危惧をするところではありますが。

こういった国の狙いに沿ったこの機能分担や再編について、さらに津和野町として取り組む施策、そういったものがあるのかどうか、必要に迫られる部分があるのかどうか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり津和野町の高齢化率を考えれば、患者さんのほうがいろんな病気をもっておられます。それで、圏域の中の機能分担として、まず初期は津和野共存病院で患者さんをみると。そして、そこで専門的なことになれば、まさに日赤等の中核的病院へ紹介をします。

今後におきましては、津和野共存病院の役割はこのたびの部分でいきますと、県のこの国の地域医療構想ですね。高度急性期、急性期、そして、回復期、慢性期というこの四つの種類の部分の中で、津和野共存病院は一般病床を含む地域包括ケア、急性期ということで、病状報告をしておりました。それで、先ほど町長の答弁にもありましたように、がん、心疾患、脳卒中等、うちの場合はそういう診療実績が。国が示しておる部分が一定の基準で33.3%以下であったということで、今回そういうことで公表されました。

今後の津和野共存病院とすれば、やはり地域包括ケア病床27床からだんだんふやまして、現在36床ということで。救急病院の後方支援病院として、今後はそういう形の中で回復期を目指していくということでありまして、今の状況の中では地域包括ケア病床と一般病床の割合をどういうふうにしていくかということで、今後は検討しながら、また、県等の意見を聞きながら判断をしていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今、既にもう次の施策なり、取り組みについて検討されているように思われました。その中であって、1番国も心配をしているといえますか、一つの再編の要因として医師不足が全国的にもあるというふうにも思っておるものがあります。

先ほどの報告の中で、町長初め、担当課、また担当者におかれましては積極的な対応の中で、医師の確保については一応の対応をされておりますし、来年度においては奨学金対応を受けた医師2名が常勤医師とそして勤務をされるというふうな予定になっております。大変力強いものであります。

しかしながら、あわせて看護師不足というふうなことも今、回答がありました。医療機関看護師不足、全般にわたって、その予想をていしておるといふふうには思っておりますが、津和野共存病院におきまして、今後施策としての位置づけのものが、また、確保に向けての方向性があるのかどうか。これについて、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり医療従事者、看護師不足におきましては、自ら学校訪問をして、津和野共存病院の現状をまずは聞いていただき、そして地域医療をしたいという学生さん等に町の奨学金制度。あるいは、それとやっばり定住の部分で医療従事者住宅もはなえておりますということで、町長のほうの答弁にもありましたように、やはりこれまでどおりそのような形で確保に努めてまいりたいと思えます。

今後の病院の医師確保でありますけれども、やはり全体的に今、津和野共存病院で棟が今22名ですか。外来を含めて、30名でありますけど。働き方改革等を踏まえて、今後のそういう状況では定年退職等も、50代以上が13人という状況でありますので、引き続き、奨学金等を説明をして、医師確保に努めていくということ。

隣の吉賀町のほうの学園のほうがことし最後の看護師等の入学がありましたけど。そういう形の中での学校関係の准看から、あそこは正看になる学校ではありますけど、そのことはもう当院からも何人かは行って、准看から正看になった人もおりますけど、今の時点ではそれも期待はできないということで、医師同様に今後も看護師においては全力で我々医療対策課を中心に確保していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） なかなか医師、看護師、十分な対応ができるということはそう簡単なものではないということで、今後とも地道な活動を、交渉を行っていたきたいと願うものであります。

また、幸いに本年5月16日に益田赤十字病院と津和野町で医療機能連携支援協定の締結という明るいニュースも報道されました。津和野町は地域包括ケアシステムの構築に向けて現在着々と進んでおるわけでありまして。また、益田赤十字病院の木谷院長さんも津和野共存病院にもおいでになったり、その中でいろんな協議が日常的に行われることができるようになっております。今後、院長先生等の御指導もいただきながら、着実なこの地域包括ケアシステムの構築に向けて歩みができるように、ひとつ御努力をお願いを申し出たいというふうに思っております。

それから、今回の新聞報道等を受けて町民の方々の多くはいろんな心配をされておったところでありまして。我々もいろんな集会等に臨んだときに、ああいうふうに報道されたが、実は、あの公表リストに挙げたことは現実のことであるが、津和野共存病院は着実に国の指針に込えられるべく既に取り組んでおると。安心をしてほしいというようなこと話す機会もあったわけでありまして。そういったことで、ああした公表を受けて、この津和野公立病院である津和野共存病院が、やはり地域医療の中核的存在であることで、町民の命と健康を支える最重要インフラであるということでございますので、これについて町民の方々に何らかの形で安心を伝えるというふうな段階が必要ではなかろうかなというふうに考えるものであります。町長。今後のそういった不安払拭のための行動といいますか、公に町民向けにどのように対応されるか。これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、ああしてリストが公表されて、マスコミのほうでも報道されたことで町民の皆さまには非常に御心配をおかけしているという事実は確かなことであろうと思っております。私もそのことを心配をしておりましたので、これまでもいろいろな会合で御挨拶をさせていただくときに、少々この話が、つ

じつまが合わなくなってもそのことだけは話題に述べさせていただいてということで、説明をさせていただいているといったところでもあります。

つい先日も、JAさんが開催されている年金友の会の受給者大会があって、そのときも200名近い方々がおられました。そのときにもお話をさせていただきましたし、昨日は津和野町民余芸大会があって、そこにも多くの方々がお越しになっておられましたので、そういう席でも御挨拶の中で盛り込まさせていただいたというようなところがあります。

今後もしろいろな場面場面があろうと思っております。少し時間が延びるかもしれませんが、自治会長が集まれる会でありますとか、そういうことや、あるいは町政座談会があるごとというようなこと。そうしたところでもさまざまなお話もしていきたいというふうにも思っておるところでございます。

今回、この問題はある意味厚労省とのボタンの掛け違いのようなところもあったかと思っております。町の実情を御説明をしたことで厚労省のほうには一定の理解をいただいておりますということで、そこは安堵しているところではありますが。ただ、やはり、いわゆる中山間地域の医療、厚生労働省がどう見ているのかという部分でありまして、その一端が見えたような大きな問題であったと。だから、そういう意味ではこの問題は私にとっても終わらせられる問題じゃないんじゃないかというふうな見解を持っているといったところでもあります。

特に、中山間地域の公的病院というのは、いわゆる民間の病院等が採算性の問題からできないところ、いわゆる例えば小児科やそれから婦人科やさまざまな診療科があるわけでありまして。そういうものを不採算とわかりながらも、やはり住民サービスという観点で公的病院というのはそれを支えてきていると。そこを効率性だけで判断されたということについては、本当に残念なことだというふうにも思っております。そういう面でこれからも今後こういうことが起きてこないように、引き続き声をあげ続ける必要があるだろうというふうにも思っているところでもあります。

現在、そういう意味では、国と地方の協議の場というのがございます。全国知事会、それから全国市長会、それからまた全国町村会、そういう代表のものと国とがさまざまな問題について協議をする場でございます。そういう場においても町村会からも代表が出ているわけでありまして、それがたまたまお隣の山口県の町村会長がその町村会を代表して出られているということでもあります。そして、先日も鳥取県で中国5県の県の町村会長会があって、この議題を取り上げていただきましたので、私からもこの問題というのは非常に今後のこの中山間地域の医療を左右する非常に大きな問題だということで、山口県の町村会長にも話をさせていただきました。また、それが国のほうに意見を述べていただける。それにつながっていければという思いがあります。そういう動きをできるだけ派手にした形にして、やはり厚労省に意見を述べていく、そしてそれを今度はまたマスコミが報道していただくということ。これがまたいわゆる、回り回って、町民



の皆さんに安心感を与えていくということにもつながるんだろうというふうにも思っておりますから。今回の問題を捉えての直接的に安心してくださという広報とともに、今後も中山間地域の医療をこういう形で守っていくということをまた町民の皆さんにも理解をしていただくように同時進行で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町長の力強いお話もいただいたところであります。鳥取県の平井知事等もいち早くそういった国への一つのものの言い方もされておりますし、今申されましたように、特に中山間地域にとって病院、特に公立病院、公的病院、大きな位置づけがあるものでございます。引き続いて、意見なり、国のほうへ、ひとつ働きかけをお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

J R 津和野駅跨線橋のエレベーター設置についてであります。

以前の一般質問の中で同僚議員も質問をされておりました。我が津和野町にとって J R 山口線は、観光客はもとより、高校生の通学や町民にとっても必要不可欠な移動手段として、幅広く利用されております。

しかし、高齢者や身体の不自由な方々にとっては、跨線橋階段の昇り降り、昇降が大きなハードルであり、エレベーター設置を望む声も多数ある現状であります。

人生 100 年時代、高齢化がますます進行する中であって、下記事項について、質問をいたします。

一つ目に、エレベーター設置については、J R の範疇であると思いますが、今までの J R 西日本との交渉状況、並びに J R の見解は。

二つ目に、仮に町負担でエレベーター設置をするとしての想定事業費は。

三つ目に、エレベーター設置が困難とすれば、その代替として高齢者や身体が不自由な方々、特に車椅子利用者の利便性確保のため、車両到着 10 分程度前に、線路を横断する等の対応はできないものか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、J R 津和野駅跨線橋のエレベーター設置についてお答えをさせていただきます。

まず、エレベーター設置につきましては、現在進行中の津和野駅及び周辺整備事業の協議を行った際、当初の段階で西日本旅客鉄道株式会社、以下 J R 西日本と言わせていただきます。広島支社と、その後、J R 西日本山口地域鉄道部、さらには同鉄道部が移行した J R 西日本山口支社とバリアフリーに関する改善の可能性について話し合いを行った経過があります。

国の移動円滑化の促進に関する基本方針によりますと、「1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、平成32年度までに、原則として全てについて、エレベーターまたはスロープを設置することを始めとした段差の解消等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援のもと、駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の駅についても、地域の実情に鑑み、利用者のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する」となっております。

先に述べましたとおり、駅舎等改修に係る協議の際にあわせて、具体的にエレベーター設置について協議をしているところではございますが、現在、JR西日本広島支社管内において、先ほど申しました1日当たり3,000人以上の未整備駅が8駅あり、津和野駅のエレベーター設置については計画に盛り込む段階ではないとの見解を有しておられます。

JR西日本との協議の中では、JR西日本の事業として実施できない場合、駅の所在する自治体等地元が全額負担し、エレベーターを設置した例がある旨、お聞きしております。ただし、この場合、跨線橋は運行に直接かかる駅構内部分であり、現在進行中の駅舎及び駅周辺整備事業において駅舎を譲り受ける場合とは異なり、町が所有し、事業主体となることは難しいため、財源として何らかの補助事業を導入できたとしても、残りは起債等の財源を確保することが困難と思われれます。

町としましては、議員御指摘のバリアフリー化は重要な課題だと考えておりますので、今後とも可能性についてJR西日本広島支社と協議していく所存でございます。

二つ目の御質問であります。津和野駅において、エレベーターを設置するとすれば、現在の跨線橋に施工することは位置や耐久性等から条件的に難しいと考えております。ホームの山口方面側にエレベーターのみの跨線橋を新築するか、現在の跨線橋を撤去して新築する方法が考えられます。エレベーターのみの跨線橋を新築する場合でも概算で3億円を見込んでおります。

現行の制度では、先ほども述べましたとおり国の基準に満たないため、JR西日本が事業主体となる場合の国の補助金等が見込めないことから、現時点では基本的に全額町負担となります。

三つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、エレベーター設置の代案として、列車通過前、乗降客の線路の横断についても協議したところです。津和野町として見守り役となる補助者を配置して、安全確保を行いながら実施できないかという案も提示してみましたが、津和野駅の規模となりますと、無人駅とは異なり、線路横断は安全上、認められないとのことでございます。現在、車椅子等を利用される乗降客については、JR西日本の社員が介助することで横断が可能となっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 仮にエレベーター設置をすれば3億円もの事業費が必要であるということも見たわけであり、大変な金額のものになるわけですが、こういった一般質問において報道されますと、患者の方々、常に患者で通院をされるの方々、この声が本当大きく聞こえてまいります。特に、最近では、都会地ではエレベーター設置が当たり前の状況になっておりまして、跨線橋と申しますか、そういったことにあわせて対応がなされておる現状であります。どうしても県外の病院等に向かわざるを得ない。そういった中で、そのような状態の御家族にとっては大変な問題でありまして、融資を募って、ある程度の寄附は募ってもいいんじゃないか。そういった対応もひとつ、我々は考えておるといふような必要性に迫られて、そういった声も聞くところでもあります。

今後もJR西日本広島支社との協議も続けていくという御回答であったかとも感じております。地域の実態等も踏まえながら、まず、利用者が、1番最初に利用するのは町民の方々やはり津和野駅であるわけでありまして。そういったことで、津和野駅にはそういったエレベーター設置はない。一旦出ればどうにかなる。そういうふうなことを話される患者家族もあるわけでありまして。今後の前向きな交渉事、これをやはりJR西日本とも続けていきたいと深く望むものであります。

今、御回答の中で、車椅子等の利用される乗降客については、JR西日本社員が介助することで横断が可能ということのお話もいただいたわけでありまして。こういった乗降客の実態、これはどの程度あるものか。これがおわかりであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 具体的な数字については、我々も正直なところ掴んでおりません。実際に、JRの社員さんがそういう場合があったら事前の申し込み等もあるようでして、その際には同乗してきた上で対応しておるといふことで、お聞きをしております。町としまして、町として補助員を配置してというような話もしたんですが、やはりJRの安全上を考えると、この対応についてはこちらが指定した補助員がということにはなかなかならないだろうということでお話しを聞いております。

ただ、何らかの今後も諦めずに、財源の確保等も含めて、国の基準等の緩和というような問題もあると思いますので、そういったところも踏まえて、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） なかなか簡単にできる対応でも相手があるわけでありまして、難しい点はあるかと思いますが、課長も申されましたように、引き続いての御努力を期待するものであります。

それでは、3点目の質問に入ります。

保育園の移転新築計画に関連してということでもあります。

老朽化した日原保育園並びに木部さとやま保育園の移転新築が計画されております。これに鑑み、質問をいたします。

まず1点であります。日原保育園については、令和2年度に山村開発センター解体後の跡地に令和3年度中に建設し、日原子育て支援センター、病後児保育施設を併設するとの計画が示されました。木部さとやま保育園については、令和2年度に建設されるとしておりますが、移転先並びに施設規模、設備内容についての最終結論はいつであるのか。

2番目に、日原保育園についても民営化の方向と聞きますが、民営化の狙い、並びに保育園運営の受け入れ先との交渉状況はどのようになっておるか。

3番目に、当町においても保育事業民営化の動きが着実に進んでおりますが、受託先の経営の現状、並びに町財政に及ぼす効果と残された町営保育園の今後の方向性については。

4番目に、保育は地域とのかかわりが強く、園児に菜園場の設置や地域食材の提供といった食を通じての食育が地域一体で推進をされております。新築移転後における食事やおやつ等の供給、配送体制については。

5番目、日原保育園民営化に伴う当面の町職員の配置対応については。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育園の移転新築計画に関連しての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、木部さとやま保育園につきましては、昭和43年に建築され、老朽化が激しく、平成30年度に保育園運営法人より園舎建てかえの要望があり、また、木部地区自治会連絡協議会からも旧木部中学校跡地への移転の要望がありました。検討を行った結果、厳しい財政状況ではありますが、直地、木部、日原と保育園民営化を行ってまいりました財政的効果をさらなる子育て支援策の充実に還元させていく一環からも、木部さとやま保育園についても令和2年度において、建てかえを計画しているところであります。

現在のところ、移転先を地元の要望どおり旧木部中学校跡地のグラウンドに、施設については木造平屋建て、床面積は約200平方メートル程度で考えております。

なお、このことについては既に木部さとやま保育園保護者会、木部地区自治会連絡協議会、木部公民館等とも協議を行い、了解を得ているところであります。

次に、日原保育園の民営化については、全国的な傾向でもある保育士不足に対応するためと財政的な見地からの2点のメリットがあると考えています。

保育士不足については、現在の公立のままで正規保育士を増員することは難しく、パート職員等の必要性は感じていますが、募集しても応募がない状況であります。民営化により移管先法人が正規職員として採用を行うことで、待遇改善につながり応募者も期待できると考えております。

財政的な見地からは、公立保育所は支出のほぼ全てを町の一般財源で賄わなければなりません。民営化すると国、県から運営費負担金が交付されるため、本町の一般財源の負担が軽減されることとなります。

移管先法人の選定につきましては、今年9月に公募を行い、応募が社会福祉法人つわの清流会のみであったため、この法人を移管先法人として、決定し、その後職員採用や引き継ぎ等についての協議を開始しているところでございます。

次に、移管先法人である社会福祉法人つわの清流会につきましては、これまでも町から木部さとやま保育園や直地保育園の運営を移管し、堅実な保育事業を行っていただいているところでありますが、同法人が運営している障がい福祉サービス事業においては、平成30年度からの給付費に関する制度改正やサービス利用者の絶対数が少ないことなどにより、赤字の運営となっております。

日原保育園の民営化に伴う町財政に及ぼす効果ということではありますが、先ほどお答えした内容で、金額的には年間約4,500万円程度の一般財源の削減が見込まれているところであります。

今後の公立保育所としては、畑迫保育園と青原保育園の2園となるわけではありますが、正規職員の保育士も在職しており、当面の間は直営で行うことを考えております。

次に、木部さとやま保育園の建てかえにおいては、運営法人である社会福祉法人つわの清流会との協議により、給食調理室を設けず、配膳室のみを設けることで話が進んでいる状況であります。

これは、現在、同法人が運営する直地保育園の給食を日原保育園から配送しているところですが、来年度から同法人が日原保育園の移管を受けることにより、人件費等の抑制を考慮し、木部さとやま保育園へも日原保育園から給食を配送することを検討したいとの提言があったことによるものであります。

配送方法については、現在委託をしている津和野町シルバー人材センターにお願いする旨聞いております。

次に、保育所を民営化するに当たって1番大事なことは、これまでの保育内容が大きく変わったり、保育士が入れかわったりというような環境の変化による園児への影響をなくすことであると考えております。保護者の民営化への不安もこのことが大きいとお聞きしており、配慮した対応を行う必要性を重要視しております。

そのために、日原保育園の移管先を公募する条件において、町は円滑な保育所運営が行われるように、令和2年4月1日から2年間保育士2名を、1年間調理師1名を派遣し、引き継ぎ保育を実施することとしています。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 木部さとやま保育園の移転先として、現在、旧木部中学校の跡地のグラウンドにということに地域要望もあり、するということになるのかと思っておりますが、今、小学校と中学校のグラウンドのちょうど重なるようなところにプール

が現存しておるわけでありまして、このプールにつきましては、現在使用中止ということ、もう長くなりますが、そのような状態になっておるわけでありまして、1番グラウンドの中心地にあるということの中で、どうにか、このプールのところもグラウンドにできないか、撤去してグラウンドにならないか、そこに保育園も持って行ったら日当たりもいいし、子供たちの保育にとっても最適な場所であるというふうな話も出ております。

このプールの問題については、教育委員会の範疇になろうかと思いますが、どのような見解で今後取り組まれるのか。その結論をいつまでに出していただけるものか。これについてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 木部の小学校のプールであります、使用ができなくなっかなり年数が経っております。一時は改修を計画をしたりしておりましたけど、なかなかいい方法が見つからない状態でありまして、そのままに実際なってきたわけでありまして。今回、津和野小学校のプールがまた使えなくなったということで、これを新たに作るか、また改修するかという計画を立てる中で、どうも津和野小学校のプールを改修して使う方法がありそうだということで、今その設計を具体的にやってもらう形に今進めております。

当初は全体を壊して新たに建てかえる想定で動いておったわけですが、改修ということになると、大幅に金額も削減ができるかなという期待もしておりまして、そのぐらいの金額で改修ができるのであれば、木部の小学校のプールについても同じようにカバー工法という形で工法ができるのではないかという、そういった今検討をしておるところであります。

もしそれが可能であるということになれば、基本的に小学校はプールが今必須な状況でありますので、近くにプールがあつて、しかもまた新たに木部で保育園が建つということになれば、またそのプールも保育園でも利用ができるような構想にして、改修をすれば、よりいいのではないかというような今思いをもって、改修ができるかどうかというそういったことを今検討しているところであります。結論とすれば、年度内にはその方向性を固めていきたいというふうには思っておりますけれども。乖離もう木部のプールは使いようがないということであれば、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、プールも解体をして、そこを園舎を一部利用するような形も想定できるのかなという。そういった2本立てで想定を今、しているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） プールというものは、やはり小学校の御父兄においては、やはり子供を育てる中で必要であるということで、使って利用していければ幸いだというふうな思いをされる方もおられますし、一般の住民の方にとってはやはりこの木

部地域にとって、生徒さんプラス住民の方も利用できるようなスペースにしてもらいたいというふうな両方の意見も現実的にはあるわけであります。

そういった格好でなかなか今のところ地域の子供さん方、父兄も含めて、どちらに希望するかということの結論は出ていないわけでありますが、やはりそういった両方の御意見があるということは御承知おきをいただきながら、今後ある程度方向性が教育委員会としてわかる段階で早めに何らかの代表者の会なり、そういった協議の場をもてないものか。これについて、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ある程度方向性が決まって、解体をするということになっても、何らかの形では地元のほうへ御相談をさせていただこうと思います。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 民営化に当たって、特に日原保育園の関係になるわけでありますが、木部さとやま保育園の民営化のときにも、一時的に町職員の方々の指導も仰ぎながら手助けもいただいて軌道に乗ってきたということの経過もあります。そういった中で、日原保育園の民営化に関しても、2年間保育士2名を、1年間調理師1名とこの派遣をするということで回答いただいたところであります。日原保育園の保護者の方にとっても、一応の御安心ではなかろうかなと思うところであります。

それから、民営化になりますと、食事の対応といいますか、これを御回答の中で日原保育園でつくったものを木部さとやま保育園にもシルバー人材センターの御協力も得て、配送するというふうなことになっておりますが、地元では、現在の木部さとやま保育園には調理室もあったわけであります。そういった中で、主食は日原保育園から配送するというところに最終的にはなろうというふうに思っておりますが、いろんな保育園にとっては、乳幼児の対応だったり、また先ほど申し上げましたように、地域の御協力の中で食育の推進もなされておるわけであります。こういった形の中で木部さとやま保育園にも若干のそうした対応ができる施設を設けるということはできないものかということで、保育園のほうからも話があるわけでありますが。こういった対応についてはもう、木部保育園についてはつわの清流会に全権を協議の中で委託するということの中で、協議がなされておるという見解で、終えておるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 木部保育園につきましては、町長の答弁のとおりなんでありますが、人件費の抑制ということ、調理室をつくって自園調理をすると、そこに調理師1名分の人件費が当然必要になるわけでありますが、今現在同法人が運営しております直地保育園には日原保育園から給食を配送しております。そうすることによって、直地保育園には調理師を置いておりません。それが一連の流れとなるということで、ちょっとこれまだ検討段階ではあるんですが、給食というのは調理してから2時間以内

に食べないといけないというようなこともありますので、その辺の時間対応ができるか等も含めて、現在検討しております。これについて、当初予算に計上する予定ではございますが、仮に調理室をつくらないにしても、この配膳指定のまま今も直地保育園にもつくっておりますけれども、そこには当然ガスコンロや流し台等は当然ありまして、例えばクッキングのようなことでありますとか、例えば直地保育園でも地域でいろんなお米をもらいましたとか野菜ももらいましたとか畑を借りて何かつくりましたとかお芋をつくりましたとか、そういうことを保育園の中でクッキングとしてつくったりとかということではできるようになっております。その程度のことは当然木部のほうでもしたいと思っておりますし。さっき議員言われたけれども、主食というのはお米なんです、これについては町のほうから全て町産米、町でとれたお米を配っておりますので。給食を配送というのは副食、いわゆるおかずだけでありまして、主食のお米については各園でいわゆる炊いてもらう、お米を渡してという形になっております。決して、地元の方々からせっかくいただいた野菜なんかを使わないでとかそういう話ではありません、それはそれでまたうまいこと利用するように考えておるといふところでもあります。

木部保育園の調理室をつくる、つくらないは、まだもう少し時間がありますので、今協議をしております、まだ最終的に決定をしたといふところまではいっていないといふところでお考えいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 民営化が保育施設についても、徐々に進展するという事で、また、町財政にも大きく寄与するというふうなことになるかといふふうに思っております。いかに子供たちの保育が充実するかということにも各段の御配慮をいただきながら、進めていただきたいといふことで質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗 剛君の質問を終わり、ここで2時50分まで休憩といたします。

午後2時39分休憩

.....  
午後2時48分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 発言順序6、2番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、高齢者運転免許証自主返納促進対策についてであります。

全国各地で高齢者による高速道路逆走やアクセルペダルとブレーキペダルの踏み違い、バックと前進の入れかえ違いなど、大事故が多発しております。東京池袋で、高齢



ドライバーの車が母子2人をはねて死亡させた事故、その後、運転免許を自主返納する高齢者がふえていると、5月の新聞報道にありました。

最近では、10月に75歳男性の車がバックを誤って前進し、喫茶店に突っ込む。松江では、74歳女性がブレーキとアクセルを間違えてコンビニに突っ込む。群馬では、85歳女性が3人をはねる。11月、ここでは60歳男性の軽トラックが園児の車に突っ込む。12月、87歳高齢女性の乗用車が薬局に突っ込む。つい最近であります。12月、80歳男性運転の軽自動車が高速道路を逆走し、一人死亡、二人けがなど、ほかにも死亡事故が発生しております。

津和野町は観光地であり、多くの団体や観光客が訪れます。また、歩く歩道のない狭い道路を小学生、中学生、高校生が通学し、もちろん一般の方も多く通行されます。もしも、このような重大事故が発生すれば、観光津和野にとって大きなイメージダウンになると思っております。

高齢者が運転免許証を自主返納しやすくするため、次のことを提案いたします。

町営バスフリー乗降制、通常「フリーバス」といいます。これを町営バス単独路線で運行してはいかがでありましようかということでもあります。民間バス道と併合しているところは、なかなか難しいと思っておりますので、町営バス単独でそんなことでもあります。

フリーバスとは、バス停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗り降りできる制度であり、遠いバス停まで行かなくても自宅の前で乗り降りできることでもあります。お年寄りや運転免許証を持たない人など、持っておっても運転しない人などにとっても、大きな利便性の向上となり、土地に根差した町営バスの魅力となります。

田舎暮らしには、車は必需品であります。運転免許証を返納しても、買い物や所用でバス利用に雨の日、風の日、雪の日、また暑い酷暑の日など、バス停まで行かず自宅前の町営バス運行路線の県道・町道前で乗り降りできれば、運転免許証自主返納の促進につながるのではないかと思っております。

運転免許証自主返納者以外にも、免許を持っていない人や観光客の方にも便利で歓迎され、町営バスの有効性、利便性が大幅にアップするのではないかと思っております。

バス停間1キロメートルのところもあり、中間地の方が500メートル歩いてバス停に行き来することは大変なことでもあります。バス停間が400メートル、500メートルのところはざらであります。これは、山間部といいますか、少し奥のほうのことではありますが。

住みよい津和野町の構築のため、免許自主返納者のためだけでなく、また町民全体、さらに1人暮らしや2人暮らしの高齢者の方が町外の子供のところに行くなど、移住者を出さないためにも、まずは町営バス単独路線でフリーバスの運行をされてはいかがでしょうか。

2番目に、高齢者運転免許証自主返納者の電動カー購入補助制度を実施してはいかがでしょうか。

電動カーは、本当に簡単な操作で運転できます。そして、ナンバープレートの取得が不要です。また、運転免許不要で歩行者扱い、家庭用コンセントで充電できます。1回の満充電で20キロから30キロ走行。これは、性能にもよりますが。そして、安全設計。ヘッドライトがついております。左右ミラーもあり、右折、左折、後退時警報音等が装備されているすぐれものであります。時速は最高で6キロメートルとなっております。

価格はさまざまですが、自主返納促進のため、電動カー購入に対し何割かの補助をされてはいかがでしょうか。

3番目に、高齢者運転免許証自主返納者に1年間のバス無料乗車の実施。この対策は、吉賀町で28年4月から実施されております。最低限の利便性を確保しなければ返納につながりにくく、高齢社会交通システムを研究する専門家の御指摘もあります。

以上の3点が実現すれば、交通安全安心の住みやすい津和野町になるのではないかと思っております。

以上、3点、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者運転免許証自主返納促進対策についてでございます。

まず、町営バスフリー乗降制の運行についてであります。町営バスのバス停留所につきましても、山間部等の住居が点在する集落の区間では、集落の代表的な場所や利用者の多い場所等に設置しているところです。利用者が自宅からバス停までの距離が負担になっている場合は、地元自治会の要望に基づきバス停留所の位置を変更する等、対策を進めてきたところでございます。

町内におけるフリー乗降制につきましても、商人・日浦地区における山間部の一部の区間でフリー乗降制を導入しております。

議員御指摘のとおり、高齢者の方が運転免許証を返納しやすく、交通事故の防止と町営バスの利用を促進する手段として、自由に乗り降りできる区間を設けることは検討する必要があると考えているところでございます。

フリー乗降制につきましても、これまで地域公共交通会議の議題としても取り上げておりますが、バスを運行する際に運転手が利用者を認識しづらいことや、見通しの悪い道路や幅員の狭い場所等ではバスの乗り降りに危険が伴うこと、連担地ではタクシー事業者との競合等の課題があり、検討課題となっております。

今後につきましては、山間部のバス停留所の区間が一定程度離れている場合や、集落における住居が点在し町営バスの利用に支障がある場合に、区間を限定する等の条件をつけた上で、地域公共交通会議にも諮り、導入について検討してまいりたいと考えております。

次の御質問であります。高齢化が進み、高齢ドライバーがふえるとともに、高齢者がかかわる事故もふえる中、運転免許証の自主返納を行う方もふえております。津和野町においては、本年11月末日現在、免許取得者数4,754名のうち、高齢者数が1,955名で高齢者免許証保有率が41.1%となっております。

令和元年11月末日現在の津和野警察署管内の事故件数の人身事故8件、物損事故240件のうち、高齢者の事故件数は、人身事故7件、物損事故95件となっており、人身事故において高齢者割合は87.5%と高くなっています。

また、津和野町内の運転免許証の自主返納件数としては、平成29年35名、平成30年42名、本年11月末日現在50名となっており、運転免許証の自主返納者が多くなっております。

一方で、運転免許証自主返納後の移動手段の確保については、お困りの方が多い状況ではないかと考えております。島根県内では、提携店での買い物料金の割引などの特典やタクシーの運賃割引券等の支援制度を設けて返納後のサポートを行っています。

議員の御質問にあります電動カーでの移動手段の確保につきましては、有効な手段の一つであると考えておりますが、導入に当たりましては、財政的な負担も鑑みながら今後検討してまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります。町営バスの利用料は一律200円で運行しております。高齢者の負担を軽減する町営バスの利用料の減免等について、地域公共交通会議で審議した際には、町営バスの収入が減少傾向にあることや、民間事業者の料金設定と比較して安価なことから、慎重な意見があったところでございます。

町といたしましては、運転免許証を返納した後の交通不便の支援策につきましては、町営バスの利用料金を1年間程度減免することや、買い物支援制度の月額利用料を一定期間無償にする等、総合的に対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） フリーバス制度は、中国地方で実施は、岡山の中鉄バス、北振バス、広島中国バス、広島交通。山陰では、鳥取の琴浦町営バス、島根では西ノ島町営バス、この6バスで運行されているとあります。

最近聞いたことですが、益田市の生活バスもこのような形態でフリーバス制度をとっていると聞いております。さらに、益田市はタクシー会社3社が免許返納者に割引制度。佐賀県唐津市では、これはすごい制度ですが、65歳以上の免許返納者にタクシー運賃3割引、これを3年間支給するとあります。このように各地で運転免許返納促進に取り組んでおられます。

津和野町も人口減少にこのような優遇策といますか、何らかの前向きな取り組みを実施していただき、人口減少に歯どめをかかえる一手としていただきたいと思います。

なお、フリーバス制度については、それほど金銭的にかかることではありませんが、県道とか国道ではそれは無理です。ただ、私が言っているのは町営バス路線の山間部、奥のほうですので、それほど車は通りません。いろいろ私も行っていますが、そんなに車に出会うわけじゃありませんので、これはやりやすいのではないかなと思っております。

以上、今の再質問になりますが、町営バス路線のフリーバス制度は難しいとお考えでしょうか。

2番目の電動カーの購入につきましては、これは財政が絡むことですので、なかなか難しいかもしれませんが、本当、これは実際に触ってみるとものすごい簡単で重宝がられております。

3番目の、唐津市のようなタクシー運賃3割引3年間支給とはなかなか難しいとは思いますが、これもよそがやっておりますので、検討課題にはいかがでしょうか。

以上、3点。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 最初1点目のフリーバス乗降制の運行ということで、町長のほうでお答えをいたしましたように、これについてはフリーで乗れるところ、降りるところの安全性の確保というのが1点目はあると思います。

それから、先ほども町長が申し上げましたとおり、バス停間で例えば地域住民の方が不便なのでバス停を設置してほしいという自治会要望というのが上がってきます。私どもがそれに対して、地域公共交通会議でなるべくそれについてもお答えができるように、新しいバス停も今設置をしてきました。議員御指摘の、やはり町営バスは町民の皆様の交通手段の一番要になる部分です。できるだけそういった希望にもお応えをさせていただきたいというふうにも思っているところでございますが、その辺の安全性、あるいはフリーバス乗降の区間のその地域のニーズというのをどう把握するかということになります。

先ほど町長が申し上げましたとおり、商人・日浦から津和野中心部に来る乗り合いタクシーについては、一部、日浦の中、商人の中で区域としてフリーで乗れる区間を定めています。これは随分以前からある乗り合いタクシーと思いますが。それで、津和野駅からはバス停にそれぞれとまっていくというようなやり方の中で、乗るところと降りるところは商人・日浦地区のフリーで降りていただくというシステムをとっているところですが。このフリー乗降については、その辺のニーズ、自治会あるいは、まちづくり委員会等といろいろ検討をさせていただいて、まずはそのニーズがどこにあるか、どの区間でやったらいいかというところを今から調査、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のほうの電動カーというのは総務財政課のほうでお答えをさせていただきたいと思いますが、3点目の運転免許証の自主返納者にバスの無料券ということでもあります。

町営バスの場合、今、大体1年間に委託料としてバス運行者に6,700万円ぐらい、平成30年度委託料を支払っております。皆様方から1回乗って200円というのが基本になりますが、1年間で集めたお金が395万9,000円という、400万円弱という、大体6%ぐらいの運賃収入ということになっております。財政的には、あと6,000万円を超える金額を県からの補助金等がありながらもお支払いをしている状況の中で、この200円のところを無料にするところの部分ほどの効果があるかという部分と、それぐらいの200円というような均一化の運賃でございますので、私どもとしては、やはり無料化というのはいかがなものかというようなところは、地域公共交通会議でも民間事業者の方から御指摘を受けているというようなことであります。

私どもが今考えているのは、買い物支援対策ということで、御注文していただいて、それを御自宅にお届けするという支援策を行っておりますが、週1回、津和野地区と日原地区、登録していただくとカタログをお渡しして火曜日と木曜日にそれぞれの地域に持っていくというようなことになっておりますが、一月500円、買い物支援の場合は。加入者の方から負担をしていただいております。それをもって自分で注文された部分については、自分でお支払いいただくというような制度ですが。そういった部分で500円の個人負担金というのを無料にしようということで、今、検討をしているところであります。車を自主返納ということで運転できなくなるということは、その御自宅から買い物に行かれないというような買い物不便者というところも出てこようかと思っております。そういったところの対策として、今、そういった支援策ができないかということで考えているということでもあります。

もう少し、庁議の場では複合的にこの支援策ができないかということで考えておりますので、これについても今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、2番目の電動カーの購入補助制度ということでございますけども、議員の質問の中にもありますように、電動カーにつきまして非常に運転等がしやすい、あるいは安全性もあるということで、そういった一つの有効な手段になるのだろうというふうに考えておるところでございますけども、先ほど町長も答弁しておりますけども、高額なものであるというふうに考えております。そういった部分、財政的な部分も踏まえながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） フリーバス制度につきまして、私も少し調べておりましたが、全部が全部、家の前で乗って家の前で降りるというわけではなく、停留所をか

ら乗って、帰りは家の前で降ろしてもらおうという方法もあるという、いろんなことを書いてあります。そういうことで前向きに検討していただければ、住みやすい町になるんじゃないかと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

バス停表示の新設をする時期ではないでしょうか。

町営バス停に地名の表示がないところが多いです。地名の表示があっても、例えばバス停の中に小さな時刻表の上に小さな文字で、例えば「田代」とか書いてありますが、とてもわかりません。地名の表示は大切であると思います。

大分県豊後高田市は、全国初の住みたい田舎7年連続ベスト3に選ばれております。この豊後高田市のバス停表示は、高さ約150センチ程度でありましたが、お年寄りや子供でも見やすい優しい高さでありました。

津和野地域の畑迫、木部地区の県道の町営バス停は、石見交通のバス停利用で背が高く文字が見にくい構造であります。町営バス路線の名賀線や木部、畑迫線、日原地域の町道は木製であり、朽ちて停留所名がないものもあります。特に、津和野地域バス停表示の痛みが著しいところが多くみられました。

山間部に入っても津和野町は観光地であり、町民だけでなく観光客や町外の方が利用されます。特に名賀線につきましては、SL運行時には町外からのたくさんの人も来ます。バス停に大きな文字で、例えば「白い」「まきがの」と表示してあれば、いろんな人に連絡してあそこのどこがいいとか、わかるんでしょうが、地名がそりゃ今はナビがあるんで見ようと思えばわかりますが、石見交通みたいなほうにある祇園町、次のバス停はどこですよというような表示をされればすごく有効ではないかと思っております。

したがって、バス停表示板に大文字で地域名や津和野町の伝統芸能や名所などの絵を挿入してはいかがでしょうか。

このことは、津和野では鷺舞とかSL、流鏝馬、あとは木部方面に行けば石見神楽。日原でいけば石見神楽はもちろんですが、あと青原の網代、やっこ等々の絵を入れれば観光宣伝にもなると思います。

お年寄りや子供にも優しい見やすいバス停表示に切りかえる時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バス停表示の新設についてお答えをさせていただきます。

町営バスの停留所は、町内に津和野地域に90カ所、日原地域に102カ所あり、その多くが木製を材料に整備しております。この表示の修繕に関する予算は、4万5,000円を当初予算で措置し、老朽化した表示板の修繕や時刻表の貼りかえを行っているところでございます。

津和野地域にある観光施設周辺のバス停留所につきましては、観光で来町される方もわかりやすくするため、津和野駅から堀庭園までの20カ所のバス停留所に番号を表示する対策を平成31年3月に実施しております。

議員御指摘のバス停留所の表示板の高さや時刻表の変更、伝統芸能や名所の表示等については、バス停留所を全面的に見直すとなると相当な予算が必要になると思われるため、表示方法や材質等を含めて今後検討してまいりたいと考えます。

時刻表がなくなっているバス停留所や老朽化した表示板については、町内全体のバス時刻表の状態を再度把握し修繕等を行ってまいります。その際には、貼りつけ場所の変更や時刻表の文字を大きくする等、利用者に見やすいバス停留所の整備に心がけてまいります。

なお、JR山口線のダイヤ改正が令和2年3月に予定されており、大幅な変更があった場合には、町営バス運行時刻の変更も含めて検討してまいりたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 答弁にございました修繕に関する費用4万5,000円では、とてもほとんど何もできんと言ってええぐらいではないかと思っております。

石見交通撤退時、津和野町営バス路線のバス停表示を無償で移譲されております。今、石見交通の文字が汚れて傾いており、移譲していただいた石見交通に対して失礼と思われるほどボロボロになり、また石見交通の表示板があることで——まだ残っております、かなり——、石見交通がまだ運行していると錯覚といいますか、思われる方もおるのではないかと思います。早急に、この石見交通の銘板は外すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおりでございます。

先般9月にも議員さんのほうから一般質問で、バス停の表示がないところ、あるいは時刻表の表示がないところという御指摘がありました。私も今、フリーバス乗降制、あるいは運転免許証の返納、ああいったところ、それからやはり、バス停から家までの距離がある場合にどうするかというような幹線はいいんですが、私線に入ったときのその対応をどうするかと、いろいろ地域公共交通に対する課題が多くあります。そういったところについては、先般の9月議会でも申し上げましたが、いろんな計画を今からつくっていかなくてはならないということで。

益田市も吉賀町も交通計画というのをつくられておりますが、そういった計画をつかって総合的に先ほどから御指摘の部分については対応していくような考え方を持っていくということで、4万5,000円では何もできんじゃないかという、それは少しずつしかやっていないというようなところになりますが、ある程度予算もかけながら人員も投入しながら、こういう対応についてはしていかなくては町民の皆さん、あるいは議

員の皆さんが御指摘になられるところの対応についてはやっていけないだろうというふうにも判断しているところであります。

それから、先ほどありましたようなバス停の表示の中で、その地名のところでは特徴的な鷺舞であったりとかいろいろな部分で御指摘を受けましたが、今現在、私どももバスルートマップというのを商工観光課と観光協会と協同で作りまして、先ほど町長が申し上げましたとおり、津和野駅から堀庭園までのバス停に番号を打って、その番号で何があるのかというのを図に示したルートマップというのをつくっております。

これは、まだ観光協会となごみの里でしか置いていないんですが、そういった部分もPRをさせていたきながら、観光の町の津和野というところでは、そういったバス停の部分も紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 町営バスにつきましては、バス停表示を例えば高さを50センチ程度に規格統一するならば、年次計画で、これはもう放っておかれるような状態のものではありませんので、バス停表示がないところも何カ所も三、四カ所はあったんです。時間表もないのもありました。放っておける状態ではないと思っております。

先ほどのバス停表示につきましては、堀庭園がたしか20だったと思います。堀庭園までの石見交通のバス共用のバス停表示は、これは無料なんですか。石見交通と共用させていただいておりますが。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） バス停の表示をさせていただくための使用料を払っているかという御質問で。それは無料でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 石見交通・町営バス共用バス停表示のうち、横瀬と堀庭園、これは県道からバス停無印です。内側から乗るところだけ名前があります。だから、表は走っておってもどこかわかりません。この2カ所については、町営バスはただで使わせていただいてもらっておるならば、例えば横瀬、堀庭園、これを県道側からも車で通っても皆場所がわかるように、町の予算で整備するべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 現場を確認させていただいて検討させていただいたと思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 現場は、この資料にあります。

そういうことで、バス停の高さ、表示、日原地域は旧日原町営バス、これは大体低いです。場所名も大体入っております。津和野町の町営バスにつきましては、ほとんどがないのといっしょです。そういうところも考えていただきまして、表示は必ず必要と思います。通りすがりの人でも、ここは例えばどこかと。交通事故を発見しても場所がわ



からんと、今どこことというバス停がありましたよと。今の状態では、ほとんどわかりません。

ということで、もう一つ、前から不思議に思っておったんですが、バス停の表示ですが、牧ヶ野にあるバス停が「高峯」になっております。高峯ということは、牧ヶ野までが高峯です。ずっと下がって津和野川と名賀川の高低にある高田が高嶺です。それから、畑迫方面に入ったところの鳥居、ここも高嶺です。したがって、大字で表示してあるところは、今まで見てきたところでほとんどありません。そして、今、牧ヶ野の上にバス停をつくっておられるそうですが、これは、もしそれができるとすれば、やはり、牧ヶ野上、牧ヶ野下、こういうところがたくさんあります。豊岡上、豊岡下もあります。

ということで、そういう名前にされたほうがSLの撮影などの目標ポイントといいですか、そういうことにもなると思いますので、そのような名称が妥当ではないかと思っておりますが、また御検討をしていただきたいと思います。

次に入ります。3番目に、地名の保存。

津和野町内の各地名の語源の由来を調査し後世に伝え残すべきではないかと思っております。

令和1年12月、津和野町の人口は7,284人。減少に歯止めがかからない現在、6年後の2025年(令和7年)には推定人口6,000人、16年後の2035年(令和17年)には推定人口5,000人を下回るとされております。平成27年10月、津和野町は2060年時点の目標人口を4,816人とする人口ビジョンを提示されております。これは令和41年になると思いますが、現在より2,468人、つまり34%を減少することになります。

山間部においては、無住化集落がこれからもふえることは当然のことに予測されます。

津和野町の語源は、この地一帯に群生した、つわぶきの花に吉兆をトして「津和野」に名づけられたと、いろいろ諸説ありますが、このように書いてあります。日原の語源をいろいろ調べてみましたが、わかりません。

まずは、旧町名、大字、小字名の由来を後世に残すべきではないでしょうか。恐らく、山間部という言葉は余り使うちゃいけませんかもしれんが、奥のほうの集落は消滅することは今のところ予測できます。そうすれば、お年寄りもいなくなって、だんだん地名の由来がわからなくなると思います。

ちょっと不思議に思っているのが、旧津和野町、旧日原町にまたがる商人(あきんど)は本当に商人(しょうにん)の集落であったか。ちょっとわからないところなんです。

それと、津和野地域の店屋丁、ここにも本当に多くの店があったとは思われないんですが、あったかもしれせん。

何気なく普通に使っている町名や地区名の由来を歴史に詳しい先生や大正生まれの方に聞き取りをされて記録に残されてはいかがでしょうか。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、地名の保存についてお答えをさせていただきます。

旧町名の語源の由来は、津和野については、津和野町史第一巻「Ⅱ地名をたどる開発史」の中で一つの説として「つわぶき野」の約まったものという「つわぶき」由來說等が書かれております。また、日原につきましては、日原町史の下巻「第一章 村の歴史」の中で「『日原』という地名が何によってつけられたのかわからない。日原が文字として現れてくるのは天領になったときが初めてであろう。」と記載されております。

合併前の旧町時代に編纂された町名で地名の語源の由来が書かれておりますので、それぞれの町史を広く町民の方々に紹介することや、議員御指摘のとおり歴史に詳しい方等への聞き取りを行うなど、町内各地名の語源の由来を後世に伝えていけるよう検討してまいりたいと考えます。

○議長(沖田 守君) 米澤君。

○議員(2番 米澤 宥文君) 私の住む鷺原、この地名が何でついたか、鷺もおらんのおかしいなということである人に聞いてみました。その昔は、700年ぐらい前と申しますけれども、葦の原、田舎の葦が生えておったと。それから八幡宮を勘定するに当たり、「葦原」では弱いと。で、強い鳥の名前にしたと聞いております。

そして、門林は、昔は関所の門があった場所だと。日原地区の左鑑地区においては、いろんなことで平家の物語とありますが、平家伝説のところが多いので大体わかります。

これから先、無住化集落がふえる中、古来からの地名が消えることのないよう、冊子の発行等、保存に努めていただきたいと思います。

さらに、今、畑迫地区でもあります、木部地区でも今、無住化集落になっております。左鑑地区でも空畳というところですが、あれは大分前に無住化になっておりますが、あそこに住んでおられたという方の話も聞いたことがあります。そんなことで、その理由がわかる分については、ぜひ調査を進めていただきたいと思います、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(沖田 守君) 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わります。

---

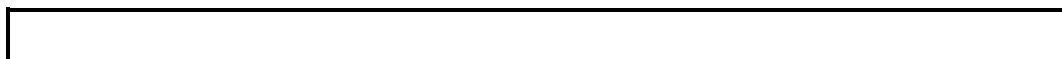
○議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変御苦勞でありました。

午後3時30分散会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和元年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和元年12月17日（火曜日）

---

議事日程（第3号）

令和元年12月17日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番 川田 剛君

4番 道信 俊昭君

5番 板垣 敬司君

6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君  
9番 寺戸 昌子君  
11番 岡田 克也君

8番 三浦 英治君  
10番 後山 幸次君  
12番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |        |        |       |        |
|------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長         | ..... | 下森 博之君 | 副町長    | ..... | 島田 賢司君 |
| 教育長        | ..... | 世良 清美君 | 総務財政課長 | ..... | 岩本 要二君 |
| 税務住民課長     | ..... | 山本 慎吾君 |        |       |        |
| つわの暮らし推進課長 | ..... |        |        |       | 内藤 雅義君 |
| 健康福祉課長     | ..... | 土井 泰一君 | 医療対策課長 | ..... | 下森 定君  |
| 農林課長       | ..... | 久保 睦夫君 | 商工観光課長 | ..... | 藤山 宏君  |
| 環境生活課長     | ..... | 清水 浩志君 | 建設課長   | ..... | 益井 仁志君 |
| 教育次長       | ..... | 齋藤 道夫君 | 会計管理者  | ..... | 青木早知枝君 |

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけいただきましてありがとうございます。ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、10番、後山幸次君、11番、岡田克也君を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、順次発言を許します。発言順序7、4番、道信俊昭君。

○議員（４番 道信 俊昭君） おはようございます。道信です。

それでは、きょうの質問は、ちょっと気合を入れてやらんと、私の頭ん中がごちゃごちゃになってしまいますんで、気合を入れてやるんですけども、一生懸命勉強したつもりではあるんですけども、プロである皆さん方の前においては、前回の９月の定例会と同じようなパターンにはなりたくないという思いであります。１時間この件に関してたっぷりあると思いますんで、ただ、あっち行ったりこっち行ったり、多分すると思います。その点は皆さんおつき合い願いたいというふうに思っております。

冒頭に言いますと、このまま今の状態で津和野がいった場合には、津和野町はつぶれますよということなんですけど、そういう言葉よりも、やばいなという、こういう言葉のほうが何か雰囲気的にぴったりしとるかなみたいな、このままではやばいんじゃないかなみたいな、そういうかなりこれ私商売人ですから、商売をやっておって、非常に身に染みて感じますので、そのあたりを冒頭に言いたいんですけども、何がやばいかというと、まず商売ですけども、やっぱり経済が一番中心になってきますんで、商売人が、皆さん御存じのようにまた本町通りで老舗の旅館が閉めるというようなことも聞いておりますし、その後にもいろんなところでの会合に出たときに、また何軒かみたいな、あそこここことというようなことがささやかれているんですよ。シャッター通りというような言葉もありますけども、シャッター街になるし、シャッターの町みたいなパターンが目にある懸念というのが私は非常に肌で感じます。じゃあ、商売人だけかなとも思ったんですけども、実は、私あるところで、ちょっと小高いところである集落を眺めていたときに、１人の御老人の方がこういうことを言われたんですよ。商売人というのは閉まるときはぱたっとドアが閉まるし、それ以前にも大体さっき言ったようにいろんな兆候があるから、ある意味どっかで手立てができるんじゃないかという可能性があるかと、だけど、田舎は見てごらんささい、たたずまいがそのままずっとあると。だけど、中におる人たちがだんだんいなくなって、高齢化とか、それから、消費税増税とか、あるいは医療の高齢の２割負担がどうかこうとかというようなもろもろ抱えながら、いつの間にかいなくなる、これは怖いことですよということを言われたときに、ああそうか、我々商売人だけじゃないんだなみたいな、そんな感じがしたんです。今は商売と我々町民とだったんですけども、きょうの目的である行政ということになるんですけども、私たちが行政に対して、町に対して望むといったときに、この一般質問の通告の中にもあるんですけども、よく言われる言葉が、町民が役場に行って何かしてほしいとかいって相談持ちかけますよね。これをしてほしいとか、例えばグレーチングが壊れたとか、これは私の経験でもあるんですけど、壊れたというようなことも言っていたときに、最終的にはやむを得んともあるんですけど、予算がない。これで終わり、みたいな、この一言で終わるといえるのは、町民にとってもあれなんでしょうけども、皆さんにとってもそういう問題というのは非常に心苦しいだろうというようなことで、後でぶつぶつささやかれるというのが、１つの事業があったときに、あんな金があったらこっち回し

やいいのに、税金の無駄遣いしてとかっていう、そういう陰口とか、あるいは表にも出たりもしますし、こういうことをよく多分聞かれて、決して皆さんにとっても気持ちのいいもんじゃないだろうなというふうに思うんですよ。要するにお金がないことです。だから、これは今の商売人も、あるいは普通の人も、それから行政マンもみんなが大変だなというのが、さっき言いましたように、このままじゃやばいでというのがあつて。それで質問ですけども、質問に入っていくわけですけども、本文に入っていくんですけども、先ほど言いましたように、9月の定例議会のときにプロの皆さんに寄つてたかつて、多勢に無勢みたいな形で、最終的に私白旗を上げたみたいなことがありましたんですが、その後、最後に一般質問でやりますということを残してきょうに至つたわけですが、そのときに、やっぱりそれから勉強しました。私なりに勉強はしました。そのときにやっぱり応援団もいまして、お前ここが違うよとか、あそこはどうだよとかというのを応援団が何人も応援してくれて、私にいろんなことをレクチャーしてくれて、私はこうだと思っていたというけど、それは違うよみたいな、チェックかけられて削除されたりとか、ですから、きょうの一般質問で、私にレクチャーした人とか、それから皆さんの先輩方に当たる人とか、多少今から若干小難しい話をしますから、質問しますから。ですけど、そういう人たちというのは、よくわかつておりますんで、その人たちにも納得できるように、できれば、普通の方がこれを聞いておられて、あるいは見ておられる方も、ああそうかそうかということがわかるように、お答えいただいて、私の希望としては、ぐにゃぐにゃと何かわかつたようなわからんようなところを持ち込まないようにしていただきたいというのがきょうの一番の眼目の問題です。

それで、手始めに、私が勉強するに当たって、あるいはちょっといろいろなことを知りたいなと思って手始めに私が問い合わせたのが、勉強の手始め、ここに皆さんは嫌つちゅうほど見ておられますから、この支出負担行為決議書兼支出命令書、それから旅行命令書、恥ずかしい話、私初めて見ましたこれを。これを見て、何が書いてあるのかなというふうに思つていって、いろいろ私なりに勉強してみた、勉強つちゅうとこまで、ちょっとおこがましいんですけども、これを見たときにこういうふうにして成り立っていくのかということは逆に言えばこれをもとにしながら、きょう皆さんとお話というか、議論をしていきたいというふうに思つておりますが、ここで一番重要なのは、ここに起票者があつて、その後、判がついてありますよね。係とか課長副町長……

○議長（沖田 守君） 道信議員、ちょっと、具体的に質問をこれからこういうことをしますというのをまずは話さないで。

○議員（4番 道信 俊昭君） 最初が長かったですね。もうすぐ終わります。本文に入りますんで、というところで、一応、この件に関しては印鑑がこうやって押してあるということは、最高責任者は町長ですんで、もう私の答弁に関しては、質問に関しては、ぜひ町長がお答えいただきたいと。前回のようなパターンでいろいろ言われると私もわからんから、町長の理解度と私の理解度との間の中での話をしていきたいというふ

うにおいて、最初のことが長くなりましたが、次に、本文に入っていきますけども、これ、時系列で追っかけていきます。そのほうがちょっとわかりやすいと思ったんで、時系列で、6月の17日に定例議会の補正予算があって、商工観光課から町長ほか3名、ですから4名です。普通旅費として298万円が予算化された。質問ですけども、普通旅費は、役場職員以外には支給できないはずである。確認したいと。まずこっから確認したいと。

それから、8月6日に臨時議会が行われまして、議員派遣が行われましたが、ドイツバチカンへの議員派遣が議決されたが、これには氏名、目的、場所、期間についてのみ内容であると。ここに議員派遣書があるんですけど、質問は、派遣には当然予算が伴うと。旅行ですから。ことは町はわかっているはずであるが、なぜ同時に上程しなかったのか、この派遣は無効ではないか、ちょっときつい言葉ですけども、何で同時にとというのは、予算が伴うということは、予算は議会の議決を得なければいけない、議会の議決というのが最高のというか、最も重要な要件であると、これは地方自治法に書いてありますんで、うたってありますんで、当然そのことになると思います。

それから、8月の15日、先ほど見せましたように、旅行命令書、支出負担行為云々の命令書が出て、商工観光課から4名宛てに出されました。質問は、普通旅費は職員にのみ適用されるものであるにもかかわらず、私はそう思っていますから、なぜ議員に出せるのか、法的な根拠を尋ねると。

それから8月20日から旅行が実施されて、それから9月9日、9月の定例会において補正予算でドイツ旅行の議員へ費用弁償として75万3,000円が上程され、町長は、旅行が終わった後になるけれども、予算の組みかえをすと述べております。質問として、予算提案というものは、これから新しい事業を執行したいためにその経費を上程してくるものだが、既に執行したものの予算化、さらには、それを既に予算執行したものと組みかえるなど、あり得ないと私は思っております。法的根拠をお尋ねしたい。

それから、今回はとりあえず商工費の中で立てかえさせてもらいと発言がありましたが、9月の定例のときに、質問ですが、地方財政法では予算の編成に当たっては、法令の定めるところに従い、合理的な基準により、その経費を算定し、予算に計上しなければならないとある。また執行に当たっては、経費は必要かつ最小限の限度を超えて支出してはならない、要するに節約しなさいよということですよ。とりあえずそれで、なのに、「とりあえず」という文言が私にはどうも引っかかった。こういう文言は、ええ、みたいなところがあったわけなんです「とりあえず」。今の先ほどの自治法からしてみたときに、とりあえずなんちゅってあんのかいなみたいなところですよ。

それから、質問2ですけども、町の予算というのは、単式簿記であり、立てかえという科目はないはずだ。根拠を問うと。というのは、私ら商売人というのは複式簿記で頭の中いつもなれていますので、だから、前回のときにあったんですけども、前回のときに私も立てかえとか、仮払いと仮受けとか、こういう言葉というのはしょっちゅう使っ

ていたんです。使っているんですよ。だから、どうもその頭で考えたことがどうも私の前回の定例会のときの頭の中が混乱させたというか、だから、仮払い、仮受け、いいじゃないの、立てかえいいじゃないの的な発想があったんですよ。頭が。ですけど、よくよく見たら単式簿記ですんで、収入、支出、はい終わり、みたいな、こういう簿記の中では、今のような文言というのは出てこないはずなのに何でこんなものがあったのかなというのがあったんです。

それで、最後にですけども、最後っていうんじゃない、あれですけども、町長がしきりに一連の流れはその都度全員協議会でお示しし、中略で、議会の了解をいただいたと発言。全協というのは全員協議会というのは、本会議ではありません。議会における議決あるいは決定というのは、本会議におけるのみ認められるものであり、議事録に載らない会議ですよ。それで、あそこでいろいろ了解を得るといような言葉が出るといことは、事前審査に当たると。事前審査というのは、本会議以外のことで決をとっていくといようなことはあり得んわけです。それなのにといことで、事前審査の禁止といのが言われておるわけですけども、この言葉が法的にあるわけじゃないんですけども、事前審査に当たるといふふうに私は思います。

それから、最後に、会計管理者は、町長部局より9月補正の後に組みかえるからといわれたので印を押したと述べたんですけども、地方自治法232条の4に会計管理者は命令を受けても、その負担行為が法令または予算に反していないことを確認した上でないと支出できないとあるわけなんですよ。町長部局から言われたといことが1つのキーワードなんでしょうけども、こういう指示といのは、不適切ではないかといことが私感じましたんで、まずは、本文の第1回目の質問といたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さんおはようございます。それでは、4番、道信議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の予算は正しく使われているかとい御質問でございます。

最初の御質問の6月定例議会の補正予算であります、当時は私とほか3名の職員を同行させる計画でありましたので、「普通旅費」にて予算計上しております。

次に、8月臨時議会に補正予算計上しなかった理由であります、当初計画しておりました町民交流ツアーが最少催行人員に届かなかったためにやむなく中止となりました。これに伴って私と職員の行程も変更することとなり、在ドイツ並びに在バチカン日本国大使館との調整や通訳、移動手配等の調整により、議会開催までに予算把握が難しい状況でありました。6月20日に開催した津和野町議会全員協議会で議会代表にも同行していただくことや、予算は9月議会での対応とする等、経緯を説明し、御理解をいただいていたことも踏まえ、8月臨時議会では予算計上を行わなかった次第であります。

次に、議員に対する普通旅費の支出に関する法的根拠ですが、津和野町職員の旅費に関する条例には、職員以外の旅費については特に規定しておらず、上位法に当たる「国



家公務員等の旅費に関する法律」に準じることになります。当法律3条第4項に基づき、議員に対して旅費を支給することは可能であり、議会費以外から支出することについて法令違反には当たらないとの見解を有しております。

次に、既に執行したものの予算化と組みかえについてですが、議会全員協議会で御理解いただいている経緯とともに、議員に対して一般旅費から旅費を支出することは可能なため、商工費の普通旅費により支出いたしました。このままでも法令違反ではないものの、本町では議員旅費については費用弁償として予算を整理しているため、9月議会補正予算において議会費、費用弁償を増額し、商工費、普通旅費を減額した後、津和野町財務規則第83条により支出の更正を行い、議会費、費用弁償による支出としたものでございます。

次に、会計管理者の法令違反に関する御指摘ですが、さきにも述べましたとおり、議員に対して一般旅費から旅費を支出することは可能であり、法令違反ではなりません。よって、議員御指摘の地方自治法第232条の4に規定する「法令または予算に違反しないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認して、支出したものと考えております。

最後に、議会全員協議会の議会運営における位置づけについてであります。年間通して開催される定例議会及び臨時議会において円滑な審議をいただくために、全員協議会において議員の皆様と可能な限り情報共有を行っており、その上で諸事業の遂行に御指導と御理解をいただいております。そしてこうした議会運営は、議会にも了承の上で、これまでも行ってきたと理解をしております。今後につきましても、議会の開催と全員協議会の開催について適時お願いすることで、円滑で的確な議会運営と町政運営に配慮してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、再質問、1つずつ行きたいと思っておりますので、その都度お答えください。

最初のくくりの中の、忙しかった、時間がなかった、それから予算の把握が難しい状況でありましたとか、ということになっているんですけども、そもそも論として、忙しかったなんちゅうことが理由にはならないというふうに思います。それで、そういうことを思われるということがまず間違いだろうということと、それから、6月の補正予算で職員が4名、これが6月の20日で議員が行くことに決まったわけですよ。それから、6月20日から8月15日までの間、時間、2カ月ぐらい、この間に2カ月ぐらいあるわけですよ。この間に臨時議会とか開いて、これを正しい形にすればよかったんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、最初の回答でありますけれども、私は、忙しかったことを理由としたということのつもりで書いているつもりはありませんので、そのことは

まずお話をさせていただきたいというふうに思います。日程的にいろんな手配の変更があって、そしてその上で、予算の把握が難しかったということを最初の回答では述べさせていただいたといったところでございます。

そして、6月20日に全員協議会で、いろんなお話をさせていただいたわけですが、そのときに、議会代表に同行していただきたいということをお願いをしたということでありまして、その時点でまだ議会から必ず1人出されるということの結論は出ていなかったというところでもあります。その後、議会のほうで調整をされて、1名、最終的には副議長行っていただいたわけですが、そういうことで決定をしたというところでございます。

それと、あと今回の特にドイツのミッテ区の訪問でありますけれども、文京区さん側と足並みをそろえるということが重要でありました。特に文京区のほうで、いわゆる在ドイツの日本大使館でのレセプションを計画をさせていただいたということでありまして、そのときに、文京区さんのいろいろな手配というものを結果を待っていたと、そういう状況もございます。そこで、いろんな通訳のこと等かかわってまいりますので、時間を要したというところで、そういう事実にあったということでもあります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 議員派遣の件は、8月6日になっております。ですから、ちょっと時間の今言われたように、6月20日じゃなくて、8月6日に議員派遣の件は検討され、ちょっと私の日付の間違いでしたので、それにしても、8月6日から、行くまで、8月15日までは10日ぐらいあるわけで、一番重要なことじゃないですか。予算を伴うわけですから、これを上程してくるというのが、最も重要なことだろうと私は思うんですけども、そのあたりはこの時間を短いとみるか、長いと見るかちゅうのはよくわからないんですけども、それはどうです、町長。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 8月までは定例議会もそうありますが、定例議会に合わせて予算を全てオープンにするということではありません。ですので、いろんな議会を開催する数日前というところで予算も確定をしていかなきゃならないという側面があります。そうしたことと合わせてこのたびは、この6月20日の全員協議会で、その前に6月の定例議会の中で、このドイツ等々に行くという部分での旅費の議決はいただいていたということと、そして6月20日に全員協議会におきまして、9月議会で補正のほうで変更させていただくということを組みかえをさせていただくということを議会のほうにも了承いただいておりますので、その経緯の中で、8月議会は見送ったというのが経過であります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 臨時議会開けば、別に何の問題もなかった、全協でどうか全協に引っつければ、よくある、午前中は臨時議会で昼から全協、こうすればよ

かったのと、これは私のあれですけども、予備費もあるわけですし、予備費も。それから、町長の専決事項でもできると私は思っているんですよ。それがなぜしなかったのかちゅうのがまた今言われたのは、全協で了解ということと、9月に組みかえをすることが頭にあったから、だからしなかったというふうに聞こえるんですけども、そのあたりはどうです。そういうことでしょうね。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 特に専決処分というのも当然手法の一つとしては考えられるわけでありますが、これはあくまでも町長の専決ということになりますから、極力そういうことは避けることを私としては配慮していくというところがスタンスであります。そんな中で、やはり全協で議会全員としても、全員じゃないのかもしれませんが、総意としての了承いただいているということの重みというのを感じておったといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今、旅行命令書をちょっと見ると、議会のほうにはお金あるんですよ。議会のほうには。執行済み額42万4,000円で、それから配当予算現額162万とか、これでもできた。今のちょっと話はそれですけども、町長の専決でやりたくないということ言われたんですけど、私らがよく言われたのは、繰越明許、あれはおいというような、あれを専決でやったのかよみたいなことを言われて、私もようわからなかったところもあったんですけども、そういうようなことも私ら指摘を受けてきたんですよ。専決はどうでもいいです。はっきり言って。予備費との振りかえはどうです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろな方法論というのはあるのかもしれませんが、基本的には6月の全員協議会で、9月の補正議会で、議会の補正予算で、予算の組みかえをさせていただくということを御理解をいただいたという経過がありますので、その方向に従って処理をしていくということで、進めてきたということであります。

○議長（沖田 守君） 関係上の問題がちょっと今出とるけえ、総務財政課長。ちょっと一連の会計処置のことについて。

商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、失礼します。結論的に申し上げますと、町長の答弁にもございましたが、普通旅費で、議員さんに対して、議員さんが議員活動として活動される場合に必要な交通費等については費用弁償ということになります。町のほうからお願いして公務を行っていただいた場合は、普通旅費での支出が可能です。そういったこともございますので、普通旅費のほうで支出をさせていただいたこと自体も間違いではございません。その上で、いわゆる商工費の普通旅費を減額して、議会の費用弁償のほう増額することによって、最終的に支出更正を行って、そっち

へ振りかえたということでございますので、適時基本的には条例、法令にのっとって、行っておるといふふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今のことは、その次にちょっと聞こうと思ったんですよ。ですから、先にそっちをなら、入ります。ここの私からいえば2番目の疑問になったのは、次に議員に対する普通旅費の支出に関する法律、根拠で使う問題で、その下に職員以外の旅費については、特に規定しておらずと書いてあるんです。言っております。当然、条例の中では、職員の規定ですから、職員のことしか書いていないです、当然。議員のことについて当然書いていないわけですから、議員については、議員の旅費規程の中にさっき言われた費用弁償という形の中で行うと、2つあるわけですよ。職員には職員の旅費規程、議員には費用弁償、2つあるということは、それぞれは別個でありますよというふうに思うんですよ。そもそも別物であるのじゃないか、それなのに、なんで普通旅費の商工観光費の普通旅費のほうで出さなきゃいけないのかということと、それは今何がしかの答弁がありました。これももう1回答えてもらいましょうか。

それともう一つ、その後に、上位法で、法律3条第4項に基づきというのを調べて、国家公務員のあれですよ。これに準じると書いてあるんですよ。これをちょっと調べましたら、国家公務員、これ町と準じると言っていますから、町と置きかえましょうか、職員以外の者が町の依頼で行く場合は、公務を補助するための証人、鑑定人、参考人、通訳として旅行する場合と、だから、補助になっているんですよ。補助で行くんですよ。それで、しかも御丁寧に、その補助の内容まで国家公務員法の中には書いてあるんですよ。今、議会から誰か言ってもらわなきゃ、向こうから議会の人に来ちゃったんじゃないか、津和野からも送らなきゃいけないって言ったら、補助じゃないでしょう、みたいな、もう堂々としてこの一員として行ったんじゃないかというふうに思うんですけど、何かこのあたりがわかったようなわからんようなことであつたんですけども、なぜこんなことをしたのかというのがあります。そのあたりはどうですか、国家公務員法、これにきちっと合っているというふうに言われます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほど議員さんから御説明のありました国家公務員等の旅費に関する法律の第3条第4項をもう一度ちょっと正確に読まさせていただきますと、職員または職員以外の者が国の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合に、その者に対し旅費を支給することができるというふうに書いてございます。これを、さらにいろいろ文献等調べますと議員の旅行が地方公共団体のツアーから依頼されて、公務の遂行を補助するために同行するものであれば費用弁償としてではなく、一般の旅費を例に定めるところにより、旅費を支給することができるというふうに書いてございます。そういったことも踏まえまして、適正化という考えです。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私からすればこれおかしいなという感じが、ちょっと若干無理やりしつけたなという感じに聞こえるんですよ。

それで、ちょっと戻りますが、私、一番気になった、あるいはいろんな人たちが気になっているのが、全協での御理解ってとこですよ。全協は情報提供する場であって、議決をする場所ではないですよ。これで御理解をいただいたって、それでは一体何だったのかと、それちゃんと議事録載ってますかみたいな、議事録はいいとしても、何対何で御理解とするのか。というのは、要するに全協の位置づけが、余りにも町長が過大的に考えておられるんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全員協議会のいわゆる事前の禁止ということを言われているんだろうと思います。事前審査の禁止ということをおっしゃっているんですけども、最初にも議員ご質問の中で言われましたように、これ法令があるわけではありません。ただ、そういう中で、事前規制審査の禁止というのは、私も議会出身でありますから、議員必携等には載っているんだろうというふうに拝察をしているところであります。そういう中で、法令ではないけれども、執行部側とそして議会側も一緒になって、その事前審査の禁止にならないように努めるように、相互理解のもとでこの全員協議会というのは進めていくということが大切なんだろうというふうに私は理解をしているといったところであります。今回の件に照らして、申しまして、まずは6月の議会でそのミッテ区に行くということ、この行為に関しての予算というのは、普通旅費でありながらも、一度議会のほうで御承認をいただいております。そして、その後議会から代表行っていただくということになりましたので、議会に組みかえをするという、組みかえをするのを9月議会に上程をさせていただくということを議会のほうで全員協議会で理解をいただいたというふうにも思っております。ですから、私自身は、このことが事前審査の禁止ということには当たらないという思いでお話を全員協議会でさせていただきました。議会のほうも、道信議員さんはそれはいけないと思われていたのかもしれませんが、私は、それ以外の全員の方は事前審査の禁止等には当たらないという思いで、我々のこの説明にも乗っかっていただいたというか、対応していただいたというふうに思っております。あのことがもし事前審査の禁止になったということであれば、当然途中で議長もとめられたと思うし、異論に感じておられる議員さんがおられましたら、この話はここでストップするべきだということになったと思います。ですから、私らもそう言われればそれに従って、そこでその話はやめたということだろうというふうに思っております。ですから、基本的には事前審査の禁止の定義というものから含めて、これはもうお互いに相互理解で進めていくものでもあろうと思いますし、ましてや、そのことは、きょう、今私どもに質問として回答求められていることは議会運営にかかわる問題だというふうに思っております。ですから、まずは我々に問うていただくのは、そ

れ一般質問ですから結構でありますけれども、それ、事前審査の禁止で全員協議会がどうだこうだという、その位置づけは、まず議会として総意という形でまとめていただくという必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。私これ以上言うべきことじゃないかもしれませんが、現時点で津和野町の議会の全員協議会規程、そこには特に事前審査の云々というのほうたわれていないんじゃないかというふうに思っております。これはほかの議会ではそれをうたっている議会もあります。だから、例えばもし道信議員さんがこの問題をもっと突き詰めていこうというお話であるならば、そういう規程の整理から含めて、一度議会の中でお諮りをいただいて、そして議会の考え方というのをまとめていただくということが大事ではないだろうかというふうに、まことに僭越な話かもしれませんが、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 事前審査の禁止というのは、地方自治法の中で、議会本会議が唯一の最高の議決機関であるということやうたっている以上は当然事前審査に当たると、ほかのものはみんな、それが全協であろうが、ほかの会議であろうが何であろうが、ただこの風潮は、今から議論していくんですけども、そこに基づいていったときには、これはまずいですよ。これは、全協だけじゃなくて、あそこのグループでこうだったんだからみたいな、そういうものは、これは議会であれしましょう。わかりました。それじゃあ、全協の件は上程をするということやうたわれたということで、そこで承認されたというわけじゃないということだけはちょっと思っております。

次、第4番目のくくりなんですけども、既に執行した9月の定例の最後のくくりですよ。9月の定例で既に執行したものの予算か、もうどこも終わっているわけです。執行しているわけですよ。予算とは言わないで決算ですよ。もう決算に入るわけですよ。ですから、その前に予算ということがあんなら、今からまた旅行に行くのみたいな、あの76万はどうするのみたいなのが、単純に湧いてきますよね。収入と支出があって、支出はぱたっと合わんわけやなくて、どうしますの、旅行行くんですか、若干ジョークっぽくなるんでやめますけども、予算じゃないというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（沖田 守君） これも町長答弁される上では、会計処理に詳しい副町長か、総務財政課長か、答弁された方がいいんじゃない。

○町長（下森 博之君） これは、9月の議会するときにも御説明をしております。いわゆる流用と更正ということで、そういう解釈の考えになりますので、ここについては、先ほど御質問でもとりあえず商工費というお話もいただいておりますけれども、副町長の答弁に出てきているところでもありますから、副町長のほうから説明させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） それでは、先ほどの執行後のことと、その次になります、とりあえずと立てかえのことについて合わせて答弁、私が発言しておりますので、私のほうからさせていただきます。まずは、とりあえずと、立てかえにつきまして誤解を招いたことはお詫び申し上げますが、この真意といたしましては、まず6月議会で商工費のほうで町長以下職員の旅費をお認めいただいております。その中で、ツアーの中止とか、行程の変更、さらには副議長の同行ということがありまして、先ほど町長が申し上げましたように、いろいろなことが重なって、議会に上程できなかつた。本来なら臨時議会のときに組みかえの補正予算を組むか、組みかえの専決予算をして、その次の議会で御了承を得るかということができればよかつたんですが、予算的な数字が把握できなかつたということで、予算を上程できなかつた。それで、今回は副議長が同行されたということで、先ほど観光課長が答えましたように、商工費の中で副議長の旅費を支出することは可能でございます。しかしながら、町としましては、議員さん、これも以前説明しましたが、議員さんを初めとする報酬条例にのっとられる方々、この方たちは費用弁償で一応組んで支出をするということになっておりますので、あえて今回は、もともと予算を6月に認めていただいた中で、議会費へ組みかえただけですので、さらに追加して予算を計上したわけじゃありません。最終的には、議会の支出を明確にしたいという思いがありましたので、前提的には更正を前提としておりましたので、今回は、この予算執行後であっても、後で予算を直しますよと、伝票を直して、当たり前議会議会から出しましたという処理をとらせていただきましたので御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 大分時間なくなつたんであれなんですけども、さっき、町長、流用という言葉使われたでしょ。流用というのは、予算の前にできることですね、だから、終わってしまったのに流用という言葉が出るということ自体がちょっとおかしいんで、支出負担行為の前にやれば流用もあり得るけども、もう終わってしまったのに流用というのは、ちょっと文言の使い方がおかしいんじゃないかなという感じが、ちょっと言葉のあれですけど、それはもういいです。（「訂正させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私が申したのは、このたびのことを流用したという意味で言ったことではございませんで、流用というものと更正というものが9月議会で副町長のほうから説明をしておりますと、そういう意味で言っているわけですので、今回流用したという意味で言っているわけじゃございませんので、そこはしっかり違いますということで訂正させていただきます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） そうじゃなくて、流用という言葉が使われるんなら、私らは今予算の執行の支出負担行為がある前だったら流用という言葉が使えるけどもというだけのこと、流用という言葉が出たんで、単語が出たんで言ったんで、それで、更正なんですけど、これが私もようわからなかったんですけども、更正の意味が。それで、更正というのを調べると、ここにも書いてありますけども、津和野町財務規則、８３条ですか、この更正ということを読んでいくと、冒頭の支出した経費についてはできるというふうに私読んだんですよ。支出した、もう終わったものだったらできるけども、さっき言うたように、予算でしょ。若干無理だと思っんです。無理があると思う。予算だから、これはちょっと教えてもらいたいという部分もあるんですよ。ここの支出した既に終わったものに関してはできるが、というのが私は更正の意味だろうと。だけど、予算という形で上がってきましたから、予算と既に使ったものが更正できるのみたいなのがちょっと不思議でかなわんですけど、そこのあたりわかりますか。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 更正は、もともと出さなきゃいけないところであったものを、他から出していたので、それを元に戻して、当たり前に出しますよというのが更正でございますんで、これは歳入であろうが歳出であろうが必ず更正というのは出てきます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） それから６月補正で、出ましたいね。——ちょっと待ってください、もう一つ別のことやりましょう。商工観光費の旅費では適切ですよってなっていましたいね。後でこの段からすれば最後の段になるんですけど、くくりになるんですけど、更正かけます。そうしたら、最初のやつは間違っていたの、間違っていたのに、間違いを正すというこの矛盾みたいなものが私これ見て思ったんですよ。商工観光費ではオッケー、商工観光費のあれから出してもオッケーよと言われてそしたら、それで終わりなのに、何で９月のあれで、更正みたいなものをかけるんかな、これ矛盾するんじゃないですか。正しいと思われたことだったら、そのまま押し通せばいいのに、やっぱり間違っていましたんで更正かけますみたいなこの矛盾はどう説明されます。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 更正をかけるの、先ほども申しましたけど、今回は議会で経費を支出したものとして明確にしたかったということでございますので、幾ら商工費で出しても問題はないと、法令違反ではありません。ただ、うちとしては、議会でかかった経費は議会として経費で計上すると、そういうことの目的で更正をかけさせていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） 正しいんだけども、わかりやすくきちんとするために更正をかけたということですよ。わかりました。



それでは、もう最後ぐらいになるんで、入っていくんですけども、私が勉強した中に、6月補正でいろんな予算がついて、それから、つきましたよね、私、こういうようなものも見つけたんですよ。これがどう感じられるかというのがあるんですけども、東京高裁、昭和52年の8月9日の判決の中に、事前議決を受けずに予算執行が行われ、その執行分の内容を補正予算に盛り込み、議決を受けたとしても、要するに6月で、その違法性は免れないという判決があるんですけども、事前議決を受けていない、正しいと思ったからやったと。私は、とにかく予算に関しては、議決を受けるもんだというふうに思っているんですけど、この判決はどうです。ちょっとわかりにくい、取り消しにしましょう。そこは。わかりました。

時間もありませんので、最後の締めになるわけですけども、冒頭に言いましたように、津和野はやばいという感じで、町民の方から、やっぱり事業をされるときに、いろいろ苦勞してされと思うんですけども、その分を見たときに、やっぱりいろんな意見が出てきますんで、お金も、一番皆さんにとってきつい言葉というのは、「あれ人の金でやっ取るけえじゃ」というのは、あの言葉というのは非常にきついと思うんですよ。だから、それがないためにも、私はこうして議員として、今のような若干小難しいようなものをぶつけましたけども、議員の仕事として、この問題をやっていくことによって、ほかのことも、今の予算の執行かと、あるいは予算の執行というものをやっぱり重要なことなんだなということをぜひ認識していただきたいと。さまざまなOBの方とか、何とかなんかも方なんかもやっぱり興味を持たれていますんで、そういう方にもプレゼントとして、この議会の一般質問がお役に立てばと、あるいは町民の方に対しても、これから事業をやられるときはこういう形の中で我々は仕事としてこういうふうな形でやっていくということをぜひ理解していただき、決して重箱の隅を突いたわけではありませんので、今回の私の一番の収穫というのは、やっぱり旅行命令書とか支出負担行為とか、これを見たというか、勉強不足だったりありますよ、当然、これは、この次からもいろいろ出張命令書とか何とか命令書とかというのが、こういうのをもとにしながらやっぱりやっていかにゃいけないのだなとは、そうせんとお互いのディスカッション、真の意味でのディスカッションにはならんというふうに思っております。皆さんにとって耳の痛いというか、何言うとんじゃみたいなのともあるかもわからんですけども、やっぱり議会と行政というのは、両輪というのは決しておててつないでという意味じゃなくて、こうやって丁々発止やることによって、私の勉強不足もありましたよ。ですけども、やることによって質を高めていくという、これがやっぱり町をいかにどういうふうに持っていかということに寄与してくれるんじゃないかという思いを非常に持っております。決して私の場合は清く正しく美しくというパターンではないかもわからんですけども、そういうことで、ぜひ、私の仕事ですので、これは、皆さんと一緒に議論をし、ディスカッションし、行政が独善的にならないということの仕事は私はさせていただきたいというふうに思っております、以上で終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、ここで10時10分まで休憩といたします。

午前9時59分休憩  
.....

午前10時08分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ、失礼いたします。この12月議会には4点ほど質問を用意しておりますので、適宜お願いしたいと思います。

まず最初に、会計年度任用職員制度ということで、昨日も同僚議員からの質問がありまして、ほぼ重複したところではございますが、私なりにもう一度自分のこの制度に対する理解を深めていきたいということで、改めて質問をさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

令和2年4月から会計年度任用職員制度が施行されることとなりました。このことによって、本町では行政の組織なり財政面においてどのような影響があるのかお尋ねいたします。

3点ほど、その中で、現行の行政機構における特別職、そして臨時的任用職、そして一般職というような区分があるかと思いますが、新しい制度によって、この区分がどのように変わるのか、そして、その際に現行の報酬なり給与等の条件等はどのようになるのか、そして、結果としてこの制度が施行された暁には、町の財政にはどのような影響が及ぶのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員制度についてでございます。

まず、現行の非常勤特別職は、地方公務員法第3条第3項第3号において、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職となっておりますが、改正法においては、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものとされました。このため、新制度では、現行非常勤特別職から新制度の会計年度任用職員に移行する者と、私人として報償を支払う者、委託先として契約を締結する者に分かれていくことになります。

次に、現行の臨時的任用職員は、地方公務員法第22条第2項または第5項に規定されている、緊急の場合等において、6月を超えない範囲で任用し、6月を超えない範囲で更新ができることとされていますが、新制度では、常勤に欠員が生じた場合と臨時の

職に関する場合等に限定するため、現行の臨時職員で雇用されている者は、原則パートタイム会計年度任用職員に移行することとしております。

また、現行の一般職非常勤職員は、職員の職に欠員を生じた場合において任命される者として位置づけされており、新制度では会計年度任用職員として任用されることになります。

次に、新制度でのそれぞれの報酬、給与等は、非常勤特別職については、現行のとおり報酬によるものとし、フルタイム会計年度任用職員については、給料、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給することとしております。

また、パートタイム会計年度任用職員は、報酬及び期末手当のほか、通勤手当を費用弁償、時間外勤務手当を報酬として支給することとしております。

なお、現行の非常勤特別職から私人として位置づけられる者は、謝礼や報償に区分し、委託先として位置づけられた者は委託費として区分することになります。

次に、三つ目の御質問であります。現在、新年度に向けて当初予算の準備段階であり、正確な数字は現段階ではわかりませんが、平成30年度の実績から、改正後の試算では、島根県に報告をした影響額として、退職手当負担金が約2,000万円、期末手当等の支給による影響額が2,800万円とし、合計4,800万円の増としております。

また、新制度導入に係るシステム経費が、既存のシステムの更新を含めて約1,800万円の増としております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ありがとうございます。津和野町の非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例というのがありますけども、今回、議案として条例改正の議案が提案されておられますけども、そのものと現行の費用弁償支給条例を照らし合わせたところ、それぞれ条例改正の中に載っている部分と、旧来のまま据え置かれるのかどうかわかりませんが、旧来の費用弁償支給条例にそのまま残るものと二つに分かれるような感じがありまして、この辺が私ども見ておって、私自身にとってはどういう区分のもとにこれが区分けされるのか、そのことについて、特に身近な存在として地元の公民館の館長というのは、この新しい制度上ではどういう位置づけになるのかなというのが、大変非常に関心があります。

それからまた、集落支援員とか、地域おこし協力隊員の位置づけが、新しい制度ではどのように位置づけられるのか。

そして、先ほどの回答の中にもありましたが、何かこの特別職が私人として報酬を支払う者、または委託先として契約を締結し、委託料を支払う者、そのような形で御答弁がありました。その辺について、もう少し、例えばということで、こういう今、特別職にあられる方はこういう位置づけになりますよというようなところを御解答いただいたらと思います。

そして、本町における臨時的任用というのはどういう仕事をされておられるのが臨時的任用という位置づけなのかということも含めて御質問をいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員の御質問にあります地方公務員法の第3条3項3号によります非常勤特別職の関係でございます。

今、議員言われましたように、今回、関係条例の整備ということで改正条例を提案させていただいています。その中に、今の非常勤特別職の報酬及び費用弁償の改正条例も出させていただいておりますけども、その中で表をお示しさせていただいております。それが、今度、来年の4月1日から新たに非常勤の特別職として位置づけられる方々が表の中に載っているということで、現行載っておられる方がその表に載っていないという方々はどうなるのかということだろうというふうに思うんですけども、まず、この移行に当たりましては、総務財政課のほうで、その内容について、それぞれ要項なり条例等が整備されておりますので、内容を確認して、昨年来から例規支援整備ということで、ぎょうせいのほうに、その内容の支援ということで確認としていただいております。

そういった中で、事務整理として、その非常勤特別職の方が従来、新制度の中での非常勤特別職としての位置づけのままでおるのか、あるいはパート会計年度任用職員の位置づけになるのか、そして、今言われました私人ということで報償費になるのか、あるいは委託先になるのかと、委託料になるのかという調査と申しますか、整理をさせていただいて、それを今年度、各担当課のほうに、その調査したものを確認していただいて、現在、その確認のもとに、今、非常勤特別職の報酬条例を整備させていただいております。

それで、今、議員の御質問の中にありました公民館、公民館長につきましてはどうなるのかということでもあります。これにつきましては、今、そういった手続を踏んだ中で、報償費というところでの位置づけにしております。

それから、公民館におられます公民館主事、嘱託職員さんになりますけども、この方はフルタイムの会計年度任用職員という位置づけにしております。

それから、臨時的任用職員ということで、現在、いろいろ各職場のほうに臨時さんということでお勤めをいただいております。その方につきましては、ここに書いてありますとおり、まず6月、6カ月を任用期間として採用し、次に6カ月を超えない範囲で、いわゆる5カ月間という範囲で任用しております。1月間は、いわゆる地方公務員法上の規定によりまして、空白期間を設けた中で任用しておるところでありますけども、新たに法改正によって臨時的任用職員という地方公務員法、新地方公務員法の第17条に位置づけられますけども、この方々につきましては、そういった臨時の職が発生した場合、あるいは災害等で、そういったときに災害等の対応で職が発生すると、あるいは、今お勤めの方が産休、育休でお休みをされる、そういったところにこういった臨時的任用職員を充てるというふうな内容が新たな新地方公務員法の内容になっております。

そして、今の臨時的任用職員です。新たな法の中での臨時的任用職員につきましては、その身分につきましては、常勤職員と同じ身分として取り扱うということがこの法改正の中でうたわれているという内容になっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） まだ、それじゃ、今回の条例改正の中で、現行の特別職の支給条例にうたわれているそれぞれの役割の方が、まだ、今回の条例改正の中では、まだ正確に区分されていないものもあるということで、これから4月の移行までに整理されて、新たな条例によってそれぞれが位置づけされるということでございますか。もう今回の改正で全てが済んだのかということですが、その辺についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 非常勤特別職の関係条例につきましては、今回の提案で、議会のほうでお認めいただけると、整理がつくと、整理ができるというところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 現行、フルタイムの例えば公民館の主事さんは、フルタイムの会計年度任用職員という位置づけになって、今でもそうだと思うんですが、給料、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等は支給され、さらに現行でも期末手当は幾らか出しておられるかと思うんですが、昨日の同僚議員の中では2.6カ月分が基本的には確保されるべきだといったことで、それも制度上、あるということでございますか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） フルタイム会計年度任用職員につきましては、今、議員おっしゃいましたように、期末手当につきましては2.6月の支給月というふうになっております。

それと、パート会計年度任用職員なんですけども、この方々にも期末手当の支給対象ということになっております。

ただ、支給される会計年度職員と支給されない会計年度任用職員というものがパートの中では存在しております。それはどういうところかといいますと、パート会計年度任用職員、今、ここで町長答弁の中にもありましたように、臨時職員さんがそういった、現行の臨時職員さんが、来年度からパートの会計年度任用職員に位置づけられます。その方々につきましては、期末手当の支給対象としておりますけども、一方で地域おこし協力隊、あるいは集落支援員、この方々につきましては、特別交付税の措置という財源がある中で、そちらの制度の中で、いわゆる人件費が幾らだというふうな整理をされておりますので、その部分については、そのまま移行させていただくということで、今の

地域おこし協力隊と集落支援員さんにつきましては、期末手当の支給対象になっていないという整理の仕方をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大方大体整理ができました。今回、退職手当とか支給対象の範囲が広がるということで、財政的にも少しそれが一般会計にかかわるということですが、この財政的な裏づけというのは、総務省は何も裏づけをしないで、地方の行政の機構に対して、何か今日のあり方がおかしいから、今回、そういう会計年度ということで、しっかり区切って、1年1年契約をしながら、その任用というか、そういうものを厳しくやりなさいよということで、何か地方を切り捨てるような感じがしますが、基本的にはそういうことをございましょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この会計年度任用職員制度の創設に当たりましては、今、議員言われましたように、現状で、平成28年度の調査では、そういった臨時職員さん、いわゆる非常勤職員さんというのが全国で64万人に上るという数字が出ております。そういった状況の中で、その方々のいわゆる任用根拠、そして労働条件が非常に曖昧な状況が見受けられるところから、国のほうでそういった法の改正を、一部改正を行っております。

その法改正に基づいた中で、新たに任用根拠等を厳格にして、会計年度任用職員というものの制度を創設されてきたという経過でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ最後になりますが、この任用制度でのとって、今後職員の方は毎年何かしらの試験を受けながら行政からの必要なところは必要な要員として、当面、試験を受けるということで、公民館の関係なんかは、私人として、今までは2年が任期だったと思うんですが、この辺については、任期とか、そういうものもかかわるものなんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員ということになりますと、今、議員おっしゃいましたように、1会計年度の任期ということで1年ごとになります。

いわゆる公民館長等につきましては、報償費ということでございますので、会計年度任用職員とは違う位置づけになります。ですから、別規定の中で、そういった任期等は定めていくようになるというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ、次の質問に移らせていただきます。

庁舎についてということでございまして、いろいろ議論を重ねてきて、本庁舎のことについてはある程度の一定の方向が出たところでございますが、当初の計画よりは相当の変更もあって、本庁舎の改修を、一応、当初の計画では今年度中に何か工事も進むと

というような感じでしたが、現在の本庁舎の改修に伴う実施設計はどのようになっているか。そして、工事工程というか、着手、そして完成、そんなところが少し大分時間もたちましたので、その辺の進捗について聞かせたいと思います。

それから、津和野庁舎の耐震化診断も結果が出て、それに伴う耐震補強改修工事設計等もスタートするのかなと思っております。そして、さらに増築という部分もイメージとしてはありますが、その辺についての基本設計等の進捗状況等について、おおむねのところではございますので、工程等についてどうなっているかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎についてお答えをさせていただきます。

まず、実施設計については、基本設計をもとに、現在、作業を行っているところでございます。具体的には、6月に委託業者が決定し、7月、8月で既存部分の把握を行い、9月に各課調整を行った後、現在、最終的な実施設計を行っております。

今後は、実施設計終了後、年度末に向け、精査を行う予定としております。

本工事につきましては、来年度初旬に工事の発注を行い、改修規模にもよりますが、おおむね令和2年度末を整備完了の目標と考えております。

財源については、合併特例債を見込んでおります。

次に、津和野庁舎耐震補強改修工事設計については、7月に委託業者を決定し、作業を行っているところです。現在、耐震補強設計についてはおおむね終了しておりますが、補強設計を行うための詳細な現地調査を行った結果、昨年度実施した耐震診断の状況により、主に外壁で状態がよくないことが判明いたしました。また、屋根の改修についても、瓦について、解体、選別、発注、生産、納品の過程により約1年半の工事期間が必要となることもわかりました。そのため、昨年から想定していましたが津和野庁舎内で業務を継続しながら耐震補強、改修工事を行うことが難しい状況になったところです。

さらに、津和野庁舎は国指定の文化財であるとともに、重要伝統的建造物群保存地区内の指定建物であり、それらの所管部署との調整が必要になります。

なお、増築部分についても、埋蔵文化財の調査対象地域であるとともに、重要伝統的建造物群保存地区内での建築となり、文化財の調査実施が必要な上、構造、外観などが規制を受けることとなります。

よって、今後の工程について、津和野庁舎は今年度中に文化財と重要伝統的建造物群保存地区の所管部署である津和野町教育委員会と連携をしつつ、耐震補強と改修設計を行うこととし、増築部分については、さらに埋蔵文化財の調査も必要になるなど、検討要因が多いため、津和野町調査建設検討委員会の中で御意見等を伺いながら、計画と設計を行っていきたいと考えております。

なお、現在見込んでいる具体的な工程は、今年度に津和野庁舎耐震補強改修工事設計を行い、全体計画を検討した後、来年度増築部分の実施設計、並行して埋蔵調査を行った後、増築部分を建設し、その次に本体工事を行い竣工という流れを想定しております。

いずれにいたしましても、各法令等を遵守しながら、所管部署との調整を行いつつ、町民の方が利用しやすい庁舎を目指して改修工事等を進めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 御解答にありました本庁舎について、一応、おおむねのところ実施設計ができつつあって、これを最終的には年度末で精査を行うと。来年度初旬、そうすると来年度の当初予算にその額というものが提示されるのかと思っておりますが現段階において、当初から私のイメージにある1階部分を庁舎とし、2階を議場とし、さらに本来の建物の雨漏り等も相当あるやに聞いておりまして、その全体のことを実施設計段階、今の段階である程度、そういう情報というものは担当課として掌握しておられるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 実施設計につきましては、今、町長の答弁で御説明したとおりでございます。大体、できつつあると、建物のほうはもう設計のほうはほぼ完了してきているというふうな状況であります。今、外構といいますか、外回りで、先の定例議会の一般質問の中で、ちょうど日原診療所、その入り口のところに勝手に駐車場が存在しておりますけれども、そういった部分を診療所と同じレベルにならないかというふうな御提案もいただいております。そういった部分につきましては、今現在、調査を進めているということですので、その関係で、若干実施設計の工期等も延ばさせていただいております。現在、そういう状況であるということです。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今の答弁、駐車場の高さが相当5メートルか3メートルちょっと以上ありますが、あれと玄関の高さを、いわゆる駐車場を掘削して町道に結びつけるちゅうか、そういうイメージを持ってもよろしいですか。

それとあわせて、余りもとのお試し住宅もあります。あの辺はそのままの状態を維持していく、もう少し全体的に利用度とか、あそこのお試し住宅の部分が少しどういうふうになるのか、そのほうは設計としては含めておられませんか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 駐車場部分についてのイメージは、今、議員が言われたとおり、そういったこと、レベルを考えております。

ただ、今、調査をしておるとい段階ですので、工事費等もいろいろ出てくると思っておりますので、ちょっとそういったものを見ながら検討していきたいと思っております。

お試し住宅につきましては、設計の中で、それをどうするかというふうな内容のものは含まれておりません。



○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 津和野庁舎のことで、耐震化の耐震診断は終わって、それに基づいて補強設計という段階で、この状況の中で屋根の瓦とか云々があつて、相当、当初の予定よりも長引くかな。そして、もともと当初から、建物の中で事務を執行するのは、ちょっと障害があるので、養老館とか、あちこちのある建物にスペースを移管して業務を執行しようかという話であつたように感じますが、またこの答弁からいいますと、それ以上に、全て工事期間中は、あそこは全部取り払って、仕事はできないと、その間は、あちこち分散しながら業務を遂行すると、そういうイメージになるんでしょうか。

そしてまた、相当、もともとどのぐらいの経費という見積もりもあつたかと、もくろみがあつたかと思いますが、こういう工事を新たに判明するということは、大分事業費もかさむんじゃないかなと思いますが、その辺についても、見込みなんかまだわからんといえはわからんかと思いますが、想像して何か相当高くつくというイメージがありますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたように、当初、そうして仮施設といいますか、利用しながら庁舎の改修工事ということも検討しておりました。ただ、そうしますと、いろいろと移設費等もかかってくるというようなこともございまして、できれば業務を執行しながら、以前、津和野庁舎を何年か前に、何十年か前に改修したときには、そういった工法でやらさせていただいたというふうなこともありますので、そういったこともちょっと検討しながら考えておったんですけども、やはり耐震診断、補強計画をしていく中で、屋根等の改修にかなり時間もかかってくるというふうなことになってまいりました。屋根につきましては、津和野庁舎そのものが有形登録文化財、そして伝統的建造物群の保存地区内にあるということで、ここにも書いてありますけども、改修等につきましてはいろいろな制限がかかってまいります。特に、屋根につきましては、今、ここでこういうふうな書き方をさせていただいておりますが、養老館の屋根の瓦を改修しておりますけども、それを同じ工程を組むような流れを想定しております。そういった中で、期間も長くなるというところで、今後の計画につきましては、そこに答弁書に書いてあるような流れで進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、事業費がございすけども、何とも今、調査中がございすので、不明、何とも言えないとこなんですけども、以前、基本構想、一番最初のころに基本構想を立てさせていただきました。その中では、一応、津和野庁舎の改修につきましては5億3,000万を見込んで、あくまでも想定といいますか、推定値であります、見込みでありますので、その辺は御理解いただきたいと思いますが、現状、そういった屋根の部分にどれぐらいまた追加経費がかかってくるかというのは、ちょっと今、調査中でありまし

て、何とも言えないところであるということで御理解いただけたらというように思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 何とぞよろしく願いいたします。

それじゃ、続いて3番目の質問でございますが、地域おこし協力隊員、そして集落支援員ということで、いつも時々、私のほうからも質問させていただいていますが、新しい年度になるにおいて、やはり一つ一つの今後の地域おこし協力隊員なり集落支援員の配置が当初のもくろみどおり事業推進、進捗しているという、そういうことを鑑みながら、1年1年、本人の意思も確認しながら、最高、地域おこし協力隊員は3年、さらに集落支援員もほぼ3年という枠の中で、現在、いろんな形で町の活性化のために御尽力いただいておりますが、この制度も平成23年にできて、21年ほど津和野町は間を置いて、次の年からこの制度を活用されて、今日に至っていると思いますが、その辺について、それぞれ毎たび毎たび年度ごとにそういう検証をされて、この配置というものについて考えておられるかと思いますが、そして、来年度の人員の予定としてはどのようなものがあるのか、そんなところをお聞かせいただきたいということと、さらに、非常に今回、資料としてもいただいておりますが、地域の人口の急激に対処するための地域特定づくり事業の推進に関する法律がこの12月4日ですか、公布されましたが、この辺とひとつ非常に今日までの取り組みがラップする部分もある、そしてまた、今までの制度でどうしてもうまく、ところどころ私が思うには、回らない部分を、この事業協同組合という形にすることによって、新しい展開が開けるのではないだろうかということで、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊、集落支援員についてお答えをさせていただきます。

まず、津和野町における12月1日現在の地域おこし協力隊配置状況につきましては、情報発信や高校支援に関する業務等としてつわの暮らし推進課に6人、冬虫夏草の培養に関する業務として商工観光課に1人、自伐型林業や農作物の販路拡大に関する業務等として農林課に9人、芸術士や教育魅力化に関する業務等として教育委員会に5人の計21人を配置しております。

また、集落支援員につきましては、買い物支援やまちづくりに関する業務等としてつわの暮らし推進課に10人、日本遺産センターや日原にぎわい創出拠点における支援業務等として商工観光課に9人、有機農業の指導やCAS冷凍を活用した商品開発業務等として農林課に5人、伝統的建造物群保存地区の体制支援や文化財の保存と活用に関する業務等として教育委員会に9人の計33人を配置しております。

令和2年度の配置につきましては、現在、事業の実施目的を踏まえた成果の検証など、各課で取り組み内容を精査しているところであり、検証結果により配置する事業、人員について今後決定する予定でございます。

次に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、いわゆる地域維持特別措置法は、令和元年11月27日に成立し、令和元年12月4日に公布されたところでございます。これは、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めるものであり、公布の日から起算して6月を経過した日、令和2年6月4日から施行することとなっております。

特定地域づくり事業協同組合は、地域内の事業者から出資を受け組織化されるもので、地域外や地域内の若者等を地域づくり人材として活用し、賃金等により所得の安定化を図った上で課題となる事業に従事するものでございます。

なお、法律の施行に当たり、運用上の留意事項、その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、国より別途通知される予定であり、議員御質問の具体的な運用の可能性につきましては、今後、令和2年6月4日をめどに検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 54人の地域おこし協力隊の方と集落支援員の方がそれぞれの部署で活躍されているということは、大方私も感じておりますが、一方、例えば、余り具体的に言及するのもいかがかと思いますが、例えば高齢者の見守り、買い物支援等が地域の課題として従来の地域の暮らしサポート実証実験という形からスタートして、地域創生云々等で予算を割り振りしながら、最終的に現行の買い物支援センターが現存している。そして今、4名の方が支援員としてそれぞれ頑張っておられるという実態は、私もわかりますが、少しその事業がなかなか思うように住民からのニーズというか、そのものがなかなか積み上がってこない。たまたま集落支援員制度という制度で、今が実証実験的にやられているということで、これを将来に持続可能な形に何とかしたいという部分はわかるんですけども、もう少し工夫というか、例えば町内の小売業者の中にもどんどん配達までして、買い物者の、消費者の利便性を上げておられる独自の努力もしておられます。津和野の小売店においても事実ありますし、この津和野地区——日原地区のお店においてもそのことをしておられる方も、小売店の方もありますが、そういう方々に事業承継という形の事業をしている運用もあるようでございますが、なかなかそのことは資産まで引き受けてやるちゅうのは、なかなか勇気が要りますので、そこにはなかなか踏み込めないけども、現状の配達、買い物支援そのものについては、もう一工夫要るんじゃないかなと思うんですが、その辺について、担当課長の現状の買い物支援センターの状況とお悩みをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 買い物支援センター、昨年11月から開所させていただいて、20件弱の加入者から、現状、今、31件加入がございまして。毎月の売り上げもだんだんふえてきてまして、10万円を超えるようなトータル的には売り上げになっていると、これは日原地区と津和野地区それぞれということになりますが、そういったことで、今、おられる4人の方も、商品カタログも加入されている商店の方の情報を春夏秋冬というようなことで、商品もそれぞれ変えて、12月には年末のお餅、あるいはお飾り等、ああいった部分も特別に今回準備もさせていただいて、要は住民の方のニーズになるだけ沿うように、この買い物支援をやってきているということでありまして。

件数的にはまだまだ30件というような形の中で、今、行っているということですが、課題というのは、今後も引き続いて、民生委員さんや社協ともいろいろお話をしながら、これを何とかもう少し件数もふやして、住民のニーズに応えられるようなものにしていきたいというのが、ちょっと大きな目標でございまして、そういったことで考えているということです。

社協さんとお話をしたり、民生委員さんとお話をすると、やはり週1回の配達ではなかなか在宅でいろいろおられる方に対して、サービスが十分でないというような意見もお聞きしているということですが、4人でやれる、津和野、日原で分けてやれる最大のところが週1で津和野地区、日原地区というようなことになっておりまして、そういった部分で言うと、その買い物支援センター全体の事業量というのがなかなか回数もふやしてやっていくことが、今、現状ではまだできないというような状況になっているということで、件数が30件ということで、多い日は津和野開発のほうと提携をしておりますので、1台で配達するところを津和野開発にお願いしてもう一台配達というような形もっておりますが、徐々に件数がふえていく、あるいは日数をふやしていくというような御要望にお応えするためには、まだまだ今の体制では非常に難しいところがあるかなというところで感じているところです。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 消費者の立場で言いますと、例えば、免許返納された方の町内にどういう方がおられるかというのは、その情報としてはなかなかつかみにくいかなと思うんですが、そういう方とか、そういう方にアプローチをかける。

もう一つは、小売店に、今のもう一つ私の質問に、小売店に、今、現実やっておられるところに、何か人的なサポートは、現状の集落支援員というか、地域協力隊員制度では、それは1営利企業のところへ人材派遣するちゅうことは公的には非常に難しいが、何かお互いに登録、商店として配達をやりますよ。それで、配達して、その売り上げに対して幾らかの賦課金というか、手数料ちゅうか、そういうものも小売店からやるといって、いわゆる協同組合の理念に沿ったような形なんですけど、そういうものがやっぱり

今後できることを私は検討する、そのことでないと、今の状況の中で、30件が全域に広がるとは、なかなか時間がかかるのではないかなと思っておりますが、今の小売店に対してのアプローチ、そして消費者、免許返納者に対するアプローチは可能かどうか、できるのではなからうか。ある程度は民生委員さんなり、自治会長なり、そんなところから情報を入手しながら、積極的なアプローチが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、免許証返納の方でございます。これまでも議員の皆さんから、免許証を返納したときの何かメリットというのをどうするかというようなことで御意見をいただいております。私どもとしては、昨日も申し上げましたとおり、免許証を返納していただいて、今の月々500円の加入負担金がありますが、それを無料にするということで、その期間3年程度、そういったことで交通手段がなくなった場合の買い物支援というのをこういうことでサポートしていこうというようなメリットについては、今、検討しているということでもあります。

返納した方に対してアプローチするというよりも、私どもが制度化したものを町民の皆さんに公表させていただいて、免許証を返納した方については、こういうサービスが受けられますというようなことで周知をさせていただいて、件数にある意味伸ばしていくというような形を考えているところであります。

それから、小売店に対するサポートというところで言いますと、私どもの買い物支援というものは、そのお店の情報というのは、商工会を通じて、商工会に加盟をされた方に全店、こういったサービスを行います。要は売っていただけるものを登録していただだけませんかということでやっております。十何店舗、今、ありますが、それで逆に売上げの3%は私どもがいただきますというような形の中、今、運用しております。

先ほど、意見として、御意見ありましたが、この地域維持特別措置法で事業者の方が種々しながら、地域づくり人材をやっているというようなところで言いますと、やはりこういった地域課題という、交通弱者の方が多い中山間地域において、買い物支援というのはどうするかという、この地域課題を解決する仕組みとしては、こういった地域人材がそれを賄っていくという、もう少し買い物支援センターより大きいものにならうかと思っておりますが、そういうことも具体的な事例としては考えられるということで思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） まだ来年のことで、まだスキームだけで、あと具体的なものは示されていないようでございますが、ひとつ担当課として、この協同組合がやっぱり必ずやこの町に必要なだということを皆さんに説得していただいて、出資を募り、そして人材を集め、一丸となって進めていかれることを私は夢というか、これが現実になればいいなと考えておりますので、引き続き御検討いただきたいと思います。

それじゃ、最後の質問でございます。

文化財行政ということで、大きなタイトルではありますが、個別の若干私が平素から気になっている部分について、やっぱりこれから文化財というものを基本としたまちづくりは、津和野町にとって間違いない部分だと思いますので、この辺について現状をお聞かせいただきたいということで、鷺原八幡宮の楼門なり、旧堀氏庭園の客殿の楽山荘の棟、それから郷土館等の現状は、極めて憂慮されるところでございますが、これらの修復についての将来の見込みなり、どのようになっているか。

さらに、現在、今、旧堀氏庭園を活用するというので、NPO法人のメンバープラスいろんなアドバイザーを加えて、かかわっていただいて、10人で検討委員会を立ち上げておられるようでございますが、これを検討会では3月をめどに方向性をまとめて、これを行政のほうへお伝えして、ひとつの修復に向けて、そして活用に向けて提言があるのではないかと考えておりますが、これについて、今後の対応、そして、特に企画委員会ではだけでなく、従来から堀庭園にはトイレが、和楽茶屋のほうにはあるんですが、本体の母屋なり、客殿のほうにはトイレがありますけども使えない、そういう状況の中で、何とかならないかというのが住民というか、関係者の声であります。その辺について御解答をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化財行政について御解答申し上げます。

津和野町内には、指定文化財や登録有形文化財などの歴史的建造物が数多くあります。これらのうち、雨漏りが生じたためシート等で応急措置を施しております建物、建築物として、鷺原八幡宮楼門、旧堀氏庭園楽山荘、郷土館があります。

鷺原八幡宮につきましては、今春に文化庁調査官の現地指導を受け、その後所有者が本格的な修理のための調査に着手しておられ、再来年度以降の修理事業着手に向けて調整が進められております。

旧堀氏庭園につきましては、保存管理計画及び活用計画を策定しており、老朽化した建物の保存修理を進めていく計画ですが、楽山荘の修理時期につきましては、現在のところ未定であります。

郷土館については、新館の雨漏りも生じており、応急処置をしてしのいではいるものの、できるだけ早く改修に着手したいと希望しているところです。保存活用計画も策定しており、現在の建物を修理して利用を継続していく計画ですが、限られた予算と職員体制の中でさらに優先度の高い施設もあり、その修理時期については未定であります。

建造物の本格的な修理には長期間を要し、多額の費用が必要になることから、国・県の補助金にあわせ、町の負担も必要であり、同時期にまとめて実施することが難しい状況です。これらの建造物の現状と所有者の要望等を踏まえ、文化庁及び県とも協議を重ねながら、今後それぞれの建造物の修理事業の着手時期を検討してまいりたいと考えております。

また、要望が上げられております旧堀氏庭園のトイレ整備については、必要性の高さは認識しておりますが、設置に当たっては課題も多く、多額の改修費も想定され、あわせて策定済みの保存管理計画や活用計画の見直しが必要となるため、文化庁・県とも協議をしていく必要があります。当面は、現在ある和楽茶屋のトイレの利用を周知することとし、楽山荘等の修理にあわせて検討をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大変、それぞれ課題なり、財源なり、多くの条件がありますが、現在、文化庁の指針というものをを見せていただきますと、文化財をただ修復して保存するというだけじゃなくて、大いに活用ということが指針の中にも盛られておるようでございますので、活用ということになれば、現在もNPO法人の旧堀氏庭園を守り生かす会のメンバーが中心となり、さらにその中でも女性グループがこの秋なんかには、自主的に、この期間は我々が何とかしてお客様におもてなしをということで、食事の提供もしたようなこともあります。そのためには、やっぱりトイレという部分は大変急がれるというふうには私は考えておりますので、このような答弁で、力強いというイメージにはほど遠いんですが、緊急性なり、重要性なり、今、文化財としてあるもの、それを生かそうとしているグループがある、そういうところはやっぱりひとつの優先順位としては上がってくるのではないかと。どれもこれも一緒ですが、森鷗外旧宅でも、西周先生の旧宅でも、それは文化財としての価値は高いけども、あれを利用するということは、まだ、今のところ受け皿としてはないわけでございますから、あるところは、やはりその活動をしておられる方の気持ちを酌みとっていただいて、充実に努めていただきたいと思います。要望を加えて、これで質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従い、5項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、子供の医療費についてです。

島根県は、現在、市町村と財源を折半し、未就学児の医療費の自己負担について、1医療機関の1月当たりの上限額が通院1,000円、入院2,000円となるよう軽減を実施しています。子供の医療費助成対象を小学生まで拡大する方針を丸山知事は出しました。県による医療費の助成が広がります。津和野町は、現在、中学生までの医療費無

料化を独自に行ってきましたが、県制度の子供の医療費拡充にあわせ、高校卒業までの子供の医療費無料化の拡大を図ってはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

子供の医療費についてであります。

島根県においては、議員御指摘のとおり子供の医療費助成の拡充を検討しており、令和3年10月から実施を予定していると聞いております。

これまでの情報に基づいて、本町において高校生卒業まで医療費の無料化を想定し、試算をいたしますと、県補助金が約170万円ふえるのに対して、医療費充当分は約300万円の増となり、町負担は約130万円の増となる見込みです。

あわせて、来年度からは会計年度任用職員制度が始まり、町財政への多大な負担増を心配しているところでもあります。

一方で、これまで3つの町内保育園の民営化を進めてきたところであり、保護者や関係者の方々にはさまざまな不満や心配を抱えながらも御理解と御協力をいただいていた経緯も踏まえ、さらなる子育て支援策の拡充を図り、財政的なメリットを還元していく責任も感じているところでもあります。

現時点では、最も重要な関心事であります会計年度任用職員制度導入に対する国からの財源措置がどの程度になるか不明であり、その動向を見ながら、高校卒業までの医療費無料化も選択肢の一つとした子育て支援の拡充策について、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員制度が始まって、町への財政負担が懸念されるということは理解いたします。先ほどの同僚議員の質問でも、町の財政が6,600万円ほど負担がかかるということで、かなりの負担になってくるなということわかります。これは、国が制度を押しつけてというか、国がやりましようと言ってきたんだから、やはり国が財政措置を図るべきと思います。

先ほどの御解答で、その会計年度任用職員制度による財政負担があるから、高校生の医療費無料化にはまだちゅうちょされるというような感じのお答えと思いましたが、ちょっと確かめるための質問なんです。医療費が浮いた分を会計年度任用職員制度のほうの財政に持っていくという考えが、まさかあるとは思いませんが、そのようなことはありませんよね。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 決して、そのような観点から考えているわけではございません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。



○議員（9番 寺戸 昌子君） 安心いたしました。170万円の財源が津和野町に生まれるということで、それを何に使うかをまだちょっと考えられ、もしちょっと先の話で、令和3年10月から実施予定ということなので、まだ先の話なのですが、その170万円ほどふえる財政を何にお使いになるかは、まだ決まってないのかな。もし決まっていれば、予想がつけば教えていただければと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まだその170万円ふえる具体的なことというのは考えておりません。いろんな方面を検討しながらということになります。

そもそも論ということにもなるんですが、津和野町は、御承知のとおり、こうして以前から観光立町として生きてきた町であります。その観光の重要な資源になっているのが歴史文化にかかわる文化財等であります。このことは本当に町にとってはありがたいことなので、今後もしっかり伸ばしていくということを努力していく、これは間違いのないことであります。

ただ、一方で財政運営ということから考えますと、現実として、やはりそういうところにもお金を投じていかなければならないという部分。

さらに、普通の上下水道の整備であったり、道路整備という社会インフラの整備もしていかなきゃならんしというところ。

あわせて、現在はもう全国の町が地方創成の中で子育て支援策ということで、高校生医療費までの無料化であったりとか、それから給食費を無料化したりとか、そういうこともやられてきているということでもあります。

そういうところにおいて、今回の財源を、津和野町が高校生までの医療費無料化に拡充したときに、本当に子育て支援策としての独自性が打ち出せるかということをもう少し慎重に検討していかなきゃならないじゃないかというふうにも思っております。

現在は、地方創成の取り組みの一環で進めてきた津和野高校の魅力化というのが、津和野町が大きく今、成果が出始めているわけでありまして、それを一歩進めて、幼児期から小中高までの一貫した連携教育というものをして、これをまた津和野町ならではの教育施策として全国に打ち出していくことで、それが地方創成につなげていこうという、今、考えも持っているわけでありまして、むしろそういうふうな事業にお金を使うべきじゃないかという選択肢もあるかと思っております。

その一方で、議員御指摘のような津和野高校生まで医療費無料化についても、これは地方創成の中で高校魅力化をさらに広げていくという面においては、高校生まで医療費を無料化すると、そこにまた全国からの島根留学が、住民票を移してくれる可能性にもつながる、そういう相乗効果ははっきり考えられるならば、議員のようなこの御提案についても、実現していくことも可能じゃないかという思いも持っています。

あるいは、ほかのほうに見倣って、あくまでも追従になりますが、給食費を無料化するのいいとか、いろいろな考え方があると思いますが、まだまだもう少しこの点に

については、より詳細な検討をさせていただきたいという思いできょう回答を進めさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） まだまだ選択肢の一つとしても入っているということなので、期待を持って待っていたと思います。2021年10月まで時間があるということなので、ぜひこの点を検討していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

公立病院の再編リストが公表されたことについてです。

厚生労働省は、公立・公的病院の再編統合に向けた議論を促すとして、唐突に全国424の病院名を公表しました。島根県内では、津和野共存病院を含む4病院が名指しされ、地域住民や医療関係者に不安と混乱を与えています。

町内では、共存病院はいずれなくなるんでしょう。病院が小さくなるのは困る。地域の衰退につながるとか、今まで自治体が橋井堂や日赤、地域の医院と協力して工夫してきたのに、何で国は評価してくれないのなど、不安の声が上がっています。怒りの声も上がっています。

津和野共存病院は、地域に不可欠な存在であり、これ以上の再編は必要ないと考えます。このような国の、このような形での国のリストの公表はあり得ない、とんでもない乱暴過ぎると考えます。

そこで、以下のことについて質問します。

公表した病院名リストの撤回を国に求めるべきではないか。

なぜ、津和野共存病院の名前がリストに上げられたのか、根拠は示されたのか。

公表される前に趣旨や目的などの説明はあったのか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公立病院再編リストについてお答えをさせていただきます。

まず、今回公表されたリストについては、一律の基準により分析したもので、現状を全て反映したものではありません。

津和野町では、地域医療の維持・継続のため、平成20年3月に医療・介護施設の町立化と公設民営化の導入に始まり、平成30年11月には、施設の集中と効率化を目的とした病院・老健施設の一体化による医療療養病床49床の廃止等、既に津和野共病院の機能分担や病床再編は進められております。

医療及び介護関係者、行政関係者により構成された益田地域保健医療対策医療・介護連携部会が10月28日に開催され、この場においても、趣旨・目的等の十分な説明もなく公表されたことについて、地方に不安や混乱を招いたことを全国知事会として申し入れを行ったとの報告が県からありました。また、10月29日付の新聞紙面において

も、いずれの医療機関でも既に方向性が議論されており、再編等を前提とした議論は必要ないとの認識が島根県健康福祉部長からも示されております。

以上のことから、津和野町単独で撤回を求める等の行動は、現時点において考えておりません。

次に、なぜ津和野共存病院の名前がリストに上げられたのか根拠は示されたのかということですが、今回、公表されたリストは、あくまで一律の基準により分析したもので、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣機能の9領域において、特に診療実績が少ないとの理由によるものであります。

公表される前に趣旨や目的等の説明はあったのかということですが、新聞報道前日の9月26日に、国から島根県医療政策課に対し、公表される資料についての連絡があり、県としては余りにも唐突ではないかと意見されたそうです。しかし、国からは、一方的に公表すると言われたようです。

県としては、津和野共存病院は医療療養病床49床の廃止等、既に津和野共存病院の機能分担や病床再編は進められておりますので、これ以上の議論は必要ないと国の担当者に伝えたところ、令和2年9月末までに県としてその旨を回答してくださいと説明があったと聞いております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、回答をいただいた言葉を聞きましても、国の横暴さ、突然公表して、県が公表すべきじゃないだろうという声を上げたにもかかわらず、そのまま公表されてしまったというとてもない公表の仕方だと思います。

県のほうが再編などの前提とした議論は必要ないということできっぱり言っていたことで、現時点での津和野共存病院はこれ以上小さくなることもないし、消えていくこともないということで安心をしましたが、しかし、このような態度に出てくる国の方針、それを見ていますと、今、ただ県からの報告を聞いているだけで、文句を言わないというか、撤回を求めないというか、そういうことをしていたのでは、この先、もっともっといような要求をされてくるのではないかという不安を思います。

先日、同僚議員の対する回答で、町長が中山間地域に重要な問題だと、こういうことは重要な問題だと思う。それから、引き続き声を上げる必要があるということをおっしゃられたんですが、その辺、これから先、御解答では、この時点では撤回を求めることはしないということですが、何か行動を起こされることはないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 昨日の御手洗議員の対するお答えと重複するかもしれませんが、今回のリストの公表によりまして、全国のリストに上がった自治体は当然のことながら、やはり上がらなかった自治体においても、やはりそれぞれの病院があって、その病院、公的病院が特にその自治体に、医療というものに対しての貢献度ということを考えてとき、皆さん、同情の気持ちも持っていて、今回の本当のリストの公表

というのは、これはリストが上がった自治体だけではなく、全体の問題として非常に捉えていただいているというところでもあります。

そういう中で、国と地方の協議の場というのがございますので、そこにこのリストのこのたびの問題も取り上げられまして、そして、そこに代表で出ておられます、例えば全国知事会から代表が出られたりとか、全国市長会の代表が出られたりとか、全国町村会からも出られたりというような話の中で、特に知事会におかれましては、鳥取県の平井知事さんが代表で出ておられまして、もう本当に強い声で反対の意を述べられているというふうに伺っているところでもあります。

全国町村会におきましても、代表で、これが山口県、お隣の山口県の町村会長、周防大島の町長さんであります、こちらが代表で出られておられまして、そういう中で、たまたま先月に中国地方の県の町村会長会というのがありまして、5人がそれぞれ集まって、私も集まってということで話をしたときに、その山口県の町村会長の平井周防大島の町長さんから詳しく説明を聞いたといったところでもあります。

そのときに、私も当然もう津和野もリストに上がっているわけですから、これは本当に大変なことだと、リストが出たことで、例えば医師不足を頑張って、確保に頑張っている、そういう自治体においては、そういう風評被害が出ることで、大変な被害も及んでいくんだというような、差し迫った問題だということでのお話でありますとか、そういうものをしっかり中国5県の町村会長会の中で申し上げさせていただきました。山口県の町村会長も、その話にも同意をさせていただいて、しっかり聞いていただいてもおりますから、また今後、国の地方の協議の場というのは、この再編リストの問題も取り上げられて、話が続けていかれるはずでありますから、我々のそういうせっぱ詰まった非常に厳しい思いというのを、また山口県の町村会長さんから全国町村会長の代表として出していただけるというふうにも思っているところでもあります。

私は、そういう話の成り行きの中で、撤回を求めるとのことよりも、これをいい機会に、やはり厚生労働省に、中山間地域における公的病院の役割、意義、それから地方創成を進めていこうという国の方針において、その中において、医療というのはもう最低限整備しておく基盤であると。その基盤の核になるのが公的病院なんだということ、これをいま一度認識をしてもらいたいという思いがあります。

ですから、しっかりこれで、もとに話し合いをして、厚生労働省にも、今後の考え方として、いわゆる中山間地域での公的病院の意義というものを認識をしていただけるような、そういう機会にしていきたいというふうにも思っているところでもあります。

引き続き、私も大きな問題でありますので、この津和野の病院については、もう県、それから厚生労働省は理解してくださっておりますけれども、やはり今後の地方創成にかかわる大きな問題として、私自身も問題を常に意識を持ちながら、積極的に携わっていきたいというふうにございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町長の意気込みを聞かせていただいて、少し安心はしておりますが、本当、地方創成と言いながら、地方で暮らす私たちの生活に欠かせない医療を奪い取ろうとするその厚生労働省のやり方、もっと違うやり方があったんじゃないかと私は思います。

私としては、このリストの撤回を求めたいんですが、町長、これから強い意志でいろいろ訴えていかれるということですので、それをまた見守っていきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

消費税増税についてです。

消費税が10%に増税されて2カ月余りになります。消費税増税に伴い、政府は複数税率の導入やキャッシュレス決済のポイント還元、プレミアム商品券の発行などを行い、消費の落ち込みの緩和を図るとしました。しかし、買う場所や買い方によって税率が5通りにも変わってしまう制度は混乱を招いています。

私自身勉強しようと思いましたが、なかなか把握し切れていません。キャッシュレスで買えば5%戻ってくるとか、これなら2%戻ってくる。それはペイペイとか何かそういうやつだと20%返ってくる。これは税金とは関係ないんだとか、何か頭の中ぐちゃぐちゃになるような制度です。

政府も認めるように、消費税率の引き上げによる負担が相対的に大きいと考えられる非課税者や子育て世帯がプレミアム商品券の購入の対象となっています。今回、そのプレミアム商品券は有効に活用されているのでしょうか。それら、以下について質問をさせていただきます。

消費税増税により町内に影響は出ているのでしょうか。

町内でプレミアム商品券の購入対象になる方の割合は幾らでしょうか。

購入対象になる方のうち、プレミアム商品券を購入された方の割合は幾らでしょうか。

プレミアム商品券は、子育て世帯、低所得者に有効に活用されているのでしょうか。

プレミアム商品券は、地域の経済の下支えになるということで導入をされているのですが、下支えになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消費税増税についてお答えをさせていただきます。

まず、国の消費税増税対策に伴い、期限つきでキャッシュレス決済によるポイント還元がなされております。キャッシュレス決済用機材の導入については、町内金融機関による機材購入支援、津和野町個別商業等包括的支援事業の対象にもしております。

一方で、小規模小売店舗等の事業者が新しい機械の導入に対する不安、機材に係る費用・手数料負担に対する不安がある上に、現金が運営の資金として回らなくなることを不便に感じておられることが懸念されております。製造業においては、増税後、原材料が値上がりしてきており、今後の影響が心配されます。

津和野町商工会及び一般社団法人津和野町観光協会に聞き取りを行ったところですが、税率が上がったことにより、目立った買い控えや来店者とのトラブル等、現在のところ確認はされておられません。増税後2カ月が経過したところで、増税したことによって観光客が減少しているようには感じられませんが、今後も混乱のないよう関係機関と連携し、状況把握に努めたいと考えます。

二つ目の御質問の今回のプレミアム付商品券の購入対象者は、平成31年度の住民税非課税の方が1,997人、全町民に対する割合として26.9%、子育て世帯分として、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供がいる世帯の世帯主で、子供の数が130人となっております。

三つ目の御質問の住民税非課税の購入対象者の方は、購入引換券交付申請書を提出後に購入可能となりますが、12月6日現在で、この申請割合が671人、33.6%、そのうち実際に購入された割合は444.8人、66.3%となっております。

子育て世帯については、申請の必要はなく、購入された割合は43人、32.8%となっております。

四つ目の御質問であります。先ほどお答えしたとおり、購入対象者の約3割程度の申請・購入の状況であり、有効活用されているかどうかは現段階では判断できないところであります。

五つ目の御質問については、まだプレミアム付商品券の販売期間や使用期限が残っていることや、検証の実施を国から指示されていませんので、お答えができる状況にありませんことを御承いただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 住民税非課税での対象の方が1,997人おられるということで、ちょっとびっくりしております。この消費税の影響が大きく及ぶ人たちということで、プレミアム商品券ということが出て、対象になっています。だから、この津和野町にとって、ものすごいこの消費税増税が大きな影響を与えてくるんじゃないかということを感じます。その中で、緩和するための措置でプレミアム商品券というのを導入をされているんですが、その対象となられる方のうち33.6%の方しか申請をされていない。申請はされたけど、まだ66.3%の方しか商品券を購入されていないということで、非常に心配をしております。消費税増税で影響を大きく受ける方が、その緩和措置であるプレミアム商品券に手を出されていないという、それはちょっと原因は何があるのか教えていただけないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 詳しく調査をしたわけではありませんので、何ともお答えがしにくいところなんですけれども、よく聞く話としましては、基本的に2万円、4,000円がワンセットで、それを購入されると5,000円で使えるという1,000円分のプレミアムがつくというのが5セットで、購入額2万円、使用額2万5,000

0円がお一方につき最高となり、最高といいますか、一くくりになります。それをいわゆる5分割で買えるわけなんで、1回につき4,000円購入いただいて5,000円の券をお渡しするというのを5回すれば、4,000円ずつで買えるということにはなるんですが、なかなか全体を見ますと、一括で買おうと思えば2万円という元手のお金が必要ということ、その辺がなかなか一括で出さなければいけないのかというような問い合わせもあつたりもしますので、その辺の認識のあられる方がおられるかなど。2万円を一遍に出すとなると、ちょっと今の時期には難しいかなとか、そういうお話も聞いておりますので、その辺は分割でも買えますということをお伝えしております。

また、もう一つよく問い合わせがあるのは、やはり町内のお店屋さんでしか使えないということになっております、これは全国の自治体が。ですから、例えば、こちら辺でいいますと益田のお店でも使えるのかとか、山口でも使えるのかという問い合わせもあるわけでありまして、その辺が使えないというお答えをさせてもらおうと、じゃ、今回はいいやという方も中にはおられたということも聞いております。

それが全てではないですけど、そういう御意見があつたというのは聞いているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 詳しく調査されたわけではないけど、そういう声が上がっているということで、分割で買えるのを知らなかった方には、そういうお知らせがいくということで、そこはいいんですが、まとめて4,000円というお金を出すのが大変だ。それから町内でしか使えないというのは、この制度自体がもっと考えられてつくられるべき、プレミアム付商品券というその制度自体、もうちょっと考えてやっていただかないと困るなという思いをすごく町に対して言っているんじゃないです。国に対して思います。

使用期間は、たしか2月末だったような気がするんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 申請期間と購入期間が2月末でありまして、使用期間は3月いっぱい、3月末ということになっています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 3月末ということは、ちょっと私の考えている期間とは少し延びたので、ちょっとだけ安心なんですけど、この年末にいろいろ物を買ったり、多分される方もおると思うので、ぜひもっとお金が4,000円用意できないという方に購入しろというのは無理かもしれませんが、分割で買えることがわからない方もおられるかもしれないので、この3割しか申請をされていないというところがすごく気になります。もっと申請していただけるように、課のほうで何か体制をとっていただけないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは、国のほうの制度でやっておりますことでありまして、まだ、先般も新聞報道なんかもあったと思いますが、全県下、市町村ほとんど10%から30%、あのときでありましたが、11月ぐらいでしたか、ありました。先般も、国のほうから県を通しまして、情報が入ってきておりました。全国的に購入の割合が非常に低調であるという中において、国も今後、例えばテレビコマーシャルもやっております、以前は。テレビコマーシャルで「確認じゃ」というのがやっておったと思いますが、あれの宣伝コマーシャルを、最近は余りやっていないと思うんですが、また、あの辺をもう一回やるとか、市町村においても、何かできる限りの広報をしてほしいというようなことも来ておりましたので、ケーブルテレビで流すとか、そういうことはまたやっていこうかというところで考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ新たなというか、もう一步進んだ策を練っていただいて、消費税増税で影響を大きく受ける方々と国が言っている方々が影響を少しでも緩和できるように、町のほうで守っていただけたら、弱い立場の方々を守っていただけたらなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

少人数学級編成縮小についての質問です。

島根県は、2016年度に国基準より少人数の学級を全学年で導入しました。小学校3年生から中学校3年生までを40人以下から35人以下に引き下げました。全国でもトップレベルの学級編成です。

県教育委員会が、当時、導入当時、学校側に行った調査では、評価する声が大勢を占めていました。教育の向上に役立ったとの指摘が多かったと聞いています。

しかし、その導入からまだ4年もたっていません。ことしの11月22日、丸山知事は、全国トップレベルにある小中学校の少人数学級編成を縮小する方向で見直すことを正式に表明し、その見直しの財源を、放課後児童クラブの支援、子供医療費の充実に充てるとしました。そして、これから市町村の教育委員会、学校長校長会といった教育関係者との現状からの意見を十分に聞いて詳細を決めていきたいと語っています。

現場では、少人数学級を維持するべき、大変なことになってしまった。現場のきびしさをわかっているのだろうか。子育て支援のために教育を後退させるなんてなどと批判の声が上がっています。

津和野町では、この少人数学級編成の縮小により、学級数の減少は起こりませんが、これは島根県全体の教育の問題であり、見過ごすことはできないと考えます。少人数学級を維持するべきと考えますが、所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、少人数学級編成縮小についての御解答を申し上げます。



少人数学級編成は、平成28年度より完全実施され、一律に国の基準を超えた少人数学級の編成をとっているのは、現在、島根県、鳥取県の2県のみであります。子供たちへの学びの環境としては先進的な取り組みであると考えております。

しかし、今回、県が重点見直し対象事業として、全国トップレベルの制度となっている公立小中学校の少人数学級編成の基準及びこれに補完するスクールサポート事業を見直す方針を出しました。県の考えでは、少人数学級編成の基準を見直すことにより3億円程度の財源を捻出して、学校外での子育て支援の充実や、子供医療費助成の拡充に必要な4.3億円程度の財源に充てるものとしております。

県によれば、この事業見直しにより、令和3年度から5年度の3カ年で教員数の削減を行うこととしております。一方で、基準見直しによる影響緩和の加配教員、個別課題対応の加配教員により、一部教員数を増加するとのことをございます。

これにより、松江市や出雲市などの大きな市においては、かなりの影響が見込まれますが、当町では、1クラスの人数が現行の基準を下回っておりますので、当面直接の影響はないため、口を挟める立場ではないのかもしれませんが。

一方で、県全体で学級が減少し、それに伴い必要とされる教員数が減少することで、近年課題となっております産休や病休等による代替の講師確保にはつながる可能性もあります。

しかし、教育現場に直接かかわる立場といたしましては、今回減額される教育関係予算は子供に関する予算とはいえ、福祉や医療等、他の事業に充てるとの考えであり、スクラップはするものの、教育関係の事業設計にならないのは残念であります。

例えば、教員の働き方改革を声高にアピールしている中、その解決策に充てるとか、あるいは通常学級に個別の課題を持つ児童・生徒が少なからず在籍している現状の中で、教員もよりきめ細かい対応が必要であり、例えば、毎年要望しても増員されないにこにこサポートティーチャー等の増員や、教職員の少ない中小規模校への学校運営にかかわる特別加配等に充ててほしいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 御解答いただいたように、教育予算はスクラップされているけど、ビルドはされていない。スクラップ・アンド・ビルドと知事は言われていますけど、こっちで壊して建てるのは違うところで建てるという、教育予算の後退に間違いないと思います。教育は、御解答の中で、現在、津和野町では、学級数が現行では減らないので、口を挟める立場ではないのかもしれないという弱気なお言葉をいただきましたが、津和野町、将来何が起こるかかわからないということもあるし、やっぱり島根県全体で一丸となって、教育現場の大変さ、今の教育の難しさを訴えていただいて、このような教育のスクラップをされるようなことがないように訴えていただきたいと思います。

今現在、少人数で津和野町では頑張っているわけですが、その中でもにこにこサポートティーチャー、にこサポさんに入っていただくことで、すごい学級経営がうまくいったりする現実があります。少人数であっても、いろんな子供たちが今いるので、やはりそういうことが大変だという、今の現在の津和野町でも大変だということを訴えていただいて、それが都会地ではもっと大変なことになるんですよということをぜひ県のほうに訴えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この事業が公になった直後でありますけれども、県の教育長が、それぞれの地域を回られて、この方向性を話される機会がありまして、この考えでも、益田、吉賀と津和野町、それぞれ教育長を集められて、こういう方針で今考えているということの御提示がございました。その席では、今、寺戸議員さんが言われたようなことを前提として、うちには対象のクラスはないとはいいながらという前提の中で、まさに言われたように、クラスにいろいろな課題を抱えておられるお子さんが多数おる中で、せめて、もしそれをやめるのであれば、その部分に対する手当をしっかりと考えてほしいということを申し上げております。

県の考えとしても、最初は40人を35人というようなスタンスを持っておられたようではありますが、その後の中で38人ぐらいでとりあえず方向性を示しておられるようでございます。

ですので、急激に5人も減るといことになると、まさにクラス崩壊に一気につながる可能性が高いかなという、私も考えを持っておりますが、それが38人でどのようになるかというのは、現状、それぞれのクラスで対応される先生によって変わってきますので、その辺の状態は、一概には言えませんが、規模が大きくなればなるほど、目が届かなくなるということは当然のことですので、それを仮に行うのであれば、やはりそれに対応する緩和の対応というのは、一応考えておかないと、あと、クラス崩壊になってからでは遅いなというふうな思いも持っております。

これ言われますように特別な支援が必要なお子さんの数があるというか、割合が全体的に多くなり、20年前のクラス経営と、今のクラス経営というのは、学校の運営も全然違う形がとられております。まして、ここ数年は、働き方改革ということで、学校現場の過労の問題、そういった大きな問題も抱える中で、都会地の40人学級を運営していくのはなかなか大変だろうなという思いはしております。

私は私なりの立場の中で、訴えられることは訴えていこうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） いろんなところで声が上がっていることに対して、35人から38人でいこうじゃないかというちょっと方向の変更があったんだと思いま

す。やはり、声を上げていかないと変わっていかない。なので、ぜひこのまま声を上げ続けていただけたらと思います。

では、次の最後の質問に移ります。

非核自治体宣言をしてはいかがかなという質問です。

ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇は、11月24日、被爆地長崎、広島を訪れ、核兵器廃絶を強い思いで訴えられました。

教皇は、ここは、核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人である町。核兵器は今日の国際的または国家の安全保障への脅威に関して私たちを守ってくれるものではない。紛争の正当な解決策として核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながら、どうして平和を提案できるでしょうかとスピーチされました。

平和のために核兵器は必要ありません。

今日、非核宣言自治体は、現在、1,600を超えています。総自治体数の9割近くになります。

町長は、8月にバチカン市国の日本大使館を訪問されています。ぜひ津和野町も非核自治体の宣言をするべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、非核自治体宣言についてお答えをさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和は、まさに全人類の共通の願いであり、唯一の被爆国である私たち日本国民がその実現を全世界に訴えていかなければならないものと考えております。

核兵器の脅威と平和の尊さを次代に引き継いでいくことが重要であると考えておりますので、今後も引き続き啓発活動の充実に努めていきたいと考えております。

非核自治体宣言につきましては、住民の非核・平和への意思を、議会議決の形で表明することですので、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今後も引き続き啓発活動の充実に努めたいと言っていたんですが、啓発活動を具体的にどのようなことをされているか、教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 具体的な活動ということではありますが、いろんな平和に関する会議等、いろんなと言いましたが、そういった関係にかかわっているということで、例えば、夏に、これ職員組合のほうでいろいろやっておられる行事でありまして、反核平和の日リレーというふうなリレーをこの中国管内継続して、最終的には広島の平和公園までリレーをしていくというふうなことがあります。そういった行事、行事といたしますか、ありますので、本町に訪れたときに、町長、副町長等が来られたときに

御挨拶をして激励をしているというふうな関係で、そういった活動に取り組んでいるというふうなことがあります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 以前は、図書館のほうで原爆の展示とかもされていたと思います。せっかくされていたのに、今は、誰がされていたかよくわからないんですが、そういう展示をしたり、町民に向けての啓発活動を、直接、町民の目に見えるところでもっとやっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員おっしゃいましたように、図書館等でそういった原爆等のパネル展等が実施されていたということでもありますので、そういったことをちょっと確認させていただきながらそういった活動につなげていきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひそういう活動もまた復活させていただいて、津和野町民の意識を上げていただけたらと思います。議会のほうでは、2017年の9月議会で核兵器禁止条約に参加を求める意見書を上げさせていただいています。

また、議会のほうでもいろいろ話をさせていただいて、決議とかそういう方向に持っていったらどうかと皆さんに相談させていただきます。

それから、住民として私がかかわっているものでは、12月8日が開戦記念日ということで、これは赤紙を、実際の赤紙を複写したものを御本人の持つておられる、実際の赤紙を持つておられる方もおられるようです。大事に持つておられる方がおられて、その方の複写をさせていただいて、こういう形で、この裏にはその赤紙の本物のコピーがついています。これを毎年12月8日の前後で町内に、ほんの少しの方にはですが、配らせていただいています。それはもう10年以上昔から毎年させていただいています。そのときにお話できた方は、やはり戦争が絶対にいけない、核兵器も絶対にいけないということを言われるんですけど、その方が何か行動をとられるかというとなかなかそこまではまだ行っていないのが津和野町の現状です。個々の方々ではいろいろ思われていることがたくさんあります。本当平和は大切だ、戦争はしちゃいけない、話し合いで解決すべきだという声はいっぱい聞きますが、なかなか形になって出てきていないのが今の津和野町内です。住民とともに私もまた頑張っていこうと思いますが、町のほうでのいろいろ啓発活動とかしていただいて、非核自治体としての宣言ができるように持っていただけたらなと思います。

では、これで私の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序10、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、発言、通告に従いまして4点質問をさせていただきます。

それでは、1点目でございます。津和野共存病院についてで質問いたします。

機能分化やダウンサイジングなどを含む再編統合について再検証を要請する424の公立・公的等病院が報道された。その中に津和野共存病院も含まれており、当該病院のスタッフのみならず、地域住民も衝撃を受けた。地域医療構想調整会議において、議論を活性化する目的であり、廃止や転換を強制するものではないということではあります。しかし、これまで機能分化に取り組んできた津和野共存病院の名前が上がったことはまことに衝撃でありました。先日の木谷先生の発言などもあり、島根県との協議内容や、津和野町並びに橘井堂において今後の津和野共存病院についての方向性などについて所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野共存病院についてでございます。

地域医療の維持・継続のために津和野町は、平成20年3月に医療・介護施設の町立化と公設民営化の導入を行い、平成21年3月に99床のうち49床あった医療療養病床を休止しました。平成25年には一般病床27床と新たに地域包括ケア病床23床を導入、そして平成30年11月には施設の集中と効率化を目的とした病院・老健施設を一体化することで休床しておりました医療療養病床49床を廃止し、現在では一般病床13床と地域包括ケア病床36床で運営をしており、機能分担や病床再編は進められております。

本年10月10日に島根県健康福祉部の医療政策課から、津和野共存病院が公表された根拠の説明を受けました。県としては、前述のとおり機能分担や病床再編が進められていることから、改めて議論は必要ないとの認識が示されました。

直近の具体的対応につきましては、平成30年にも施設の集中と効率化を目的として病院・老健施設を一体化することで休床中の医療療養病床49床の廃止、地域包括ケア病床の増床等を実施し、病床機能報告を回復期に変更する等の対策を実施しておりますので、当面はこの体制で運営を行うこととしております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） くしくも本日の朝の朝刊にこのように載っております。病院は大丈夫かと危ぶむ住民の不安解消に苦慮しているという。これは、下森定課長のコメントして報道されております。そしてまた、病床機能は転換済みなのに疑問は今も氷解しないという、そういう記事も載っております。またあわせて、三輪理事長の地域の医療介護ニーズを受けとめ、皆さんに安心して暮らしていただく当院の役割は今後も変わらないという、そういうコメントが掲載されております。そのことについて、下森課長がこの報道を受けて、そして今日までのさまざまな思いやなどについてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、今回リストアップされた津和野共存病院でありますけど、国は地域の事情をやはり踏まえずに、今回、リストアップされたということで、この圏域においては医師不足という状況の中で津和野共存病院の立場とすれば、いわゆる一次救急、二次救急の中核病院を担っている益田赤十字病院、あるいは医師会病院の後方支援病院として位置づけられております。その中で機能分担もして、当院においては、そういう回復期、いわゆるリハビリを中心とした病院であるということになっておまして、やはり国はこの2025年問題、いわゆる今回の地域医療構想、確かに団塊世代が75歳、全員を2025年には迎えるということで、国とすれば医療・介護のニーズに見合ったよりよい医療提供体制ができるということを今回の部分は目的としております。確かに急性期病院が多過ぎて、そこに入院されている方が本当に急性期で必要なのかという状況を踏まえた今回の国の地域医療構想は、これは1つの目安として算定根拠は私は必要だったと思います。

ただし今回の公表のリストにおいては、やはり2年前のデータでありまして、脳卒中、心疾患、あるいは産科等の部分の周産期医療、等の部分のいわゆる9項目の実績が一律33.3%以下であったということでリストアップをされたような状況であります。

しかし、今回リストアップをされても、津和野共存病院等においては今回再編をしたのであるので、やはり2年前のデータではあるけれども、今回はそういう形で再編もしてきた津和野共存病院は今後の再編、あるいは統合の必要はないというような新聞報道でやってくればまだ住民のほうも、やはり当院のいわゆる津和野共存病院のスタッフも動揺があったと思いますけど、そういう形の中での公表だったらまだそういう形では済みましたが、山陰中央新報の記事が現在の部分が99床という形で表示をされて、なおかつ、そこに再編を、津和野町の場合は老健と一体化となったとやっておりましたけど、その部分が特に医療わかる関係者からこれ以上の再編はないであろうという声だったのが事実であります。

いずれにしても、圏域の中で調整会議もやっておりますので、津和野共存病院とすれば、町長のほうもそういう形で津和野共存病院は今の状況のベッド数で維持をして

いくということで町長先頭に立ってなっておりますので、その辺は住民を代表する議員さんも御安心をしていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今の御答弁で納得しましたし、また、出たときからこれは少しおかしんじゃないかなという部分も感じてはおりました。その中で、今後の高齢者の病気はがんも少しは増加していきますが、やはり骨折や肺炎、脳卒中などが主体となってくると思います。地域包括ケアを踏まえて、これからの高齢者の疾病に対する対応として津和野共存病院の機能等について、構想についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり今後の高齢者が必要としているのは、リハビリと在宅診療であると考えております。そのような状況の中で急性期の治す医療から今後は治し支える医療ということで、医療、介護、生活支援を含めた地域包括ケアが重要と考えております。それぞれの役割を分担をしながらバランスのとれた、いわゆる医療を提供できる津和野共存病院にそういう構築を図っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 地域包括ケアを中心として運営をしていくと思うんですが、看護基準は13対1、7割以上の看護師、夜勤を行う看護職員2名以上、在宅復帰支援担当者が1名以上、PT、OT、STなどが1名以上という基準があると思うんですが、現在の津和野共存病院の現在の看護師の数、そして看護基準、そして今後の採用計画等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今議員さん言われましたように、地域包括ケア病床の看護基準は13対1です。ただ津和野共存病院の場合は、一般病床、現在13床ということでこの看護基準は10対1、一般病床と地域包括ケア病床で津和野共存病院の場合ミックス病棟になっておりますので、看護基準とすれば10対1をキープしなければなりません。

現実的に今の看護師は、病棟看護師が22名、外来を、統括部長のほうで看護師免許がありますが、部長含めて外来等で約8名ということで30名が津和野共存病院の看護師数であります。

今後、働き方改革等、いわゆる有給の消化、あるいは子育て等で、今後も看護師においては今以上の数が必要と考えております。

現実的に、年代的にも50歳代が13人以上ということでありますので、引き続き学校訪問、あるいは奨学金制度を活用して、今後も看護師等確保を図っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野共存病院の現状は、一般病床と地域包括ケア病床のミックスということであります。現在の病床数には一般病床13床と地域包括ケア病床36床で運営をされておりますが、これが現在の津和野町の状況の中で最適なのか、経営上、また今後の地域ニーズを鑑みたときにどれぐらいの割合が最適と考えているのかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在の計画でいえば、ベッド稼働、入院におきましては、49床のうちの33床ということで67%の計画であります。現実的には両病棟先生のお2人が頑張っておられますので、現在は平均10月末で約37床ですか、ベッド稼働76%、外来におきましては、1日平均80人を計画をしております。現実的には76人から7人ということ聞いております。

収入を考えれば、津和野共存病院の場合は、地域包括ケア病床全床をしたほうが収入は上がります。ただし、その場合におきましては、やはり一般病床を入れておかないと地域包括ケア病床は60日が限度であります。この地域包括ケア病床を退院されて、やはり帰れるところがないというような状況のときには、今後の高齢化率を考えていくと、一般病床はやはり20日程度だったら単価はいいんですが、それ以上になると単価が下がります。しかし、今の人口構成からいきますと、一般病床と地域包括ケア病床、これがやはりミックスで考えていけねばならないと。今36床の包括ケア病床を今後、今、病状のレセプトの部分からいきますと、木谷院長先生等が分析をこの間されたら、やはり7床から9床の一般病床は必要であろうという見解を示されておりますので、今後はその状況を踏まえて、また地域包括ケア病床、若干36床ですが、増床はまた考えていきたいと今計画をしております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいまお伺いをいたしまして、きっちりと今後の医療体制についても構築して考えておられますし、三輪理事長並びに下森課長、また町長の力強い確かな答弁をいただきましたので、今後も本当に津和野町も医療崩壊の危機があったときに、先達たちが本当に町を挙げて病院を守ってきたという、何度もそういう危機を脱して守ってきたわけであります。医療は町にとっては何よりも大事であり、一度失ってから戻ってくるということは私はまずあり得ないと考えております。しっかりと連携をしながら津和野町の医療を守っていただきますように祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目の質問は農業振興についてであります。

津和野町では、ワサビやタラの芽等の山菜やお茶、榊や里芋など決して大規模農業ではないが、全国に誇れる農産物がたくさんあります。小規模多品目が特徴の一つだと思います。しかし、島根県では、大規模少品目での農業、または大きな作地を有する農業を優先的に優遇するのではないかとの懸念の声も町内で聞かれます。広大な農地、作地



を持たないIターン農業者等が山菜や榊等をつくりながら生活するスタイルを確立していくことが定住につながるのではないかと考えます。島根県・津和野町の農業振興、就農による定住促進の点から所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農業振興についてお答えをさせていただきます。

本町の農業は水稲を中心とした稲作農家が多く、個人農家は小規模な圃場で経営を営んでおられますが、各地域で法人化が進み、現在では13法人が立ち上がっております。

また、農業の担い手不足解消のため、平成25年度よりUIターンによる担い手の確保を強化しており、現在までにIターン者19名、Uターン者10名が津和野町で新規就農を始めておられます。農業モデルとして、山菜、ワサビ、野菜、榊を中心とした品目を上げ、特に広大な農地を持たないIターン者に対して、山菜と榊、山菜とワサビ、ワサビと野菜などの複合経営の取り組みを進めてきております。

島根県では来年度より補助制度の改革を行うと聞いており、各市町村の戦略作物に重視した助成制度に変わるといわれております。本町において、山菜、栗等の品目が推進対象に掲げられて、提案型プレゼンによって助成が採択されると聞いております。今後は、市町村が農家と一体となった取り組みを計画し、提案していくことが求められているものと思っております。

しかし、県単事業の補助要綱はまだ確立されたものではなく、今後の動向を見守る必要もあります。

今後も新規就農者などに対し町単助成金の充実を図ることもさることながら、国・県事業の活用も重視して、町振興作物を中心とした農業経営モデルを推進することで安定した農業経営が図られるよう、関係機関が一体となって取り組みを行っていきたくと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野町の農業政策は、県や他の市町村も参考にされるぐらい取り組みというのは評価をされていると思います。その点では、津和野町の農業への取り組みというのは私は非常に評価されていると思っております。その中で今答弁のありました来年度より補助制度が改革をされまして、各市町村の戦略作物を重視した助成制度に変わるということでもあります。ただいま山菜、栗などの品目が推進対象に上げられているということになっておりますけれども、例えば、先ほども申し上げましたけれども、一つの新しく新規就農などで入るそのパターンは、例えば、榊とタラの芽だとか、ワサビをやってほかのものとか、そういういろんな形、里芋とかそういういろんなものを組み合わせた形であります。榊とか里芋というものは入っていないのか、そしてまた、栗の現状の取り組みについて、どのような状況にあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、県は、山菜、栗を津和野町の推進作物に持っていきたいというふうに言うておきまして、榊とか里芋等についてはその中には入っておりません。そういった榊についてもこれまで町単の補助金を活用してきまして面積も拡大をしておりますし、それから栗につきましては、栗のプロジェクト会議をもって、現在までに約500ヘクタールの新規植栽面積をふやしております。そういったものが、今後、徐々に収穫が始まりますと収量のまた復活ということが起こってくると思うんですが、この辺の面積もまだまだ拡大したいという気持ちがありますので、そういったものも県の助成事業を活用しまして、今後は広めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 答弁のその次に、今後は市町村と農家が一体となった取り組みを計画し、提案していくことが求められているということでもありますので、農政会議や百姓塾など、新規就農の方々の声も届くような形でやっていただけたらと思います。特に、榊というのは作物がとれない時期でも年中安定的に収穫ができるということで、一つの津和野町の戦力的な重視していい作物に入ってもいいのではないかとこのように思うわけでありまして。

あと国の補助金というのは、基本的には大規模農業に対するものが多く、なかなか津和野町の中心であります家族農業へという補助金が少ない、これはやはり国会議員さんなどを通じて声を上げていかなければならないということは私も考えておりますが、こういうこともやはり少しずつ、日本の農業というのは家族農業というのは約8割あると聞きます。そういう方々に対する支援こそが農業振興につながっていくのではないかと思っております。町とまた議会なども中心となりながら、そういう家族農業への支援ということを考えていくべきではないかと思っておりますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先日、百姓塾を開催したときに丸山知事が来ていただきまして、現場といいましょうか、新規就農した若者から直接の声をいろいろと聞かれまして随分と憂慮されたところがございまして、その後、部長がわざわざ津和野のほうに足を向けていただきまして、知事から、とにかくどういう助成をすればいいかというのを勉強しにきたという形で部長、それから技監等来られました。そういった形で、丸山知事もこういった中山間の農家についてはいろいろと気遣いしていただいておりますので、今後は、我々がプレゼンの場に行く、私は行かないかもしれませんが、行くことになった場合にはその辺の実情をよくよく訴えながらプレゼンをしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 私も知事と農林業の部長が来られたというお話もお聞きしまして、実際にそういう新規就農の方々の声を聞かれたということは非常に意義

のあったものだと思います。そういう中山間地の農業というものに少しでも目が向けられていくということがこの津和野町で定住をし、そして農業を営んでいくということの中ではとても大切だと思っております。この間のようなこと、先日の部長さんや、そして知事などが直接聞かれるということは非常に意義のあったものであると思っておりますので、また農林課としても、町としてもこの中山間地の農業というものを守っていく、そういう訴えというものをさせていただくことを期待をしておることでございます。

それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。

映画「高津川」と旧左鐙小学校校舎などを使った地域振興についてであります。

映画「高津川」は、益田圏域の市町を舞台とした映画で、広島などの中国地方でも決して派手な映画ではないが、感動作としてとても好評であります。旧左鐙小学校体育館を会場として上映された日には、約470人が鑑賞に来られました。津和野町民センターとともに約900人の方々が鑑賞されたと聞きます。高津川の映画は、津和野町の観光、萩石見空港の利用促進にも大きな力となると思っております。全国公開へ向けての広報等、島根県、益田圏域市町の取り組みについてお尋ねをいたします。

また、旧左鐙小学校体育館を使用して、錦織監督作品や人のつながりや地方の大切さを描いた映画などを映写機、スピーカー、スクリーンを置いて上映できるようにすること、また校舎やグラウンド体育館を使って、町内外の児童生徒がサッカーやバスケットボール、バレーボールなどや自然体験の合宿ができるように浴場等を設置して簡易宿泊機能を持たせることや、グラウンドの芝生の管理など閉校後の地域振興策の要望が地域から出ていると思っております。現段階での町の構想などについてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、映画「高津川」と旧左鐙小学校校舎等を使った地域振興についての御質問について回答をさせていただきます。

映画「高津川」は出雲市出身の映画監督錦織良成さんが初めて石見地方を舞台に撮影した映画でございます。映画制作及び広報・PR等に係る支援につきましては、島根県、益田市、津和野町、吉賀町より制作支援事業補助金を交付、広報・PR等につきましては、益田商工会議所を事務局として映画「高津川」を応援する会を中心に広報・PRの取り組みを行ってまいりました。令和元年9月8日から先行試写会が津和野町民体育館、益田市市民学習センター、六日市体育館、ふれあいホールみと、旧左鐙小学校体育館で行われ、上映と舞台挨拶を含むイベントが10月19、20日にグラントワで行われました。

公開までの取り組みとして、県政広報誌フォトしまねでの特集記事の掲載や、パルシステム生活協同組合や日本観光通訳協会などの関係機関を通じて情報発信を行っております。

津和野町といたしましては、山口県央連携都市圏域を構成する山口市、宇部市、美祢市、防府市、萩市、山陽小野田市に対しチラシ、ポスターを配布し、またFM山口においてPRを行っております。

今後につきましては、ケーブルテレビの活用により、「高津川」のプロモーションビデオを全国のケーブルテレビで放映していただけるよう島根県ケーブルテレビ協議会に働きかけているところでございます。また、制作会社としても、メディアへの試写会や映画雑誌への掲載などにより全国公開に向けて幅広く広報していく予定となっております。

また、旧左鐙小学校の跡地利用の要望について、去る11月8日に地元協議を行っているところです。町といたしましては、御要望のセルフサービス型交流合宿施設や、不登校対策としての居場所づくりなどおおむねの方向性は理解できるものと考えており、できる限り地元の御要望をベースに検討していきたいと考えております。

今後、さらに地元と協議しながらより具体的な利用計画を策定し、必要な改修等を行っていきたくと考えておりますが、改修内容については多額の費用を要するものも含まれておりますので、年次的な改修になるものもあるかと考えております。

そのためにも令和2年4月から集落支援員を配置し、一部事業を展開しながら実施内容等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） まず、映画「高津川」でございますが、大変好評だそうで2020年の4月3日に全国公開が決まったということでもあります。特に、いろんな映画の評価がインターネットなどでも載っておりますが、非常に高い評価を受けております。特に、2回目に見るとよりよいということでも何度も映画館に足を運ぶ方もあるということもございます。全国公開に向けて現状などについて、また、今後の展開についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これ全国公開のほうは、先週の金曜日に制作をされたところで情報解禁ということになっております。全国公開は4月3日からということで、東京と大阪と名古屋という、この3大都市のところではまず行うということで私どものほうにもこの情報が来ております。この後、順次劇場が決定次第、お知らせするというような内容でございます。そういったところで、11月29日からが中国5県で公開をされているということで、大体が1県1カ所というようなことになっておりますが、島根県については出雲市と松江市ということでもあります。

先ほど、教育長から答弁がありましたように、この広報については益田、吉賀、津和野ということで、あと商工会議所も一緒になってこのPR等させていただいております。今後については、この全国展開のところでもどんな支援ができるかということで、先ほど教育長が申し上げたとおり、全国のケーブルテレビ、こういったところに働きかけをし

て、サンネットにちはらのほうではこのプロモーションビデオというのを放送もさせて  
いただいておりますが、この「高津川」のプロモーションビデオを全国で見たい  
で、それで映画館で鑑賞していただくというようなPRをとっていきたいというふう  
に思います。

また、山口県央ということで、私ども島根県では唯一入っている町になりますが、町  
長からも各市長等の協議会の場でもこの「高津川」のことについて御説明をさせてい  
ただきました。この参加加盟市町については、それぞれポスター等も展示をさせていただ  
き、山口宇部空港にもポスター等も掲載をさせていただいているというようなことで、  
こういった縁の中でFM山口放送でも、これ県央の取り組みの中の一つでござい  
ますが、7市町が1週間に一遍、交代でいろんな情報をFM山口放送の第1水曜日の午後5時4  
0分ごろから放送させていただきますが、その中でつわの暮らし推進課の職員がFM山  
口放送に出向きまして、この「高津川」のPRを行ってきたということであり  
ます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 当初は、「高津川」というダムのない一級河川とい  
うことではありますけれども、しかし、そこまでメジャーともいいがたいような一面も  
ある中で、どれだけ広島や岡山や山口などでも見ていただけるか、また、松江や出雲の  
方々がどういうふうに見ていただくかと少し案じていたところもありましたが、どうも  
ふたをあけてみたら大変好評で、平日でも万館のような状態の日もあるということであ  
ります。また、ミニシアターランキングでも6位という、そういうようなことも出てお  
るかと思っております。今、当然、この中国地方での営業成績が、興行収入が非常にい  
いということを受けての全国公開かと思っておりますが、そこら辺をお尋ねしたいと思  
います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この制作の展開のところは、この「高津川」  
を制作した出雲に会社がありますg o e nという会社と、それから、この配給会社のほ  
うでいろいろ戦略を立てられていくと思います。g o e nのほうからお聞きしてあり  
ますのは、マスコミ、あるいは関係者の方に試写会を順次行っていくということで、そ  
ういったマスコミを通じた取り組みについては制作会社であるg o e nのほう  
が主導的にやっけていかれると。私どもも、要は、後方から応援するような形で、何  
ができるかというところでは先ほど言いましたようなケーブルテレビ連盟での働きかけ  
と、ああいったところを重点的に行っていきたい。まずは、先ほどありましたように、  
この益田、吉賀、津和野の管内で試写会を催して、その後で中国5県、その後全  
国展開という、これは映画会社の戦略等によるものというふう  
に承知をしておりますが、応援のほうはそ  
ういったことでさせていただきたいというふう  
に考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） この「高津川」は、特に錦織監督が現在はデジタル  
の映画が全盛期の中でフィルムの映画というものにこだわっているということであり

ます。どんなにやはり時代が変わろうともデジタルはフィルムには勝てないというそう  
いう中で映されて、その映像というものがこの津和野町のみならず、益田市や高津川の  
美しさというものを非常に映画を通して伝えていただいております、これは観光にも  
また好影響を与えますし、先ほど申し上げましたように、萩石見空港の利用促  
進にもつながっていくと思います。これをいい機会として、映画のほうが皆さん方から  
大変感動したということもたくさん聞いておりますので本当によかったなと思いま  
すし、これをきっかけにこの地方というものが大切にされるようなこと、また思っ  
ただけのようなそんなことが映画を通じて伝えられることを本当にうれしく思っ  
ておることでございます。

それで、今の質問の中で後半部分に移りたいと思うんですが、旧左鐙小学校を年次  
的な改修になるということでありました。その中で、令和2年4月から集落支援員を配  
置し、一部事業を展開しながら実施内容等について検討してまいりたいという、こ  
の一部事業を展開し、まず令和2年4月から集落支援員を配置し、一部事業を展  
開するという、この一部事業というのは何からまず展開していこうとしておられ  
るのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 左鐙地域から大きな要望として校舎のほうでは先  
ほどありましたようなセルフ型の交流宿泊施設をやったり、あとキャンプ、ある  
いはスポーツ合宿、そういったようなものに利用していきたい。それから、各  
種教室、ギターとかそういったものの教室としての場所に提供していきたい。あ  
るいは、不登校児童の対策としての居場所づくり、そういったものにならない  
かということで校舎のほうにいろんなアイデアを地元からいただいています。そ  
れから体育館につきましては、いろいろな各種の大会、あるいはスポーツ、レク  
リエーションの教室を開催する場所として、それからボルダリングの教室の  
開催等も希望されてきております。また、1日映画館というような映画館と  
しての利用ということでの構想を持っておられます。それから、この点につ  
いては、今まで実際に利用してこられております劇作家のようなそういったも  
の、あるいはキャンプ場としての利用、運動会とか消防団等の訓練等に利用  
したいということがあります。あとプールにつきましては、撤去をして、そこ  
へ野外活動の拠点施設をつくってほしいと、そういった要望をいただいております。

ざっとそういった大まかな要望の中で、特にプール等につきましては解体に  
数千万円概算でもかかる見込みでもありますので、簡単に壊して、それでは  
更地にしてというのがなかなか一般財源で対応するのが難しいだろうという  
ような思いもあわせて、その後の施設の形態が、例えば、過疎債等に認め  
られる内容であれば、そういった形での検討を進めていかないとけないかな  
ということ、簡単に単年度ですぐ一遍にできるような仕事ではないなとい  
うふうな思いであります。

それから、先ほどありました体育館のボルダリングについて等につきましても、津和野町としては、今後、できればボルダリング等を取り入れていきたいという思いを持っておるわけではありますけれども、ちょうどそういった施設に手を挙げておられたというようなこともありますので、前向きにぜひ検討はしていきたいというふうに思っておりますけれども、施設のつくり方次第ではかなりの金額がかかることも想定されますので、それから映画館としての利用も想定をした中で改装をするという形になりますと、素人が考えた形ではなかなか改装も無理な部分もあろうかなというふうな思いもあります。そういったことの全体構想を計画をする中心になっていただく方をぜひ集落支援員としてお招きをしたいというふうな思いがあります。

あわせて事業につきましても、そういった計画づくりはもちろんでありますけれども、不登校対策というとして、今、地域で一部の方の受け入れをしながら、保育園の関係者の方々がそういった受け入れのいわゆる実験的な取り組みをされております。そういったもののいわゆる手助け的なことをやっていただいたりとか、あと宿泊体験等のいわゆる本格的な実施というよりはお試しの実施みたいな形でのチャレンジ企画みたいなのを計画をしていただいて、夏休み等を利用してそういった実験的なものやってみてどれぐらいの今から効果があるのか、あるいは集客があるのか、そういったことを検討していく材料にさせていただきたいと。そういったことの構想を大まかには考えていますが、具体的には、今から集落支援員さんが決まって、また地域との協議の中でより細部にわたっての事業展開を考えていきたいなというふうな思いを持っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田議員。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、旧左鍔小学校はまだ教育財産になっているかなとも思いますけれども、一般財産にしなから農村交流センターのような形で国の補助金を活用しながら改修していくということも考えられるのではないかと思いますので、その点と。まず、そこへ泊っていく上でお風呂の設置ということが第一かなとも思いますが、それは早急にされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 施設の改修についてすぐ令和2年度でできるものと、お風呂のようにということになると、かなり全体の構図をまとめてまずどこにつくるかということ、それでどの程度の施設にすることがいいのかということがやはり専門家の設計士を入れて検討しないと、つい素人で考えてあとまた要らないお金がかかるようになっていけませんのですぐということにはならないかと思いますが、来年度のうちにそういったことを検討しながら、具体的な本格的なものを随時やっていきたいという思いであります。ただ、これ財政と詰めた話をしているわけではございませんので、今後、財政との詰めた話の中でどういう展開を行くかというのは今ちょっとわからない、そういうふうな思いを持っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 教育財産から一般財産への変更は考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の体育館等の、例えば、ボルダリングを設置しようとして民間の補助金とかを使用すると、教育財産では補助が出ないので自然的にそういう形にしないとイケないのかなという思いではあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 一度にといいわけにはまいりませんし、今でも結構使っておられますので、特にサッカーなどもやりやすい環境でもある、芝生が張ってありますので、そういうところも支援しながら、また集落支援員さんが常駐しながらやっていくということになれば、より受け入れもしやすいかと思っております。お風呂の場合、温泉に行くという手もありますし、いろんな形でまずは受け入れのできる体制づくりが早急に求められるかと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

4点目の質問は、住民基本台帳法などについてであります。

町民や隣接自治体の市民の方々から町議会議員が町内に居住しないことは違法ではないか、居住実態がない議員に報酬を支給することは町の予算執行の上で不適切ではないかとの意見を多くいただき、一般質問でぜひ出してほしいというそういう要望があり、今回質問に至ったことでもあります。住民基本台帳法に規定される居住に関する実態調査も基本台帳法には規定されてあります。町執行部の関係法令を含めた見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住民基本台帳法等についてお答えをさせていただきます。

公職選挙法では、満18歳以上の者で引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有するとされており、このうち満25歳以上の者は市町村の議会議員の被選挙権を有するとされております。この規定に基づいて本町においても町議会議員選挙の際には被選挙権についての調査を行っており、前回選挙においても被選挙権を有しないと判断されたものはございません。

しかしながら、被選挙権の有無が、現在、全国的に問題となっている居住実態の有無をもとに判断されたものではないために、本町においても異議申し立て期間内であれば、当選が無効となるケースが生じる可能性はあるかと考えております。

また、地方自治法により、現職の議員が他の市町村に住所を移転したときは被選挙権を失い、これに伴い議員の職も失うことが規定されており、他の自治体に住所がある、



居住実態が町内にないと解されるような場合には、法律に基づいて議員失職の議決を議会が行われることとなります。

なお、住所とは生活の本拠であり、生活の本拠とは私的生活の中心を意味するものです。形式上の手続によって定まり判定されるものではないとともに、ある場所を自己の住所とする人の意思があったとしても、社会生活の客観的事実の中で裏づけられない限り住所として認められないものとされています。

そして、公職選挙法の逐条解説によると、住所は、他に特別の事情がない限り、現に起臥しているところ、起臥とは起きる、伏せるという字で書いていますけれども、起臥しているところに認定されるとされており、起居、寝食、家族同居の事実を最も重視すべき事項として挙げられております。

こうした社会的な背景において、住民基本台帳法を正確に記録することが行政の責任として改めてクローズアップされていると認めております。住民基本台帳法第3条において、市町村長の責務として、市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。このうち、調査については住民基本台帳法第34条に定期のほか、市町村長が必要と認めるときに実施する旨の規定があります。

一方で、調査は正確性や公平性等が担保されたものでなければならないことは言うまでもありませんし、現在、全国でこうした事例が数多く発生している状況において、公職選挙法を改正する方針が総務大臣より示されております。国の具体的な方針が示されるなどの動向を見ながら、また、町議会の御意見も拝聴しながら、議員の居住実態の調査については検討させていただきたいと思っております。

私としては、法令を守り、税金の適正な用途について町執行部に対して厳しくチェックをいただく町議会議員の皆様が、みずから法令に違反されるような行為をなされることは決してないものと信じております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 法律を守ることは、国や自治体、国民、そして議会議員に課せられた責務であると思っております。法律というのはそれに規定されたものを守っていく、これが日本国民としての責務であり、それが日本の国を全体を治安をしていくことだと思っております。そういう意味では、やはり法令に基づいて法令を遵守していき、そして、それに違反があるときにはその対処をするということもそうでありまして、やはりそういうことがないように一人一人が法律というものを遵守していく。そして、その法律に違反するようなことがあれば、やはり厳しく対処していかなければならない、そういうことはたくさん住民からは伺っておることでございます。

今、ただいまこうして答弁をいただきました。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、午後2時まで休憩といたします。

午後1時49分休憩

.....  
午後1時57分再開

○議長（沖田 守君） それでは、休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

本定例会最後の通告者であります発言順序11、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。

一般質問最終の質問者になりましたけど、正直なところ待ちくたびれて、少々エネルギーを消耗しているところがございますが、最後ですので頑張ってみりたいと思います。最後までおつき合いをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、まいりたいと思います。

通告に従いまして、本日は3項目の質問を用意しております。

まず第1問でございますが、多文化共生に関しましてでございます。このテーマは10月21日、鹿足郡議員研修会の講演課題の一つであり、また11月15日、国際交流協会のフリーディスカッションの場での課題にもなっております。

全国的に少子高齢化、人口減少を背景に、今や経済界、特に商工業部門における人手不足が経済活性化に支障を来しています。当町でも例外なく高齢化による後継者不在、人手不足のため商店の廃業が後を絶ちません。人手不足を補うため外国人労働者の雇用の必要性が当面の課題として、当町でも真剣に検討する段階に来ているように思われます。

今年4月1日より、人手不足を背景に緩和されました入管法改正による一般外国人労働者の雇用許可を皮切りに、既存の人数を加えまして、今や国内の在留外国人数は、中国、ブラジル、ベトナム、フィリピンなどさまざまな国籍を交えて270万人を突破し、島根県でも松江、出雲地域を中心に9,000人、鹿足郡では266人、津和野町58人、吉賀町208人に達しております。

政府は増加するこれらの在留外国人と地域住民とのさまざまなトラブルなどを回避する旨と、地域の国際化を推進する柱として、多文化共生施策、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員としてともに生きていくことの指針、計画の策定に資する推進プランを定義しております。

特に地方自治体への指針、計画において、記述すべき施策として、1、コミュニケーション支援、地域における情報の多言語化、日本語及び日本社会に関する学習の支援など。2、生活支援として居住、教育、労働環境、医療福祉保健、防災などへの対応。3、

多文化共生の地域づくり、地域社会に対する意識啓発として、日本人住民の意識啓発、交流、イベント開催など、当面日常生活で多文化共生に必要な事柄が列記されています。

これらに関して質問するものであります。

まず、当町はこれらの施策にいかに対応を準備しているのか、さらには多文化共生にかかわる優良な取り組みの新たな共有手法として、A、多文化共生アドバイザー制度、B、多文化共生地域会議など、先進的な自治体の取り組み事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取り組みを一層加速させていくことが求められていますが、これらに関しての当町の取り組みはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

多文化共生施策についてであります。平成31年4月現在、多文化共生の推進に係る指針、計画を策定している自治体は全国で47%となっております。この時点で策定をしておらず、今後策定の予定もない自治体は50%あり、津和野町も現時点では予定をしておりません。

しかしながら、津和野町では近年のグローバル化の進展に伴い、観光ビジネスなど経済的な側面から増加している外国人住民、インバウンド観光客への対応の必要性が高まっており、語学指導等を行う外国青年招致事業、ジェットプログラムを利用しております。

現在教育委員会ではALTを2名、商工観光課では昨年よりCIR、国際交流員を1名受け入れ、それぞれの分野でグローバル化に対応しております。商工観光課では、前任者に引き続き、ことし8月からアリソン・サップェルが所属しており、この5カ月で町内、町外でのイベント等のスタッフ、異文化に関する講師など、積極的に住民や観光客との交流を深めてまいりました。

10月は芋煮と地酒の会で外国人観光客の案内対応、11月には藩校養老館で、「外国の方への対応は」と題してディスカッション形式で文化の違いなどのミーティングを行い、大阪で開催された観光博における島根、津和野PR、新山口駅におけるSLフェア等にも参加しております。

また、現在中学生以下の親子を対象としたクリスマスカフェを日原にぎわい創出拠点「かわべ」で実施すべく準備を行っております。イベント以外にも町内の飲食店のメニューや施設の英訳、SNSを使った情報発信も手がけているところです。

多文化共生の観点から見ると、まず1番目にコミュニケーション支援として、各種情報の英訳、外国人観光客への対応、2番目に地域づくりとして、広報でのアリーの○○な話コーナーで、自分自身のことや外国人の目線からの文化の違いや交流について、相互理解を促すよう活動を始めております。

J E Tプログラムでは、国際経済交流事業や外国人住民への生活支援活動への協力においても、庁舎関係部署と調整の上、積極的な活用をしてもよいことになっております。今後生活支援としての居住、教育、労働、医療、防災とさまざまな面がありますので、検討の必要性を感じているところでございます。

また、列福調査の進展、さらなる外国人労働者の流入なども見据え、情報の多言語化やホスピタリティの向上を推進する過程で、多文化共生アドバイザーの招聘や多文化共生地域会議の開催など、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま回答をいただきましたが、要するに多文化共生に対する政府がいろいろ定義している事柄に対して、当町におきましては、まだ具体的にそういう対策には取りかかっていないと。

しかし、いろいろな要因をもちまして、検討の必要性は感じていると、そういうことでございますが、そこをまず、わきまえまして、ちょっと質問を続けてみたいと思います。

この多文化共生といいますと、何か宇宙の降って湧いたような、そんな仰々しいことではなくて、実際当町並びに鹿足郡では、現実にも多文化共生の社会構成が行われているんですね。冒頭にも申し上げましたように、当町ではもう58人の多国籍の在留外国人の方、それから吉賀町におきましても、もう二百数名が住んでおられます。

そういう点におきましては、吉賀町のほうが私どもの町よりも先進地域だと思うんですが、ちょっとそれでどういうふうに国籍の方々が、あるいは人数がなっているのか。ちょっとこれ、法務省の資料で平成30年12月、これは前回鹿足郡議員研修の、これに出されました資料を拾ってみました。

そうしますとね、こういうことですね。津和野町は58人、その内訳はまず国籍、中国20人、それで在留資格としては、ここは永住者になっています。それから韓国6人、これは特別永住者です。それからベトナム14人、これは定住者です。それからフィリピン11人、日本人の配偶者です。それから米国2人、技能実習。そのほか5人、留学生を踏まえています。

それから吉賀町をちょっと……。ちなみに152人、中国は83人、永住者ベトナム41人、定住者韓国6人、特別永住者フィリピン8人、日本人の配偶者台湾2名、家族滞在米国2人、技能実習そのほか10人の留学と、こういうふうになっております。

それで、差し当たりこういうふうに、もう多文化共生の社会を私ども構成して、既に実施しているわけなんですけど、要するに政府が指針を出しました、いろいろもろもろの事柄は、このたび4月1日に、今年度解禁されました入管法の改正によりまして、雇用労働者の雇用する分野、それが以前はその分野に限られていた。それが、このたび14分野と言っています。日本の大体代表するような企業の分野に許可がされたということですね。

それで、特にその中で、ちょっと私、当町に関係ある分野をちょっと拾ってみたんですよ。そうすると、介護、建設、自動車整備、宿泊、農業、飲食料品、製造業、外食業などなんです。これらが、今、ふと当町で見まして、大体該当するような職種、しかもこの職種において非常に人手不足を、今、来しているんです。

それで、商店街でもそうです。今、廃業していく飲食業ですね。人手不足、これは本当に労働者、高齢化してオーナーが、それで従業員が不足しているんです。もし、こういうところに、例えば宿泊なんかでも、ホテルなどの。従業員がもう少しおれば、どんどんやっていけるんですよ。それから、普通の商店、飲食業でもそうです。これは私が実感するところです。現実にはやっていますから。

だから、こういう点で、将来当町に、要するにどこかから、この労働力を補充すると、今、政府がわざわざこういうところに補充しなさいということで、非常に外国人労働者を雇用することに、法律を緩和してもらったわけですね。

だから、将来的にこういう分野に当町が外国人労働者を引っ張ってきて雇用していくと、そういうことになれば、非常に衰退していく町も、ちょっと経済的に活性化を来して、まだ元気を取り戻せるのではないかと、そういうふうに思っております。

それで、こういうところの認識というのは、ちょっとどうですかね。えっと……。担当課長、ちょっと、どうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんから御指摘の点でございます。

たしかに現在、旅館業等においても、人手不足、キーになる方の支配人なり、料理人さんという部分でというような理由も聞いておりますが、なかなか確保に難しいという中で起業されるというようなお話も出ておるところでございます。その他にも人手不足というものが大変影響しております。

そういう中で、御指摘のあった入管法の改正に伴う、いわゆる議員さんが御指摘になられた特定技能労働者といわれる新しい分野の方について、国も、うろ覚えなんですけど4万5,000人ぐらいをことしだけでもふやしていこうというような予定で組まれておったところのようですが。

今朝の朝日新聞あたりの報道にも出ておりましたが、現状では40分の1程度、千何百人程度という人数だったと思いますが、まだまだ目標まで行っていない。いかんせん突貫でつくった法律というところもあって、語弊があるかもしれませんが、まだまだ不備なところもあるというような報道でございました。

今後、ある先日も農泊事業の関係で講演に来られた先生のお話の中でも、この入管法の改正について、よりまた新たな改正が加えられてというようなお話も若干出ておりましたが、そうなってくると、よりまたそういう人がふえてくるという可能性はあると。

さらに、現状ではどうしても都市部に集中しておるとい状況ではございます。そういったところもございまして、なかなかまだ計画というところまでは行っていないところもあるわけございまして。

ただ、今後町内におけるいろんな動きも含めて考えますと、こういう方がふえてくるということは、本当に大きく予想されます。そういった中では、町長以下、議論の中でも、まだまだ下話の段階ではございますが、何らかの方策を講じていく必要が出てくるであろう。

そして、来る将来はきっちり、というかも現在もそうなんです、そういった方を確保するという事は、もう必要になってくるという認識は強く持っておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、課長が答弁いただきましたが、実際新しいこのたびの入管法の改正で、特徴は今までとしまして、技能実習生、単純技能実習生と申しましてはあれですけど、それに比しまして特定技能1号、特定技能2号という資格を持った方たちを招聘できると。

それで、特定技能1号と2号の違いというのは、やっぱり特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識、または経験を必要とする業務に従事する在留資格で、在留期間が基本的に1年、それから6カ月ごとに更新して通算上限5年、それがただ家族の帯同が基本的には認められないと。これが特定技能1号です。

それから、特定技能2号は、同じく特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する在留資格で、在留期間がこれは3年です。それから1年ごとの更新で、上限がありません。ということは、更新がうまく行きますと、条件さえ合えばずっと定住し、永住する可能性も出てくるということです。

さらに、これは家族を帯同できるということなんです。だから、私ども当町は、将来的にもし雇用を外国人労働者の方々を招聘するときには、この特定技能2号の方たちを何とか選別されまして、そして家族同伴で来られて、そして、各、今、当町に必要とする農業でもそうですが、農業田んぼを与えまして、そして、そこで定住してもらって、そして農業人口をふやしていくとか。定住しますから、農業をやりますと。

そういうことやら、それから、今、将来それこそ例の列福運動ですね。以下によりましては、要するに成就しましたら、海外からもインバウンドの方々がさらにふえる。そうすると、やっぱり宿泊施設が足りない。

そして、今、例えば大きなホテルが出てきたとした場合に、それこそ労働者不足でホテルも困るんじゃないかと。そういう場合に、こういう特定技能2号の方たちというのを招聘しまして熟練させると。そうしますと定住もするし、そういう外から入ってこられる企業も安心して使っていけると。

やっぱり、そういうことも町としましては考えながら、今後は外国人の労働者のどう  
いう資格を持った人を招き入れるかと、こういうことも考えながら計画して行ってほし  
いなど、そういうふう思うわけです。

それで、今度はどうやって、今度は実際受け入れるかというこの方法ですけども、  
よく聞くんですよ、どうやって連れてこれるんかと。だから、ここは調べましたら、二  
通りあるわけです。

1は、企業単独型といって、これは企業間、大きな企業がもう海外支店も持ってお  
て、そこで雇用した外国の雇用をこちらへ、国内へ移動させるとか。だから、企業間同  
士で、もうしてしまうということですね。

それから、もう一つは団体管理型と申しまして、これは政府公認の管理団体、これは  
例えば商工会、あるいはそのNPO法人を通して、そして外国人を受け入れると。それ  
で、それに対して行政がある程度タッチしながら指導を行い、そして商工会と、例えば  
商工会だったら綿密に連絡しながら、その受け入れた外国人の方の面倒を見ると。

そして、ここが、私が言う日常に必要な要するに準備しなきゃいけない事柄が出てく  
ると思うんですね。だから、行政がタッチして、こういう方を迎えたときに、最初に申  
し上げました居住、そのほかのもろもろの行政がやらなきゃいけない居住、教育、労働  
環境、医療保険、防災、そういうところの対応をしなきゃいけないわけなんです。

だから、私が申し上げたいのは、今はやっていないが、検討する必要はあると申し上  
げましたんで、そこが救いですが、すぐ取りかかってほしいなと思うんです。これは取  
りかかっても、すぐできないと思うんです。

だから、何年かかるかわかりませんが、ただこういう現象を、あるいは将来に思い  
を考えながら、すぐ行政としてプロジェクトチームをつくるなり、どこか、どこが対応  
するのかと。課も、しかも横断型にしなきゃいけないと思うんですが、どこを担当課が  
中心になってやるんかとか、そういうこともちゃんとやっていかなきゃいけません。

だから、そういう点で、早速にでも始めても遅くはないんじゃないかなと。そういう  
ことで、この多文化共生の問題は、どちらかといえば人口減少で人手不足、そして労働  
者確保という観点から、必要なことであるということで考えてほしいなど、そういうふ  
うに思っております。そういう点でいかがですか。

○議長（沖田 守君） はい。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんはいろいろ御指摘いただいたところでござ  
いまして、確かに何らかの行動を起こしていくときであろうというふうに思います。

ちょっと面白いなと思いましたのが、先日やはり同様のことで、実際に海外から外国  
人労働者を連れてこられる方が、たまたまある縁で津和野町内のほうにお越しになられ  
たときにお話になられた方が、組み合わせでやったんですが、東南アジアのある国あた  
りであると、日本に来られて農地があると喜ぶということらしいんですよ。

やっぱり、農地が片一方で家庭菜園程度なのかもしれませんが、そういったものをしてながら職に就くというのは、すごく魅力に感じるということをおっしゃって、議員さんのお話と通ずる部分もあるのかなというところだと思います。

ただ、特定技能労働者の場合が、私もこれはうろ覚えですが、たしか転職がオーケーになるはずなんです。そうなってくると、町内に在住するためには、ここが魅力的でないといけないということになってしまうというところがあるので、そういった部分の魅力化ということも必要だろうし、受け皿としてきっちり。

これは本当に、今、私は答えておりますが、各課横断でどういった窓口にするかということは、庁議の中でも話には出たことがございますが、まだまだでございますが、そういったところも踏まえて全体で協力して考えていくという必要があるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 課長はよく御存じだと思います。私も、今、申し上げたかったのは、特に今農業人口が非常に、当初農業何とか、田んぼはいっぱいあると。しかしもったいないなと思うんですけどね。

私も聞きましたよ。今一番本当に伸びているのは外国人労働者なわけで、ベトナム、ブラジルはまあ前からありましたけど、ベトナムからすごく入ってきておる。ベトナムという国は、国が社会主義国ですかね。だから、国が非常に統制しておとなしいんですね。教育もちゃんとできているしで、真面目だということですね、民族が。大体、そして、あそこは東南アジアっていうのは、どっちかといえば農業国ですよ。農業がもうあれですから、主流ですから。

だから、農業に関してはむしろ連れてきたら、もう呼吸がすぐ合うんじゃないかと思えますね。今さら教える必要はないんじゃないかぐらいに。だから、そういう点では、本当に将来はベトナムに一回行政視察にでも行ってみられて、ちょっとベトナムから、あそこは、人口は7,000万人か8,000万人はおるけど、人口の年齢層が非常に若いらしいですね。30前後で今は莫大、中心を占めているらしいんですよ。だから伸びる国なんですね。

だから、そこからまた産業がないから、労働力を外へ出していつているわけですね。だから、非常に皆そこへ行かれますね。ちょっとそういう点で、思い切って行政視察でもされて、ベトナムの情勢をよく見られて、そういうところでも話をつければ、またいい話になるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それで最後、この多文化共生に関しまして私は思うんですが、とにかくただ単なる外国人を受け入れるという準備体制ではなくて、もう連れてきたら当町に定住し、さらには永住してもらうというそういう気持ちで、先ほど課長が申しましたように、それだけの待遇を与える。



それから、やっぱり歓迎の気持ちで接遇すると。そういうことが大事じゃないかなと思うんです。そういうことで、受け入れ体制を今言うように万全にすることで、多文化共生社会が、政府が指針するような社会が実現するのではないかと、そういうふうに思っておりますので、ぜひこの点で行政のほうを準備に入ってほしいなど、そういうふうにする次第です。そういうことで、この質問は置きます。

2番目の質問に入ります。

2番目は、こども医療費に関してです。この問題は、午前中に同僚議員のほうから質問もありましたので、バッティングするところが多々ありますけど了解をしてほしいなと思います。

国の法律上、こども医療費窓口負担は、未就学児原則2割負担。小学生以上は原則3割負担であると。島根県は未就学児までの負担を1割に抑える施策のもと、県が半額の助成金を負担、各市町村自治体が半額の自己負担をしていると。

しかし、実情を見れば、全県19市町村のうち17市町村が独自財源で対象を引き上げ、13市町村は小学6年までを無料化と。うち12市町村は中学生までを無料化です。当町も中学生まででありますと。

このたび新聞紙上の記事によれば、当初県知事の選挙公約として、こども医療費の無償化を唱えていましたが、人口減少対策を総合的に進める中、医療費助成に多額の財源を投入することは困難と判断、無償化を取りやめることになり、新たな助成策で県は助成対象を小学6年生まで拡大する一方、自己負担は継続する方針を示しました。

また、新たな助成策は、既存の補助制度でなく市町村に交付金を配分し、医療費助成に限らず結婚や子育て支援に充てることが可能で、規模は全体で3億円程度、医療費助成金は2億円程度を見込む予定と。

これにより、交付金を活用することで、独自に充てていた財源が浮くことになり、浮いた財源で子育て支援や人口減少対策の充実を求める方針ですが、最終的な判断は市町村に委ねられることになりそうです。

これらのことが実現した場合の質問であります。質問1、町は中学生まで医療無償化施策をとっていますが、無償化に対する当町助成額は幾らか。2、県の小学6年生まで助成金拡大方針を受けて、いかほど財源負担が浮くか。また浮いた財源の使途は決まっていますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、こども医療費に関してお答えをさせていただきます。

まず本町においては、子育て支援策の一環として実施している子供等医療費の県制度上乗せ分の助成額は、平成29年度、平成30年度ともに年間約1,240万円となっております。一般財源で賄っております。

次に、島根県が予定どおりこども医療費助成を拡充した場合には、現行のしまね結婚・子育て市町村交付金のメニューに、小学6年生までのこども医療費助成が追加され、市町村が行うこども医療費助成額、このうち自己負担部分を助成する部分は除く、その2分の1以内、または子供や女性の人口等によって、市町村ごとに定める交付金の交付限度額の5分の4以内のいずれか低い額が交付されることとなります。

具体的な金額を県に確認したところ、本町の場合は交付金の限度額が417万円となり、この交付金で行っている事業分を減額して約170万円程度が浮くこととなる予定です。

ただし、これはあくまでも現在の試算であり、これまでの乳幼児医療費助成金のように、支出額の2分の1を県が補助するという単純なものではなく、多くのメニューのうちの一つに、子供の医療費助成が入った交付金を配分するというものであるため、詳細については今後の県の説明会等で示されるものと考えます。

浮いた財源の使途についてであります。県が医療費助成の拡充を行うことにより、町としては、これまで独自に助成してきた部分の財源が一部浮くこととなります。津和野高校魅力化の成果をもとにした幼児期から小中高校までの連携した本町独自の教育を推進するための予算への充たや、高校魅力化をさらに進める一環としての高校卒業までの医療費無料化、他市町村に倣っての給食費助成の拡充等さまざまな選択肢を持ちながら、会計年度任用職員制度導入にかかわる財政負担への影響も考慮し、今後は慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、回答いただきましたが、午前中に同僚議員のほうに、一応私もこの件で浮いてくるという財源をどういうふうにするかということを決めたわけですが、午前中同僚議員が、要するに高校までを医療費無償化したらどうかと。

これは、私も思っているんですが、今、高校までの無償化をしているのは県で一町一村なんです。一町というのは吉賀町です。それから、一つは知夫村がやっているんだよ、島根県で。この二つ、二カ所だけです。

それで、よく町民の方々に津和野町は何で高校までやらんかと。吉賀町、とにかくそこに次に出てくる吉賀町は、とにかく医療費は無料になると。それから、教育費云々とか、福祉政策で吉賀町が津和野町を全部上回っていると。そういうことで比べられるわけだよ。だから、吉賀町に住んだほうが得だと、こういう話なんです。若い世代にとりましては。

だから、私はこう聞いておって、いや、こちらはこちらのいろいろな財政事情があって、言うなれば、こちらだったら観光をメインにしなきゃいけない。観光にも大きな予算を配分しなきゃいけないけど、吉賀町は観光には余りやっていないんじゃないかと。その分は受けられるんじゃないかという受け答えをよくするんですけどね。

ここに来て、もし財源で午前中の町長の答弁で170万円浮いて、高校までやりゃあ300万円かかる。そうすると130万円の赤が出るんだと、こういう話でどうしたらいいかという。

それで、今の回答でもいろいろな扱い方、方法があるんだということですけど、しゃくにさわっているのは、今、吉賀町さんはここまでやっておると。いつも比べられると。ここはちょっとしゃくにさわっているんで、もしできたら高校までやってもらったら、終始一貫教育に関しては吉賀町に負けずに、津和野町はHAN-KOHまで添えて、このあたりではもう敵なしだということで、ひとつちょっと気にさわるところが補えるんじゃないかなと。そういうふうと思うんで、質問をできることならさっとやってしまったらいいかなと、そういうふうと思うわけです。

それと、これは私の疑問ですが、一応これは町長のほうはいろいろ財政を考えながらやってもらえると思っております。希望を述べたまでです。

それから、これはちょっと質問通告をしていなかったんですが、どうせ財源の云々というのは、どうしても医療費、教育費というところでつながってくるみたいなんですけど、子供育てに関しましてですね。

このたび政府の公約で消費税を上げまして、幼児教育、保育の無償化ということで、恐らく政府から交付金が入ってきたと思うんですけど、今回補正予算で計上されている2,570万円云々というのは、このための教育無償化の交付金だと思うんですが、これは間違いない。こういうふうに考えていいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 間違いありません。（「間違いない」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） じゃあ間違いないことなんで、2,570万円、これは財源が入ってきたと、今までに。そうすると、この分も今まで賄っていたところが、これだけ入ってくるわけです。

それで、これは教育に関することなんで、一応私は気にしておったのは、これだけ入ってきて、これをそれじゃあどういうふうに使うかという、それこそまた使途ですね、これの。

それで、私はもう前々からこの教育で、私の思う、私だったらこう使ってほしいなと思うのは、まず前に一回質問したことがあるんですけど、例の放課後児童クラブの問題ですね。ここで保護者の負担金が一般会員、一時会員とか、当時平成27年の資料を持って、私、見ましたら、当時340万円だと。それで、平成28年はまた上がって、四百云々というような回答をもらいましたけど。まあ1人当たり四千ちょっとですかね。

それで、ちょっとこれは質問通告をしていませんので、今現在どうなっているのかなというのを、大体担当課長はいつもさわっている数字ですから、大体のところでもいいですから、答えができるなら答えてほしいので。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在も負担金の金額については変わっていません。一般会員が月額4,500円、一時会員というのは夏休みだけとか、夏休みだけだったら9,000円とか、冬休みだけだったら1,500円というような形で負担金をいただいております。

これにつきまして、平成30年度から、これまで直営でやっておりました4つの児童クラブにつきましては委託に出しておりますので、平成29年度決算上では、うちのほうが、町が直営で負担金をもらっていました。

このとき一般会員が440万円ぐらいのいわゆる利用料、それから一時会員が64万円ぐらいの利用料をいただいております。現在はそのまま委託している業者に保護者がお支払いをするというような形になっておるわけですが、今年度は人数が非常に多くなっておりまして、一般会員が106名であります。単純に106名で4,500円掛ける12カ月で計算しますと、570万円ぐらい利用料になっています。

それから、一時会員の方が50名ぐらいおられます。この方も冬休みと例えば夏休みとか、組み合わせがいろいろあるんですが、単純に夏休みだけで50人で考えても9,000円でありますので、45万円というようなことで600万円以上の利用料は、今、保護者のほうからはいただいております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、これはもらって、ここは保護者が申し上げるのは、どうもここがもう少し軽くないかという希望が多いんですよ、1人4,500円を。

これは、例えば半額なのかどうかは知りませんが、気持ちだけでもちょっと下げてあげますと、随分行政のいい印象につながってくるんじゃないかと思うんです。特にこのたび二千五百云々というお金が入ってくるわけですから、そこら辺から何とか軽減できないものかと。そういうふうに希望するわけです。その用途はあれですね。

それから、今、時間が、県がこの児童クラブの云々で申し上げているのは、今、6時までですね、園を開園しておるのが。それを1時間伸ばして7時までにしてほしいという父兄の要望が多いから、そういうことも考えたいということは知事が申し上げておるんですけど。

そういう点になりますと、また負担がふえるかとは思いますが、そこまで無理せずに6時となれば、何とか軽減できるんじゃないかなと思うんですが、そういう点では課長、どうですか。

○議長（沖田 守君） ちょっと丁君、それは通告外じゃけん、あなたの発言をしつかり聞いて対応するという一言で回答しときんさい。

○健康福祉課長（土井 泰一君） ちょっと答えさせてもらってもいいですか。

○議長（沖田 守君） 詳しくやるんか。

○健康福祉課長（土井 泰一君） いや、詳しくはないですけど。

○議長（沖田 守君） はい。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず1つ目が、交付金についてであります、今年度いただける臨時交付金、これは無償化によりまして、保育料が通常は町が全て民間分も含めましていただけるわけなんです、これがなくなっているわけなんです。そのことの補填ということでありまして、今年度2,500万円は入っていますが、来年度以降はこの公立分はもういただけないということは、少なくとも決まっています。今年度分は公立分もいただいております、国から。

でも、はっきりしていることは、来年度からは公立分の保育料については、補填をしないので、市町村独自でやりなさいと。民間分は補填をしてあげましょうということでもありますので、来年からはもう幾らかはその辺の交付金は入ってくるということでもありますので、同じ金額ではないということは御認識をいただけたらと思います。

それから、児童クラブの利用料につきましては、この近隣であったり、県内であっても4,500円というのは、はっきり言ってそんなに高い金額ではありません。うちより高く設定をされておられるところもかなりありまして、ただ吉賀町はたしか無料です。この辺と比べると全然違うわけなんです、幾らかはやっぱり保護者の負担というのは必要かなと。

これを全くまた無料にするということは、当然そうなってくると利用者がふえてくる。利用者がふえてくるということになりますと、先ほど最後に言われた時間延長のことにもつながってくるんですが、児童クラブというのは非常に支援員なり、働いていただける方がおりません。時間的に例えば中途半端な時間から中途半端な時間までの勤務がほとんど毎日続きます。

というのが、まあ2時ぐらいから例えば今ですと6時、これが時間延長するとまた7時とかいう中途半端な時間になりますので、なかなかお子さんがおられる方とかは、来ていただけないというようなところもありまして、うちも民間に委託をして、民間のほうで調整をしてもらおうというようなこと。

それから、あと支援員さんにも資格要件がありまして、研修を受けなければならないということで、これまでは県で2回ほど、県内で2回県が資格の講習を行っていましたが、知事が今後時間延長をしたいということの中で、そういう研修も多くやるというような発言もされておりますが、まずうちのほう、町のほうに直接説明会があったわけでもありませんので、新聞報道等による内容というところになります。

ただ本町にあるところだと、時間延長される場合とか、無償にして例えば利用者がふえるということが、なかなかちょっと支援員の対応が一番大変で、できるかなというのを、少し懸念するところでもあります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ありがとうございます。通告外でいろいろ詳しく聞かせていただきました。いろいろ難しい事情もあるかと思えますけど、できる範囲で何か今よりも父兄に喜ばれる、そういう施策をとってほしいなと、そういうことでこの質問は終わりたいと思います。

次に、最後の3番目の質問でございます。

津和野高校支援に関してでございますが、HAN-KOHの好評判に加えて、今年、東大進学を筆頭に岡山大、山口大、島根大、和歌山大、高知大、香川大など国公立大10数校、私立大は中央大、東洋大、立命館大などなど20数校と進学実績を達成、教育の町にふさわしい津和野高校の進学躍進ぶりであります。高校の先生方の指導は言うまでもなく、公営塾HAN-KOHに携わるコーディネーター、講師、先生方の熱心な指導の賜物だと感謝する次第です。

この実績の影響を受け、ことしのオープンキャンパスの参加者は例年以上の大盛況で、特に県外からの父兄連れ生徒の見学は例年の数倍に達したと聞きます。この状況から、来年度津和野高校の入学定員は大幅に伸びそうです。

特に県外入学生の入学者数はさらに増加しそうであります。問題点は学生寮の部屋不足で、現在定員68名に対しまして60人、88%の充足率であります。今後の課題としての質問であります。1、学生寮の部屋不足の解消のめどは立っていますか。2、津和野高校に配属されている優秀なコーディネーター、HAN-KOHの講師陣、そのほかスタッフの雇用維持費など、今後の経済問題の確保は計画的に捻出できますか。

以上。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校支援に関してお答えをさせていただきます。

津和野高校魅力化の取り組みにつきましては、津和野高校関係者の御努力はもとより、コーディネーターやHAN-KOH講師陣の取り組みもあり、志願者数の増加や進路実績が向上する等成果が表れてきております。

ことし7月と10月に行われたオープンキャンパスでは、個別の学校見学者と合わせて合計約240人の参加者があり、津和野高校の魅力の高まりを実感しているところでございます。

議員御質問の学生寮の不足解消のめどにつきましては、現在入寮している生徒数を踏まえると、来年度入寮可能な生徒数は男子が14人、女子が9人となっております。

寮の改善は、県の財政事情から現時点では難しい状況にあると理解しております。町といたしましては、下宿先の確保や定住推進住宅の活用等、県外生等の受け入れに当たり住環境の整備は重要事項と考えており、今後も津和野高校とも協議しながら対策を講じてまいります。

次に、コーディネーターや講師陣、その他スタッフの雇用維持と今後の経済的財源の確保につきましては、平成31年度の費用としてHAN-KOH運営費2,556万円、コーディネーター設置費用1,106万5,000円であり、合計3,656万円を起債により3,160万円、ガバメントクラウドファンディングによる寄附金により500万円を見込み、合計3,660万円を財源として計上しているところでございます。今後の財源の確保につきましては、起債及びふるさと納税による寄附を継続することとしております。

ガバメントクラウドファンディングについては、寄附の目標額に達する達成度を上げるため、複数のサイトを活用することも検討し、その他の財源確保策としまして、国の創生推進交付金の活用等を考えております。

なお、10月1日から12月31日までを期限に行っているガバメントクラウドファンディングの寄附状況につきましては、令和元年12月12日現在238万3,000円、達成率47.6%となっております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この寮の不足問題でございしますが、最近でしたか下宿の募集のチラシが入ってございましたけど、これの成果はどうでしたか。このことと、それから町長、今、御回答のありました定住推進住宅の活用ということも考えられておるといいますか、ここで大体どれぐらいの人数を収容することを考えられておるのか、ここをひとつちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、下宿の件でございしますが、ことしの11月末日を期限といたしまして、津和野高校支援の下宿を始めませんかって、世帯に対してこういう情報を出させていただきました。それで、締め切ったところ3件申し込みといいますか、下宿をやってもいいよという御回答をいただいたということでありませう。

これで言いますと、受け入れ人数でいうと、同性、男子生徒か女子生徒、同性の方で3件で、今、6名ということで、1件申し込みがあったところについては受け入れ人数がまだ未定ということで、2件分として6名ということで提出をしていただいたということでもあります。

先ほど町長が申し上げた定住推進住宅でございます。これは、今、建設中の森の住宅ということで、PFIを活用した住宅でございますが、これが世帯棟が4件と、それか

ら個人の単身棟が8件ということで、そのうちどちらも半分は医療従事者等の方々に利用していただくという、そういった計画であります。

残りの半分ということで、2棟と4棟ということになりますが、これについては公募をさせていただくか、そういった津和野高校の教育移住というような視点の中で、保護者の方と子供さんというような形の中で使っていただくことはできんかなということ考えているということであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、下宿の申し込みで、今、6名分を確保、それから住宅の利用で大体単身棟で4名、それから世帯で2棟ですから、六、七名は十分に確保できるということで、合わせましたら十数名が確保できたということですね。

そうしますと、それで何とかやりくりしていくということですね、当分は。それで、ここでもう一度聞きますが、新たに町は高校生用の寮を新たに申請すると、かつて一回出ましたね。給食センターの運営に云々というような、そういうことは構想が近未来にはないということですか、あるということですか、どちらでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全くないとは言えないわけでありましてけれども、なかなか町のほうもいろんな財政的なハード整備事業も新たに出てきているという側面もあります。具体例を挙げれば、保育園もこのたび2園新しくつくりますし、それから給食センターも現在の施設を改修するのか、新しくセンターをつくるのか。それは別としましても、どちらにしても大きな財源を要するという見込みであります。

そのほかにも水道施設の要望をいただいている地域も出ておまして、これもまたやはり数億という規模、でもやっぱり生活に密着したものでありますから、優先的に整備していかなきゃならないだろうと、そういうような諸事情がある中で、学校の寮をどうするかという問題が、今、出てきているというところでございます。

私としては、まだかすかな淡い期待かもしれませんが、このたび知事がかわられまして、また以前、県の教育長にも要望をしているんですが、その当時の教育長からは新しい知事とともに、また今は違う教育長がなられていると、そういうような状況でもございます。

ただ、そしてもう一つ言えるのは、現在その島根県のいわゆる中山間地域の高校魅力化というのは、もうその津和野だけではありませんけれども、全国からは非常に注目を浴びるような、島根県にそういう高校が、今、いっぱい出てきているということでもあります。

ですから、地方創生の一つの中心になる取り組みとして、島根県の高校の魅力化というのは、島根県にも力を入れていただきたいという思いがありますので、そういう観点から、いま一度この各中山間地域の高校のどの高校も同じような悩みを抱えておられま



すから、新設で改善ができないかということは、そういう同じ悩みを抱える自治体の長とともに動きもしてみたいという思いは持っておるといったところであります。

その上で、なかなか県が難しいということになりましたら、まだいろいろ公にはできませんが、ほかの改善策というものも、案として持っておるものもございますので、こうした受け入れのための改善施策というのはいろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 最後に私がちょっと申し上げようと思いました。今の島根留学です。

このことに関しては、先般新聞で隠岐島前のことが出ておりました。この留学生を迎えることによりまして、島の人口減少の6%を抑制できたということ、三百云々でしたかね、数字がふえて。要するにその留学生とともに連れ立って来られた父兄とかいうことで、人口がふえたんだということで、まあ馬鹿にできないもんだなど。

ただ、その高校生を迎えるだけではなくて、そういう気持ちで父兄も一緒に来てもらうという気持ちで、この県外留学生を迎える体制というものは必要だと。そのためにも、やはりできる限りの待遇という、高校生あるいは父兄が来られて、どこに自分の子供たちを住ませるのかといったときに、やっぱり隠岐は全部町が財政を出して、アパートなり寮なりを建てているみたいですけど。

当町もやはりそういう点で、長く続けるという意味で、間に合わせじゃなくて、そういうことも考えながら、一つの待遇改善ということで定義していくべきではないかなと、そういうふうに思っております。

それから、最後に私は聞き漏らしましたが、この医療費を、例えばさっき、戻りませんが、高校生まで例えば実施することになった場合に、この県外留学生に対しても、この医療費の無料というのは効力を有するのか。

つまり、住民票を移せば、それは住民ですからなると思いますが、そこは今留学生が100名近くはおるのではないかと思います、そこは、今、現状はどういうふうになっているんですかね、住民票の移動は。そこら辺で今の医療費の補填というところが、県外生も通じるかどうかということがかかわってくると思うんですけど。どうなんですかね、今は要するに住民票の移動。

○議長（沖田 守君） 内藤課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今の住民票の移動まで、これは移動されている子供さんもおられるかと思いますが、そこまでのところを承知をしていないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうすると、住民票を移動していない場合は、県外生に例えば将来高校生まで医療費を無償化した場合も適用されないということですか。そこはどうなんですか。ちょっと大切なところですけど。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在の本町のこども医療費の要綱でありますと、住民票がないとだめですよということになっております。それは、その制度になったときに、またちょっと検討はさせていただきたいと思いますが、現在におきましても、今、18歳までは子供のインフルエンザの予防接種の助成というのはしておるわけなんです。これは町長が特に認める場合ということを適用させてもらいまして、津和野高校に通ういわゆる住所が町内にないお子さん、この方にも本町はインフルエンザの予防接種の助成はさせていただいておるような状況はあります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） インフルエンザはわかりました。医療費ですね、将来的に。ここはちょっとはっきり答えを出してほしいなど、そういうように思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、11名の通告者でありますが、全て本日をもって質問が終了いたしました。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、一般質問を終結します。

本日の日程を全て終了しました。本日はこれで散会といたします。ありがとうございました。

午後2時55分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和元年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和元年 12月 18日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

令和元年 12月 18日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第147号議案 津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第3 町長提出第148号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 町長提出第149号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定について

日程第5 町長提出第150号議案 津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

日程第6 町長提出第151号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第7 町長提出第152号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について

日程第8 町長提出第153号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第9 町長提出第154号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 町長提出第155号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算（第6

号)

日程第 11 町長提出第 156 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 12 町長提出第 157 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 13 町長提出第 158 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 14 町長提出第 159 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 15 町長提出第 160 号議案 平成 3 1 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 16 町長提出第 161 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第 17 請願第 3 号 政府に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願について

日程第 18 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 20 議員派遣の件

日程第 21 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

追加日程第 1 発議第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書 (案) の提出について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 147 号議案 津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 3 町長提出第 148 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 町長提出第 149 号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定について

日程第 5 町長提出第 150 号議案 津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 151 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 152 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正

について

日程第 8 町長提出第 153 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 154 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 155 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 11 町長提出第 156 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 12 町長提出第 157 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 13 町長提出第 158 号議案 平成 31 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 町長提出第 159 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 町長提出第 160 号議案 平成 31 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 161 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 請願第 3 号 政府に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願について

日程第 18 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 20 議員派遣の件

日程第 21 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

追加日程第 1 発議第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）の提出について

---

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |        |        |       |        |
|------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長         | …………… | 下森 博之君 | 副町長    | …………… | 島田 賢司君 |
| 教育長        | …………… | 世良 清美君 | 総務財政課長 | …………… | 岩本 要二君 |
| 税務住民課長     | …………… | 山本 慎吾君 |        |       |        |
| つわの暮らし推進課長 | …………… |        |        |       | 内藤 雅義君 |
| 健康福祉課長     | …………… | 土井 泰一君 | 医療対策課長 | …………… | 下森 定君  |
| 農林課長       | …………… | 久保 睦夫君 | 商工観光課長 | …………… | 藤山 宏君  |
| 環境生活課長     | …………… | 清水 浩志君 | 建設課長   | …………… | 益井 仁志君 |
| 教育次長       | …………… | 齋藤 道夫君 | 会計管理者  | …………… | 青木早知枝君 |

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きのお出かけ、ありがとうございます。

ただいまより、令和元年第8回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

丁泰仁議員より遅刻の届出が出ております。

ただいまの出席議員数11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、草田吉丸君、2番、米澤宏文君を指名します。

---

日程第2. 議案第147号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第147号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員制度のほうに移行するに当たって、非常勤の方の中にも退職金を受けとれるということで、退職金のシステムがちょっとわかっていないので、教えていただきたいんですが、積み立てて退職金って、退職するときにいただくことになるんですけど、この会計年度任用職員さんの退職金というのはどういうふうな積み立ての仕方をされるのかなと。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 私もその詳細については、詳しいところまで存じておりませんが、あくまでも職員に準じた形というふうに考えております。職員に準じた形です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 別の質問になるんですけど、会計年度任用職員ということでもかなりいろんな面で待遇がよくなっていくわけなんですけど、今現在、非正規の方がかなりふえてきていますが、この待遇をよくしたことをきっかけにそっちの非正規職員さんがまたふえていくんじゃないかという割合が、正規職員さんによりどんどんふえていくんじゃないかなという、ちょっと懸念があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたように、そういった心配があったということで、いわゆる任用の根拠が余り明確でなかったというところでいろいろな採用形態が起こってきたと、そういうふうな全国的な状況を見た中で、国のほうで法改正を行い、今回、会計年度任用職員という制度を創設してきたという経過の中で、今、議員がおっしゃいますような心配もありますけれども、その制度が創設されておりますので、そういった中で、そういう非常勤の方の採用等に当たっては、厳格に面接選考等していった中で、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回の条例改正は、現在、雇用されている非正規職員の労働条件の改善には非常になっていると思います。しかし、会計年度任用職員制度は、1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みに、臨時非常勤の地方公務員の大部分を移すための制度です。この非常勤の方々を地方公務員という位置づけに法的根拠で入れてしまいます。今までは根拠がなかったものを入れてしまうということで、会計年度任用職員制度の導入は、地方公務員に今までなかった非正規職員の法的な根拠をつくり、非正規雇用を合法化していきます地方公務員の非正規化を拡大することにつながりかねません。

また、1年限定の雇用制度であり、フルタイムの方は無期雇用という国際的なルールからも、また公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則ということからも、逸脱したものです。

以上の理由で条例改正に反対をします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより、議案第147号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第147号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3、議案第148号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第148号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっとこの条文の中に、何ページちゅうてわかりませんが、3枚目の中に、第28条というところがありますが、第8条と第9条の間に第28条の中に、常勤の職員の給与との「けんこう」と読むんでしょうか、その辺の表現の意味合いがちょっとわからんので、その辺をちょっと教えていただけたらと思います。

28条というのが間にありますよね、8条と9条の間に。会計年度任用職員の給与という括弧でやっている第28条というのがあるでしょう。常勤の職員の給与との権利の「権」に衝ちゅうか、衝突の「衝」ちゅうか、「権衝」ちゅうて書いてありますが、そういう意味というのはどういう意味かというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今ここの第28条で書かれております会計年度任用職員につきまして、フルタイム、会計年度任用職員のことを規定しております。非常勤という職ということでございますけども、そういった中で、常勤の職員との給与との均



衡ということで、常勤職員の給与をベースとして、ベースといたしますか、町の整合性をとりながら、そういう給与について定めていくというところの意味合いだというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） こういう語句があるんですよね。ありますかいいね、権衡というんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 申しわけありません。この条例自体も、いわゆる国、県で示されたものがございまして、そういった文言を表記させていただいております。そういったことでちょっと御理解いただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第148号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第148号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第149号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第149号津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 説明をしてありましたけれども、もう一度、確認ですが、これ島根県のほうで成立したもので、まちづくり委員会の小川、池河の活動分が入ってきて、それを基金に積み立てるといような説明だったかと思いますが、この辺はもう少し説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この県の補助でございますが、私どもがまちづくり委員会をつくって、地域提案型助成事業という事業を始めてきました。その事業について、平成25年度から、本来、過疎地域自立促進特別事業ということで、過疎

債ソフト事業を使って事業をやった場合には、ある程度の限度というのがありますが、その事業の10分の2を、本来は、要は7割が交付税でこう入っている、3割部分のうちの2割分ということで、地域自立促進特別事業ということで、25年度からまちづくり委員会の地域提案型助成事業、25年度から5地域ずつぐらいで、県はそれを選択をして、大体12地域ありますが、そのうちの5地域程度を選択をしていただいて、補助金、補助金といいますが、こういった特別事業の補助を行ってきたということでありまして、これが、平成28年度から10分の2が10分の1.5になって、変更になって、しかもその対象地域も大体2地域程度ということで、大体、木部、枕瀬地域とか左鐙や青原、畑迫、津和野というような、須川もありますが、それぞれ今までの経過の中では補助事業としてその地域を選択して補助が行われてきた。それが、ことしから事業名の変更になりまして、過疎地域小さな拠点づくり推進総合事業ということで、これ基金に積み立てて運用していくというような形の中で、10分の1.5という補助率の中で、今回は小川地域と池河地域ということで、まちづくり委員会の地域提案型助成事業の過疎債ソフト分の10分の1.5を補助するというので、これについては49万円ということになります。それを基金に積み立てて運営していくと、運用していくというような制度になっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第149号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第149号津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第150号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第150号津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第150号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第150号津和野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第151号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第151号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員制度に関する条例の改正があるので反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第151号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第151号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第152号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第152号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第152号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第152号津和野町特別職の職員の諸給与と条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8．議案第153号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第153号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第153号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第153号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9．議案第154号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第154号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第154号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。御苦労でした。したがって、議案第154号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ただいま遅刻の申し出がありました6番、丁議員が出席しましたので、ただいまの出席議員数は全員の12名であります。

---

#### 日程第10．議案第155号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第155号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 29ページ、空き家等改修事業費965万円減額になっていますが、これはどういうことですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の967万円の減額の件でございます。これは、左鐙の空き家をPFI方式によって改築をしていこうということで、野口の医療従事者住宅であったところと、それから日原診療所の前に医療従事者住宅であったところと、それから左鐙、町の中にありますが、その中の1件、寄附をしていただいて、それをNPO法人が使って左鐙の地域活性化を図るといような目的で改修する予定でございました。

これにつきましては、野口と枕瀬の日原診療所の前の住宅と、それから左鐙のその空き家の住宅を改築するというので、PFIで実施方針を7月に提出をさせていただきました。公表はさせていただいたということで、9月30日までのところで、参加表明をそれぞれの事業ごと受けました。野口、それから枕瀬の日原診療所の前、これHAN-KOH英語塾に活用するということになりますが、あと左鐙の、これお試し住宅という位置づけになりますが、公表をさせていただいて、参加表明を受けつけたということでありまして、左鐙の事業については、1社参加表明があったということになります。

その後、10月31日に応募の辞退ということがありました。この応募の辞退ということがありました。この応募の辞退というところで、その1社、1グループになります

が、その状況がなかなかマンパワーがおられない中で、これを来年の末までにそういった事業を実施するのが困難というような部分と、あと耐震改修のところで、予算不足ではないかというようなところもございまして、当初1,000万円でこの事業については公表させていただいたんですが、それについて参加表明はしたものの現地調査等を行う中で、詳細に検討した結果、マンパワーも含めて辞退をさせていただきたいということで、10月31日に応募の辞退があったということで、今回、この当該予算、左鑑のこの物件については予算を落とさせていただいたということであります。

野口と枕瀬の診療所前のHAN-KOH英語塾についてはそれぞれのグループ会社が今実施をしておりますので、それについては予定どおり進ませていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 城山の修復に関することで、教育費の、ページが105ページなんですけども、測量設計業務委託料が上がっているんですけども、測量設計ですね。これのいわゆる、ちゃんと網がかぶっているかな、かぶさっているかなということをちょっと心配するんですけど、今回、いろいろなごたごたがあったときに、各課の連携がとれていないというところを、もう一度、きちんと修復しなそうというところで、それで、ここの測定の網のかけ方、ちゃんと網がかかって測定をされている、この予算が出ているかなと。

1つの例として、町が出すその都市公園条例、町の条例ですけれども、私が思うに、県やら国というのは、上位法というふうな形で、上、上という、要するに、それらの法律とか条令というのはどれもがみんな横並びで、それぞれに権限は一緒だと思っております。それでこれ文化庁の件だけだろうという感じがするんですけど、そのあたり、大丈夫でございましょうか。ちょっと心配なんで。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回、計上させていただきました予算につきましては、城山の作業路部分の復旧の測量設計の予算になります。先ほど、議員さん言われましたように、現在、あの場所には文化財法の関係と県の自然公園の条例と両方かかっております。今後の進め方としましては、まずこの予算をお認めいただきましたらば、測定をしてどのように修復を、復元をするかということで、その設計をいたしまして、その後、文化庁との協議ということになろうかと思っておりますので、先ほど言いましたように、国と県と両方の網がかかっておりますけれども、上位といいますか、国のほうとの協議で復元を進めていくことになろうかと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ということは、文化庁の国だけの範囲なのか、そこらあたりを。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の次長の説明は、測量のやり方の途中までになろうかと思いますが、当然、文化庁の協議も必要ですし、県の自然環境課との協議も踏まえた中での最終的な設計の形になってくると思います。ただ、まずは文化財保護法のほうがクリアできないと県のほうにも相談は当然できなくなりますので、お互いを相談をしながら一番形のいいところに収めると、そのための測量設計費になりますので、これで工事をするわけではなくて、その工事をするための事前の調査をどういう形で、要は工事をしていいかという、そのための予算でございますので、これをもって文化庁と県の自然公園の関係の部署と、双方の調整をしながら最終的な形を収めていくということであります。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ということは、とりあえずこれをやって、その後に、例えば、県の分の網があったらそれに関してやります。それで、今私が言ったのは、町の都市公園条例が出てきますから、ありますから、こういうものを順次こうやる出発点だということは、例えば、県とかが、ここはいかんでみたいなことになった場合には、再度またやるということになるんですか。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君、3回目だからしっかり質問してくださいよ。

○議員（4番 道信 俊昭君） いいです、いいです、それで。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 再度というか、この設計の中でそれを調整をしながら形をつくっていくという形になろうかと思いますが、文化財のほうでこれでいいといっても県のほうでだめという場合も当然あると思います。その部分については、もう一度文化庁とも調整をしながら形をつくっていくという形にしないと、これで決まりましたといって文化庁のほうでOKが出て、県立自然公園のほうでだめと言われたら、またもとのもくあみになりますので、その辺は、そこを踏まえた中で設計に入っていくという話で御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 75ページ、商工費の歴史的風致維持向上事業費で、地域生活基盤施設整備事業費、これは稲成丁の徳川夢声句碑の周りと思うんですが、前ちょっと聞いたこともあるんですが、どのようにいろいろ今、石があったりツツジが植えてあったりするんですが、ということと、もう一点、101ページ、社会教育総務費で、下から、修繕料で女子トイレとあります。これは本庁舎横、公民館ということでしたが、今公民館の看板が、本庁舎の下も建物にかかっていると思うんですけど、このことでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員お見込みのとおり、ちょうど稲成丁線の横にございます稲成丁の河川公園の改修工事ということになります。平米数でいうと約300

平米ございまして、現在、あずまやがあったり緑がわりと多くて、土の面でできておるという、わりと自然を生かしたというか、わりと自然に近い形になっておりますが、あずまや等もありまして、かなり古い状況になっております。

今回、以前より全協、また議会等でも御説明させていただいたことがございますが、殿町側の鷺舞広場、鷺舞のモニュメントのある広場ですが、あれと似た感じに、神話性を持たせるというか、大体イメージを統一して、要は本町、殿町を通過して表参道である稲成丁側にこうつながっていますよというイメージを持っていただけるようにしていきたいという形で、イメージ的には、なるべく鷺舞モニュメントの広場とあわせた感じにしていきたい、石の、石畳というか、そういった形を生かした形にさせていただいて、よりもうちょい、シンプルで、そうですね、開けた形、明るい感じになっていくんではないかというふうに思います。

現在もあの位置からS Lを、大橋を通るS Lをごらんになる方も結構いらっしゃいまして、今後はあそこ、そういう形でシンプルになりますので、あずまや等も撤去したり、基本的に植栽等は生かす形になっておりますが、あずまやとか撤去して、より整理をして、平面を生かした形になりますので、そこからS Lを見るのも比較的に見やすくなっていくということが予想されます。

また、仮に鷺舞広場のほうでイベント等をやっても、ある意味、今後は稲成丁が河川広場のほうでも同様の形でイベントもやることも可能になってくるのではないかなという考え方で思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 社会教育総務費の修繕料につきましては、今議員さん言われましたように、今役場の本庁舎前に移転してきました日原公民館の建物の中のトイレの改修なんですけども、現在、トイレが1つでして、男女兼用という形になっておりますので、これだとなかなか使いづらいということで、要望もありましたので、男女を分ける形で女性トイレを新築する、建物の中にですけれども、つくるといふ工事費でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ページは13ページですね。13ページの教育使用料、歳入ですね。鷗外記念館の使用料、あるいは安野光雅美術館の使用料、それから養老館の使用料とこう減額されていきますが、特に養老館の入館料で110万円のこの減額ですかね、これ当初、これ養老館はことしですね、当初目標はいくらだったんでしょうか。110万円の減額していますよね。

それと、19ページですね、物品売り払い収入というのがありますね、森鷗外記念館の関係とミュージアムグッズと二つあわせて718万7,000円、随分減額されているみたいですが、何か特別なこの原因というものは何なんでしょうか。



それと、63ページ、農林水産業で、津和野町地域おこし協力隊の起業支援補助金で100万円出ていますが、これは具体的にどういう起業をする支援金なんですか。3点。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、養老館の入館料についてでございますけども、これなかなか算定の根拠が最初なかったので考えたのですが、以前、民俗資料館がございまして、当時入館料収入がございましたので、その当時の入館者数を参考にして2万人ということで想定をしておりました。実際に今、券売機にして入館していただいているんですけども、どうも動向を見るのに、個人のお客さんは入っていただけるんですけども、団体のお客さんは外から見ただけ、建物を見るだけという形で、思ったほど入館者数が伸びておりませんで、想定としまして大体半分ちょっと落ちますけど、9,000人ぐらいになるんじゃないかということで、この減額を上げさせていただいております。

それから、物品売り払い費につきましては、これは1番目が森鷗外記念館の図録等の売り払いとして、2番目が安野光雅美術館のグッズの売り払いになります。こちらにつきましても、入館者数が、以前森鷗外記念館にしましても安野光雅美術館にしましても大体2万人前後で推移をしていたんですけども、水害以降、入館者数が一気に減って、それから徐々に回復の兆しがあったんですけども、なかなか戻らないというところでありまして、特に安野光雅美術館につきましては、鷗外記念館につきましては、昨年よりも若干ことはふえる見込みでいるんですけども、安野光雅美術館につきましては、ちょっと若干、戻らないというところがありまして、いろいろ原因を考えているんですが、一番大きいのが、京丹後市にできました美術館がありますけども、今までも安野光雅美術館への入館者数というのは、関西圏からのお客さんというのが結構多かったんですが、それで、京丹後市にできたことによる影響というのは、やっぱりかなりあるなということも考えておりまして、その関係で入館者数が減ったのにあわせまして、館内でのグッズの売上げが減ったということと、あとこのグッズの売上げにつきましては、館外店でのグッズの売上げがかなり大きなものもあるんですけども、この館外店につきましても、最近の傾向としてデパート系での展示、館外店が減っておりまして、それプラス都市部での美術館での展示というのがちょっと減ってしまっていて、地方の美術館等の館外店というのが最近は多い傾向にありますので、その関係でどうしても物品の売り払いが、その館外店の会場でのグッズの売れ行きがやっぱり落ちるということもありまして、今回、減額をさせていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 63ページの地域おこし起業支援補助金でございますが、これは、F o u n d i n g B a s e から来ております白井という者がおりまして、今まで津和野マルシェ等との担当をしてきております。彼が今月一杯で3年の任期を迎えま

すので、その後は津和野の地において起業して今までと同じような仕事を続けていきたいということでおまして、計画は今から立てていくと思うんですが、詳しい内容についてはその中で出てくると思いますが、そういう流れになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 26ページの企画費で、笹ヶ峠の工事請負費が携帯電話の関係で出ておりますが、この工事費そのものについての質問というよりも、今現在、私の周辺でa uという事業会社が木尾谷に通じるために4本くらい鉄塔を建てて、県道にもありますけど、事業費ベースでいえば、恐らく何千万円になるであろうと思うんですが、そういうものがa uの独自の事業としてやっておられますが、この笹ヶ峠の場合はNTTというか、現在、民間がこうやってどんどん独自に鉄塔を建てて、不感地帯を解消する世界もあるが、この本町においてそういう民間の力でどんどん建てていただければ、こういうものが公費でなくて建てられるのかなと思うんですが、まだ不感地帯として商人もあつたかと思えますけど、もう少し、現在でまだ鉄塔を建てなければならぬところが、この町内に何か所あつたり、それから民間の事業者がどこか自力で建てたい、建ててあげますよと、そういう状況はありませんか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 携帯鉄塔の不感地域というところでいいますと、大体今、笹ヶ峠がこれ8世帯ということで、今お聞きをしながら、これ要望によって事業を行うという。この要望のほうは、大体6月ぐらいにa u、NTTドコモ、それからソフトバンク、この携帯大手3社と面接をしまして、広島のほうで面接をして、そこで携帯電話のキャリアといえますか、会社が、それならやってみようと、やってあげるといふようなゴーサインをもらわんと、この携帯鉄塔の、町がやる事業については推進できないということになります。

今、議員御質問の、携帯電話の各社が独自で戦略を持ってやる。県道沿いはずっと、例えばエリアになりますよとか、これは携帯の機種のもた売り上げにもつながってくると思います。どこでもそういったところを通じるんですよと。エリア地図も各社用意されておると思いますが、そこは戦略として私どももこういったところに建てるよというところはお聞きをしておるところであります。実際、今ちょっと詳細の資料を持ち合わせていませんが、もう6世帯とか5世帯とか、そういったところの集落が携帯不感地域としてまだ若干残っているという状況の中で、随時、津和野町も対応をやってきましたので、基本的には、携帯不感地域というのはエリア的には少なくなっている。

携帯電話各社がやろうとしない地域、そこが要は行政として今回、勧誘しながらやっていくというようなことで、これも携帯各社がやらないという地域ですので、私どもがお願いをして、何とかNTTドコモさんが今までも協力していただいて建てて、一緒に建ててきたというような経過の中で推進しているというようなことでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。板垣君。

○議員（５番 板垣 敬司君） もう一点。今度は角度が違いますが、６０ページに、６０ページの農業振興費でしたか、負担金補助金交付金という農業振興費の中に、人・農地問題解決加速化支援事業委託料、さらに農業廃棄物の収集運搬等の委託料、産業廃棄物処理委託料というものが今回計上されているのかなと思うんですが、これはどういう場所でどういう問題が発生して、こういうものが予算化されたか、少しお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君、ほかに質問があれば一緒にしとかんと。

○議員（５番 板垣 敬司君） もういいです。

○議長（沖田 守君） それでいいの。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 人・農地問題解決加速化支援事業委託料というものは、人・農地プランを立てる上での委託料ではないかと思っております。

それから、廃棄物収集運搬等委託料でございますが、これは、なごみの里の前に農産物加工施設がございます。あそこに下水道への接続をする段階で、今までの排水処理施設の中の汚泥等を抜かなきゃいけないという業務がありまして、こちらのほうの運搬業務と処理委託料という２項目で、その処理をさせていただくというものであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（５番 板垣 敬司君） 今の人・農地問題というのは、何か人・農地プランという、そういうことは聞いたことはありますが、具体的に何がどこにあって、それがどうこういう予算を計上しなければならないという部分においては、担当課長の説明では少し納得がいかないなと思うんですが、まだ十分掌握しておられないんですかね。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、人・農地プランの町内全体の見直しをかけるということになっておりまして、今までは大きくは旧町単位で、人・農地プランを立てたような感じなんですけど、これからはより具体的に各集落が担い手がだれが担って農地を守っていくんだという、そういうプランにしていけないといけないということがございまして、その辺は来年度ぐらいまでにはまとめていくという課題がありまして、その辺の事業になると思っております。

○議長（沖田 守君） ３番、川田剛君。

○議員（３番 川田 剛君） ６３ページ、今の農業振興費の今度は負担金補助及び交付金の部分でして、山葵ハウス設置事業の部分なんですけども、これが不採択ということで、来年度、また申請すると思うんですけれども、新農業がんばる事業というのが、また形が変わるかもしれないというような話もあると思うんですけれども、その辺も踏まえて今後の見通しについてお尋ねをいたします。

それと、１０３ページ、日原体育館です。日原体育館のこの水銀灯の修繕料で３００万円ばかりかかっているわけなんですけど、以前、バスケットゴールの修繕もありまして、要はその備品というより恐らく足場だとかその工事費の関係でこれだけの高額にな

るんじゃないかなと思うんですが、この日原体育館だけではなくて、全ての施設、体育館施設で言えると思うんですけれども、水銀灯ですとか、そういった取りかえに関していうところで、いろんな明かりにしてもネットの問題にしても、いろんな足場を必要とする部分ってあると思うんですよ。一個一個やっていくのではなくて、あらかじめ1つの施設でどこが、今後危ういなという部分がありましたら、一遍にかえてしまったほうが早いといいますか、安く上がってしまうのではないかと。特に水銀灯をLEDにかえられたりですとか、いろんな経費節減の部分というのが考えられると思いますので、こういった場当たりの対応ではなくて、一個一個施設管理という部分で徹底されたほうが、足場のかかる事業ですので、見直されたほうがいいんじゃないかなと思います。まずはその所見をお伺いしたいと思います。

それと、105ページの委託料の文化財保護費、城山の関係の測量で、測量設計業務委託料600万円の部分なんですけど、昨日、先日の一般質問のほうでも回答はいただいているようなんですけども、この流れといいますか、いわゆる文化財に当たる部分というのがわずかな部分で、それ以外の作業道の部分というのをどうするか、これ以前の回答ではこれからの話なんだということなんですけども、このいわゆる設計に当たっては、町がこうするというやり方ではできないと思うんですよ。恐らく検討委員会さんなどの支持を仰ぎながらということになると思うんですが、一方で、それができ上がった後に成果物を県に申請を出したら、それじゃだめですよということもあり得るのかなというのを、この流れの中で感じまして、その辺は、県もその協議に入っていて、国や県も協議に入っていく形にしていくという話になるのか、でなければ、またこの測量設計というのが、今回の設計ではだめでした。もう一回、設計を組み直しますということになると、これもまたどうなのかなという気がいたします。そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 63ページの新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金でございますが、議員御指摘のとおり、来年度からこの補助事業はなくなりません。新たな形で提案型でやっていくと。そのときの推進作物が山菜と栗ということになっていますが、我々の津和野町はワサビも振興作物になっているんだということを、県とも話をしております。山菜部分に組み込んで申請ができないかなというふうに、今のところは考えております。

そういった感じで、来年度からも引き続きワサビの振興には力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 体育館等を含めましたその施設の改修についてのことにつきましてですけれども、現在、議員さんが言われましたように、日原体育館におきましては切れた電気をLEDのほうに、その都度、交換をするという形で対応してきてお

りますが、実際には、現在町内にあります町管理の体育館は、ほかはまだLEDの切りかえというが行われていないような状況になっていますので、これを一度に、確かに交換するほうが効率的ではあると思っておりますけれども、あとは事業費との関係になるかと思っておりますので、その辺はまた今後検討が必要かと思っております。

また、あわせて文化施設のほうにおきましても、現在ある施設といたしますのは、蛍光灯とあと、例えばスポットライトが要る部分ではハロゲン灯という形での対応になっておりますので、こちらのほうもだんだんそういった電球は製造されなくなってきておりますので、その部分を計画的に交換をするということも、考える必要はあると思っておりますので、施設全体としてそのあたりは、財政再度との協議もありますけれども、やっていかなければいけないというふうには考えております。

それと、先ほどの城山の作業路の修復ですが、教育長申しましたように、今回、設計、測量をしてどのように復元をするかということで設計をするわけですが、でき上がったものをすぐ持ってきてこういうふうにとということではなくて、そのある程度でき上がる段階で、方向性が見える段階で、順次県、あるいは国と協議をしていきながら、その了解を了承いただきながらという形になろうと思っておりますので、できたものがこれじゃだめだという形にはならないように考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと確認なんですけど、保障ですね、よくそういった何か起きた場合、保障といいますか、保険といいますか、財源の部分でこの600万円という一般財源からということで、それ以外の部分はこれまで寄附金で賄っていたという部分ありがたい話なんですけど、こういった場合での保険といいますか、そういったものはなかったのかという部分と。

それと、今回、間伐をしたものを搬出するという部分と、それとトイレの搬出というんですか、その不一致があったと思うんですけども、いわゆる最終的にこういうふうな形に持っていくんだという設計といいますか、もともとその作業路を入れるはずがなかったものが、作業路を入れることになったということは、そもそもなかったものをつくってしまったということなんですか。それはそもそもなかったものをつくったということは、全体図というものを示されているのかな。

我々は、これから城山を修復して行ってライトアップをしていって、大まかな部分はわかりますけれども、そうすると、ライトアップという部分でもうどこにライトを設置していいとかというのは、僕らではわからないので、当然その施工業者もわかるわけではないと思うんですよ。そういった図面、図面といいますか、こういうふうに行っていきますよというものがあつたのかなかったのかも含めて、御解答をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず図面の存在でございますけれども、全員協議会のほうでも若干ふれた部分が、質問に対して農林課長からも回答させていただいたと思いますけれども、当初の予定では、間伐で切った木については、この場に積み上げる形の仕様であったというふうに理解をしていますが、途中から集材で木を持ち出すというような流れにかわったということで聞いております。

ですので、当初の中では、そういった気をつけるという図面とか設計図等はつくってなかったというふうに私たちは理解しているところであります。

ですので、うちのほうで、現場での説明についてはトイレを持ち出すと、そのための入り口だけの道を申請をするという形になったということになります。

ですので、当初から図面等は用意されていなかったということでもあります。

保険については、建物等は文化財等にもかけてありますけれども、ああいう、いわゆる山でございまして、そういったものについての保険はかけていないと。あとは、町有林の関係で森林等に保険をかけておりますので、いわゆる雪害とか木が倒れたり木が風雪とかで倒されたりした場合、あるいは雨とかで流されたした場合の森林保険というのはかけておる可能性はあると思いますけれども、そこについては、我々のところでちょっとどういう形でかけているかというのを知っておりません。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 僕も山をさわる中で、一度電線を破断させたことがありまして、その当時、まだわが社の話ですけれども、保険をかけてなくて莫大な損害が発生したわけなんです。その場合というのは、あくまで私がやった事業ですので、100%僕が悪いということになるわけなんですけれども、こういった場合に、いわゆる契約書の部分で、どちらに瑕疵があつてこういった場合はこちらがいますよと、町の瑕疵なのか、それとも業者の瑕疵なのかという部分でして、これが、今回町が見ているということは恐らく町に瑕疵があるということで、一般財源から出しているのかなと思うんですけれども、もしこれ、業者に瑕疵があつた場合、設計図が、見ながらでもやって、たまたま掘削したところがたまたま見た目は全く同じ土地でもそこがたまたま文化財だったとなった場合、これ気づかないと思うんですね。

ライトアップするにしても、今後何か作業をするにしても、そういった場合に、どこが見るのかなというのがありますので、その辺はもう、これから復旧作業に当たっても、復旧する際にさわったところが実は文化財でしたというようなことがないようにしていただきたいという意味も含めまして、その確認を最後にさせてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の契約の内容については、私らのところではちょっとわからないので農林課長のほうで回答をすると思いますが、文化財うんぬんにつきましては、城山エリア全てが指定を受けている。国の指定史跡に入っておりますので、今たまた

ま遺構として壊したところは、その中のより重要な部分という理解でありますので、もう全体の道自体が、要は文化財に指定されていると御理解をいただいたらと思います。

ですので、山全体の指定区域は全て国の史跡として指定されておりますので、本来、土を掘る行為が発生するときには、それなりの届けが必要になるというところがございます。

だから、今後、設計をしてどういう形にするというものも、その国等の許可をとって、もちろん環境、県立自然公園でもありますので、そちらのほうの許可も当然とりながら、調整をしていくということになります。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山の整備に関する最初の契約の内容には、道の作設は入っておりません。途中で現場のほうで道をつけて搬出したほうが良いという、災害が起こってもいけないし、そういったものを出せるようにしたいという相談を6月11日にしたと聞いておりまして、あくまでもそれに対して許可が出たということで、うちの担当が業者に対して道を入れてもいいですよということを言いつくっておりますので、業者のほうに瑕疵はないと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長並びに教育長、今の農林課長の答弁らしき、言い訳らしきことがありましたが、コメントはありますか。町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、農林課長が申し上げたとおりというふうに私自身も理解をしているところでありますので、特に私のほうから訂正をするということはないというふうに思っております。基本的には町のほうで最終的に許可をしたというところでもあります。

そして、実は今回、仮に文化庁から認可をいただいていたとしても、仮にでもありますけれども、ただ、実際の工事の進め方として、やはり設計図がないままにやるわけですから、そうしたときに、遺構2カ所を必ず恐らく傷つけておったという事実は、恐らくかわらなかつただろうというふうに思っております。

ですから、やはりこの文化財の指定内に作業道を入れていくということは、やはりこれまでの通常の林業の事業とは違って、より慎重に設計図というのを事細かに、どういう経路でつけているかということをしちゃんと作成をした上で許可を出すということをしていかなければならなかつたというふうにも思っているところでありまして、そういう面からも町の基本的に瑕疵ということになるというふうにも思っております。

そのことも指示に出さなかつたというところに町としての責任があるというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 32、33の地方創生推進事業費、備品購入費が減額になって、工事請負費になっておりますので、多分シルクウェイにちはらの販売所の施

設の、何か置くのが何かを工事することになったのかと思いますが、その内容について。

それと、42、43の社会福祉総務費の中で、社会福祉法人つわの清流会運営補助金については、先日の全員協議会で説明があって、大体の納得はできましたし、理由というのはわかるわけでありませうけれども、一つ大きな赤字になった原因が、2018年度の就労支援B型作業所の報酬改定であったと思います。これは58.7%の事業所が減収になったという報告があるわけでありませう。これは、やはり障がい者支援の面からでも、この改定ということをいろんな形で訴えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

これの影響が大きくなるかと思いますが、先般のお話にもありましたが、資格者の確保のため人件費1名の増影響というものが大きく、来年度、配置がえ等によって、かなり負担軽減になるというお話でもありました。

何が質問かといえば、1,000万円ほど補助をするわけでありませうけれども、年間450万円の軽減になるわけでありませうが、これは、大体先般の話では、来年度以降は黒字になるということでありませう。その中で1,000万円で、今年度、来年度、大体お話の中では黒字になるということでありませうが、結構です。

影響のところをどういうふうに見るかというところを、報酬改定の影響をどういうふうに見ているかということはお聞きしたいと思っております。

それと、3点目でありませうけれども、安野光雅美術館費の中で、印刷製品費が286万円ほど出ておりますが、開館20周年の図録作成に伴い印刷製品費ということでありませうが、20周年の記念の図録作成、図録というものはどういうものなのか、少し御説明をいただけたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 33ページの地方創生推進事業費でございますが、議員がおっしゃったように、シルクウェイにちはらの改修工事でございますが、今、日原マルシンが経営しておるコンビニの部分、それから土産物を買っている部分、これを一体化していこうという構想でありませうが、その途中に壁がありますが、そういった壁を取り除いて一つのカウンターでレジをとるということになりませうが、備品購入費のほうは、陳列棚等の更新が必要ということであったんですが、既設のものを活用しながら、そちらのほうの経費がちょっとかかりそうだということで組み合わせをさせていただいたという中身になっております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 社会福祉法人つわの清流会に対する補助金につきましては、先般、全員協議会のほうで御説明させていただいたところでありませうが、今、議員おっしゃられたとおり、昨年度の報酬改定につきまして、B型事業



所のみならず、放課後等デイサービスにつきましても、大きな打撃を受けたところであります。

これにつきましては、行政のほうからどうこうということを国に訴えるわけにはなかなかいきませんが、そういう障害者福祉サービス事業所関連の法人間の、これどこまでの範囲なのかわかりませんが、先般、理事長のほうから聞きますと、そういう法人間で国のほうへ制度をもとに戻すようにというような署名活動の文書を回ってきて、それを今、その清流会でも行って送るというようなこともしていくというようなところも聞いているところであります。

何分、来年度につきまして黒字になるということでは、予定ではありますけれども、先般お見せしたような資料のと通りの数字でありまして、十分なところまではいっておるわけではありません。さまざまな工夫をしたり、経費を削減するような形の中で、しっかりとしたサービスができるようにきちんと指導していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 安野光雅美術館の図録につきましては、まず安野光雅美術館につきましては、令和3年の3月20日が20年ということになりますので、館長の意向もありまして、来年の3月の展示がえから、来年度、去来年度ということで20周年の企画をやっていこうという中で、この図録につきましては、先生が長らく使っておられました新宿のアトリエを片づけたときに出てきたものでして、先生が書かれたデッサンなんですけども、これは未発表といいますか、まだ世には出ていない作品になるんですけども、これを使った図録を制作して、あわせて来年の3月の展示がえから展示をしてということ考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 62、63ページの農林水産業費の中の、農業担い手支援センター費であります。108万円の新規就農支援事業補助金、108万円減額ということでありますが、これについては、ああして当町にはIターン等でかなりの方が農業等に従事されておると。その中で、やはり所得の安定といいますか、農閑期等において別なことに取り組む、事業所に行かれる、そういった動きが今までかなりあったわけではありますが、事業中止ということに伴って補助金が減らすと、この経過をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、66、67、林道新設改良費、林道大久保線の関係であります。この林道については、25年災害の絡みがございます、あれから相当の期間をへておるわけではありますが、今回、増額と、540万4,000円ですか、増額されております。なかなか難工事であろうかというふうに推測はしておりますが、この完工時期、この工事の完工時期等をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 63ページの新規就農総合支援事業費補助金でございますが、これは、新規就農する場合に、町から1人当たり300万円という限度額で補助をする資金がこの補助金になりまして、これに当初予算でいろいろ事業を決めて、入札をして、入札減等が起こって、またさらにほかの補助事業で当てれる部分があって、不要になった部分は108万円出てきたというふうに理解しておりまして、新たにやろうとしたことをなくしているという内容ではないと思っています。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 66ページ、67ページの林道新設改良の林道大久保線の件でございますが、この540万円ほど増額をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、場所が非常に狭いところでございまして、狭い上に非常に物資を運ぶのが非常に困難な場所でございます。

一応、当初、材料搬入を小運搬となったことも割高になったことですが、コンクリートブロックを当初予定をしておったんですけれども、何といても、コンクリートが現地に行くまでに固まってしまうというようなこともあったりして、それを大型かご砕工に変更したというのが大きな要素でございます。

それから、完了でございますが、大変申しわけおりません。私が今把握をしておりますが、今月か来月ぐらいの完了だったというふうに覚えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大方同僚議員から聞いたんで納得しているんですが、まず75ページの、稲成丁の公園整備がありますが、商工観光課のほうですね。確か、あずまやを撤去するような話をされましたが、そうしますと、あそこにある休憩する椅子や何かも全部撤去ということになるのでしょうか。そうすると、全くあそこで休むこともできないちゅうような状況になるんですが。

それと、もう一つ、徳川夢声碑がありますね。これはどのようにされるのか、そのまま置かれるのか、そのところどうかをお聞かせをいただきたい。

次に、81ページの水路補修であります。これは稲成丁線の水路補修であろうと、建設課のほうであります。高校の前のところの水路がずっと稲成さんの方へ行っておりますね。どこをどのような修理をされるのか、定番補修をされるのか、水路の壁までみないらうんか、水路の補修のその形態はどのようなことでやられるんか、そこをちょっとお願いします。

それから、105ページの上段の件であります。これも同僚議員が聞いておりますが、今から修復の設計に入るわけですが、県の意向を聞いて、文化庁の意向を聞いて、両方の何を聞かんにゃならんわけですね。文化庁だけのことで済むんじゃない、また県の意向もあるんですから、ただそれが同じようなその答申出りやええんですよ。最終的な判断を、権限はどこがするんか、文化庁の意見を尊重してやるんか。県は今の

意向のところですよ。現状でもやりなさいという意見と文化庁みたいに意向は全部、もどおりにせえてもしかあった場合には、どっちの意見が優先するんか、最終的な判断はどこがするんか。

それが出ると恐らく設計ができませんね。それからでないとな設計ができないので、相当時間がかかるんじゃないかと思うんですが、またこれは工事が出てからこれはお尋ねしますが、恐らく修復工事が出た場合、これは入札されると思うんですが、これからの工事は絶対に建設業の工事の中に施工計画書、これは必ず出すんですから、そういったものの確実に出示していただいて、せんとまた同じことになろうと思いますが、それまた今度の入札のときに、今はないけいいですが、今は設計の段階ですので、どっちの意見が尊重されてどうなるんか、そこのところをもう一回お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどから城山の整備の関係で、文化庁とそれから県との関係どうするかという話が出ております。私自身、文化庁にも、それから県の環境生活部長のほうにもおわびと経過報告等で行っております。そうした中で、まず基本的には文化庁との話し合いを優先にさきにさせていただくということになるというふうに、私自身は思っております。ただ、県も、県と言いながら、県の教育庁の文化財担当課と、それから自然公園のほうの担当課とそれぞれあるわけでございます。当然、県の教育庁の担当課のほうは文化財の協議、文化庁との協議において、当然県も同席をしていただいたりという中で、一緒に文化庁との話し合いをまず進めていくということになると思っております。

県の環境生活部のほうの担当部署のほうからは、まずは文化庁との話し合いを優先してくださいというふうに言っていたいておりますので、それをまずした上で、県のその環境生活部のほうはまた後で話し合いをさせていただくというふうにも言っていたというのでありますので、そういう流れで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 公園の休憩する施設でございますが、大小ございますが、ベンチを4基設置をする予定で今の計画をつくっております。

それと、徳川夢声の碑につきましては、貴重なものでもございますので、あれを生かす形で整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 町道稲成丁線の水路の修繕工事のことでございますが、場所につきましては、稲成丁のよしだカメラさんのところからスクランブルまでの間を今修繕をする予定でございます。一つの理由としましては、このたびあそこへ、公共下水道が整備をする予定となっておりますけれども、それにあわせましたというところ、それから商工観光課のほうの事業になりますけれども、道路舗装の、今の公園整備もそ

うなんですけれども、道路舗装される予定というふうに聞いておりますので、それにあわせて、水路側溝をする予定で考えております。

一応、長さとしましては、延長が44メートルで、800掛ける500のボックスカルバートを今、入れる予定でございます。既存の水路は、やっぱりあれも暗渠になっておりまして、道路の幅員は保ちたいというところ、ボックスカルバートで、暗渠である間を整備する予定でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 31ページの定住対策費ですけども、若者定住促進奨励金45万円、この内容をお聞かせください。

それと、その下の生活バス対策費の庁用器具費の83万4,000円としておりますけども、この内容をお聞かせください。

それと、61ページの農業振興費の委託料ですけども、地産地消・CAS推進事業委託料で19万8,000円減額しておりますけども、このCASの状態。減額する理由をお聞かせください。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 31ページの若者定住促進対策奨励金45万円増でございます。これは、出産の3人目から出産のお祝い金ということで広報しておりますが、当初105万円ということで見込んでおりましたが、4件分増加する見込みということで、この増加分の補助金の増額ということでございます。

それから、庁用器具費でございます。生活バス対策費、これ日原の町営バス、バスターミナルのところにバスをとめておりますが、このバスの車両の洗浄用の高圧洗浄機、これは冬期等において、温水で洗浄するものでございますが、その更新のために83万4,000円を計上させていただきました。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 61ページ、地産地消・CAS推進事業委託料でございますが、これは、集落支援員2名分の委託料の減額であります。というのは、この4月から雇用したかったんですが、1カ月遅れで雇用になったという関係で、その部分の2名分の活動費に当たるものですが、それを委託料として払っているわけですが、それを減額したものであります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 80、81ページの道路維持費の中で、修繕料392万円、津和野高校のグラウンド沿いの街路灯周辺に伴い、町道稲成丁線街路灯等修繕工事392万円でありますけれども、そこは非常にカーブのところを含め、暗いということで、特に女子高生などが歩くときには、ちょっと、もう少し明るくならないかとい

うことで、今回の修繕工事で明るくなるのか、多少ふえるんならもう工事でしょうけど、ただの修繕なのか、例えば、LEDでもうちちょっと明るくなるとか、そして今後、増設の予定とか考えがあるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 高校のグラウンド横の照明でございますが、今、既存のものを修理をするという格好で今、考えておるところでございます。ただ、電球につきましてはLEDにする予定で今考えておりますので、一応、予定ではまた近日のうちには工事にさわるだろうというふうに思いますが、できるだけ早く、早急に修繕をしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかに。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 55ページの衛生費の保健衛生総務費のところの健康管理システム文書相談管理オプション等の導入に伴い、健康情報管理システム委託料255万2,000円となっているんですが、健康管理システム文書相談管理オプションというのがどのようなものなのか教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これにつきましては、今、2年ほど前に本町の健康管理システムといいまして、住民に特定検診を受けてもらったり、その他いろんながん検診を受けてもらったり、いろんな情報を一括して管理ができるようなものを設置しました。そのオプションのものとしまして、相談事業があったときの管理ができるようなシステム、それぞれの。それから後、キャビネットオプションといいまして、それぞれの、いわゆる書類のフォルダーみたいな形になると思うんですが、そういうもの。これを国庫補助、健保補助3分の1でオプションを今回、増設するとういようなもので考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 賛成をいたします。特に、先ほどから随分話題になっております城山整備、作業道修復につきまして、現在、本丸、出丸ともに素晴らしい石垣が出現しております。このたびこのような間違いが起こりまして、町のほうも潔く間違いを認めておられます。ここで長い間、立ちどまることなく、早目に、慎重に、とにかく早く進めて、できるだけ完成期日に近い、恐らく送れるとは思いますが、完成期日に近い日に完成するように期待しまして、賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次い、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第155号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第155号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時29分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

---

#### 日程第11. 議案第156号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第156号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第156号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第156号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第157号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第157号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 15ページでございます。介護予防住宅改修費が上がっておりますけれども、現状、この介護予防住宅改修というのはどのぐらい町内で進んでいるのか、今年度、何件ぐらいあったかとかわかりましたらお尋ねいたします。

また、特にどういった需要があるのかというのもお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これ介護予防の住宅改修ということで、要支援1、2の方の申請によるものであるんですが、これ例年ふえておりまして、いわゆる御本人さんが20万円までの工事について1割負担で手すりをつけたりお風呂を改修したりというようなことができるようになります。

単純に、今回160万円補正させていただきますが、満額でいきますと8人分、約8人分、それから9人分というぐらいの計算になるのかなと。一概には言えないんですけど、5万円を分割で4回やられる方もおられますけれども、一度にやられると20万円までの工事費の1割負担でできるよというようなシステムです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第157号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第157号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第158号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第158号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第158号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第158号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14．議案第159号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第159号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第159号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第159号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15．議案第160号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第160号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。



これより、議案第160号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第160号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16．議案第161号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第161号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第161号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第161号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17．請願第3号

○議長（沖田 守君） 日程第17、請願第3号政府に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、本請願について、紹介議員により説明の必要があればこれを許可します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出に関する請願の趣旨説明をさせていただきます。

現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ高度・重度難聴者が対象です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には助成制度がありません。加齢性難聴は、コミュニケーションの問題を含めて、生活の質を落とします。高齢化により耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者がふえています。耳が聞こえにくい高齢者が社会で活躍、働いていくとき、補聴器は必需品です。耳が聞こえにくくなることにより、何度も聞き返してしまう、テレビの音がうるさいと言われる、外出のとき後ろから来る車の気配を感じづらいなど、日常生活やコミュニケーションにも支障が出ます。しかし、補聴器は片耳で、おおむね3万円から20万円です。保険適用ではないため、全額自費となります。

補聴器を使用することで高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症を予防し、健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながると考えます。

以上の趣旨から、国、関係機関に対し、意見書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） このことで、現在、テレビ、新聞等折り込みの中に、1万円、2万円代が随分載っております。これを確かめておられるのでしょうか。また、高いものは今、私の聞いたところでは50万円、60万円するものがあります。このような高額なものを求めたときに、何割負担と書かれていないんですが、このようなときにも上限というのは設けるような感じで、この請願書なんのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、全額自費でなっているということなので、少しでも補助をということで、割合を何とかするとか、そういうことではなく、今たくさんの難聴者の方がこう耳が聞こえないことで生活の質が落ちている、それを何とか補聴器を手に入れることで生活を改善していただけるような補助をしてもらいたいという請願で、何割してほしいとか、そういうところまでは踏み込んでいません。

それから、金額はおおむね3万円から20万円と言わせていただきましたが、おおむねなのでその幅はちょっとあることをお許してください。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。米澤君、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上で質疑を終結します。いいですね。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 賛成の立場から討論をいたします。

補聴器の価格は、形や機能、またアナログやデジタルによって大きく違っております。この値段の差が心身とも健やかに過ごすことを阻害している経済格差につながっていると思いますので、私は賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、請願第3号を採決します。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、請願第3号政府に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願については、採択と決定いたしました。

---

#### 日程第18．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第18、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済常任委員長（川田 剛君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告書、令和元年9月定例会において、閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告をいたします。

調査事項、津和野高校支援について、調査目的、津和野高校支援について調査し議会活動に資するため、第1回調査日、令和元年10月17日木曜、午後1時から、調査場所、島根県立津和野高等学校同窓会館、出席者、総務経済常任委員6人と津和野高等学校校長、津和野高等学校後援会、高校魅力化コーディネーター2名、つわの暮らし推進課長以下4名であります。内容は机上調査であります。

第2回令和元年12月13日、全員協議会終了後、津和野町役場第2庁舎委員会室におきまして、総務経済常任委員6人、内容は取りまとめであります。

調査報告、1、津和野高校支援における現在の組織体制と事業及び予算について、津和野高校への人的支援体制は町の職員である地域おこし協力隊及び集落支援員によるものと、町長を会長とする津和野高校後援会を通じて支援するものがあるが、ともに津和野高校魅力化コーディネーターや町営英語塾HAN-KOHスタッフとして支援を行っている。津和野高校コーディネーター体制、町営英語塾HAN-KOH体制は以下の表であります。

平成31年度津和野高校後援会予算額は4,043万4,000円である。財源の内訳は、県補助金300万円、津和野町より3,742万5,000円、これは高校支援交付金が80万円、町営英語塾業務委託料2,556万円、コーディネーター業務委託料1,106万5,000円であります。前年度繰越金8,290円、預金利息1,000円あります。

津和野町としては上記の予算とは別に、通学費補助2割補助を95万円を交付しており、津和野町の高校支援総額は3,837万5,000円あります。支援総額の財源として、過疎債3,300万円、クラウドファンディングによる基金繰り入れ500万円を充てております。

2、入学者の推移、平成23年度からの入学者数は50人台から70人台の増減を繰り返しており、全校生徒数は多いときで200人を超えたが160人台から200人台を繰り返している。地域別に入学者は、町内からの入学者数が約半数である。一方、山口県以外からの県外出身生徒数が顕著に増加している。今年度は、16都府県の生徒が津和野高校に在籍している。卒業生の進路は、平成29、30年度における進路割合は、大学40%、短期大学6%、専門学校30%、就職19%、その他5%である。昨年度の進学実績は、以下の基本の表のとおりであります。

以下、生徒数の推移、地域別入学者の推移、在籍生徒出身地、並びに平成31年3月卒業生進学実績は表のとおりであります。

3、県外入学者の居住の現状と課題、県外入学者の希望居住先は基本的には寄宿舍であるつわぶき寮を希望されている。しかし、寮の定員は男子36人、女子32人の合計68人であるのに対し、男子28人、女子31人の合計59人が入寮している状況であり、女子生徒の受け入れが当面の課題である。現在、下宿生が6人いるが、今後の県外生徒数増加に備え、整備される森村のPFI住宅や野口の住宅をPRしていく。また、下宿先の公募を実施し、これは10月実施予定のものであります。生徒の受け入れ態勢を整備する予定である。つわぶき寮の現状は以下の表のとおりであります。

4、ゼロ歳からの人づくりプログラムとの連携、1、町営英語塾HAN-KOH、町営英語塾に中学生を対象としたコースを設け、津和野と日原に週2回ずつ学習支援を行っている。中学生を担当する講師やスタッフは中学校の英語の授業にも参加し、学習内容と生徒の進捗を把握し、塾において支援に取り組んでいる。2、総合的学習、津和野高校に配置したコーディネーターが教育委員会より中学校に配置されたコーディネーターと中学校の取り組みの現状を共有し、津和野高校で培われた総合学習プログラムをもとに、一貫したプログラム化に向けて調整をしている。

5、津和野高校統廃合問題における県教育委員会の現在の考え方、平成21年2月に島根県教育委員会が策定した県立学校再編成基本計画において、普通科を設置する1学年2学級の高校については、入学者数が入学定員の5分の3を2年連続下回ると見込まれる場合、引き続き存続させるか、近隣の高校と統廃合するかを適当な時期に検討する

としており、1学年2学級以内の普通科高校については、入学定員の設定を1学級当たり35人と見なすこととするということから、津和野高校においては、1学年42人以下が2年連続続いた場合、統廃合検討の対象とされることとなった。

平成31年2月に島根県教育委員会が策定した県立高校魅力化ビジョンにおいて、中学校卒業者数が減少していく状況であるが、減少ペースは緩やかになると見込んでいる。また、このビジョンでは、松江市、出雲市を除く地域の方向性として、学校規模にのみこだわることなく、地元市町村及び地域の参画を得ながら、協働して高校の魅力化、特色化を進めていくことが重要であると述べられている。この方向性における具体的な取り組みとして、高校と地域が一体となった魅力化、特色化の取り組みや成果を踏まえ、中学校卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、地域における高校、学科のあり方や配置について検討するとしている。

このビジョンは2020年代の県立高校における教育の基本的な方向性と具体的な取り組みを策定したものであるが、策定に当たっては向こう10年間の方向性を示すとともに、前半5年間については具体的な取り組みを示し、後半5年間については改めて県教育委員会において検討していくこととしたとあり、気を緩めることなく高校の魅力化、特色化を進めていく必要がある。

6、今後の課題について、これまでの津和野高校における教育は、学校内において完結されてきていた。現在、津和野高校では総合的な学習の時間や魅力化コーディネーター、町営英語塾HAN-KOH等を通じて、地域の人々や地域の仕事、伝統文化などを身近に感じることができるようになった。世界規模な視点で考え、地域で行動するクラブ活動であるグローバルラボや総合的な学習、総合的な探求の時間などで発見した問題意識などから、課外の時間を使って生徒自身が取り組むマイプロジェクトなど、地域をフィールドとするさまざまな活動の中で、地域住民とのかかわりが増加してきている。

しかし、津和野高校の魅力化に取り組む後援会は、組織として町全体と連携を図ることが限界に近づいてきており、今後、さらに津和野高校が津和野町全体をフィールドとして活動するためには、活動支援組織の再構築が課題であるとのことである。

現在、津和野町の民間事業所や企業とはコーディネーター等の個人的なつながりにより、個別に協力を得ている状態である。津和野町の民間事業所や企業と津和野高校とのつながりをさらに広く強化し、連携して津和野町の人材の育成に取り組むことは、津和野町全体で人材を育成する形ができ、まちのさらなる発展に寄与されるものと考えられる。

これら、民間事業所や企業との連携の仲介役を担うものとしてコンソーシアム津和野を構想しており、雇用の可能性の拡大のために法人化を視野に入れて検討されている。

調査意見、津和野高校魅力化コーディネーターの活動費及び町営英語塾HAN-KOHの運営に係る費用をクラウドファンディングにより500万円を募っている。町財政が厳しい中、クラウドファンディング制度は財政の一助になるものではあるが、人件費

に係る費用を当該制度に委ねることは非常に不安定であり、雇用者に不安を抱かせるものである。今一度、支援の方法を見直されたい。

2、県外生の居住については、県外生の生活の基盤となる場所であり、入学希望者数に大きく影響を与えるものである。つわぶき寮は古く、部屋数も限られ、必然的に4人部屋がほぼ満室の状態となっている。町が対策として、下宿先の公募を行っているが、下宿はつわぶき寮と比較し家賃が高くなることも懸念される点であり、不安を抱えるものである。つわぶき寮と下宿に家賃の差が大幅に広がらないよう対策を検討すべきである。あわせてつわぶき寮の改修についても、関係機関と協議を図られたい。

3、通学費補助について、現在、JR山口線利用生徒のみ2割補助を実施している。益田圏域における通学の実態を今一度検証し、JR利用生徒のみならずバス利用生徒なども含めて検討され、通学支援を実施されたい。

4、ゼロ歳からの人づくりプログラムにおいて、津和野高校に配置したコーディネーターが教育委員会により中学校に配置されたコーディネーターと中学校の取り組みの現状を共有し、津和野高校で培われた総合学習プログラムをもとに、一貫したプログラム化に向けて調整されている。よりよいものにするためにも、津和野町教育委員会との連携を綿密に図られることを期待したい。

5、津和野高校関係者の努力と地域の方々の支援により、津和野高校魅力化が進められ、入学者数は県立学校再編成基本計画で示された、いわゆる5分の3である42人を上回る生徒数を維持できている。これまでの魅力化の成果は全国高校ビブリオバトル2017、全国高校生マイプロジェクトアワード2017の出場を初め、生徒の地域内での多くの活動からも伺える。

一方、少子化の減少は緩やかになるとはいえ、県内、県外の高等学校も地域や行政と連携し、入学希望者数増に向けてさまざまな対策を講じてきている。津和野町担当各課におかれては、これまで以上に津和野高校立地自治体として支援の充実を期待し、高校のさらなる魅力化、特殊化を推進を求めるものである。

以上、報告いたします。津和野町議会議長沖田守様、津和野町議会総務経済常任委員会委員長川田剛。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 6の今後の課題についてのところの真ん中ぐらいのところなんですけども、後援会は組織として全体、町全体で限界に近づいてきておるといふのを、この具体的なことがよくわからないんです。ちょっと教えていただきたいのと。

もう一点は、コンソーシアムということを私よくわからないんですけども、具体的にいうと、これ具体的にいうとどういうことなのかなと。雇用の拡大、可能性の拡大とかという、ここがちょっとわからないんで、高校生もアルバイトをしてもいいというようなことをちょっとかなり限定的ですけども、この2点を教えてください。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員長（川田 剛君） 最初にお断りしておきます。昨日、津和野高校の後援会総会がありまして、私も出席の対象だったんですけども、ちょっと諸事情ありまして欠席しておりまして、またこの後、全員協議会の中で、津和野高校魅力化のことについて詳しいことがあると思いますが、この調査をした時点が10月の段階でありますので、10月の段階と今の段階とまた後ほど課長の説明の中で若干違うことがあるかもしれませんが、10月の段階、調べた段階における回答をさせていただくことをあわせて御了承ください。

今後の課題についての、まず最初の御質問の、組織の限界という部分なんですけども、後援会組織というのは、御承知のとおり、後援会という具体的な名簿があるわけではなくて、いわゆる充て職といいますか、各学校のPTA会長さんですとか高校の校長先生ですとか、OB会だとか、そういったメンバーが後援会の組織としてなっています。ですので、人的支援というのはほとんどないという状況でして、津和野高校後援会といえども町の財政的支援はありますが、人的支援も町からの支援というだけで、組織として、人としてのマンパワーの応援というのが、基本的には今までは町以外からは余りありませんでした。

そこで、地域の人づくり、地域の方々による人づくり、お助けがあったりですとか、企業、民間企業による融資の方々による支援があったりしました。

津和野高校というのは、これまで校長先生は認められておりますが、外部との接触が余りなかった、地域との接触がなかったと。一方で、小中学校というのは、これまで地域の方々といういろいろな運動会にしても学習発表会の場にしても参加されてきましたが、高校というのはなかなかそういった開放的な空間ではなかった中で、今現在では総合的な学習の時間やグローバルラボ、それからマイプロジェクトといったいろんなさまざまな活動の中で、地域の方々、地域の企業、個人事業主さんであったり会社であったり、いろんな方がつながってはいるんですけども、それでもこのつながりというのは、先ほど申し上げましたコーディネーターの個人的なつながり、あの人、たまたま知っているから連れてきたと、そういったことは結果的には何であそこあそこはつながっているんだとか、うちにも声かけてくれたらいいのにとという部分が限界に近づいてきていまして、コーディネーターにマンパワーを委ねるのもおかしいことですし、だれがそれを担うのか、高校の先生も忙しい中で、そういった部分で限界が近づいてきておりまして、じゃあコンソーシアムって何なのかっていいますと、コンソーシアム津和野という共同事業体といいますか、コンソーシアムというのは、こちらに注釈でも入れておりますけれども、意味的では共通の目標に向かって活動する共同事業体ということであります。

想定されておりますのは、津和野高校後援会というのは残しながらも、一方で、商工会や民間企業ですとか、大学、産学官という部分ですね、その部分の連携をより強めていこうという部分で、地域の、津和野町全体の地域や産学官を取り巻く学校以外の部分

と津和野高校、そして津和野高校後援会、これをつなぐ組織という意味で、コンソーシアム津和野と、名前だけではなくて、10月時点の部分ではこの法人化に向けて、人的な配置も含めて支援し、津和野町の高校の魅力化だけでなく、小中教育の魅力化を含めた人的な配置を含めて法人化を目指していると。

コンソーシアムという横文字で分かりづらい部分でありますけれども、津和野町全体となって津和野町の高校の魅力化、また津和野町の教育の魅力化を図っていこうという組織化のプログラムだと思っていただければわかりやすいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 概念はこれに書いてあるとおりでいいんですけど、要はマンパワーとお金なんですけど、これがどうなっているかということ、先ほど後援会はお金、あるいはマンパワー、この2点なんです。それで、こっちの、さっき言うたコンソーシアムの件もお金とマンパワーと、それでさっき私具体的に言うんですけども、高校生のアルバイトみたいなものも認めます。ちゃんとこれからは認めていきましょうみたいなものも入るんですかみたいな、ここをお願いします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員長（川田 剛君） 正直申し上げまして、そこは僕は校長先生じゃないのでわかりません。アルバイトを認めるかどうかというのは教育委員会の関係だと思いますのでわかりませんが、基本的にはこの津和野高校の魅力化で地域とつながっている部分というのは課外活動であったりですか、総合的な探求の時間とかそういう部分ですので、その中で、労働の部分で手伝うとかでなくて、この津和野の地域の素材を生かしたものをどうやって地域に貢献していくか。

例えば、祭りでの竹を使った屋台ですか、津和野の食材を使ったものの出品ですか、それがじゃあ労働かといえば、確かにものを売ったりしますので労働かもしれませんが、僕はそれちょっとアルバイトとは思いませんし、あれはあくまで地域に出てでも課外活動だと僕は思います。

先生はそう思われるかもしれませんが、僕はあれはアルバイトではないと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会所管事務調査報告を終わります。ありがとうございました。



○議長（沖田 守君） 日程第19、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。8番、三浦英治君。

○文教民生常任委員長（三浦 英治君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書、平成31年第2回定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件、津和野町の医療、福祉について、2、調査目的、現状を調査し、議会活動に資するため、3、調査方法、机上調査及び現地調査、4、調査の経過、8回開催しております。日時、場所、出席者、調査内容は表のとおりです。

5、調査概要、医療機関の現状、医療法人橘井堂、1、津和野共存病院は病床49床で内科、外科、神経内科、循環器科、小児科、整形外科、婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科の9科を有しております。津和野共存病院は、津和野町医療の中心的役割を持つ重要な医療機関である。あわせて民間開業医も少子高齢化等により廃業に追い込まれるなど、厳しい現実の中で、地域医療を支える重要な医療機関である。医師確保に向けた努力の成果により、きょうまでさまざまな公的機関、個人の協力を得て、津和野町の医療が継続されている。令和元年度より理事長が新たに就任された。他県からの派遣であるが、十分な協力体制と支援が重要である。本年5月に益田圏域において質の高い医療環境を整備し、地域住民に適切な医療を提供する等、医療連携を構築するために、津和野町と益田赤十字病院による医療機能連携協定が締結された。これにより、益田赤十字病院のノウハウを生かしたまちの医療介護施設への経営支援や在宅医療を推進する共同組織の立ち上げなど、相互協力の体制が整ってきた。この締結により、益田赤十字病院院長に津和野町医療・介護統括管理者を委嘱した。医師については、津和野共存病院常勤医師4名と療養中であった2名の医師も復帰され、非常勤医師2名体制である。看護職員は奨学金による新採用がふえてきたが、次世代を担う20代から30代の職員が非常に少ない。2階病棟の老朽化に伴う壁、床、トイレ、手洗い等の劣化に対する改修要望がある。

2、日原診療所、平成31年4月、人口減少、利用者の減少、人材資源の有効活用のための施設の集中と効率化を図る。常勤医師1名体制である。受診者数の増加が見られない。

3、訪問介護ステーションせきせい、平成31年4月、施設の集中と効率化を図り、日原診療所地内に本所を移転、津和野共存病院地域包括ケア病床要件につき、病院地内にサテライトを設置、日原地内に本所を移転したことで、地域加算を取得し、増収を図るが、ステーション維持の条件として、管理者を含め、最低3人の看護師配置が必要となるため、人員確保に苦慮している。高齢化、人口減少、過疎化など在宅介護そのものが困難となりつつ現状である。病院、診療所、訪問看護の現状、職員体制、年齢層、入院、外来患者の現状は表に示しているとおります。

4、介護老人保健施設せせらぎ、介護予防通所リハビリテーション通所定員30名、平成30年度より46床に減少、津和野共存病院3階に移転し、日原診療所併設通所リハビリテーションに変更した。入所については40床を切った状態であり、稼働率が十分上がっておらず、依然厳しい状況である。津和野町唯一の通所リハビリテーションは利用者数がふえつつある、職員体制、年齢層、そしてせせらぎ入所、短期入所、通所リハについては定員とあわせて利用状況を年度別に表にしております。

4、日原診療所通所リハビリテーションの利用状況の表です。参考として、町内医療機関を表にしておりますので、確認してください。

福祉介護施設の現状、津和野町社会福祉協議会、日原津和野訪問介護事業は、ともに利用者が増加し、介護報酬収入及び自立支援給付費収入が増収、増益の状況だった。介護報酬、収入及び自立支援給付費収入の推移を年度別に表にあらわしております。

1、主な事業としては、社会福祉推進事業、ボランティア推進事業、生活支援事業、津和野町受託事業、共同募金助成事業、公益事業、幅広い事業を展開しております。

2、居宅介護支援事業、介護請求の状況と日原訪問介護事業所、津和野訪問介護事業所の利用状況を表にしておりますので、お目通しください。

4、職員体制も表にしております。つわの福祉会、特別養護老人ホームシルバーリーフつわの、平成9年特養シルバーリーフつわのの創設から22年が経過し、当初30床から20床追加され50床で現在にいたっております。通所介護は、平成30年度より通常規模サービスから地域密着型へ事業転換をした。平成30年度老人ホーム入所稼働率は94.99%で、前年対比で1.9%の微増である。デイサービス事業は30年度1日当たり利用実績13.95人で、前年実績マイナス2.13人の大幅な減員だった。若年層の雇用確保が課題である。車寄せの屋根のさびと漆喰の剥離が顕著になり、改修が必要であり、空調設備、ボイラー給湯、介護用品の備品に対する更新時期でもある。1、介護保険事業と2の職員体制は表のとおりです。

にちはら福祉会、特別養護老人ホーム星の里、平成3年に事業を開始、平成30年度老人ホーム入所稼働率は93.8%で、前年対比0.8%の微増である。デイサービス事業は30年度1日当たり利用実績15.5人で、前年実績マイナス0.4人の減員、人員確保が課題で、短期退職者が多いので、人材確保委員会を設置した。玄関前の空洞化や駐車場のひび割れが顕著である。特殊浴槽が12年経過し、取りかえ時期である。1、介護保険事業と2、職員体制は表のとおりです。

参考としまして、民営の町内介護施設、はるひ苑津和野、グループホーム、定員9名です。グループホーム悠心彩、グループホーム、定員18名です。デイサービスセンター希翔会とつわぶきデイホーム、これは居宅介護支援を開設しています。

吉賀町社会福祉協議会、1現状、吉賀町社会福祉協議会は、平成17年10月の町村合併に伴い、旧六日市町、旧柿木村の両社会福祉協議会が合併し、新たに設立したものである。統合前から、六日市町、柿木村とともに、社会福祉協議会が福祉関係施設の経

営も行っており、合併により、町内福祉関連施設が一本化された。統合後に新たに障がい者就労支援事業所やシルバー人材センターを立ち上げている。また、組織の再編強化にも積極的な取り組みが行われている。

統合後の課題や問題点の改善のため、平成25年度から吉賀町社会福祉協議会新創造計画の策定をコンサルタントを活用して作成し、現在、それに沿った経営が行われている。

2、財政支援の状況。平成30年3月に、吉賀町社会福祉協議会支援計画を作成、法人運営の安定を図るため、法人運営補助金として、役員報酬等経費の2分の1と職員4名分の人件費を、毎年度交付している。

平成29年度交付額は2,657万2,000円で、吉賀町社協法人運営の予算の47.56%に当たる。県下的に、自治体からの補助金収入が大部分を占める市町村社協が多い中、残りの役員報酬等経費や3名分の人件費及び事務費の全額について、介護保険事業収益を充当し、法人経営を行ってきたが、平成27年度以降、介護保険事業収支の悪化により、充当が困難になった。

そこで、補助金交付内容の見直しを図り、平成29年度交付額2,657万2,000円を基礎分として、新たに法人運営事務費分1,230万3,000円と人件費1人分430万円を加算し、合計4,317万5,000円を、平成32年度までの3カ年交付することを決定した。

なお、30年度には、補助金の106万1,196円、受託金の344万8,098円の計450万9,294円を返戻している。

一方、特別養護老人ホームみろく苑については、空調設備や浴室、照明設備の改修が必要であるため、積立金を差し引いた4,996万5,000円を、平成30年度から平成32年度の3カ年にわたり交付することに決定した。今後予想される高齢化社会や人口減少により、利用者減少の不安、介護人材不足の諸課題、また、制度改正、報酬改正等も経営上予断を許さない状況である。

## 6、調査意見。医療について。

### 1. 津和野共存病院

医師については、引き続き、年齢構成等を考慮して、計画的な人員確保に努められたい。あわせて、職場環境の改善、生活環境の整備に努められたい。看護職員については、奨学金制度を活用した新採用がふえているが、20代から30代の職員が少ない状況があり、年齢構成の均等配置が課題である。奨学金返納期間を過ぎた看護職員の引きとめ策を検討されたい。

人口減少とあわせ、高齢者人口も減少傾向の中で、病院利用者の減少が予想される。限られた財政支援の中で、地域、時代に合った医療のあり方を模索しながら、広域連携をさらに強化し、効率的な病院経営がなされることを期待するものである。

地域包括ケアシステム構築の中心施設として、先駆的な位置づけを、津和野町内外にアピールできるよう努力されたい。

医療従事者の人材確保のための院内保育や病後保育について検討されたい。

施設の改修については、いながら改修となるため、計画的な改修計画を策定されたい。

## 2. 日原診療所

受診者数の増加が見られず、巡回診療日程等、新たな展開を検討されたい。

## 3. 訪問看護ステーションサテライト

在宅介護そのものが困難になりつつある現状を踏まえ、津和野町での住まいのあり方を含めて対策を検討されたい。

## 4. 介護老人保健施設せせらぎ

益田赤十字病院と津和野共存病院、地域包括ケア病床と連携して稼働率アップに努められたい。

福祉・介護について。

津和野町の要介護、要支援認定者数2015年が830人であったものが、2025年には750人に減少予測される。総人口の減少とともに、高齢者人口も純減するため、要介護・要支援認定者の減少は、今後、津和野町内における介護保険サービス事業にも影響が及んでくると考えられる。

特別養護老人ホームシルバーリーフ星の里とともに、入所について、現時点では待機者もいる状況の中で、稼働率も90%以上を確保している。

デイサービス部門では、町内事業所で利用者の取り合い的な状況もあり、稼働率約70%程度で厳しい状況である。今後の医療・介護の安定的な継続のためには、人材確保が最大の課題である。

六日市学園が2021年度末をもって閉校することになった。医療・介護人材の育成や確保に大きな役割を担ってきた。同校の廃校は、近隣医療・介護関連施設に多大な影響が予想される。

各事業所においては、定年年齢の見直しや退職者再雇用制度の活用、職員の労働条件の改善、研修活動等を通じ、採用育成定着につなげていく努力を期待するものである。また、将来的には、有効的な人事配置や人事交流ができるよう、同種施設の再編等を視野に入れた検討も必要と思われる。

施設整備については、経年により、改修の必要なものもある。必要とあれば、町としての財政支援も検討すべきである。

社会福祉法人津和野町社会福祉協議会の日原・津和野訪問介護事業は、ともに利用者が増加し、介護報酬収入及び自立支援給付費収入が、増収増益の状況だった。

法人運営事業では、町からの法人運営人件費補助金は厳しい町財政を受け、削減されてきている。町からの財政支援は、事務局長を含め、8人分と役職員報酬、臨時職員で、

平成31年度当初予算は4,143万9,000円となっている。今後、介護人材の不足が予想される中、合わせて見直しを図るべきである。

今後の人口減少社会を考えると、福祉介護事業の縮小は避けられない状況である。安定した福祉・介護事業の継続のためにも、事業所の合併等について検討すべき時期が来ていると思える。

行政主導によって、津和野町社会福祉協議会と各特別養護老人ホームのつわの福祉会、にちはら福祉会、介護老人保健施設せせらぎ、社会福祉法人つわの清流会で検討を始められたい。将来的には、福祉・介護関連施設の一本化が望ましいと考えるが、段階的な方法を検討されたい。

合併によるメリットはさまざま考えられる。介護サービスの質の標準化、研修や採用活動の共同実施による介護等人材の確保、経営管理機能の強化、人事交流による職場の健全化、老朽化施設の改修や地域展開への経営戦略支援が図られる等、津和野町福祉介護事業が安定して継続できる体制強化が期待できる。検討に当たっては、合併後、先進的な取り組みを行っている吉賀町社会福祉協議会の取り組み等を参考にされたい。

最後に、第7期津和野町老人保健福祉介護事業計画に沿った事業が展開されているが、重要な計画を議員に配付するだけでなく、当局は議会に計画説明の時間は持っていたきたい。以上。

令和元年12月18日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長三浦英治。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑を始めますが、ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑は終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。ありがとうございました。

---

## 日程第20. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

---

## 日程第21. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第 21、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

| 委員会  | 目的                | 事項          | 期限       |
|------|-------------------|-------------|----------|
| 総務経済 | 議会活動に資するための所管事務調査 | 中期財政計画について  | 3 月定例会まで |
| 文教民生 | 〃                 | 文化財について     | 3 月定例会まで |
| 議会運営 | 所掌事務調査            | 議会の運営に関する事項 | 3 月定例会まで |

お諮りをいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

それでは、先ほど、請願第 3 号政府に対し加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願についてが採択をされました。

この請願は、意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第 2 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1、発議第 2 号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

しばらく時間をいただきます。日程の追加をお願いします。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 48 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開します。

#### 追加日程第 1. 発議第 2 号

○議長（沖田 守君） 追加日程第 1、発議第 2 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、この原案に対して反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発議第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

したがって、可決されましたので、各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和元年第8回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でありました。

午前11時50分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員